

平成 15 年

小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成15年 第2回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 6月20日～ 7月10日(21日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
6月20日 (金)	提案説明	
21日 (土)	休 会	
22日 (日)	"	
23日 (月)	"	
24日 (火)	会派代表質問	
25日 (水)	"	
26日 (木)	一般質問	
27日 (金)	休 会	予算特別委員会 (総括質疑)
28日 (土)	"	
29日 (日)	"	
30日 (月)	"	予算特別委員会 (総務所管)
7月 1日 (火)	"	" (経済所管)
2日 (水)	"	" (厚生所管)
3日 (木)	"	" (建設所管)
4日 (金)	"	" (総括質疑)
5日 (土)	"	
6日 (日)	"	
7日 (月)	"	市立病院調査特別委員会
8日 (火)	"	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
9日 (水)	"	
10日 (木)	討論・採決等	

平成15年
小樽市議会
第2回定例会会議録目次

6月20日(金曜日) 第1日目

1	出席議員.....	1
1	欠席議員.....	1
1	出席説明員.....	1
1	議事参与事務局職員.....	2
1	開 会.....	3
1	開 議.....	3
1	会議録署名議員の指名.....	3
1	日程第1 会期の決定.....	3
1	日程第2 議案第1号ないし第15号.....	3
	市長提案説明(議1~14).....	3
	提案説明 (議15 新谷議員).....	6
1	日程第3 小樽市農業委員会委員の推薦.....	7
1	日程第4 休会の決定.....	8
1	散 会.....	8

6月24日(火曜日) 第2日目

1	出席議員.....	9
1	欠席議員.....	9
1	出席説明員.....	9
1	議事参与事務局職員.....	10
1	開 議.....	11
1	会議録署名議員の指名.....	11
1	日程第1 議案第1号ないし第15号.....	11
	会派代表質問 北野議員.....	11
	会派代表質問 前田議員.....	30
1	散 会.....	45

6月25日(水曜日) 第3日目

1	出席議員	47
1	欠席議員	47
1	出席説明員	47
1	議事参与事務局職員	48
1	開 議	49
1	会議録署名議員の指名	49
1	日程第 1 議案第 1 号ないし第 1 5 号	49
	会派代表質問 秋山議員	49
	会派代表質問 武井議員	60
1	散 会	75

6月26日(木曜日) 第4日目

1	出席議員	77
1	欠席議員	77
1	出席説明員	77
1	議事参与事務局職員	78
1	開 議	79
1	会議録署名議員の指名	79
1	日程第 1 議案第 1 号ないし第 1 5 号	79
	一般質問 上野議員	79
	一般質問 菊地議員	81
	一般質問 横田議員	87
	一般質問 大畠議員	93
	一般質問 高橋議員	99
	一般質問 佐々木(勝)議員	106
	一般質問 成田議員	114
	一般質問 大橋議員	118
	一般質問 若見議員	119
	採 決	126
	予算特別委員会設置・付託	126
	常任委員会付託	127
1	日程第 2 陳情	127
	常任委員会付託	127
1	日程第 3 休会の決定	127

1	散 会.....	127
7月10日(木曜日) 第5日目		
1	出席議員.....	129
1	欠席議員.....	129
1	出席説明員.....	129
1	議事参与事務局職員.....	130
1	開 議.....	131
1	会議録署名議員の指名.....	131
	上野正之議員の発言趣旨の明確化と謝罪を求める動議 北野議員.....	131
	採 決.....	133
	上野議員.....	133
	市長から発言の申出.....	133
	北野議員.....	134
1	日程第1 議案第1号ないし第13号及び第15号並びに陳情及び調査.....	134
	予算特別委員長報告.....	134
	討 論 新谷議員.....	141
	採 決.....	142
	総務常任委員長報告.....	142
	討 論 菊地議員.....	143
	討 論 山田議員.....	144
	討 論 斎藤(博)議員.....	145
	採 決.....	146
	経済常任委員長報告.....	147
	採 決.....	147
	厚生常任委員長報告.....	148
	討 論 若見議員.....	149
	採 決.....	149
	建設常任委員長報告.....	149
	討 論 新谷議員.....	151
	採 決.....	153
1	日程第2 議案第16号ないし第18号.....	153
	市長提案説明(議16ないし18).....	153
	討 論 大島議員.....	153
	採 決.....	154

1	日程第3	意見書案第1号ないし第24号.....	154
	提案説明	(意1~9、12~14 菊地議員).....	154
	提案説明	(意10、11 武井議員).....	156
	提案説明	(意15 秋山議員).....	157
	提案説明	(意16 小前議員).....	158
	討 論	古沢議員.....	158
	討 論	斉藤(陽)議員.....	161
	討 論	山口議員.....	162
	採 決	162
1	閉 会	163

議事事件一覧表

議案						
議	案	第	1号	平成15年度小樽市一般会計補正予算		
議	案	第	2号	平成15年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算		
議	案	第	3号	平成15年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算		
議	案	第	4号	平成15年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計補正予算		
議	案	第	5号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案		
議	案	第	6号	小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案		
議	案	第	7号	小樽市給食施設の栄養管理に関する条例案		
議	案	第	8号	小樽都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案		
議	案	第	9号	小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案		
議	案	第	10号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案		
議	案	第	11号	新たに生じた土地の確認について		
議	案	第	12号	町の区域の変更について		
議	案	第	13号	市道路線の変更について		
議	案	第	14号	訴えの提起について		
議	案	第	15号	小樽市非核港湾条例案		
議	案	第	16号	小樽市吏員懲戒審査委員会委員の選任について		
議	案	第	17号	小樽市固定資産評価員の選任について		
議	案	第	18号	人権擁護委員候補者の推薦について		
意見書案						
意	見	書	案	第	1号	清潔で公平・公正な住民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める意見書(案)
意	見	書	案	第	2号	平成15年度の北海道最低賃金の引上げ・改善を求める意見書(案)
意	見	書	案	第	3号	教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書(案)
意	見	書	案	第	4号	今日の教育危機を打開するため、国の責任での30人以下学級実現、教職員定数改善を求めるとともに、私学助成の削減に反対し、教育予算の拡充を求める意見書(案)
意	見	書	案	第	5号	基礎的自治体の確立に関する意見書(案)
意	見	書	案	第	6号	生命保険の利率引下げ撤回に関する意見書(案)
意	見	書	案	第	7号	輸入牛肉も含めた牛肉トレーサビリティ実施に関する要望意見書(案)
意	見	書	案	第	8号	国民に大增税の重荷となる政府税制調査会中期答申に反対する意見書(案)
意	見	書	案	第	9号	イラク特措法の制定に反対する意見書(案)
意	見	書	案	第	10号	地方自治の充実・強化を求める意見書(案)
意	見	書	案	第	11号	真の地方分権確立に向けた三位一体の改革の実現を求める意見書(案)
意	見	書	案	第	12号	冬期雇用援護制度の改善・延長を求める意見書(案)
意	見	書	案	第	13号	保育所運営費を一般財源化せず、子供の成長と発達を保障しうる保育制度の維持・発展を求める意見書(案)
意	見	書	案	第	14号	日本の食料自給率引上げとWTO農業交渉に関する要望意見書(案)
意	見	書	案	第	15号	教育基本法見直しで国民的議論を求める意見書(案)
意	見	書	案	第	16号	税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書(案)
意	見	書	案	第	17号	ヤミ金融対策の強化を求める意見書(案)
意	見	書	案	第	18号	北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書(案)
意	見	書	案	第	19号	外国人学校への大学入学資格付与の早期実現を求める意見書(案)
意	見	書	案	第	20号	郵便投票制度等の改正を求める意見書(案)
意	見	書	案	第	21号	「公立高等学校配置の基本指針と見直し」を見直し、道独自で小中高30人学級の実現など教育条件整備につとめるとともに、拙速な高校通学区域の拡大を行わないことを求める意見書(案)
意	見	書	案	第	22号	30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を改定することに反対する意見書(案)
意	見	書	案	第	23号	廃棄物焼却施設の解体・撤去費に対する財政支援に関する意見書(案)
意	見	書	案	第	24号	第11次さけ定置漁業の操業期間等に関する意見書(案)
陳情						
陳	情	第	1号	道路築造新設整備方について		
陳	情	第	2号	清潔で公平・公正な住民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める意見書提出方について		
陳	情	第	3号	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について		
陳	情	第	4号	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について		
陳	情	第	5号	幸2丁目6番、7番付近道路の市道認定方について		

陳	情	第	6号	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について
陳	情	第	7号	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について
陳	情	第	8号	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について
陳	情	第	9号	長橋2丁目19、21番付近道路の市道認定方について
陳	情	第	10号	市道桜18号線の幅員確保及び整備方について
陳	情	第	11号	市道桜17号線の除排雪方について

質 問 要 旨

会派代表質問

北野議員（6月24日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 財政問題

(1) 補正予算

市民優先の市政運営を

補正予算編成後の収支不足は

3定以降の本格的予算計上は

前年度決算の黒字は？3定の繰越金の計上は？

2定補正額見込みが2億円増えたのは

市税滞繰分5億3千万円は歳入欠陥にならないか

(2) 財政健全化計画

2定後健全化計画の全面見直しの理由

これまでの延長線上で不足額の圧縮不可能からか

今後の収支不足解消の具体策は

市民への犠牲が心配なこと

財政再建団体転落の心配なこと

(3) 石狩湾新港地域開発

石狩湾新港

ア 管理組合負担金と市税収入

イ 平成15年度～17年度の負担金の見込み

ウ 中央地区3工区分譲に関して

エ 西地区荷役機械に関連して

石狩開発（株）

ア 再生計画の進ちょく状況

イ 再度取締役役に就任するのか

ウ 再建の鍵は土地の分譲

財政好転まで事業は凍結を

(4) 地方財政計画

この間の政府の地方財政計画への見解

「三位一体」への見解

2 マイカル問題

(1) 民事再生申請後市長はどういう努力を払ったか

(2) 債権譲渡はマイカル小樽の再生にプラスと考えるか

(3) ポスフルが最大の債権者になったことによる

- マイカル小樽の再建にプラスか
ポスフル本体の経営に影響はないか
再建の支障にならないか
- (4) 政策投資銀行の債権譲渡に関して
同行の債権譲渡はマイカル小樽を見限ったから
債権譲渡は銀行の役目の放棄
計画の失敗は明白ではないか
- 3 「消防署所及び職員の適正配置計画」
- (1) 「庁達」で非番の職員を拘束する根拠
(2) 労基法の適用除外があるから非番職員を拘束可能か
(3) 居住地による労働強化は適切か
(4) 「市職員の勤務時間等の条例」に抵触しないか
(5) 「庁達」で拘束されないなら「文書規程」違反では
(6) 「庁達」に反する現場での説明、市長の見解は
(7) 消防力低下を認めよ
(8) 花園出張所の減車を認めず非番職員の動員に
(9) 「庁達」を撤回し、非番職員の拘束止めよ
(10) 「適正配置計画」は市長公約違反、撤回を
- 4 その他

前田議員(6月24日2番目)

答弁を求める理事者 市長、農業委員会会長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 財政問題について
- 3 経済問題について
- 4 農業委員会について
- 5 ふれあいパスについて
- 6 ヒグマ防除とカラス駆除について
- 7 街路維持費補助金について
- 8 小樽港縦貫線について
- 9 教育問題について
- 10 その他

秋山議員(6月25日1番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について

- (1) 財政再建に関して
- 2 健康おたる 2 1 に関連して
 - (1) 受動喫煙について
 - (2) 「小樽健康総合大学」に関連して
 - (3) ペットに関して
- 3 介護保険制度に関して
 - (1) 小樽市の介護保険制度について
 - (2) 保険料の減免について
 - (3) 低所得者に配慮した制度を
- 4 子育て支援に関して
 - (1) 少子化対策
 - (2) ファミリーサポーター事業について
- 5 学校図書・図書整備費について
- 6 その他

武井議員（ 6 月 2 5 日 2 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 低投票率のご感想を
 - (2) 財政再建のための具体的な行政改革を示せ
 - (3) 別館庁舎の老朽化の実態を示せ
 - (4) 別館庁舎の修復の考えを示せ
 - (5) 交通記念館の機関車庫三号の修復を急げ
- 2 市町村合併について
 - (1) 市町村合併に対する住民投票をどう思うか
 - (2) 特例法は合併誘導ではないのか見解を
 - (3) 北海道の場合、合併後の行政効果の低下や財政基盤のぜい弱は克服されないのではないか - 如何
 - (4) 合併特例法は地方財政を豊かにするか
 - (5) 特例債の償還はツケの先送りではないのか
 - (6) 北後志 5 か町村の任意協から呼びかけられた場合応ずるか
- 3 地方分権と三位一体改革について
 - (1) 地方分権と三位一体の関係をどう捉えているか
 - (2) 地方分権改革推進会議の試案に対する市長の評価は
 - (3) 地方分権改革推進会議の義務教育費国庫負担削減試案に対する影響について市教委の見解を
- 4 補正予算関連について

- (1) 保健所の業務を道に移管することは保健所の存続に赤信号である再考を
- (2) 社会福祉法人済生会「はまなす」の改善状況と今後の見通しについて
- (3) 市道工事の事故に関する提訴の対応方について
- (4) 長橋一丁目のパークゴルフ場設置の協議結果について
- (5) パークゴルフ場を長橋一丁目に設置をしてはどうか
- (6) バス路線塩谷線バス停の延長を（平成八年三月八日提出の陳情第 2 0 号について）
- (7) 塩谷駅下の広場は平成八年三月八日提出の陳情第 2 0 号のバスの回転広場か
- (8) 老人クラブの組織率は道内 1 0 万人以上の都市で何番目か
- (9) 老人クラブ加入促進の施策を示せ
- (1 0) 組織率の低い原因は厚生労働省の通達のためではないのか
- (1 1) 一クラブの組織単位を 3 0 名にして組織しやすいようにしてはどうか
- (1 2) 道内の 1 0 万人以上の都市で加入単位数を緩和しているところはあるか

5 教育問題について

- (1) 双葉校の中高一貫教育による公立中学校への影響は
- (2) 週六日制は「ゆとり教育」「つめ込み教育」に逆行しないか
- (3) 道教委が計画している一貫教育に市教委の対応は
- (4) 「但馬やまびこの郷」の指摘する学校や市町村教育長の熱意の欠如とは
- (5) 不登校生の継続期間並びに年齢との関連は
- (6) 担任教師の家庭訪問の実態は
- (7) 「心の教室相談員」の活用状況を示せ
- (8) 「命と心を大切に作る教育」の実態を示せ
- (9) どのようにして心を育てるための市教委の取組を示せ

一般質問

上野議員（ 6 月 2 6 日 1 番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 小樽市の財政危機に関して

- (1) 小樽市重度身体障害者見舞金支給条例見直しについて
- (2) ふれあい見舞金について
- (3) ふれあいパス事業について

2 その他

菊地議員（ 6 月 2 6 日 2 番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 小樽市の環境保全の取組について

- (1) 河川水の汚染防止の取組について
 - (2) 河川水汚染防止に関して下水管敷設について
 - (3) 水質保全の基準設定について
 - (4) 宅地造成規制法違反の問題
 - (5) 悪臭の原因究明と対策
 - (6) 大型ごみ不法投棄の対策について
 - (7) 今後の小樽市の環境保全の取組についての方策について
- 2 その他

横田議員（ 6 月 2 6 日 3 番目 ）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 朝里ダムの湖面利用
- (1) 湖面利用の現状は、規制はあるのか
 - (2) 利用に伴う課題と対応は
 - (3) 観光資源としての湖面利用に対する姿勢
- 2 雇用問題
- (1) 小樽の雇用情勢
 - (2) 緊急地域雇用創出特別交付金事業の実績
 - (3) 中高年対象の事業は
- 3 国際交流
- (1) 姉妹都市交流の現状
 - (2) アジア圏との国際交流の方向性
- 4 教育問題
- (1) 北教組提訴の時間外勤務手当訴訟
- 5 その他

大島議員（ 6 月 2 6 日 4 番目 ）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 はしご酒のイベントについて
- 2 北海道地区工業再配置促進連絡協議会について
- 3 社会体育施設の管理について
- 4 旧ホテル天望閣について
- 5 その他

高橋議員（6月26日5番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 情報化の推進について
 - (1) コピキタス情報社会について
 - (2) エンドユーザーコンピューティングについて
 - (3) 公式ホームページについて
 - (4) 情報リテラシーについて
 - (5) 教員のIT指導力について
 - (6) 情報のセキュリティについて
 - (7) 地理情報システム(GIS)について
- 2 教育問題について
 - (1) 小中学校敷地内の禁煙について
 - (2) 開かれた学校づくりについて
- 3 その他

佐々木（勝）議員（6月26日6番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 「小樽の人口」(2000年国勢調査報告)について
- 2 平成14年度小樽市労働実態調査について
- 3 若年失業について
- 4 小樽のSARS対策について
- 5 「小樽観光コース来ぶらり百選」について
- 6 中学校適正配置に伴う跡利用について
- 7 その他

成田議員（6月26日7番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 地方財政改革への本市の対応について
- 2 行政と市民の在り方について
- 3 市職員の意識改革について
- 4 現業部門の民間委託について
- 5 その他

大橋議員（6月26日8番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 常設の住民投票条例制定について

（1）かつて市の世論を二分した運河問題、築港ヤード問題についての所見を伺いたい

（2）住民投票についてどのような考え方をされるか

（3）常設の住民投票条例について検討をする考えを持つかどうか

2 環境

（1）家庭ごみ有料化について

（2）有料化実現への見通しとごみ政策への取組について

3 その他

若見議員（6月26日9番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 保健所統廃合

（1）全国的な流れに対する市長の考え

（2）小樽市保健所の道への移管問題

2 保健所関連

（1）市民：保健師の比率（全道比も含む）

（2）地域連携

（3）成人病健診有料化後の様子

（4）7か月健診（乳児健診）廃止の経過と子育て支援

（5）子育て支援に関連して（小樽市）エンゼルプランの取組と中間報告

（6）SARS（新型肺炎）の取組

3 夜間急病センター

（1）空白時間の対応

（2）救急医療の取組

4 その他

平成15年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第1日目

平成15年6月20日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
企画部長	山田厚	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	池田克之
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	土木部長	兵藤公雄
建築都市部長	仲谷正人	港湾部長	中塚茂
小樽病院事務局長	小軽米文仁	消防長	田中昭雄

学校教育部長 菊 讓
監査委員 厚谷富夫
事務局長
財政部財政課長 小山秀昭

社会教育部長 嶋田和男
総務部総務課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 三浦波人
調査係長 大門義雄
書記 丸田健太郎
書記 島谷和大
書記 橋場敬浩

事務局次長 法邑秀弥
議事係長 中崎岳史
書記 渡辺美和
書記 山田慶司
書記 松原美千子

開会 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、平成15年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、山口保議員、斉藤陽一良議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から7月10日までの21日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第15号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第14号について、市長から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）（拍手）

市長（山田勝麿） 平成15年第2回定例会に当たり、今後4年間の市政運営、まちづくりについての考え方的一端を述べさせていただき、議員各位並びに市民の皆さんのご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

今日、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷により、地域経済や雇用情勢など、依然として厳しい状況にある一方で、急激な少子高齢化の進行、目覚ましい情報化や国際化の進展など、社会経済情勢の変化が著しく、本市を取り巻く状況は極めて厳しいものがあります。

これからの4年間は、このような大きく変革する時代に的確に対応しながら、本市の発展のために着実に歩んでいかなければならない期間であると考えております。

私は、これからの市政やまちづくりを進めるに当たって、「市民と行政の知恵と汗が結集した『はつらつ小樽』の創造」のため、三つの基本姿勢を掲げてまいりました。

第1は、「市民の皆さんの声を大切にした、開かれた市政運営の推進」であります。

多様化するニーズにこたえるためには、市民の皆さんと行政とが良好なパートナーシップを確立することが必要であります。そのため、的確な情報公開に努めるとともに、市民の皆さんの声をじゅうぶん聞きながら、力を合わせて市民と協働の市政運営を目指してまいります。

第2は、「市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりの推進」であります。

個性あふれる歴史、文化、恵まれた自然環境を大切に、人と自然が触れ合うまち、安心して暮らせるまちが求められています。子どもからお年寄りまで、だれもが健康で安心して、心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

第3は、「財政の健全化を早急に進め、バランスのとれた施策の推進」であります。

健全な財政環境を早急につくり上げるため、負担と給付の在り方を含む行財政の徹底した見直しや民間委託などを進めるとともに、各種施策の効果的な推進を目指してまいります。

次に、具体的な施策を推進するに当たっての五つの基本目標について、その概要を申し上げます。

まず初めは、「子どもからお年寄りまで、だれもが生きがいを実感できる福祉の充実」についてであります。

将来の「まち」を支える、子ども、若者たちの育成と確保に努めるとともに、高齢者が豊かな経験と知識を活かしながら社会参加できる「しくみ」づくりや、子どもからお年寄りまでがともに支え合える地域社会や、市民が健康で暮らせるための「健康づくり事業」を積極的に進めるとともに、引き続き、懸案の市立病院の統合新築を目指してまいります。

また、このまちでの「暮らし」を支える、防災、消防、交通安全、地域コミュニティなどの充実を図り、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

次に、「快適で安らぎを実感できる生活環境の向上」についてであります。

市営住宅や道営住宅の建替え事業を着実に進めるとともに、多様なニーズに対応した住環境の充実に努めてまいります。

ごみについては、資源ごみのリサイクルを積極的に進めるとともに、ごみの適正な処理、処分を図るため、広域による施設整備を計画的に進めてまいります。

また、海と山に囲まれた美しい自然景観や特色あるまち並みを保全し、市民の皆さんや観光客の方が安らぎや落ちつきを感じられる空間の創出に努めるとともに、高齢者や障害を持った方などの自立と社会参加に向けた「環境」づくりに努めてまいります。

第3は、「地域経済の底上げを図り、活気にあふれ、にぎわいのあるまちづくり」についてであります。

地域の持つ多彩な個性を活かした、時代に適応した産業の創出を目指し、産学官や産業間の連携した取組を検討・具体化するため、「地域経済活性化会議」を先般立ち上げたところであり、さらに、基幹産業の一つにまで成長した「観光」のさらなる底上げを図るため、新しい観光の魅力づくり、受入れ態勢の充実や誘致の促進、広域・国際観光の推進など、あらゆる分野での検討を進め、今後の施策推進の「バイブル」としての「観光基本計画」を策定いたします。

また、長期的な経済停滞の中、雇用情勢は深刻であります。市内企業に対し、雇用の拡大を積極的に働きかけるとともに、本市の持つ特性を活かした新産業の創出による雇用の拡大を図るとともに、技術革新に対応できる質の向上を目指し、人材育成、能力開発に向けた環境づくりに努める一方、豊かな経験に基づく高齢者の存在は、これからの地域社会にとって大きな労働資源でありますので、新たなシルバービジネスの掘り起こしと充実に努めてまいります。

第4は、「個性豊かな芸術文化の育成と健全な教育環境の充実」についてであります。

地域に根差した「学校」が、今、求められています。学校・家庭・地域社会が相互に連携し、学校評議員制度などを活用しながら、地域に開かれた魅力ある学校づくりや、児童数が減少する中、「ゆとり」、「うるおい」のある教育環境の整備、教育条件の向上を目指し、小学校の通学区域の見直しによる適正配置の検討に着手いたします。

また、生きがいのある、より充実した生活を送るため、生涯学習の必要性が高まっています。市民のさまざまな学習ニーズにこたえる学習機会の充実に努めるとともに、郷土に根差した歴史や市民の生き生きとした芸術・文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の普及は、地域力を保持する大切な分野でありますので、活動への支援や各種施設の充実に努めてまいります。

最後に、「多様化する市民ニーズに的確に対応するため、行財政運営の効率化・健全化」についてであります。

健全な財政環境をつくり上げることが喫緊の課題であります。民間委託の推進や人件費の総額抑制、組織

・機構や事務事業の見直しなど、行財政の徹底した改革を行うとともに、受益者負担の適正化に向けた検討を進めてまいります。

次に、市民と行政が一体となったまちづくりを進めるため、地域でのまちづくりのエネルギーを活性化させることが重要であります。特に市民の社会活動の中で、NPOやボランティアの占める位置づけがますます大切であり、参加しやすい「しくみ」と環境整備を進めてまいりたいと考えております。

また、市民と行政との「協働」の基本は、情報の共有が大切であるという観点から、「広報おたる」や「出前講座」の充実、さらには「市長への手紙」の継続など、市民への情報提供と広聴活動の充実を図るとともに、多様化するまちづくりに対応し、各種施策や事業の柔軟で効果的な推進を図るため、委託事業の受皿確保や公設民営による手法など、民間活力を最大限活かす取組に努めてまいります。

今、本市は、人口問題や地域経済の停滞、財政の健全化など、解決していかなければならない多くの課題を抱えておりますが、ただいま申し上げた基本姿勢、基本目標に沿った施策を積極的に推進し、市民の皆さんが安心して快適に暮らすことのできる「はつらつ小樽」の実現を目指して、全力を挙げて頑張っている決意であります。

議員各位並びに市民の皆さんの温かいご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

次に、議案第1号から第4号までの各会計補正予算についてご説明申し上げます。

本年度の当初予算は、改選期のため、経常的経費をはじめ人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や、当初予算に計上しなければ事務事業の執行に支障を来すものを中心に骨格予算として編成したところでありますが、このたびの補正予算につきましては、当初予算で保留しておりました政策的経費などを予算計上いたしました。

編成に当たっての最大の懸案は財源問題でありましたが、今回の補正予算の財源といたしましては、たばこ税の増税分と歳出に対応する国・道支出金などを計上したほか、財源対策として、平成14年度からの繰越金の一部と公債費の不用見込額を前倒しで計上するとともに、平成14年度の税の滞納分を補正計上いたしました。しかしながら、さらに3億5,658万6,000円の財源が不足するため、減債基金の繰入れにより補てんすることといたしました。その結果、減債基金の残高は約600万円となり、財政状況は極めて厳しいものとなっております。

補正予算の主なものといたしましては、まず「教育文化」関連では、小学校の情報教育の充実のため、平成15年度、16年度の2か年で全小学校にインターネットを使用できるようコンピュータ機器の整備費を計上し、中学校におきましては既にインターネットを利用しておりますが、通信速度改善のため、インターネット回線の高速化に係る経費を計上いたしました。また、図書館において、電算化した図書の貸出し、返却、予約業務を来春から利用開始するために必要となるサーバー等借上料について債務負担行為を設定したほか、電算化に係る経費について所要の補正を計上いたしました。

「市民福祉」関連では、障害児の放課後児童クラブを塩谷児童センターに開設するほか、老人保健事業特別会計では、高額医療費支給申請の簡素化に必要な経費を計上いたしました。

「生活環境」の関連では、昨年開催した女性議会での提案を受け、こどもの国にバリアフリー対応のトイレを新設するほか、除雪費については、さまざまな工夫をしながら経費節減を図るとともに、きめの細かい対応をするための予算を計上いたしました。

「産業振興」関連では、小樽市漁業協同組合が祝津地区に建設するホタテ漁具の洗浄廃棄物処理施設に対

する助成のほか、地場産業の振興を図るため、地域経済活性化会議を設置するとともに、ものづくり活動の支援を行うための予算を計上いたしました。また、観光面では、この春設立した小樽フィルムコミッション運営事業費交付金を計上いたしました。

「都市基盤」関連では、港湾整備事業特別会計で、港町ふ頭公共1号上屋にくん蒸施設を整備するほか、港湾用地造成のために借り入れた市債を低利なものに借換えを行うこととし、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、補正額は全会計で27億991万3,000円となり、財政規模は1,543億4,871万円となりました。

次に、議案第5号から議案第14号までについてご説明申し上げます。

議案第5号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付に係る手数料を定めるものであります。

議案第6号総合福祉センター条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正により肢体不自由児訓練室が児童デイサービス事業所に指定されたことにあわせ、その名称等を改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第7号給食施設の栄養管理に関する条例案につきましては、健康増進法の制定及びこれによる栄養改善法の廃止に伴い、給食施設の栄養管理の実施について必要な事項を定めるものであります。

議案第8号小樽都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案につきましては、中央通地区土地区画整理事業の換地処分に伴う清算金を分割徴収する際に当該清算金に付する利子の利率を改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第9号非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金の額を改正するものであります。

議案第10号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額等を改定するものであります。

議案第11号新たに生じた土地の確認につきましては、祝津漁港埋立てに伴い生じた土地1,684.41平方メートルについて確認するものであります。

議案第12号町の区域の変更につきましては、祝津漁港埋立てにより生じた土地を祝津3丁目に編入するものであります。

議案第13号市道路線の変更につきましては、市道角利沢線の起点、終点を変更するものであります。

議案第14号訴えの提起につきましては、銭函3丁目駐車場使用料横領に係る損害賠償金の支払いの請求について、訴えを提起するものであります。

以上、概括的にご説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中畑恒雄） 次に、議案第15号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、議案第15号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明します。平成12年4定の初提案以来、今回で11回目となりますが、核兵器の脅威はなお消えないばかりか、ア

アメリカによる核兵器の使用などの危険から、改めて小樽港を非核平和の港にする必要があると考え提案するものです。

この間、アメリカ・イギリスは、「国連の平和のルールを守れ」という世界じゅうの声を踏みにじってイラクへの攻撃を強行しました。戦争の最大の口実とされた大量破壊兵器はいまだに発見されておらず、イギリスのブレア首相は窮地に立たされ、小泉首相も党首討論で我が党の志位委員長の質問に答弁不能に陥ったことから、このことは明らかです。この戦争で、大量のクラスター爆弾が投下され、その小爆弾が今も住宅街に放置され、負傷者は後を絶ちません。

そして、小樽港に入港した米空母キティホークからは、昼夜を問わず爆撃機が発進され、大量の劣化ウラン弾が投下されました。既に劣化ウラン弾は湾岸戦争で使われましたが、とりわけ小さな子どもたちに後遺症として白血病、がん、先天異常の発生が起き、経済制裁とも相まって、この12年間に5歳以下の子どもたち65万人が犠牲になったと言われています。

イラク戦争では、湾岸戦争で投下された300トン以上の劣化ウラン弾が人口500万人のバグダッド周辺に投下され、今後さらに被害が広がり100万人にも及ぶという予想まで出されています。この戦争がいかに無法な先制攻撃であったかは論をまちませんが、アメリカの戦略はこれにとどまらず、リビア、シリア、北朝鮮などを悪の枢軸と決めつけ、イラクの教訓に学べと威嚇をしています。

小泉内閣は、こうしたアメリカに追隨して、アメリカの先制攻撃に罰則つきで国民、自治体を強制動員させる有事3法案を民主党、自由党とともに成立させました。しかし、なお過半数の国民が反対懸念を表明しておりますし、地方自治体の不安と批判は極めて根強いものがあります。全国の自治体の2割が反対、慎重審議を求める意見書を上げていることから明らかなように、自治体として住民の安全を守るのは当然の責務です。

また、北朝鮮の核兵器開発問題も重大な国際問題になってきました。我が党は、北朝鮮が核兵器問題についての一連の国際取決めを破ることは許されないこと、そして核兵器開発計画を放棄することを強く求めてきました。北朝鮮が米国の戦略に対応する際に、物理的抑止力論と核兵器開発という方向では、問題の真の解決にはなりません。この道は、軍事的な対応の強化と軍事攻撃の口実を与えることにもつながりかねない、危険極まりない核カードをもてあそぶ瀬戸際外交です。この道を捨て、これまで犯してきた数々の国際的な無法行為についてきちんと清算をし、国際社会への参加という方向に進んでこそ、みずからの平和と安全を確保できるものと考えます。同時に、いたずらに北朝鮮脅威論をあおり立て、問題を解決する手段として軍事に訴えることは絶対に許してはならないことです。

このような緊迫した情勢の下、市民と小樽港の安全を守ることが、いよいよ大事になってきました。全道の民間港でアメリカの軍艦が突出して入港している小樽市で、今こそ非核の港をつくるのが核兵器廃絶平和都市宣言をしている自治体としての責務であると考えます。そして、このことが日本を戦争する国にさせないという防波堤にもなるのではないのでしょうか。

全会派の皆さんの賛同をお願いして、提案の説明を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 日程第3「小樽市農業委員会委員の推薦」を議題といたします。

本件は、議会の推薦により選任された大竹秀文委員及び佐藤利幸委員が去る5月31日をもって辞任いたしましたに伴い、後任委員を推薦するものであります。

小樽市農業委員会委員に、前田清貴議員、斉藤陽一良議員を推薦いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明6月21日から6月23日まで3日間、休会いたしたいと思ます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時24分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 山 口 保

議 員 斉 藤 陽 一 良

平成15年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第2日目

平成15年6月24日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	農業委員会会長	藤田政昭
助役	鈴木忠昭	収入役	中松義治
教育長	石田昌敏	水道局長	高木成一
総務部長	山下勝広	企画部長	山田厚
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	池田克之	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
土木部長	兵藤公雄	建築都市部長	仲谷正人
港湾部長	中塚茂	小樽病院院長	小軽米文仁
		事務局長	

消 防 長 田 中 昭 雄

社会教育部長 嶋 田 和 男

総務部総務課長 貞 原 正 夫

学校教育部長 菊 讓

監 査 委 員 厚 谷 富 夫
事 務 局 長

財政部財政課長 小 山 秀 昭

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充

庶 務 係 長 三 浦 波 人

調 査 係 長 大 門 義 雄

書 記 丸 田 健 太 郎

書 記 島 谷 和 大

書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥

議 事 係 長 中 崎 岳 史

書 記 渡 辺 美 和

書 記 山 田 慶 司

書 記 松 原 美 千 子

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に森井秀明議員、井川浩子議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第15号」を議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 選挙後初めての定例会に当たり、日本共産党を代表して質問します。

財政問題から質問します。まず、補正予算についてです。

財政が危機的状況の下で、選挙後初の予算編成でした。財源がない下でも、市民の要望にこたえ、老人保健の高額医療費過払い返還の本人への通知や、申請手続の簡素化。障害児を初めて放課後児童クラブに受け入れることを塩谷児童センターで実現することを、我が党としても高く評価するものです。

今後とも、山田市長が選挙戦で公約した「はつらつ小樽の創造」のまちづくりの基本姿勢にのっとった市民優先のスタンスで市政運営に当たられることを、最初に強く要望しておきます。市長の見解をお聞かせください。

次に、平成15年から3か年の収支不足に関して尋ねます。不足額は150億円とのことでしたが、本定例会へ提案された補正予算編成後の収支不足はいくらとなりましたか、説明してください。本年度まだ計上していない「街路灯維持費補助金」5,000万円程度を除けば、3定以降、本格的予算の計上は考えられませんが、こういう理解で間違いありませんか。また、補正予算の歳入に前年度繰越金3,000万円が計上されていますが、これは平成14年度決算が黒字になることを見込んでの計上ですが、決算見込みは最終的にいくら黒字となったのか、お聞かせください。9月の第3回定例会に、この前年度繰越金を財政調整基金に積むのか、それとも全額一般財源として使うつもりなのかもお答えください。

次は、今年3月の広報おたるで、「第2回定例会に提案する補正予算は、除雪費など11億円程度の財源が必要となる見込みで、今後この財源対策をどうするかが、大きな課題となります」と述べていました。ところが、提案された補正額は13億1,157万6,000円と、短期間に2億円も見込みを上回りました。この理由は何でしょうか。また、歳入に固定資産税と都市計画税の滞納繰越分、5億3,000万円計上していますが、過大見積もりで歳入欠陥になりませんか。例年と異なる歳入の計上だけに心配です。説明してください。

次は、財政健全化計画についてです。

市長は、収支不足150億円のうち、平成15年度で約22億円圧縮できたので、その3か年の効果は66億円で、あと84億円をどう解消するかが最優先の課題だと説明しています。そして、平成14年度決算見込みと、第2回定例会の補正予算が確定した時点で、財政健全化計画の全面的改正を行っていくとのことでした。

お聞きしたいのは、収支不足の84億円の解消が最優先課題と言いながら、財政健全化を全面見直しするという根拠をお聞かせください。これまで人件費の削減で9億円、事務事業の見直しで7億円、自然減及び平成13年度から14年度の見直し効果で6億円、合わせて22億円、これの3か年にわたる効果で66億円です。この延長線上では、不足額を圧縮することができないと判断して、健全化計画の全面見直しするという意味な

のか説明してください。

市長も認めるように、平成16年度以降の予算編成のための財源の見通しは立っておりません。平成15年度、企業会計からの借入れという異例の措置で賄ったために、もう借入可能な財源はありません。市長が取り組んできた収支不足を補う三つの基本方針を今後具体的にどう進めるつもりでしょうか。健全化計画の全面的見直しにも触れてお答えください。

財政再建問題で心配なことの一つは、市民への犠牲、しわ寄せが進むのではないかとということです。市民から存続を強く望まれているふれあいパスをどうするのか、小学校の統廃合を平成17年度に実施する計画と伺いましたが、保育所、学校給食の民間委託など行政改革で挙げられているいくつかの事業については、どのように進めるつもりか、その財政効果の見通しにも触れて説明してください。

二つ目に心配なのは、財政再建団体に転落するのではないかとということです。交付税の算定にもかわる標準財政規模、平成14年度でいえば328億円、この20パーセント、約65億円を超える累積赤字が出たら赤字再建団体に転落するからです。市長は、これだけは避けたいと声を大にして言っているだけに、平成15年度の第3回、第4回定例会並びに平成16年度第1回定例会での補正予算の財源をどうするつもりか、さらに平成16年度、17年度の財源をどうするつもりか、市長の見解をお聞かせください。

財政再建で一番大きな心配は、小樽市の財政を破たんさせた要因の一つであり、現に財政を圧迫している石狩湾新港地域開発を、引き続き推進しようとしていることであり、全く納得がいきません。差し当たり凍結を求め、この立場から石狩湾新港推進による財政への影響、見通しについて伺います。

初めに、これまで石狩湾新港へ投入した管理組合負担金と新港関連地域からの市税収入の合計とその差額について、改めて報告してください。

次に、平成15年度から17年度の事業計画、小樽市の管理組合負担金の見通しについて説明してください。

次は、平成8年着工、11年度竣工の中央地区3工区・危険物取扱施設用地について伺います。18.7ヘクタールのうち、分譲面積、分譲価格、分譲割合について報告してください。あわせて、償還期間と償還額の小樽市負担分についても触れて報告願います。仮に、現状のまま売れ残ったとすれば、小樽市が負担する償還額はいくらになるかお答えください。

次に、平成15年度に建設費が予算計上されている新港西地区のチップの荷役機械・ベルトコンベアの概算事業内容、予算予定額について説明してください。

これは、輸入チップを王子製紙など数社が利用するとのことですが、利用会社名でお知らせください。いずれにしても、これら数社の占用ではありませんか。これをどうして新港管理組合の負担で購入しなければならないのか疑問です。仮に、使用料で荷役機械の償還額が賄えるというなら、利用者が自分で購入すればいいではありませんか。ところで、いまだに新港管理組合に対し、王子製紙などからこの設置予定の荷役機械、ベルトコンベアの利用計画が提出されていません。いろいろ協議を重ねているようですが、採算が合わないからではありませんか。こうなると、償還は管理組合が責任を持つことになり、結果として小樽市もそのツケを払う羽目になるのではありませんか。別の方法があるというなら、その方策をお示しください。

一方、小樽の勝納ふ頭に設置されているサイロベルトコンベアは、小樽倉庫事業協同組合の負担で昭和57年4月に本体工事だけで8,474万4,000円で設置されています。使用している品目は、トウモロコシ、麦、その他の雑穀で、年間20万トン前後と聞いています。

小樽港では、荷役機械は地元業者の負担で設置しているのに、なぜ石狩湾新港は管理組合が設置してやる

のですか。おかしな話ではありませんか。まさに、大企業のために税金を投入しているという我が党の指摘が正しいことを実証しているではありませんか。市長は、こういうやり方に同意するのかどうかお答えください。

次は、石狩開発株式会社についてです。

小樽市は、石狩開発の破たんで、出資金6,800万円を放棄することになりました。選挙前、最後の議会終了後の3月25日、札幌地裁で再生計画が認可されました。それにもかかわらず、選挙後の議会に何の説明もありません。現状どうなっているのか、今後どのように再建されていく計画なのか、市長は石狩開発の取締役でもあるわけですから、説明してしかるべきではありませんか。また、再生計画に基づく増資が行われ、新体制になったら、市長は引き続き石狩開発の取締役を引き受けるのか、あわせてお答えください。

石狩開発の再建のかぎは、小樽市域を含む土地の分譲が進まなければ見通しが無いのではありませんか。この見通しについても、市長の見解をお聞かせください。

最後に、我が党は、計画の段階から石狩湾新港には反対でした。しかし、小樽市の財政の現状からいって、市長が石狩湾新港推進の立場をとるとしても、小樽市の財政好転まで事業推進を凍結することぐらいすべきではありませんか。市長の見解を求めます。

財政問題の最後は、政府の地方財政計画についてです。

まず、市長は、小泉内閣の地方財政計画のこの間の具体的方針に対して、どういう見解を持っているか、小樽市財政への影響にも具体的に触れて見解をお示しください。

次に、現在問題となっている国と地方財政をめぐる「三位一体」について、市長の基本的見解をお聞かせください。

「三位一体」とは、国庫補助・負担金の削減、地方交付税の見直し、地方への税源移譲を含む税源配分の見直しの三つをセットで改革しようとするものです。小泉内閣は、「三位一体の改革」を「国、地方のスリム化」「地方の権限と責任の大幅な拡大」と説明しています。もちろん、地方分権には財源の裏づけが必要で、2001年の地方分権推進委員会の最終答申でも、税財源移譲を提言していました。ところが、今月6日に小泉総理大臣に提出した地方分権改革推進会議の意見書は、地方への税源移譲は増税するまでは先送り、国庫補助負担金や地方交付税の削減・縮小は具体化する。結局、地方への財政支出を大幅に削減するという内容です。

これを受けて6月18日、首相が議長の経済財政諮問会議で最終決着が図られました。その内容は、国庫補助・負担金を2006年までに4兆円も削減し、その8割程度を目安に地方に税源移譲する。しかも徹底的な効率化を図った上での移譲です。移譲しない2割、約8,000億円は地方の新たな負担となります。しかも、地方交付税は縮小だけが最終的にうたわれ、地方に新たな負担をかぶせる決着となりました。

この決着を受けて、市長は小樽市の財源確保にも直接かわるこれらの問題をどう受け止め、どう対応されるつもりか、見解をお聞かせください。

小樽市への国庫負担金は、義務教育費国庫負担金や老人医療給付費負担金、生活保護費負担金など、市民の暮らしに直接かわるものばかりです。また、国庫補助金も特定の事務・事業を奨励するものではありませんが、公共事業のほか、在宅福祉事業費補助金、私立高校経常費助成金など、地方自治体にとっては欠かせないものばかりです。

総体で、社会保障関係が6割、文教関係が2割となっています。これを削減することは地方自治体、とり

わけ實際上財政が破たんしている小樽市は致命的な打撃を受けることになりませんか。

また、地方交付税は、地方自治体間の財政力の格差を調整する機能、財源調整機能と全国どの自治体でも標準的な行政を行えるよう保証するしくみ、財源保障機能の役割を果たしています。小樽市の歳入に占める割合からいって、地方交付税の削減・縮小は大きな痛手となることは明らかです。それだけでなく、経済不況で交付税の財源となっている税収が落ち込んで影響を受けているわけですから、政府は交付税法に基づいて、地方への財源手当をしなければならぬにもかかわらず、これを怠り、こともあろうに縮小だけをうたうなど、論外と言わなければなりません。

以上の指摘に対しての市長の見解を求めるものです。

次に、マイカル問題で伺います。政策投資銀行がポスフルにマイカル小樽の債権を全額担保つきで譲渡をしたことに絞って見解を伺います。

我が党は、築港ヤード跡地にマイカルを誘致することに反対した唯一の政党でした。我が党が心配したとおり、マイカル小樽は開業以来、わずか2年半で破たんしました。誘致に賛成した市長をはじめ、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの責任は重大です。ところが、市長も賛成した会派も責任をとろうとしません。「今は責任うんぬんするときではない、マイカルの再建が先だ」と言って、みずからの責任を不問にしたまま今日に至っています。

我が党は、マイカル小樽が破たんしたときも、地元業者、テナントの営業を守る立場から質問、提案を行ってきました。また、マイカル小樽で働く2,700人とも言われる労働者の雇用を守るためにも、市長にその対策を求めてきたことは周知のとおりです。しかし、市長やマイカルを推進した会派は、その後どんな対策をとってみずからの責任を果たしてきたのでしょうか。

現在、小樽ベイシティ開発、小樽ヒルトンなどを含むウイングベイ小樽の再建が果たして順調に進んでいるのか、市長から議会に対しても何の報告もありません。それどころか、マイカルを推進した会派は、選挙後の市議会でマイカル問題を集中審議する市街地活性化特別委員会を、我が党の反対にもかかわらず廃止してしまいました。我が党は、マイカル関連会社の再建が果たしてどうなるのか、2,700人とも言われる労働者の雇用は守られるのか、たいへん心配です。この立場から尋ねます。

今年3月初め、政策投資銀行は、再建途上の小樽ベイシティ開発、小樽ヒルトン、それに現に生きている企業、マイカル小樽エネルギー供給の全債権220億円を担保つきで、ポスフルに譲渡したことが新聞で報道されました。いくらで譲渡したかについては、新聞報道によれば、債権総額の80から90パーセントを割り引いて譲渡したのではないかとのことですが、実際の額は両者の「機密保持契約」で明らかにされておりません。各新聞は、「マイカル小樽、再建へ前進」などと、あたかもポスフルへの債権譲渡がマイカル小樽の再建にプラスに作用するかのような報道でした。最大の債権者である政策投資銀行は、「金融機関として債権の回収に最大限の努力をしなければならないところだが、マイカル小樽の施設を廃きよにしないためにぎりぎりの判断をした」とコメントしています。また、小樽ベイシティ開発の役員の1人は、「マイカル小樽の灯を消さないために、政策投資銀行に最善の選択をしていただいた」と、果たして額面どおり受け取っていいかわからないことをコメントしています。果たして、債権譲渡がマイカル小樽の再建にプラスに作用していると市長は考えておられるのか、見解をお聞かせください。

また、債権譲渡により、マイカル小樽の債権はポスフルが唯一の債権者として再建計画を進めることとなりますが、最大の債権者がポスフルに移行したことによって、再建計画に具体的にどのような影響が出る

と考えているのか、市長の見解をお聞かせください。

小樽ベイシティ開発は、98.5パーセントをカットした一般債権の残、約4億円をこの7月2日まで支払わなければならないませんが、この財源はマイカル小樽エネルギー供給から借りて支払うとの報道です。こんなことで単価が高いと非難が集中している電気代などの引下げはできないのではないかの声も聞かれています。また、6月5日付け新聞報道によりますと、「小樽ベイシティ開発は、今後担保債務140億円について、債権者のポスフルと弁済協定を結ぶ」とのことです。OBCの現状に照らして、かなり長期にわたらなければ支払うことなどできません。これを受け入れるほど、ポスフルに経営の余裕があるのかの疑問もあります。ポスフルは、「債権譲渡契約によって資産・損益両面に与える影響は軽微である」と発表しています。市長は、債権譲渡によりポスフル本体の経営に支障はないと判断しておられるのか、見解をお聞かせください。

最大の債権者が政策投資銀行であれば、債権の大幅カットで債権の放棄をすればそれで済むわけです。ところが、ポスフルとなれば、小樽ベイシティ開発に敷金保証金を60億円差し出し、これに対する保全を行っている会社です。債権を全額担保つきで譲渡されたと言っても、ポスフルはみずからマイカルと競合する商業者です。この不況の中で、みずからの経営が成り立つことを大前提にマイカル小樽の再建を目指すのですから、債権譲渡はウイングベイ小樽の再建に新たな困難が生まれるのではないかと判断するのが常識ではないでしょうか。また、ポスフルはウイングベイ小樽再建に新たな条件をつける心配はないのか。このことが再建の支障になる可能性はないか、市長の見解を伺います。

この問題の最後に、なぜ政策投資銀行がポスフルの要望に沿う形をとりながら、マイカル小樽から手を引いたのか、大きな疑問が残ります。政策投資銀行は、マイカル小樽再建に当たって、どう考えても商業施設としては無用の長物となったビブレ棟を小樽市に何とか引き取らせようと画策いたしました。しかし、市長が断ったために、別除権協定を結ぶことは難しく、小樽ベイシティ開発の2次破たんとなっては取れるものも取れないということで債権の回収が困難と判断したからではないでしょうか。そうであるならば、ポスフルに9割カットでもいいから買ってもらった方が得策と判断したのではないのでしょうか。市長はどう判断されているか、見解をお聞かせください。

いずれにしても、政策投資銀行はマイカル小樽を見捨て、銀行の役目を投げ捨てて逃げ出してしまったのは事実ですから、銀行として無責任きわまりない恥ずべき行為と考えますが、市長の感想をお聞かせください。

これらの事実は、マイカル小樽の施設は過大であったこと、何よりも、融資した銀行の側からビブレ棟が商業施設としてはどう考えても過大で、再建のお荷物だということが実証されました。マイカル小樽の再建は、計画の失敗を率直に認めるところから始めなければ、再建の根本的対策が立てられないではありませんか。市長のように、「議会で決めたことを実行したまで」とか、与党のように「今は責任うんぬんするよりマイカル再建が先だ」などと言っていては、再建などできないではありませんか。このままでは、マイカル小樽の再建の道が見えてきません。テナントの営業やマイカル小樽で働く2,700人の労働者の雇用が保障されるのかたいへん心配です。市長の見解をお聞かせください。

次に、「消防署所及び職員の適正配置計画」について質問します。

この6月の人事異動で、「適正配置計画」に基づいて花園出張所の職員を一挙に10人も削減しました。我が党は、この「適正配置計画」の重要な柱となっている「署所統廃合」や「消防職員の削減」は、消防力の低

下を来し、市民の生命と財産を守る立場から認められないと、第1回定例会でその問題点を指摘し、「計画」の撤回を求めていたものです。ところが、我が党の指摘や市民の不安をよそに、「配置計画」を強行したことは許せません。第1回定例会で10人も削減したら、花園出張所からの消防車の出動が2台だったのが1台になるのではないかと、我が党から指摘されました。にもかかわらず、消防本部はあくまでもそうではないと言い張り、そのあかしとしてこの6月6日「本部職員及び花園管内居住者による花園出張所ポンプ車の編成について」と題する消防長の「庁達」を出し、花園出張所は減車にはなりませんと証明したかったではありませんか。「庁達」は花園の消防車1台減車ではないと言い張るために、花園出張所のポンプ車を本部職員で出動させる。本部職員が不在の夜間・休日については、花園出張所管内に居住する本部職員を除く非番の職員で対応するとしました。その内容は、消防署の交替勤務者とし、甲非番、乙非番とも3グループに分けて編成する。3グループは、3日に1度のローテーションにより担当する。拘束時間は、平日は午後5時20分から翌朝8時50分まで、土曜、日曜は午前8時50分から翌朝8時50分までの24時間にも及んでいます。

まず伺いますが、この「庁達」によって、消防職員は拘束を受けるわけですが、非番の消防職員を拘束する根拠について説明してください。

「消防組織法」「地方公務員法」「労働基準法」の関係に照らして、「労働基準法」は、消防職員にも原則的に適用となっています。しかし、「休憩時間自由利用の原則」が消防職員のうち、消防吏員は適用除外となっているだけです。この労働基準法の適用除外になっている、だから「庁達」で非番の職員を拘束しても構わないと説明するのでしょうか。また、特定の消防職員が住んでいるところによって「庁達」で労働強化が強いられるのをどう説明するのですか。これが適切な対応なのかについても説明してください。

消防職員を含む小樽市の職員の勤務時間は、条例で定められています。1週38時間45分と定められています。これは、消防職員の場合は、通常業務の範囲を意味するのであって、非常事態のときに非番の消防職員を招集することとは別問題です。通常火災消火活動で、非番の職員を拘束することは、「小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に抵触しないのでしょうか、説明してください。

「小樽市消防文書規程」は、「小樽市文書事務取扱規程による」となっています。これによると、「庁達」とは、「職員に対して命令し、又は通達するもの」となっています。明らかに「庁達」は職員を拘束しています。

ところが、消防本部の管理職や署長は、非番の職員を拘束することには無理があると考えている節があります。消防職員への説明で「庁達」によって非番の日に自宅待機になっても、「拘束されないのだから、断ってもいい」などというあいまいな説明となっています。こういう説明は、「庁達」との関係でどういうことを意味するのですか。さらに、こういう「庁達」を出しておきながら、「拘束されないから、断ってもいい」と説明することが、文書規程に反しているとは考えませんか。「庁達」を発した消防長の説明を求めます。

市長は、消防職員への「庁達」の説明を、どのように職員に行ったと承知しているのでしょうか。もし、承知していたとすれば、指摘したような消防職員への説明が妥当かどうか、お答えください。

3年前、最上出張所を廃止したとき、花園出張所でこのエリアの大半をカバーするから心配ないと胸を張っていました。しかし、今年の第1回定例会の総務常任委員会で、初期の消火活動で消防車4台そろうから心配ないとそのそれまでの説明にもかかわらず、4台そろうには、最上出張所があったときより花園出張所から出動では時間がかかり、最上町の火災現場への消防自動車の到着時間は2分ほど遅れることを認めました。我が党は、この事実を消防力の低下ではないかと指摘しているのです。まず、この事実を認めるのかどうか、改めて市長の答弁を求めます。

加えて、最上地区をカバーした花園出張所の職員を10人も削減したことは、花園出張所の消防車の出動がこれまでは2台同時に出動していたのが、事実上1台減ることになるのではないかとの指摘に、これを認めず、「上で仕事をしている本部職員をおろして対応する」。本部職員が帰宅した夜間と休日はどうするのかとの指摘に、ついにルピコンを超えて、「非番の職員で対応する」との答弁に踏み込んでいきました。花園の事実上の減車を認めたくないがゆえに、こうなったではありませんか。お答えください。

我が党は、「適正配置計画」に反対だから市長とは見解は根本的に異なります。しかし、推進の市長や消防本部は、この我が党の指摘を素直に受け入れ、1台減ることになるが「近くの勝納や長橋、手宮などから出動させ、万遺漏なきようにします」と、消火活動で消防車の到着時間が従来より遅れることを率直に認め、その上に立った対応をすると説明すれば、非番の職員を「庁達」で通常火災の消火活動に動員することはなかったではありませんか。

「庁達」で非番の職員を動員するにしても、また、職員を動員しないで花園出張所からの出動が必要になったときに、ほかの出張所や勝納などから出動をする、こうして火災現場への消防自動車の出動が遅れることにはいずれにしても変わりがないのです。だから、非番の人を動員すれば、火災現場にこれまでどおりの時間で到着するという保障はないのです。どっちに転んでも火災現場への到着の時間は遅れるのですから、なぜわざわざ非番の人を拘束する面倒くさいことをやったのか、納得がいきません。我が党は、「庁達」で非番の人を拘束する、こういうやり方はやめるべきだということを要求します。お答えください。

市長も消防長もメンツにこだわらず「適正配置計画」の署所の統廃合、消防職員の削減は、消防力の低下になることを率直に認めるべきではありませんか。本議会への提案説明で、市長は「このまちで暮らしを支える防災、消防などの充実を図り、安全、安心なまちづくりに努めてまいります」と今後4年間の市政運営の考え方を述べたばかりではありませんか。これを真っ向から否定することになる「計画」の撤回を改めて要求し、答弁を求めます。

再質問を留保して終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 北野議員のご質問にお答えいたします。

財政問題について何点かご質問がありました。

初めに、市政運営についてであります。我々地方自治体を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進行、長引く景気の低迷による地域経済の落ち込みなど、ますます厳しさを増すものと思います。こうしたときこそ、みずからの個性に磨きをかけ、創意工夫をこらしながら、確かなまちづくりを進める必要があります。2期目の市政運営に当たりましては、知恵と汗を結集させ、ここに住む一人一人が安心して心豊かに暮らせるまちと思えるよう、そんな地域社会を創造していきたいと考えております。

次に、補正予算について何点かご質問ありました。

まず、補正予算後の収支不足についてであります。平成15年度当初予算の編成に当たり、財政健全化に取り組んだ結果、人件費と事務・事業の見直しで、約16億円の削減効果を上げ、その他の増減も含めて単年度で約22億円、3か年で66億円の削減が見込まれますので、約150億円の収支不足額が、約84億円で圧縮され

ました。今定例会後の収支の見込みであります。平成14年度決算剰余金と公債費の不用額、税の滞納繰越分を見込んだことにより、合わせて約7億円が改善される格好となり、平成15年度の収支不足額は約16億円となります。その結果、今後3か年の収支不足額は、約77億円の見込みとなっております。

次に、第3回定例会以降の予算補正につきましては、今年度もまだ9か月余り残しておりますので、確定的なことは申し上げられませんが、今後の財政需要につきましては、街路灯維持費補助金が未計上のほか、若干の予備費の追加が必要と考えております。

次に、平成14年度の決算見込みですが、現在決算数値の分析中でありまして、一般会計においては約1億4,000万円ほどの黒字となる見込みであります。また、決算剰余金の処理についてであります。第3回定例会の財政需要額が決まっておりますが、約1億4,000万円の2分の1を超える程度は、財政調整基金に積み立てる必要があると考えております。

次に、補正予算の規模であります。「広報おたる」3月号では、一般財源が11億円必要という意味で掲載したものであり、今回の補正予算は事業費の規模は約13億円余りでありまして、一般財源では10億158万6,000円となっており、公債費の減額分5,500万円と街路灯維持費補助金を前年度並みに5,300万円程度考慮すると、ほぼ見込みどおりの規模であります。

次に、税の滞納繰越分の補正計上についてであります。平成14年度の決算見込みで例年より多額の滞納繰越額が生じる見込みとなり、厳しい財政状況の中でありまして、滞納分についてはいっそうの徴収に努力すべく計上したものであります。

次に、財政健全化について何点かご質問がありました。

まず、財政健全化の見直しと収支不足の解消策ですが、これまでも財政健全化に向けて精力的に取り組み、一定の効果を上げてまいりましたが、財政状況は依然として厳しく、このままでは財政再建団体となるおそれもあることから、今後5年程度の収支見込みを再算定し、再建団体転落をどうしたら回避できるのか、そのために何をしなければならぬかを改めて検証することとしたものであります。したがって、今後とも民間委託の推進や人件費の総額抑制、組織機構や事務・事業見直しなど、行財政の徹底した改革と受益と負担の適正化をどう組み合わせていくかなどを含めて検討し、新たな計画に反映させ、実施してまいりたいと考えております。

次に、ふれあいバス事業についてであります。バス事業者からも利用実態に見合った増額要請などを受けており、現在この制度を継続するために適正な受益者負担の観点を踏まえた見直しを検討中であります。また、具体的な方法などにつきましては、バス事業者との協議が必要なことから、現時点では未定であります。

次に、保育所、学校給食などの民間委託であります。保育所、その他施設の管理運営の見直しや業務全般の見直しに当たっては、民間委託や嘱託化などの方法も含め、費用対効果をじゅうぶん考慮して検討しているところであります。その中で民間でできるものは民間でを基本として、市民サービスを低下させることなく経費を削減できるものについては、積極的に委託等を進めたいと考えております。なお、今後の進め方や財政効果につきましては、受皿の問題や委託の内容など、現在個別に検討を進めている段階にあるため、現時点において具体的な実施時期や効果額をお示しするのは困難でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、今後の財源手当であります。今回の補正予算で年間予算のほとんどが計上できましたので、今後

は街路灯維持費補助金が未計上のほかは、若干の予備費の追加が必要と考えておりますが、今年もまだ9か月余りを残しており、大雪などの突発的な財政事情に対応できる財源は、減債基金の残高600万円余りと平成14年度決算剰余金のみであり、市税や交付税の動向も予断を許さない状況ではたいへん厳しい財政運営を余儀なくされると思っております。このため、平成15年度予算の執行に当たっては、常に事務の効率化を図り、経費の削減に努めるよう、全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。また、平成16年度以降の財源であります。市税や国の地方財政対策の動向が不確定ですが、一般財源の状況はさらに厳しくなることが予想されますので、財政健全化の取組についてこれまで以上に精力的に取り組み、着実に効果を積み重ねて、財源を生み出し、財政再建団体への転落は何としても避けたいと考えております。

次に、石狩湾新港関連について何点かご質問がありました。

初めに、管理組合負担金などについてであります。管理組合が設立されました昭和53年度から平成14年度までの本市の負担金総額は、約73億円であります。一方、昭和50年に現石狩市から小樽市域に編入された工業流通団地などからの市税等収入は、昭和53年度から平成14年度までの総額で約43億円となり、その差につきましては、約30億円となります。

次に、平成15年度の事業計画についてであります。直轄事業におきましては、大型船の入港に対応するため、西地区のマイナス14メートルの航路・泊地・岸壁及び港湾施設用地等の整備を継続して進め、補助事業では西地区の臨港道路や廃棄物埋立て護岸等の整備、起債事業では西地区のふ頭用地整備のための護岸本体工事や中央地区の工業用地等の整備を行うものであります。また、平成15年度の本市の管理組合負担金予算額につきましては、約4億6,000万円を計上しております。なお、平成16年度以降の事業計画等につきましては、今後事業の必要性、緊急性等について精査するとともに、関係団体等の意見もお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、中央地区3工区についてであります。現在までの分譲面積は約4,000平方メートルで、分譲価格は約1億8,300万円となっており、分譲割合は2パーセントであります。また、元金の償還期間につきましては、平成18年度から平成20年度までの3か年で償還することになり、償還額は約65億円となる見込みであります。なお、単年度の償還額を試算いたしますと、約3億6,000万円となります。

次に、西地区の荷役機械についてであります。概算事業内容につきましては機械の本体設置、ヤード整備工事等で約24億7,000万円を予定しております。利用する会社名であります。管理組合によりまして、複数の商社や港湾運送関連業者を想定していると聞いております。また、市といたしましては、荷役機械の設置について地元関係団体等へ状況説明を行い、整備時期や整備内容等も含めて、利用者との最終協議が調うまでの間は事業に着手しないこと並びに整備費用の償還に当たっては母体負担を発生させない旨の強い申し入れを行っております。今後とも利用計画の全体について確認しながら、事業の方向性を見定めていかなければならないものと考えております。

次に、石狩開発株式会社についてであります。まず、同社の再建計画につきましては、民事再生法に基づき、本年3月25日をもって札幌地方裁判所によって認可決定がなされ、その後即時抗告期間を経て、同年4月24日に民事再生計画の認可決定が確定したところであります。今後につきましては、6月25日開催の定時株主総会におきまして、増資を目的とする定款の一部変更や、新しい人事体制などについて審議が予定されております。また、再生計画では、増減資が大きな柱となっております。これにつきましては今後北海道が議会での議決を経て100億円を出資し、合わせて200億円の債務の株式化によって300億円の増資が実現す

ることとなっております。

次に、新体制後、同社の取締役を引き受けるかどうかであります。石狩湾新港地域は道央圏における流通産業の拠点として企業集積が図られており、小樽市域におきましてもこれまでに67社が立地、34社が創業し、1,000名を超える就業があり、本市にとりましても地域経済の活性化や雇用対策につながる重要な地域と考えております。したがって、この地域の開発を引き続き推進するため、関係者とも協力しながら再生計画に基づき同社をしっかりと再生することが必要であり、新体制後におきましても取締役を引き受けることといたしました。

次に、同社の土地分譲の見通しであります。都市計画マスタープランにおきまして、石狩湾新港地域の工業流通ゾーンでは、複合的な施設立地にも対応した土地利用を検討することとしており、社会状況に合わせて立地企業や就業者にサービスを提供するための施設を配置するなど、より弾力的、複合的な土地利用が可能となるものであります。また、再生計画との関係で申し上げますと、金利負担がなくなることによる販売価格の値下げ、債務免除や債務の株式化による抵当権の抹消で、円滑な土地分譲やリースが可能となりますし、新体制による業務の刷新や営業力の強化など、環境が整備されることによる土地処分の促進を期待するものであります。

次に、石狩湾新港の事業推進についてであります。新港につきましては、小樽港とともに道央圏、日本海側物流拠点港として、背後地を含めて経済状況や貨物動向を見据えながら必要な整備を進めていかなければならないものと考えております。しかしながら、本市のみならず、北海道、石狩市各母体においてもたいへん厳しい財政状況にあることから、従来にも増して事業の必要性、緊急性を見極めるとともに、管理運営経費等の見直しを図り、母体負担の抑制に努めていく必要があるものと考えております。今後さらにさまざまな機会をとらえ、母体負担の抑制を主張するとともに、抑制策などについて検討していく考えであります。

次に、地方財政計画についての見解であります。まず地方交付税につきましては、地方の税収減や過去の景気対策のために借り入れた地方債などの公債費負担の増などにより、所要額は年々増加してきており、原資となる国税収入が減少する中で、その必要額の確保が困難になっております。そのため、不足分を臨時財政対策債で補うなどの対策が平成13年度からとられ、本市の借入額は平成13年度約6億7,600万円、14年度約16億700万円となり、15年度は約27億4,000万円を予定しており、その償還は全額交付税で措置されるとはいえ、公債費の増加要素となります。交付税制度の維持のためには何らかの改革が必要とは思いますが、将来とも地方の財源保障と財源調整の機能が安定的に持続できて、地方財政の充実強化が図られることが必要であると考えております。

次に、三位一体改革に対する見解でありますけれども、地方自治体を取り巻く財政状況は、長引く景気低迷により、税収入や地方交付税など、基本的な歳入の減少が続く一方で、地方分権の推進や少子高齢化の進展により、その財政負担も増大し、たいへん厳しい状況にあります。国と地方の税源配分の見直しに当たっては、税源の潜在能力と規模に個々の自治体で大きな格差があることも踏まえて、財源保障と財源調整機能が安定的に確保された上で、国と地方の役割分担に応じて、地方税財源の充実強化が図られることが必要不可欠であると考えております。また、今後三位一体改革が具体的にどう進められ、地方財政対策がどうなるのか注視しながら、国からの地方への負担転嫁にならないよう、全国市長会をはじめ、地方6団体が一丸となって必要な要請活動に取り組むこととしております。

次に、マイカル問題についてお答えいたします。

最初に、民事再生申請後の対策についてであります。既に特別委員会等でご報告いたしておりますように、基本スタンスは行政として可能な支援を行うことであり、直接金融支援はできない立場を明らかにして各種支援行動をとってまいりました。一、二の例を申し上げますと、小樽ビブレの閉鎖表明に対しては、市議会議長、商工会議所会頭、観光協会会長ともども閉鎖の見直しやビブレの建て直しによる営業存続を要請したのははじめ、国、北海道、日本政策投資銀行、北海道経済連等々をはじめとする関係官庁、関係団体に対して支援の要請を行ってきております。また、OBCの遊休地売却による事業資金等の確保についても、保留地の転売禁止解除や中高層住宅用地を北海道に取得するよう要請するなど、OBC再生に向けて行政として可能な範囲での支援行動を行ってきております。

次に、政策投資銀行からポスフルに債権が譲渡されたことについてであります。ポスフルは現在ウイングベイ小樽の主力テナントとして営業しており、みずからの店舗経営の継続と債権保全のため譲渡を受けたと聞いておりますので、再建に向けて努力していただけるものと考えており、債権譲渡は少なくともマイナスにはならないと考えております。

次に、ポスフルが最大の債権者になったことについてであります。再建計画に具体的にどう影響が出るかについては、債権者であるポスフルが中心となって、OBC、小樽ヒルトン、エネルギー会社の三位一体で再生するため、リーダーシップを発揮してくれるものと期待しております。

次に、ポスフル本体の影響については、財務内容を把握しておりませんので、軽々にお答えできませんが、先ほども申し上げましたが、「ポスフル小樽店の円滑な運営継続のためと敷金保証金の保全強化において有効であると判断した」と聞いており、経営の安定化を目指したものと理解しております。また、債権譲渡後、ウイングベイ小樽の再建に向けて、ポスフルを中心に4者協議を行っている聞いており、その中で新たな条件が示されたとは聞いておりません。

次に、政策投資銀行の債権譲渡についてであります。民事再生手続申し立て後、OBCは営業譲渡、自主再建のいずれかの方法による再建の道を探り、別除権者である政策投資銀行とも協議を重ね、自主再建を選択して再生計画案が策定された聞いておりました。しかし、政策投資銀行がなぜ債権譲渡を行ったかについては、「ウイングベイ小樽の存続については複合商業施設の運営ノウハウのあるポスフルに再建を譲渡し、ゆだねるのが最善と考えた」としか聞いておりませんので、その真意はわかりかねます。市といたしましても、OBC再生に向けて銀行側と行政として可能な支援を行う立場で何回か協議をしてきただけに、突然債権譲渡に至ったことについては驚いたというのが感想であります。

次に、再建の根本的対策についてであります。何度かお答えしておりますが、OBCの破たんにつきましても、マイカル本体の破たんによるものであり、施設全体の販売額が当初計画を下回っているのは、低迷する日本経済の影響で深刻な消費不況が主な要因と考えており、このことを計画段階から予測することはたいへん難しいことと考えています。また、再生の見通しについては、エネルギーコストをはじめとする経費の削減や物販施設以外の床利用など、今日の経済環境の中で対応できる施設を目指して努力しており、一般債権者への弁済財源の見通しも立ったとも聞いておりますので、課題は残されておりますが、再生に向けて一歩前進したものと判断しております。

次に、「消防署所及び職員の適正配置計画」に関して、いくつか質問がありました。

まず、「庁達」による非番の消防職員を拘束する根拠についてであります。消防職員は特別な場合を除き、非番日、休日であっても常に連絡をとれるようにしておくこと、また、招集を受けた場合は出勤ができるよ

うにしていることが基本的な心得であるものと考えております。このたびの非番員によるポンプ車の編成につきましては、消防組織法及び地方公務員法に基づき、消防長の職務命令として庁達したものであります。

次に、「庁達」で非番の職員を拘束しても構わないのかということですが、非番の職員はご指摘の労働基準法の適用除外には当たらないものと考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、消防職員は命令により特別な場合を除いて、非番、休日であっても常に連絡がとれ、速やかに参集できるようにしておくことが、基本的な心得であると思います。

次に、特定消防職員が居住地によって労働強化が強られるということですが、これまでも火災や災害の規模により、管轄居住地の非番職員による予備車を編成したり、また、台風や大雪等の災害に対しても、非常時警備編成により必要な職員を招集する体制をとっているものであります。このたびの花園管内居住者によるポンプ車の編成は、職員の招集方法の追加と位置づけしているものであります。

次に、非番職員を拘束することは、「小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に抵触しないかということですが、非番職員の招集から解散までは条例で規定する「正規の勤務時間以外の勤務」に該当いたしますが、招集前の非番職員の一定の拘束性につきましては、勤務時間に該当しないものと考えておりますので、通常火災であるかどうかにかかわらず、条例に抵触しないものと考えております。

次に、消防職員への「庁達」の説明について承知しているかということですが、庁達の説明方法等については承知いたしておりません。消防職員は、勤務しない日においても、その居場所を明らかにし、常に招集に応じることができるようにしていることが基本的な心得ではないかと理解しております。

次に、消防力の低下を認めるかということですが、消防車の現場到着時間は、火災現場により異なりますが、消防力の低下を来さないよう、迅速、的確な消防活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、花園出張所は事実上の減車ということですが、現行のポンプ車を維持するという「適正配置計画」の基本的な考えに基づき、花園出張所のポンプ自動車の運用につきましては、平日は本部職員で対応し、夜間及び休日の2次出動で非番職員を招集し、対応するものでありますので、減車とは考えておりません。

次に、「庁達」を撤回して、非番職員を拘束することはやめるべきではないかというご指摘ですが、花園管内居住者による編成隊は、特命出動のほかに火災の規模により3次出動、さらに4次出動に備えるものであります。また、別の火災が発生した場合にも出動することとなりますので、「庁達」の撤回ということは考えていないところでありますが、今後新しい体制で進めますので、その中で今後改善すべきものがあれば検討してもらいたいと考えております。

次に、適正配置計画を撤回すべきではないかということですが、このたびの計画は、消防環境の著しい変化に対応するため、消防力の低下や経費の増加を来さないよう、車両の乗換運用や非番員の活用などの効率化を図り、段階的に計画を進めてまいりたいと考えております。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 消防長。

消防長(田中昭雄) 北野議員のご質問にお答えします。

職員への説明と庁達との関係は、また、説明内容は文書規程に反しないのかということですが、職員への説明はあらかじめ指定された日に招集に応じられないような事情が生じた場合は、かわりの職員が対応することも可能であるなど、庁達内容どおり説明したものであります。また、説明内容が文書規程に反し

ないかということにつきましては、庁達そのものが職務命令であると認識しており、職員への説明につきましては、庁達の内容どおり説明したものであり、文書規程に反しないと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 北野議員のご質問にお答えします。

小学校の適正配置計画は、平成11年策定の小中学校適正配置計画基本方針及び同実施方針に基づき、本年9月から翌年3月までの間、適正配置の考え方や実施手順などについて、市内教育関係団体などに説明し、ご意見を聞きたいと考えております。その後、具体的な実施計画案の作成検討に入る予定ではありますが、平成17年4月実施を決定しているわけではなく、平成16年4月から実施計画の検討に入りたいと考えているところであります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

22番(北野義紀議員) 再質問いたします。

まず、財政問題で伺います。

今回、提案されている議案第1号一般会計補正予算の歳入で、固定資産税滞納繰越分4億4,400万円と都市計画税滞納繰越分8,600万円の計上は、地方財政法第3条第2項、地方公共団体はあらゆる資料に基づいて正確にその財源を補足し、かつ経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならないとの規定に反する予算編成ではありませんか。滞納繰越金があるのは現実ですから、それを一生懸命納めていただく努力をこれまでもしてきたと思うのです。それは否定しません。これからも、なおいっそうその点での努力は求められるところです。これは市長の言うとおりです。

しかし、そういう大前提で私も市長も認識が一致しているのですが、それでは、これまで過去5年間さかのぼってみましても、補正予算で滞納繰越分を計上したことはありますか。5年間は少なくとも1度もありません。しかも、滞納繰越分は当初予算でも計上されているのです。1億7、8千万円です。これは決算でもだいたいそのとおり、歳入としても入っていると。だから、現実に滞納分を回収するという予算は、当初予算に計上されて、その予算はほぼ執行してきているのです。けれども、2定以降の補正で滞納繰越金を提案したことはないのです。だから、私は質問で予算計上がいつもと違うから心配だと。財政が苦しいから帳じりを合わせるのに、滞納繰越分を二つ合わせて5億円以上あるから、これを計上してつじつまを合わせると。決算になったら、歳入欠陥でしたというふうに運ぶつもりではないのですか。その辺がいつもと違う予算の計上で、これはどう考えても、今まで職員が一生懸命市長の意を受けて滞納回収に努力してきて、1億7、8千万円しか回収になっていない。それが、何で突然5億円以上も回収できるという見込みなのですか。努力目標と予算で確実に入ってくるものを補足して計上することとは別のことです。これは理事者が今までやっていたとおりです。この点で納得がいきませんので、お答えいただきたい。

私は、滞納分を100パーセント回収するように努力するのは、当然のことだと思うのです。しかし、先ほど指摘した財政再建団体に陥らないための努力は、あらゆるところで払わなければなりません。あらかじめ、5億円も歳入欠陥になるような予算を組んでいたら、果たして今年度あるいは16年度で少なくとも黒字に転化できるということになるのかと。相当努力しても、先ほどの答弁では、14年度の決算見込みは1億4,000万

円ぐらいだと言っているのですから、5億円の歳入欠陥ということになれば、これはたいへん心配です。お答えいただきたい。

それから、市民へ犠牲がかぶせられないかということで、いくつか指摘をいたしました。そのことにかかわる財政効果は示せないというふうに言っているのです。しかし、これは教育委員会にもお尋ねしたいのですが、中学校3校廃校によって、いくら歳入になりましたか。また、マイナス面で地方交付税で学校が減った場合、教職員の人数その他でマイナスの査定になるはずなのです。差し引きしてどうなるかということが心配だから、今は1,000万円単位が命取りになるのですよ。だから、財政効果について何も考えていないのかと、そんなことはないと思うので、不都合だから財政効果は示しえないと答えたのではないですか。小学校を数校廃校にするということになったら、交付税が減らされるということも考えられるのです。小学校1校にかかる経費がいくらか、皆さんの方が承知していますから、そういう差引きで財政効果はいくらなのか。

それから、ふれあいパス、これは市長の答弁をもってしても、今回の答弁ではないですよ、以前の議会の答弁でも、中央バスからふれあいパスの値上げを要求されているということは、再三おっしゃっています。だから、ふれあいパスの抜本の見直しということは、市長が選挙前の第3回定例会で答弁されているのです。そうすると、抜本の見直しでも、現実的には所得制限を導入するか、一律有料化するか、いろんな方法があると思うのです。そして、市民にかぶせた分を中央バスは10億円よこせというふうにおっしゃっているのですから、今の差額からいえば、市民から多少ふれあいパスを抜本的に見直して、お金をいただいたとしても、中央バスに支払ったら財政効果はあるのかと。だから、さまざまな問題で財政効果を上げて、赤字再建団体転落にならないで、小樽市の財政再建になるように努力をしているのですから、私は心配だから聞いているのですから、知っている限りのことは隠さないで財政効果についてお示しいただきたい。

次、石狩湾新港の問題について伺いますが、一つは中央地区3工区売却分は2パーセントだと。98パーセント、ほとんど売れていないのです。このままでいったら、18年度以降になると思うのですが、3億6,000万円小樽市がその分をかぶらなければならないということになるのです。市長は、石狩湾新港の推進に当たっては、現在の負担を超えない範囲で何とかやっていくのだと、そういうことを道や管理組合にも要求していくということは、再三おっしゃっています。4億6,000万円です。3億6,000万円土地が売れないで、3か年間3億6,000万円ずつかぶったら、小樽市の財政はどうなるのか。市長がこれまで言っている現状より負担が増えないのだったら増えない範囲で新港を推進するという、これまでの答弁に照らして、この3億6,000万円の負担をどう考えたらいいのか、説明をしてください。

マイカルの問題で質問いたします。

るる答弁があったわけですが、まず一つは、政策投資銀行の問題です。政策投資銀行は、マイカル小樽を見捨てて逃げたのではないかと、私は指摘をいたしました。市長も意外なことだというような表現でした。本来であれば、銀行は再建に努力をし、力をかし、貸したお金を時間がかかっても100パーセント回収するように努力をするというのが銀行の基本的役目ではないですか。それをポスフルに売却して、譲渡といっても売却ですよ。そして、最大の動機は、小樽ベイシティ開発がそのままだったら2次破たんするのではないかということで、逃げ出してしまったと。そういう銀行に一言ぐらい文句をつけて注文をつけてもいいのではないかということについては、いかがですか。

私は、市長とはスタンスはこの問題では180度違います。しかし、再建を目指しているあなた方にとっても、パチンコ屋のところの4億円余り、それから札幌寄りのアパート、あそこで7億円くらい、合わせて11億円、

その中から小樽市の滞納分を差し引いた額を政策投資銀行は丸々もって逃げてしまったのでしょうか。民事再生中の企業は、銀行から新たな融資は受けられません。再建途上で七転八倒している、そういう会社が4億円、この7月2日までに新たに用意しなければならないということが、政策投資銀行が債権譲渡したことによって困難が再建の側にとっては出ているのです。何とかなるだろうという程度では済む話ではないし、今すぐではないけれども、7億円、何とか売却してOBCの再建に充てようと思っていたアパートのところの分、それだってあてにならなくなったのですから。11億円も来るのですよ。こういうことをやった政策投資銀行に、挙げて推進した市長として何のコメントもないというのは、全く不可解きわかりません。お答えいただきたいと思います。

それから、小さな問題ですが、パチンコ屋に土地を売却しました。地元のパチンコ屋さんから自分たちが出るときは、あそこは景観形成地区だからパチンコ屋はふさわしくないといって進出を断られたと。それなのに、苦しくなったらパチンコ屋に売却したと。たいへん地元のパチンコ屋さんは怒っています。このパチンコ屋さんにどういう効果を期待するのですか。私は一つだけ聞きますが、パチンコ屋さんはエネルギーの隣です。マイカルエネルギーから電気その他のエネルギーを買うという約束で土地を購入しているのですか。お答えください。

最後、消防の問題です。

消防の問題でいろいろ言われましたけれども、消防職員は非常事態のときは常々駆けつけるということをはかっているということは、私も承知しています。そういう崇高な使命のもとに大火になったとき、あるいは大災害のとき駆けつけると、それは当然のことです。これは、消防ばかりではなくて、小樽市の職員だって同じなのです。私が指摘をしているのは、通常火災のときに非番の人を拘束するのはいかがかということに聞いているのです。大災害のときに拘束するのは当然です。ごっちゃにしているのではないですかということなのです。

それから、庁達で自宅待機をしていると。あなた方は、職務上のことでしか答弁されていませんけれども、拘束を受ける職員の側、普段命がけで仕事しているわけですから、ゆっくり休みたいというお気持ちです。若い方は、子どもさんとの団らんもあるでしょう。そういうときに、非番の日に3日に1回は必ずそういう緊張した24時間体制に入ると、新たな問題ですよ。そういうことをやって、平気なのかということに聞いているのです。

細かいことは市長に聞いてもあれですから、消防長に伺いますが、今度の非番の人を動員して、実際に非番の方がポンプ車を運行して火災現場に行くということは、大火災でもない限り、大きな火災にならない限り、実際にはなかなかありえないのではないですか。だから、私は先ほど指摘したように、花園から通常であれば、これまでだったら2台一緒に出ていたと。10人減らされたものだから1台しか出ないと。1台減ることになったのではないかと私から言われたら、そうではないのだということで逃げ回っているわけです。しかし、どちらにしても、非番の人を動員しようがしまいが、10人減らしたら火災現場への消防車の到着時間が遅れるということは事実ではないですか。だから、私はあえて非番の人を年がら年じゅう拘束するような、しかも聞いたところ、12月まで予定表をつくって、非番の人は何々の班のどういう職務で3日に1回ずつその拘束を受けるというふうにしてしまう必要はあったのかということです。これをお答えください。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝彦） 再質問にお答えいたします。最初に滞繰分の補正予算の関係でございますけれども、確かに我々としても間違いなく100パーセント徴収できるという確信を持って計上はしておりません。しかし、年々この滞繰がどんどん増えてきています。14年度も前年よりも約2億円増えておりますね。そんなこともありまして、我々としては全庁挙げて、やはりこの解消に努めていかなければ、この非常事態の財政を突破できないだろうということもありますので、従来、あまりではありませんけれども、こういう状況でございますので、何とか職員一致結束して徴収体制を組んで取組をしていきたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、ふれあいパスの関係でございますけれども、ふれあいパスにつきましては、やはり当初制度を開始したときよりも、年々対象者が増えてきているという現状もございますし、さらにこの利用回数も増えている。中央バスの財政負担といいますが、中央バスの負担も当初、バス自体も検証してこれぐらいだという額を言ってきました。そのために、我々もその額が妥当かどうか、そのことについても我々も検討して実際に調べてみて、ほぼ言っていることは間違いのないということもわかりましたので、では、これをどう、中央バスの言っている10億5,000万円という額は少し無理な話だとは思いますが、少しでも利用者からの負担をお願いして、市も利用者もバス会社も何とかいい方法はないかということで、今検討を進めているということございまして、所得制限をするのか、一部負担を取るのか、これについてはまだ、今検討中でございますけれども、今後さらにバス事業者と協議して、ぜひいい方向でいきたいと。市としましては、今2億円払っていますけれども、この額を少しでも減額したいというのが本心でございます。したがって、中央バスにも一定程度、一つの福祉政策でやっている事業でございますので、ある面ではやっぱり中央バスにも協力を願って、さらにまた、利用者の負担も少しお願いして、この制度を維持していきたいというのが、基本的な考え方でございます。

それから、新港の3工区の関係ですけれども、確かに3工区の問題につきましては、ご指摘ありましたようになかなか土地が売れないという状況です。そんな中で、償還が迫っているわけですけれども、先ほども申し上げたとおり、道の財政、石狩市の財政も厳しいというふうに聞いていますから、この償還については3年間ということではなくて、今後これを少し期間を延ばして、そういうことで少し返還額を縮めていけないかどうか、これは申入れをしていきたいというふうに思います。

それから、マイカルの関係での投資銀行の関係ですけれども、投資銀行とのやり取りは先ほど話もありましたように、とにかくビブレ棟を市が無償譲渡を受けてくれということで、相当やり合いました。最終的に、市としてもそういう状況ではないということで断ったわけでございますけれども、その後、どういう経過でポスフルと交渉していたかどうかはわかりませんが、いずれにしても我々としては投資銀行のやり方といいますが、マンションの売却代、土地の売却代を全部預かっておいて、そしてそれにツケを設定して、最終的に全部持っていったということのやり方については、非常に不満も持っていますし、これらの点については我々も申入れをしまして、再三再四にわたって弁護団にも申入れをして、投資銀行に抗議をせということも何回も強く申入れをしました。しかし、こういう結果になって残念なことになったわけですけれども、一応再生債権については一定程度の資金のめどもついたというふうに聞いていますから、今後それはそれで一件落着で次の段階に向けて、また、新たな再建策に向かって進んでいくのだろうというふうに期待いたしております。

それから、パチンコ屋の件につきましては企画部長から、消防の問題は消防長から、それぞれお答えいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 企画部長。

企画部長(山田 厚) パチンコ店の売却については、特別効果をねらったというよりも、いろんな事情の中で売却をするという申出がございまして、土地利用の方針上、問題が生じないという、こういう中で市としては了解したものでございます。

それから、エネルギー会社の活用といいますが、これについては、会社とパチンコ店の方で活用できるかどうかについて協議をお願いするというを、私どもとしては申し上げまして、将来のエネルギー会社の安定供給の一つでも助けになればという考え方は持ってございました。現在、聞いておるのは、エネルギー代金が北電さんとの料金設定等の関係で差が多少あるようですので、施設的には北電さんなり、エネルギー会社から電力を引いてもいいような形のような構造にしておくというようなお話も聞いてございますので、現在そのような扱いをさせていただいてございます。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 消防長。

消防長(田中昭雄) 北野議員の再質問にお答えいたします。

初めに、通常火災で拘束するのはどういうものかということでございますけれども、非番職員の招集につきましては、従前から3次出動、4次出動、また、別の火災が発生した場合にも招集するという体制をとってきたところでございます。このたびの花園管内居住者の2次出動の招集というのは、職員招集体制の追加というふうに位置づけておりまして、必要な体制であるというふうに考えております。それにいたしましても、今の方法で最善というふうに思ってスタートしたところでございますけれども、新体制を進める中で何か改善点があれば、また検討したいなというふうに考えております。

それから、非番の人が火災現場に行くことはなかなかありえないのではないかとところでございますが、それから六日に1度にする必要があったのかどうかということでございます。今後、この新しい体制なものですから、今後スタートしてみなければわからないところもございますけれども、いずれにしても、先ほど申し上げましたような、今後体制を進める中で改善点があれば、また検討してみたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 再質問にお答えいたします。

中学校適正配置計画での財政への影響という、そういうお尋ねがございましたけれども、細かな内容については承知しておりません。教育長としての立場では、中学校及び小学校の適正配置計画の実施により、教育効果、教育環境の向上ということを視点にしております。小学校の場合、現在1年生から6年生まで1クラスで担任の先生が1人であるという学校がかなりございます。何校その中で考えていくかということは、全く決めておりませんが、そこにいる児童の状況を見ますと、一人一人の子どもは1年生から6年生まで同じ教室に存在するので、人間関係が固定化する。あるいは学力の向上があった場合でも、なかなかそれが認められてもらえないといったような事情がございます。また、担任教師にしても、学年の途中でクラ

ス替えということもなく、担任替えもないということで、もしある学年で若手の先生、転任してきたばかりの先生が何か悩みを抱えても、相互に相談するという機能がありません。また、学校教育環境も年々変化しておりまして、12学級以上に司書教諭の配置が認められました。小樽、現在小学校で8校に司書教諭がありますが、1学年1クラスではそういうこともありません。そういう意味で適正配置計画は、そういう学校環境の向上ということを目指しております。しかし、ご指摘の財政の影響ということがかなり問題になると思われることもございますので、この3月までの説明が終わって、実施計画検討の中で、そういうことについて、さらに考えを深めてまいりたい、そう思っております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

22番(北野義紀議員) 再々質問します。

最初に、教育長に尋ねますが、中学校の適正配置のときに、住吉中学校の土地と建物の売却代金、2億円近くを教育費に参入しないで、借金払いの財源にしてしまったということは、教育のためと言いながら、いったい何をやっていたのかという批判が上がったのです。だから、あなた方が本当に小学校の適正配置も教育のことを考えてやっているのか、疑わしいと思うのです。この点について何か申し開きしたいことがあれば伺いたい。

次、消防に伺います。

改めて、これは予算委員会でもやりますが、非番の職員はいつでも招集できるというような趣旨をおっしゃいましたが、根拠を私が挙げますから、私の根拠が違っていたら、あなた方の根拠を挙げてお示しいたきたいと思うのです。

非番職員を招集する根拠というのは、小樽市警防業務規程第28条、非番職員が招集の命を受けたときは、速やかに参集しなければならない。これを根拠にあなた方は庁達を出しているのではないですか。だけど、これは大きな火災になったときに出勤していただきたいから、速やかに参集しなければならないというのは、所管の職場に集まるということでしょう。自宅待機しろということではないのです。だから、非番の職員を招集する根拠というのは、法令上のどこに根拠を置いて非番の職員を待機させるのか、根拠をお示しいたきたい。

それから、消防吏員の休憩時間の自由利用の適用除外、これはおっしゃったとおりです。しかし、これはここしか職員が消防吏員が食事を終わって一休みしようかというとき火災が発生したら、40分、50分休まないでそのまま出ていきなさいよと、それが優先ですよということを言っているのです。それだけの話です。それをもって、消防の吏員を非番の方を集めるということ是可以できるのかという疑問もあるのです。

そこで、二つ目の問題ですが、庁達というのは小樽市文書事務取扱規程第21条によれば、庁達とは職員に対して命令し又は通達するものとあるのです。あなた方の庁達は、明白に職員を拘束するのです。そして、自宅待機で24時間待機させておいて、火事がなかったから解除と、お金も払いませんと、こういうことなのです。そして、市長はさきほど遠慮がちに言ったのですが、現場の責任者に改めて聞きます。現場の人たちの管理職の説明で、もし何かの事情で都合が悪いときはかわりの人を見つけると言ったかな。だれが見つかるのですか。自分が都合が悪かったら、自分の責任でかわりの非番の人を見つけるといふことなのですか。そんなばかな話ないですよ。庁達を出して、拘束しているのは消防長なのですから、消防長の責任でかわりの人を探すというのが当たり前ではないですか。なぜ、当の本人が都合悪かったら自分で探せと。消防長は

12月までの予定表出しているのだから、事情を早くわかるのだからかってにやっていると、こんなふうにはなりません。

それから、職務命令に違反したときは、懲戒処分を行うことができるというのは、地公法の第29条です。職務命令は地公法の第32条です。そういうときに、非番で都合悪かったらいいというのだからと、おれは協力しないよという人が出てきたらどうするのですか。2度、3度にわたってお断りしたら、これは懲戒の対象にされるのではないのですか。どうもあなた方の言っていること、わかりません。法令の根拠を示してわかるように説明してください。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（石田昌敏） 再々質問にお答えいたします。

住吉中学校の売買については、教育委員会が直接関与してはおりませんけれども、2億円ということはお聞きいたしました。教育関係の予算にそれが振り向けられればといったようなことはたいへんありがたいことですが、その2億円の売買とは別途に今年度の予算で小学校のコンピュータ配線が2か年で14校ずつ大体決まりました。中学校にも高速回線が予定されるということで、教育環境の整備がそういう意味でも進んでいくということで、私は理解しています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 消防長。

消防長（田中昭雄） 何点かお尋ねがございました。

初めに、招集する根拠はどこにあるのかということでございますけれども、私どもこの警防業務規程に基づきまして、招集区分なり招集方法を別に定めるといことになっておりまして、この別に定めるのが私どもの実施要綱をつくっております。その要綱の中で具体的な定めをしているということでございます。

小樽市警防業務規程実施要綱のうちの第11条の2に招集方法とございまして、ここで現行改正をしたというところでございます。招集方法、第11条の2、（1）順次指令の方法、ア、火災時の連絡、（ア）2次出動の連絡、火災状況の変化に伴い、規程10条に定める第2次出動が指令された場合、通信指令係は別表第29号連絡職員グループ一覧表の第1グループ又は第2グループ及び銭函管内を除き、第15グループから第20グループのうち、1グループの職員に対し、次の要領に応じて連絡することというふうにご理解をしております。

次に、現場の人にかわり、人を見つけるのは自分の責任で見つけるべきではないのかと、それは消防長の責任で探すべきではないのかということでございますけれども、例えば結婚式があるとか、あるいはおなか痛くなったとか、それからそういうような個人的な事情も発生することがございます。そういう場合は、やはり消防長ではなくて個人の原因に帰するというようなものですから、それはやはり個人で連絡した上で探していただくのが適当ではないかと、このように思っております。

それから、職務命令で32条で、例えばおれは協力しないと、2回、3回断ったらどうなるのかと、こういうことでございますけれども、これにつきましてはやはり今申し上げましたようなしかるべき合理的な理由といいますが、そういうものがあれば順次交代というのできるようになっておりますので、こういう2回、3回断るといふ、その具体的な状況に照らし、判断すべきものというふうにご理解をしております。以上でござい

ます。

(「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

22番(北野義紀議員) ここでの質問は再々質問までしか認められておりません。しかし、今の答弁を聞いても、私の質問にかみ合った答弁にはなっていません。

議長にお願いあるのですけれども、私は先ほど非番の職員を招集する根拠というのは、小樽市警防業務規程第28条しかないのではないかと、根拠を挙げて言ったのです。そこには速やかに参集しなければならないと。それを受けて実施要綱にさまざまな招集の仕方が書いてあるのでしょうか。それとは別に非番の人をチームつくって集めるというやり方は、警防業務規程の何条を根拠にしてやっているのですか。大災害が起こったときに非番の人を招集する手順を定めているのを申し上げているだけではないですか。結局、議長、3回しかできないから、これで終わりといって逃げるのだったら困りますから、本会議の進行に私は協力しているのですから、議長としても理事者の方に議事進行に協力するように、一言要請をしてください。答弁あればさせていただきますと思います。

議長(中畑恒雄) 今、北野議員から議事進行のお話がありましたけれども、私も再々質問まで聞いておりました。議員の質問、理事者の答弁、なかなか難しい問題で何条の何項、私も何も書類持ってきていませんからわかりませんが、何か私自身はかみ合っているのかなというふうなとり方です。けれども、北野議員にしたらかみ合っていないかもしれませんが、先ほど北野議員がおっしゃった中で、今後、委員会があるから委員会の中でもやりたいというようなことを言っておりましたので、今日は本会議の場でございますので、今言われたことに何か答弁する、補足することがあれば理事者の発言は許しますけれども、なければ、ありませんか。ありません。

それでは、委員会のときには、北野議員の言っている質問内容についてよく考えて、これからある27日以降の予特で答弁をしてください。

北野議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時15分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 13番、前田清貴議員。

(13番 前田清貴議員登壇)(拍手)

13番(前田清貴議員) 株式市場がバブル経済崩壊後の最安値を再更新するなど、経済がデフレ傾向にあり、景気の現状は長期低迷下の見通しであります。私が平成13年第3回定例会市議会代表質問での冒頭、まくら言葉で申し述べました。このような経済状況が2年近く経過した現在もいまだ混とんとしている中、4月には第15回統一地方選挙が行われ、北海道知事には我が党が推薦した高橋はるみ候補が多くの道民の支持を得て、北海道初の女性知事として誕生しました。高橋知事誕生は、前知事時代から懸案になっていた北海道新幹線の早期建設による札幌までの乗り入れ実現あるいは小樽、余市、黒松内間の高規格道路の早期着工など、小樽、後志の発展に向けて明るい希望となりました。ここに、平成15年第2回定例会に当たり、自

由民主党を代表して市長並びに関係理事者の皆さんにご質問いたします。

今定例会は、さきの統一地方選挙で新たに市民の代表として信任を受けた私たちが、市長、市議会議員として今後4年間山積する行財政課題をどうかじ取りし、施行し、市民の負託にこたえていくのかを問われる大切な定例会でもあります。

それでは、まず初めに、山田市政2期目への抱負についてお伺いいたします。

顧みますと、山田市長は平成11年4月に執行された第14回統一地方選挙で新谷前市長の後継指名を受けて、当時収入役から自民、公明、民主各党派などの推薦を受けての立候補でありました。選挙戦は有力候補3人が出馬されての三つどもえ戦となり、大変な激戦を勝ち抜いての勝利当選でありました。しかし、このたびの選挙戦は前回と違い、共産党候補との一騎打ちとなり、すなわちある意味では2期目への信任を受ける信任投票の様相となった選挙と言えたのではないのでしょうか。結果は、得票率70パーセントを越す5万票以上の圧倒的な勝利で再選を果たされました。このことは、小樽市のリーダーとして、市長の1期4年間を市民、有権者の多くが高く評価したとともに、今後4年間の市政全般のかじ取り役として、市長ご自身が評価されておられるように、市民の皆さんに一定の評価をいただいた結果と拝察いたします。

そこでお尋ねいたします。再選信任された現下、市長の2期目への抱負をまずお聞かせください。

次に、市長選における公約に関連して、何点かお伺いいたします。

市長は、このたびの選挙戦で、数々の公約を述べられています。まず、市長のリーフレット、表紙を見ますと、2期目への決意と記され、裏を見ますと基本姿勢と基本目標が掲げられています。基本姿勢には3点が示されており、1、市民の皆さんの声を大切にされた開かれた市政運営の推進、2、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりの推進、3、財政の健全化を早急に進め、バランスのとれた施策の推進。また、基本目標には、1、子どもからお年寄りまでだれもが生きがいを実感できる福祉の充実、2、快適で安らぎを実感できる生活環境の向上、3、地域経済の底上げを図り、活気にあふれにぎわいのあるまちづくり、4、個性豊かな芸術文化の育成と健全な教育環境の充実、5、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、行財政運営の効率化、健全化を目指す基本目標を掲げられておられ、市長の再選へ向けての並々ならぬ姿勢、意気込みが感じ取れるリーフレットでありました。

一方、向こう3年間で50億円もの収支不足が生じると試算されており、小樽市の財政状況は大正11年8月1日、市制施行以来の財政状況にひっ迫する中、政策実現には相当厳しいものがあると考えます。市民が今求めているものは、行政サービスの充実と質の向上であります。行政サービスの後退は許されません。

そこでお尋ねいたします。これらの政策実現に向け、市長は財政状況にひっ迫する中、今後どのような手順、手法、政治姿勢で政策を実現していこうとされておられるのか、お聞かせください。

また、リーフレットの中に、市民と行政がそれぞれの役割と責任を持って一体となったまちづくりを進めると記されてありますが、行政の担う役割と責任、市民が担う役割と責任について、今後どのような在り方がふさわしいとお考えなのか、具体的にお聞かせください。

次に、市長がこのたびの市長選挙で各政党及び支援団体と交わした政策協定についてお伺いいたします。

市長はこのたびの2期目再選向け、各政党及び支援団体と政策協定を交わされておられると新聞紙上等で承知しております。側聞いたしますと、各党派、支援団体とも持ち味を出して、小樽市の現状を憂慮した内容となっております。各政党及び支援団体とも、小樽市を思案する気持ちは同じなのだとの再認識した次第でございます。しかし、我が党とわずかに違う点を上げるとすれば、それは安保・防衛、教育問題であり

ましよう。我が党は、このたびの市長選挙で山田勝磨候補推薦に当たり、交わした政策協定書には、日米安全保障条約や日米地位協定などをじゅうぶんに尊重し、国の専権事項と市長権限とを混同しているような勢力などによる安全保障を脅かすごときの各種要請に対しては、き然とした態度で安全保障の必要性堅持の姿勢を貫くこと。また、教育委員の任命権者である市長として、小樽の教育が真に子どものためになされるよう、特段の配意を払うこととした内容が明記されています。先ほどわずかと申しましたが、これらの基本姿勢、考え方に各協定団体の中には大きな違いがあります。この大きな政治課題を踏まえて、市長は今後4年間市政の施策執行に当たらなければなりません。

そこでお尋ねいたします。我が党と交わした政策協定書は、ほごされることなく遵守されるのか、市長の政治スタンスについて、忌たんのないご所見をお聞かせください。

次に、財政問題に関連して何点かお伺いしてまいります。

初めに、三位一体改革と地方財政についてお伺いします。国と地方の役割分担を明確化するとともに、自己決定と自己責任の原則を徹底する地方分権改革は、平成12年4月の地方分権一括法の施行を経て、国と地方の税財源の在り方をどのようにするかを決めていく、さらなる段階を迎えております。国と地方の税財源の在り方については、これまで各方面でさまざまな議論が進められてきましたが、特に地方制度調査会と地方分権改革推進会議の主張は、実質的には大きくかい離しており、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲などを含む税源配分の在り方を見直す三位一体の改革が、今後具体的にどう進んでいくのか、我々地方自治に携わる者として注視しているところであります。地方自治体をあずかる首長として、三位一体改革論を踏まえ、国と地方の税財源の在り方について、市長の率直なご意見をまずお聞かせください。

次に、平成14年度の収支見込みについてお尋ねします。

平成15年度当初予算編成時には、平成14年度決算が赤字になる可能性もありえると、本市の厳しい財政状況を説明しておられました。現下、決算の計数を集計中であると思っておりますので、詳細は第3回定例会以後の決算特別委員会で伺うこととして、出納整理期間が終わっております平成14年度の収支見込みについて、概要をお知らせください。ちなみに、お聞きしますが、平成14年度の地方債の元利払いである公債費負担比率と財政の硬直度を示す経常収支比率についても、数値見込みでけっこうですからお聞かせください。あわせて、平成15年度の想定されるこれら数値についてもお聞かせください。

次に、平成15年度補正予算についてお伺いします。

平成15年度当初予算は、市長選挙もあることから骨格予算になり、今定例会に上程されました補正予算を含めて、初めて年間予算ができて上がります。財源不足から予算編成には大変なご苦労があったものと推察いたしますが、山田市政2期目スタートに当たって、どこに重点を置いて補正予算を編成されたのか、お聞かせください。

この項の最後に、今後の財政運営についてお伺いします。

昨年の時点で、平成15年度から平成17年度の3か年で約149億円の収支不足が見込まれるとしたことから、市長は昨年2月に財政健全化緊急対策会議を設置され、平成15年度予算編成に向け、全庁的な取組を行ってきたことは承知をしております。その結果、3か年の収支不足は約66億円改善され、約83億円まで圧縮されたと伺っております。しかしながら、今回の補正予算を見ますと、減債基金のほとんどを取り崩しての補正予算編成であり、ちなみに減債基金の残高はわずか600万円ほどとのこと。今年度を含め、今後の財政運営をどうされていかれるおつもりなのか。また、これまで以上の財政健全化への取組をどう進めていかれるのか、

具体的にお示しください。

次に、バブル崩壊後のデフレ効果に関連してお伺いいたします。

戦後の復興から一貫して右肩上がり成長してきた日本経済が、横ばいから下降に転じ始めて、早くも10年以上が経過しました。バブル崩壊後の長引く不況は、戦後私たちがかつて経験したことのないデフレ経済をもたらしました。毎日の生活で使用する食品、日用雑貨の販売価格の下落から、はたまた昇給の据え置き、減額へと、日常生活から将来設計まで含め、各方面へ大きな影響と動揺を与えています。

さて、民間企業ではこれらの変化、影響を先取りして、企業の再構築が行われてきました。同時に、この変化に対応できなかった企業は既に倒産あるいは取り残され、現下苦境に立たされています。この流れをいち早く察知した民間企業では、資材の下落を発注契約に活用して効果を上げています。特に、顕著な動向を示したのは建設、土木関係の契約時に生かされ、その効果は従前の契約金額と比較して、30パーセント程度の削減につながっていると伺っています。

そこでお尋ねいたします。本市では、以上のようなこのデフレ現象をどうとらえ、市が発注する契約にじゅうぶん活用され、施策へ生かされているのか。また、反映されているのであれば、効果を年度ごとに数値でお示しください。さらに、市内に本社がある業者への発注率は、どのような実態になっているのか。工事及び物品それぞれに分けてお示しください。あわせて、現下の入札制度と今後想定される入札方法及び工事単価の積算に使用されている主な資料についてお聞かせください。

次に、産業振興に関連して何点かお伺いいたします。

平成14年度第4四半期、つまり平成15年1月から3月までを集計した「小樽市経済動向調査結果」によりますと、業況については全業種平均で好転したとする企業が6.2パーセント、悪化したとする企業が51.2パーセントで、よいとした企業の割合を悪いとした企業の割合が大きく上回ったと報告されております。6月の日銀月報でも、景気情勢について全体として横ばい圏内の動きを続けていると、前月、半年ぶりに下方修正した判断を据え置いたように、依然として景気の動向は不透明なようであります。市内では、このような状況下、小樽市の経営相談窓口制度を利用して新規開業にこぎつけた企業が何社かあるとお聞きしました。

そこでお尋ねいたします。この不況下、新規開業に結びつかせた小樽の魅力、誘因、要因をどう分析されておられるのか、まずお聞かせください。また、6月17日に再度相談窓口が開催されたとお伺いしております。訪れた相談者数、相談内容など許される範囲でけっこうですから、年齢、出身地などを含め、お聞かせください。

次に、本年2月1日から施行された新事業創出促進法の一部改正による最低資本金規制特例について説明してください。また、市内でこの特例を活用して起業をされた法人はありますか、お聞かせください。

次に、空き店舗、空き施設が周辺市街地を含め、かなり目立つようになりました。現下、空き店舗についてはどのような実態になっているのか、数値を含め、活用施策と支援についてお聞かせください。

また、空き施設となっている国際ホテル及びホテル天望閣の動向についてお聞かせください。さらに、長谷川家具撤退跡の跡利用についてつかんでいけば、あわせてお聞かせください。

次に、小樽観光に関連してお伺いいたします。

平成14年度小樽観光入込み客数の概要では、平成13年度の観光入込み客数893万3,800人に対して、平成14年度の観光入込み客数は847万6,300人と45万7,500人減少し、前年対比で94.9パーセントと、全体としては前年をわずかに下回ったものの、ここ数年の観光入込み客数は800万人台を順調に維持してきております。また、

飲食、物販とも新規出店が相次ぎ、まち並みもにぎわい、懸案であったマイカル小樽の名称もウイングベイ小樽と名称変更されました。

また、昨年9月に廃止された日銀小樽支店も改装工事が進み、日銀金融資料館として装いも新たに生まれ変わろうとしていた矢先に、香港でSARSが発生しました。SARSは瞬く間にアジアをはじめ、欧米へと感染し、直近の調査集計のまとめによりますと、患者感染者8,400人以上、死者801人と多くの患者と死者を出し、国際的な問題となりました。小樽市でも中国、香港、ロシアでSARSが確認されたとして、姉妹都市であるナホトカへの少年少女使節団の派遣を中止するなど、少なからずその影響が顕著に表れました。SARSにより、人の移動が止まり、特にアジアからの観光客が途絶えました。後志を訪れる割合の高い台湾、香港、中国の観光客は、昨年5万6,000人余りと推定され、そのほとんどが小樽へ観光客として訪れていると推測され、平成15年度の観光入込み客数及び観光消費への影響が心配されます。

そこでお尋ねいたします。平成15年度上期の観光産業とSARSの影響について、まずお聞かせください。また、SARS感染拡大で、市内ホテル、旅館、行政の対応、受入れの実態はどうであったのか、あわせてお聞かせください。

次に、本市の農業振興と展望についてお伺いいたします。

日本の農業経営を取り巻く環境は、食の変化や農畜産物輸入自由化などにより、年々厳しさを増してきております。農地面積の推移では、昭和36年の609万ヘクタールをピークに減少を続け、平成8年には500万ヘクタールを下回り、平成11年には487万ヘクタールとなっており、毎年4.3万ヘクタールずつ減少し続けています。北海道農業も例外ではなく、農家戸数の推移で戦後20万戸以上あった農家戸数も、平成10年にはついに10万戸を割り、7万4,221戸となりました。

一方、道内における農家人口の推移では、平成2年に40万人を超えていた農家人口も、平成10年には29万9,000人台と、8年間で約26パーセント減少しています。平成14年度の統計で見る我がまち小樽では、ご多分に漏れず、小樽の農業も昭和35年の農家戸数2,254戸、農家人口1万2,484人、耕地面積2,009ヘクタールから年々減少し続け、昭和56年には農家戸数も974戸と1,000戸を割り、農家人口も3,765人と減少し、昭和35年当時の69.8パーセント、耕地面積でも651ヘクタールと67.6パーセント減少しました。最近調査した平成12年には、農家戸数357戸、農家人口1,045人、耕地面積230ヘクタールと、それぞれ昭和35年当時を100として比較しますと、戸数で84.1パーセント、人口で91.6パーセント、耕地で88.5パーセントと激減しています。この数値が示すように、小樽農業は危機的状況であり、徳俵に足がかかっていると言っても過言ではありません。小樽の農業は、どこへ向かって進もうとしているのでしょうか。

そんな中、今、農村農業の役割が変化してきています。従来人間が生きていく上での大切な食糧を生産する農業から、自然環境との調和、景観の保全を重視した土地利用の推進へと、農業全体が変貌する兆しが見えます。特に、都市近郊型農業では、花き・園芸・野菜栽培から、これらを加工して付加価値を高め販売する、あるいは直接食してもらおうレストラン、民宿経営など、副業を併営しての営農も見られます。本市農業は、大都市に隣接し、しかも観光入込み客数が年間800万人を超えている現下、これらを活用しての種々の農業振興施策も施行されてきたことと存じます。

お尋ねいたします。本市農業政策は、従前どのような方針で進められてきたのか。また、今後の方針についてもお聞かせください。

あわせて、何点かお尋ねいたします。農業活性化のため、本市が施行してきた主な農業施策と年度ごとの

歳出をお聞かせください。また、北海道の事業で農場民宿推進支援事業とありますが、趣旨、内容についてご説明願います。最近、グリーンツーリズムあるいはファームインという言葉をよく耳にします。概要と小樽市域での可能性及び支援についてお聞かせください。

この項は終わりになりますが、農業者及び農業団体からの陳情、要望など、寄せられておりましたら、お聞かせください。

次に、関連して遊休農地と新規就農促進について、農業委員会へお伺いいたします。

農業委員会は昭和26年制定の農業委員会法に基づいて、農地・農業を守り育てることを目的に発足しました。農業委員会を構成する農業委員は、特別職の公務員であり、農業委員会は市町村から独立した行政委員会として位置づけられています。また、農業委員会の活動には大きく分けて、農地活動と農政活動に分けることができ、前者は農地法に基づいて農地の所有権移転並びに農地転用に対する許認可を行い、農地を守る立場から助言・指導をする活動であり、後者は農家の声を市政に反映させる要望、建議活動や農業経営改善など相談活動もあわせ持っていることは承知をいたしております。

さて、本市農業を取り巻く環境はたいへん厳しいものがあるということは、先ほど述べたとおりであります。また一方で、都市近郊型農業として発展していくことも可能であると述べたつもりでもあります。昭和35年当時に、2,009ヘクタールあった農地は、平成12年の調査で230ヘクタールに激減しています。減少した1,779ヘクタールの農地は、現在どのような使われ方をされているのか気になります。農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、かつ一たん耕作を放棄すると、その復旧に非常な困難が伴うことから、農地を良好な状態で確保・保存していくことは大切なことでもあります。離農者が増加する中、最近徐々にではありますが、全国、全道的に新規の就農希望者が増加傾向にあるとお聞きします。また、その説明や就農教育が行政や教育機関で実施され、成果を上げているとのことですが、

そこで、新規就農希望者の受入れ体制を整えていく見地からお尋ねします。

初めに、農業農家の定義についてご説明ください。また、就農には種々の規制があるとお聞きしますが、小樽市の農業者認定耕作面積をお聞かせください。さらに、新規就農がしやすいよう、農業者と認定される耕作面積の認定基準の緩和などは考えられないのでしょうか。ご所見をお聞かせください。また、遊休農地があれば面積を地区別でお示しください。現下、農地は買取りからリースへと移行しています。遊休農地マップを作成する用意はございませんか。

この項、終わりになりますが、農業委員会が現時点で抱える課題を1点上げるとすればそれは何か、お聞かせください。

次に、ふれあいバス事業についてお伺いします。ふれあいバス事業は、昭和55年から実施されてきた従前の小樽市老人バス等料金助成事業にかわり、平成9年度から市民要望にこたえ開始された事業で、70歳以上の高齢者全員を対象にした無料のバス乗車証やJR列車乗車券を交付する制度であります。事業開始当初、予算1億4,400万円でスタートした同事業も、高齢者の増加や見込みをはるかに上回る利用状況、回数などから年々事業費も増加し、平成14年度、平成15年度予算では同額の2億1,100万円が計上されています。このことから市としても、これ以上の財政負担増は困難との考え方から、平成16年度以降、バス事業者から支払額の増額を求められた場合、財政状況からして利用者の一部負担は避けられないのではないかとお聞きしております。このたびの統一地方選挙では、市民の意見を多々聞く機会を得ました。同問題については、市の財政状況を考えると、一部負担も仕方がないとか、子や孫に負担はかけられないなど、市民も市の財政状況を

よく承知しており、理解を示している利用者もいましたことを申し添えておきます。以前、仮に本年度以降に増額要請があれば自己負担などを含めて、制度を存続するための方法を検討しなければならないと考えていますとの議会答弁もいただいております。

そこでお尋ねいたします。市長は、市長選挙の公約の一つ、財政健全化を当面する最大の課題として位置づけられ、このたびの選挙戦を戦ってこられましたことは承知をいたしております。単に財政健全化と申されましても、さまざまな事務・事業の見直しが想定されます。市長が想定されている事務・事業見直しの中に、ふれあいバス事業はございませんか。同事業の今後の在り方について、市長のご所見をお聞かせください。また、現下、バス事業者から文書あるいは口頭で増額の要請は来ておりませんか。市長、ぜひこの機会に明快なご答弁をいただきたいと思っております。

次に、今年もヒグマの出没情報が相次いでいます。ヒグマは忘れたころにやってきます。そこでヒグマ防除隊設立の経緯と今後の課題についてお伺いいたします。

平成10年8月、小樽市北西部塩谷・長橋地区に出没し、付近住民に1か月余りにわたり恐怖と混乱をもたらしましたこのヒグマ騒動を契機に、ヒグマ出没に際しての指揮、命令、警戒、駆除、出勤など責任体制の旗幟を従前に増して明確化するとともに、従前の追い払ったり、捕殺して危険をなくす駆除方式から、ヒグマは絶滅が危ぐされている保護すべき希少動物の考え方に立って、事前に予防対策を行い、危険や災いを取り除く防除方式に改められました。このための組織として、道内では類例を見ない市直轄の非常勤職員の身分を有した防除隊として、平成11年7月に小樽市ヒグマ防除隊が発足いたしました。北海道にヒグマは数千頭生息しており、その生息数は有史以来変わっていないとも言われております。小樽市域へのヒグマ出没は、後志、積丹、恵庭地域に生息している推定90頭から152頭の個体が、それぞれ入れかわり出没するものと考えられています。ヒグマの人里への出没原因は、年間捕獲数の大半が捕獲されていた春熊駆除の10年以上にわたる中止と、これによる個体数の増加及び警戒心の薄れから人里へ近づくと見方がある一方で、人間が野山へ捨てた残飯、ごみ及び廃棄物管理の不備が誘引の原因であるとも言われており、自然と共生していく上で注意を喚起したいものです。

防除要領を見ますと、防除隊員の人数は30名以内をもって組織するとなっておりますが、小樽猟友会会員数も昭和40年代、50年代には300名を超す状況であったとお伺いしておりますが、平成14年度の狩猟登録者数は90名を切る状態となっており、減少の一途をたどっております。あわせて、最近には猟友会会員の高齢化も進み、猟友会の将来に一抹の不安を覚える会員もいると伺っており、今後防除隊を組織していくに当たり、危ぐされる状況が目に見えます。防除隊は小樽市が抱える直轄防除隊として、市民の生命、財産を守る立場から極めて重要な組織であると言えます。政治は転ばぬ先のつえと申します。人材育成が急がれるところであります。

そこでお伺いいたします。年々減少していく狩猟登録者数及び高齢化対策について、行政が今後対応できる施策についてお聞かせください。また、委嘱状交付者数と活動状況、年度ごとの出勤回数についてお示しください。

次に、関連して、カラス駆除の状況と実態についてお尋ねいたします。

カラスはカラスの勝手でしょと言わんばかりに毎日市内のごみを食い散らし悪事を働いています。また、この季節は、カラスが子育てをすることから人間への危害を企てる危険な季節となり、市民部へ問い合わせが多発する時期と重なります。

そこでお尋ねいたします。小樽市では、猟友会小樽支部へ依頼してカラスの駆除を行っているとお聞きしておりますが、カラスの生息数は一向に減少しているように見受けられません。そこでまず初めに、カラスの年度ごとの駆除数をお聞かせください。また、市内のカラスの生息数は何羽と押さえておられますか、あわせて、適正生息数についてお聞かせください。

なお、従前はカラスの両足を持参して受付確認していたものを、今年度の駆除からは、カラスの現物そのものを持参しなければならなくなったとお聞きしており、これに至ったその主な理由をお聞かせください。これから、7月、8月と1年じゅうで一番気温の高い季節を迎えます。一昼夜置くと現物の取扱いは大変です。ぜひ再考できないものか、ご所見をお聞かせください。また、受付体制は日曜ハンターが多い現下、整備されておられるのでしょうか、お聞かせください。

次に、街路灯維持費補助金についてお伺いいたします。

街路灯は、言うまでもなく、夜間市街地の街路を明るくするとともに、各町内会においては生活道路の足を照らす照明器具として、地域住民にとって極めて大切な設備であります。また、防犯灯としての性格もあわせ持っており、町内会をはじめ、各団体から需要、増設、改善の要望は極めて高い設備であります。このような街路灯を維持していくため、街路灯維持費補助金は受皿となっている小樽市街路防犯灯組合連合会へ毎年5,300万円ほどが小樽市から支出されています。補助金を受けた街路灯組合は、町会や商店街など加盟209団体に対して、組合があらかじめ理事会で決定した比率に基づき、補助金を交付するしくみになっており、ここ数年の助成率は73パーセントを超え、加盟団体が実際に負担する街路灯電気使用料金は27パーセント程度に軽減、抑えられています。しかし、財政健全化に向けて平成15年度予算から補助金の一律20パーセント削減が提唱されており、街路灯維持費補助金も検討の対象となっていると伺っています。町会費のほとんどが街路灯の電気料金という町会も多く、補助金が減額された場合、町会費を直ちに値上げしての負担は必至であります。各町会は、加入世帯の減少などから町会運営には苦慮しており、本市の財政同様、厳しい状況であります。現下で、各町会とも町会費の値上げは極めて難しい状況にあると推察いたします。ちなみに、市民が平等に恩恵を受けられる街路灯維持費は、極めて公益性の高い費用であると思います。

そこでお尋ねいたします。一律20パーセントカットの対象としてあくまで考えておられるのか、市長のご所見をお伺いするとともに、他都市の状況についてもお聞かせください。

次に、小樽港縦貫線整備の進ちょく状況についてお伺いいたします。

この道路は、港と貨物の目的地とをつなぎ、増大する港湾関連物流の迅速・効率化を担う幹線道路として重要な施策であります。また、近年は港湾物流の円滑化のほか、市民生活にとって朝里、桜町方面と中心市街地とを結ぶ幹線道路として、港湾関係者のみならず、一般市民にとっても大きな役割を果たしています。同道路の最初の計画では、沖出しルートとして地元説明会が行われてきましたが、海上架設工事の規模が大きくなること、漁業や海水浴場など、海域環境への影響が大きくなること、さらには事業費が膨らむことなどが明らかになったため、当初の計画を変更して、新たに陸側ルート計画が地域住民に示されました。このことから、当初の移転対象家屋、10軒程度から30軒ほどに増加するなど、新たな問題も発生しました。同問題解決には、地元船浜地区住民の理解と協力が不可欠なことから、地元では合計6回の説明会が開催され、最終合意に至りました。同時に同地区の用地補償契約が進められ、平成10年の取付け道路工事から6年にわたる大工事が開始され、現在に至っております。現下、現道を使用している平磯岬ルート区間は、朝夕や休日、祝日などには、運河やウイングベイ小樽へのアクセスと見られる交通渋滞を引き起こし、特に東小樽交

差点では交差する道路の変則的取付けから来る付近の混雑が著しく、船浜地区をはじめとする周辺地域の住民生活に大きな支障を来しております。

ここに来て橋げたなど工事の全景が見えてきました。関係者の期待は極めて高いものがあり、私としましても、地元関係者の一人として大いに期待しております。

そこでお尋ねいたします。工事の進ちょく状況と平成15年度内の工事完成、供用開始とした当初の地元説明会での説明後の状況をお聞かせください。

次に、小学校適正配置についてお伺いします。

高齢化、少子化が進む中で、この10年間で2,153校の小中高校が廃校になり、うち道内では248校と全国最多であることが、文部科学省の調べで報告されています。廃校の理由の多くは、過疎化による子どもの減少です。本市においても例外ではなく、特に児童・生徒の減少に伴い、小中学校における学校の小規模化が進んでいる状況にあります。

そこでお尋ねいたします。まず、小樽市における今年度の児童・生徒数及び学級数の状況はどうなっているのか。また、児童・生徒数のピーク時や10年前の比較でどのようになっているのか。さらに、市内28小学校の学級規模別の状況はどのようになっているのかをお聞かせください。

次に、中学校の適正配置のときにもお聞きしましたが、文部科学省が定めている標準学級数はどうなっているのか。また、標準学級に満たない小規模校における子どもたちへの影響について、どのようなことが考えられるのか、具体的にお示しください。

将来を担う子どもたちのため、教育環境の整備を図り、活力ある学校づくりを目指すことを目的に、中学校の適正配置を実施し、一定の評価を得ているところであります。教育委員会としては、引き続き小学校の適正配置を行うとのことですが、計画に対する考え方や進め方、今後のスケジュールなどについてお聞かせください。

質問も最後になりますが、ちなみに引き続き就学児童が減少していく地域があればお示しください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 前田議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、2期目への抱負についてであります。多くの市民の皆さんからご支持、ご支援をいただき、再度市長に就任をさせていただきましたが、今小樽市が置かれている状況はさまざまな面においてたいへん厳しいものがあり、市民の皆さんの市政に対する期待を考えたとき、責任の重さに身の引き締まる思いをいたしております。21世紀に入り、私たちはたいへん大きな変革の時代を迎えております。しかし、どんなに厳しい困難な状況にあろうとも、先人から受け継いだ歴史と伝統のあるこの小樽のまちを、さらに立派に磨き上げて個性あふれるまちをつくっていかねばならないと思っております。これからの4年間、将来展望をしっかりと見据え、議員や市民の皆さんのご意見をじゅうぶんお聞きしながら、21世紀にこのまちが力強く発展することを目指し、初心に返って全力を傾ける決意であります。

次に、公約実現に向けた政治姿勢についてであります。当市の財政状況は極めて厳しい状況にあり、健

全な財政環境をつくり上げることが喫緊の課題であると考えております。民間委託の推進や人件費の抑制、組織機構や事務・事業の見直しなど、行財政の徹底した改革を行うとともに、受益者負担の適正化に向けた検討を進め、さらに事業の選択に当たっては市民の視点に立ち、その緊急性や必要性から優先順位をつけるなど、創意工夫をしながら公約実現に向け、努力してまいりたいと考えております。

次に、市民と行政の役割と責任についてであります。行政の役割と責任につきましては、まちづくりの総合責任者として事業仕様等を研究しながら推進体制を整え、市民のまちづくりに対して活動の場や情報提供などの支援を行っていくことが必要であると考えております。また、市民の役割と責任につきましては、まちづくりの主役は市民という観点から、市民一人一人がまちづくりに高い関心を持ち、市民活動を通してまちづくりの在り方や方法についての知識を身につけ、まちづくりに取り組むことが必要であると考えております。いずれにいたしましても、市民と行政が良好なパートナーシップを確立し、一体となってまちづくりを進めることが望ましい姿ではないかと考えております。

次に、政策協定についてであります。私はどの党派にも属しておりませんが、市民党という立場を基本に考えながら、各党や各団体と結んだ政策協定につきましては、それぞれと交わした協定を尊重しながら市政の執行に務めてまいりたいと考えております。

次に、財政問題について何点かご質問がありました。

まず、国と地方の税財源の在り方についてであります。地方自治体を取り巻く財政環境は、長引く景気低迷による税収の大幅な減少、地方交付税の縮減など、基本的な歳入の減少が続く一方で、地方自治体が担う役割は地方分権の推進や少子高齢化の進展により、国民生活に密着した分野で今後ますます重要となり、その財政負担も増大することが考えられ、たいへん厳しい状況にあります。国と地方の税源配分の見直しに当たっては、税源の潜在能力と規模に個々の自治体で大きな格差があることも踏まえて、財源保障と財源調整機能が安定的に確保された上で、国と地方の役割分担に応じて地方税財源の充実強化が必要不可欠であると考えております。先日、開催された全国市長会でも、真の地方分権の視点に立って、税源移譲を基軸とした三位一体改革の早期実現を求める決議をしたところであります。

次に、平成14年度決算の収支見込みについてであります。主なものを申し上げますと、一般会計では平成15年度の当初予算編成時には、平成14年度の決算が赤字となることも想定しておりましたが、機会あるごとに経費節減に努めるよう訴えてきた効果もあり、結果としておよそ1億4,000万円の剰余金が出るものと考えております。また、特別会計では介護保険事業特別会計において、およそ6,600万円の赤字となり、先般の臨時会において議決をいただきましたとおり、平成15年度歳入の繰上充用により決算を了することとしております。そのほか、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、老人保健事業の各特別会計は剰余金を出す見込みであり、企業会計はいずれも収支は黒字で資金余剰となりました。なお、公債費負担比率と経常収支比率については、現在決算数値の分析作業中であり、数値はお示しできませんので、ご理解願いたいと思えます。ただ、厳しい財政状況を反映して、平成13年度決算の公債費負担比率は18.6パーセント、経常収支比率は99.8パーセントより悪化するのではないかと考えております。平成15年度も決算後でなければわかりませんが、より厳しい数値となるのではないかと危惧しております。

次に、このたびの補正予算の重点についてであります。財源不足の中での編成でありましたが、福祉の充実という点では高齢者や障害を持った方々からの要望にこたえ、放課後児童クラブの設置と高額医療費申請の簡素化のための経費を計上しました。また、産業振興では、地域の持つ多彩な個性を生かした時代に適

応した産業の創出や新しい観光の魅力づくり、小樽港の利用促進のための施設整備など、地域経済の活性化のための経費を計上したほか、教育環境の充実では小中学校の情報教育の充実と図書館の利便性向上のための予算を計上いたしました。

なお、厳しい財政状況の中ではありますが、少子化という現状も踏まえ、乳幼児医療助成と私学振興補助金につきましては、今年度も昨年同様の内容に据え置くなどの配慮もいたしたところであります。

次に、今後の財政運営と財政健全化の取組についてであります。今回の補正予算で年間予算のほとんどが計上できましたので、今後は街路灯維持費補助金が未計上のほかは、若干の予備費の追加が必要と考えておりますが、今年もまだ9か月余りを残しており、大雪などの突発的な財政事情に対応できる財源は、減債基金の残高600万円余りと、平成14年度決算剰余金のみであり、市税や交付税の動向も予断を許さない状況では、たいへん厳しい財政運営が余儀なくされると思っております。このため、平成15年度予算の執行に当たっては、常に事務の効率化を図り、経費の削減に努めるよう全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

また、財政の健全化の取組については、既に作業を進めておりますが、平成14年度決算の分析を踏まえて、今後5年程度の収支の見込みを再算定し、3年程度で単年度の収支均衡を図るためには何をどうしなければいけないのかを検討し、人件費総額の削減努力など、行財政の徹底した改革と市民に協力をお願いする項目の全体の姿を、議会はもとより市民の皆様にもお示しして理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、デフレと市の発注について何点かお尋ねがありました。

まず、デフレ現象についてですが、戦後の日本経済でデフレが起きたのは初めてのことであり、世界的に見てもこれほど長期に続く事例は少ないことと認識しております。加えて、日本経済の長期の景気停滞による建設投資も伸び悩んでおり、建設業界にも厳しい価格競争があるものと考えております。また、市が発注する契約にデフレの影響が反映されているかにつきましては、農林水産省及び国土交通省が毎年4月に決定した単価に基づき、それを北海道が単価表等として取りまとめ、本市ではそれを参考に積算業務を行っておりますので、その時々々の経済情勢について反映されているものと考えております。

これまでの単価の推移を見ますと、人件費は平成11年度以降、約20パーセント減となっており、一方コンクリート及び2次製品は横ばい、鉄筋及び板材については約30パーセントから40パーセント下がっております。なお、本市では平成10年度以降、公共工事のコスト縮減策として、技術基準や設計手法の見直しなどによる工事費の縮減についても取り組んできたところであり、一定の効果を上げてまいりました。

次に、市内業者への発注率についてですが、工事につきましては、平成14年度の契約金額ベースで財政部、土木部、港湾部等に係るもの93.4パーセント、水道局62.9パーセントとなっております。また、物品につきましては、特殊なものを除き、ほとんどは市内業者へ発注しております。

次に、現在の入札制度等についてですが、平成13年4月に施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、市が発注する工事についても、入札及び契約の透明性を確保するため、工事の年間発注見通しや入札における指名業者選定の理由などの情報を公開するとともに、あわせて市独自で予定価格の事前公表を実施するなど、適正な入札に努めてまいりました。今後は、公共工事のIT化が進んでいる中で、インターネットを利用した入札情報サービスの提供や入札業務の効率化のための電子入札制度導入について検討してまいりたいと考えております。また、工事単価の積算資料についてですが、北海道建設部が作成しております単価表及び地区単価表を使用して、積算業務を行っております。

次に、経済問題について何点かご質問がありました。まず新規開業についてであります。昨年5月から専門家による経営相談窓口を開設し、金融、経営や創業などに関する相談を受けております。これまでに実施した115件の相談のうち、25件が創業に関するものであり、結果として7件が開業に至っております。これらの方々、業種も飲食業、IT関連、運送業など多種にわたっておりますが、多くは今まで住みなれた小樽のまちで持ち前の技術や経営能力を生かし、起業家としての強い意思を持ち、開業に至っているものと考えております。創業に当たっては、資金調達など多くの課題がありますが、新たに身近な経営相談窓口の開設により、専門家から適切なアドバイスが受けられることも開業に至る一つの要因ではないかと考えております。

次に、6月17日に開催しました相談窓口の内容についてであります。相談件数は8件あり、その内容は新規開業に関するものが2件、販路拡大が2件、融資相談が2件、事業計画が2件となっております。また、年齢層は40代から50代の方が主体となっております。

次に、新事業創出促進法の一部改正による最低資本金制特例についてであります。この特例は本年2月1日から施行されたもので、新たに創業する方について経済産業大臣から創業者であることの確認を受けることにより、株式会社は1,000万円、有限会社は300万円の最低資本金規制を会社設立から5年間は適用を免除するものであります。なお、特例申請は平成20年3月末日までの時限措置となっております。

次に、市内で特例を活用して創業した法人についてであります。株式会社が1件、有限会社が3件あり、業種はIT関連、印刷業、土木工事業などとなっております。

次に、周辺市街地を含めた空き店舗、空き施設についてのお尋ねであります。まず空き店舗の現状についてであります。今月実施いたしました空き店舗調査は、中心市街地に位置する15の商店街団体680店を対象としたものであり、全体の空き店舗率は7.6パーセントと、本年3月時点の調査と比較して0.9ポイント増となり、わずかながら上昇しております。市といたしましては、空き店舗の増加は中心市街地の空洞化、商店街のにぎわい感の喪失や魅力の低下につながることから、平成9年度から他都市に先駆けて空き店舗の活用施策や支援について制度化する中で、空き店舗の減少に向けて積極的に取り組んでまいりました。この制度の内容は、商店街団体が商業者を誘致するために空き店舗を借り上げ、商店街に必要な業種、業態を導入する場合に家賃の一部を助成金として交付するものであります。

次に、空き施設となっている国際ホテルとホテル天望閣の動向であります。国際ホテルにつきましては、本年4月整理回収機構と小樽駅前ビル株式会社のそれぞれが札幌地方裁判所小樽支部にホテルの所有者に対する不動産物件の競売申立てを行い、現在裁判所から競売の開始決定を受けている段階にあると聞いております。市といたしましては、当面競売の推移を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

また、旧ホテル天望閣につきましては、昨年10月に売買契約が締結され、本年4月から解体工事と改修工事が並行して進められております。この10月1日には、166名収容可能なリゾートホテルとしてオープンする予定と伺っており、風光明媚な国定公園に位置することからも、本市観光の課題である滞在型に向けた新たな宿泊施設の誕生として、期待を寄せております。

次に、長谷川家具撤退後の跡利用についてであります。去る5月26日をもって閉店となり、空きスペースにつきましては、現在のところ新たな入居者は決定されておられません。現在、建物を所有する小樽開発株式会社を中心として、新たな入居者の誘致を積極的に行っていると聞きしております。市といたしましては、地元の商業者ともじゅうぶんに連携を図りながら取り組んでまいりますが、開発者に対しては専門家を

派遣する制度などを積極的に活用してもらおう中で、できる限り早期に空き店舗の解決が図られるよう、連携してまいりたいと考えております。

次に、観光産業とSARSの影響についてであります。世界各地に広がりを見せて国際社会を脅かした新型肺炎SARSについては、6月18日にWHOが事実上の制圧宣言を発表し、この問題が沈静化の様相を呈したところであります。しかし、この間、世界各地で大きな波紋を広げ、特に感染者の多い地域の有名観光地は渡航者の大幅な減少や出国の制限など観光面、ビジネス面で大きな影響を受けております。小樽観光への影響につきましては、これまでも例年4月から5月においては、北海道を訪れる外国人観光客の入込みが少ないこと、また、海外旅行の自粛により、修学旅行や個人旅行が北海道旅行へ移行してきたことなどから、小樽を訪れる観光客の入込みはおおむね順調に推移しており、現時点では今年度上期の市内主要観光施設や宿泊施設には大きな影響はないものと思われま

す。次に、この間の市内ホテルや旅館などの対応や受入れについてであります。感染地域の旅行代理店側から一部キャンセルはあったものの、施設側が受入れ拒否をしたという事実は確認はされてお

りません。また、訪れる多くの観光客に不安を与えたくないという観光施設などの申出により、従業員に対するSARS対策説明会や観光関連事業者を対象とした全市的な説明会を開催したところであります。市といたしましても、早々に保健所を中心に小樽市関係部連絡会議を設置し、SARSに関する情報交換や対応策などを検討するとともに、市民や観光施設への説明を積極的に行い、SARSに対する最新の情報を公開してきたところであります。

次に、本市の農業振興と展望についてであります。初めに農業政策についてであります。本市の農業はこれまで多様な経営形態を示す都市近郊型農業を中心に営まれており、消費者のニーズに対応した付加価値の高い農産物を生産することを目指し、各種振興策を進めてまいりました。現状は、耕地面積1ヘクタール未満の小規模な農家が多く、後継者不足や高齢化などにより、農地面積、農家戸数などは年々減少している状況にあります。本市農業を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、今後とも都市近郊型農業の充実に向け、農業担い手の育成、経営の改善、そして生産基盤の整備を図りながら、農業振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、農場民宿推進支援事業についてであります。この事業は北海道の支援事業であり、その趣旨と内容につきましては、ファームインの取組を促すため、モデル地区の選定やその担い手や地域の体制づくりを進める事業と伺っております。なお、この事業は平成4年に終了し、現在はグリーンツーリズム推進事業に移行しております。

次に、グリーンツーリズムについてであります。その概要は農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりのある休暇を過ごす滞在型余暇活動であります。本市におきましては、自然の村

の活用や学童農園、市民農園などの農業体験のほか、バリアフリーイチゴ農園、若手農業者グループなどが行う直売所などを通じて、農業と市民との交流を深めております。グリーンツーリズムは、農業・農村に対する理解の促進、農業地域の活性化や観光面において効果も期待できますが、本市農業の実態から見て難しい面もあり、今後、農業者等関係者の意見も聞きながら、その可能性や支援策などについて研究してまいりたいと考えております。

また、農業者などからの陳情等についてであります。今現在、具体的なものは伺っておりませんが、これからもじゅうぶん意見などをお聞きしながら、農業振興に向け、努力してまいりたいと考えております。

次に、ふれあいバス事業についてであります。市の財政も危機的な状況であることから、従来同様の制度内容での継続は極めて難しいものと考えており、財政健全化のための事務・事業の見直しの中で検討を行っているところであります。したがって、高齢者の社会参加を積極的に促す施策として、この制度を継続していくため、適正な受益者負担の観点から踏まえた見直しを図るとともに、今後バス事業者とも協議を進めてまいりたいと考えております。なお、バス事業者からは利用実態に見合った増額のほか、プリペイドカード方式などの制度自体の見直しについて、文書や口頭で要請を受けております。

次に、ヒグマ防除についてであります。狩猟登録者の減少と高齢化につきましては、全国的にもご指摘のとおり傾向にあります。このため、市では後継者育成等として、ヒグマ防除隊員を対象に毎年実射訓練を浦臼町で実施しております。また、北海道でも、現在、ヒグマ等の有害駆除の担い手育成事業として、後継者対策を検討しているとお聞きしており、今後とも北海道をはじめ、警察、猟友会など関係機関団体と連携を図りながら、後継者の育成対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、ヒグマ防除隊の活動状況であります。ヒグマ目撃情報があった場合、発見現場の状況確認とその周辺のパトロールなどを行っており、これらの出勤回数は平成13年度が25回、平成14年度が7回、今年度は現在までのところ3回となっております。また、年度ごとの委嘱状交付者数は13年度が25人、14年度が23人、今年度は24人となっております。

次に、カラス駆除の状況と実態についてのご質問であります。まずカラスの年度ごとの駆除数ですが、過去3年間でいいますと、銃器による捕獲数は平成12年度1,145羽、平成13年度1,131羽、平成14年度851羽となっており、平成13年度から実施している箱わなによる捕獲数は、平成13年度543羽、平成14年度1,199羽となっております。

次に、市内のカラスの生息数ですが、現在のところ生息数の調査を実施していませんので、把握していません。また、カラスの適正生息数につきましては、実態の把握もされておらず、また、どのようにして適正な生息数を求めるかという問題もあり、現在のところ設定はされていません。

次に、駆除したカラスの確認方法であります。カラス本体での確認方法に変更したのは、捕獲したカラス本体の適正処理という観点から、駆除業務の受託者である北海道猟友会小樽支部と協議し、本年からカラス本体を持って確認するとともに、埋立て処分することにしたものであります。また、確認方法や受付に対する見直しにつきましては、北海道猟友会小樽支部と協議してまいりたいと考えております。

次に、街路灯維持費補助金についてであります。厳しい財政状況の中で、財政健全化に向けた各種補助金の見直しも課題となっており、これまで街路防犯灯組合と話し合いを行ってまいりました。その中で、本市の財政状況が厳しいことは理解していただいておりますが、町会としても会員数の減少などから、町会費の値上げは難しい状況にあると聞いております。したがって、今年度については、実績額や助成率など、

いろいろな角度から再度組合と話し合いを進め、その結果に基づき補助金を決定し、第3回定例会に予算計上したいと考えております。

また、道内人口10万人以上の他都市の状況につきましては、札幌市、旭川市、北見市、江別市が電気料金の60パーセント以内となっており、苫小牧市が100パーセント、函館市が65パーセント、釧路市、帯広市、室蘭市は電球のワット数を基準に助成率を決めております。

次に、小樽港縦貫線についてであります。早期供用開始を図るため暫定2車線で整備を進めており、平成15年度はJR線をまたぐ新平磯橋の架設工事等が行われております。供用開始の時期につきましては、事業主体である北海道開発局から当初平成16年3月を目標に事業を進めることで、地元への説明が行われておりましたが、その後、補償交渉に時間を費やしたことや、埋蔵文化財の調査を行ったことなどから、供用開始が若干遅れる旨の報告がありました。市といたしましては、工程の調整を協議した結果、不確定要素によるものであり、工事の遅れはやむをえないものと判断しましたが、一日も早い開通に努めるよう、国に申し入れております。現在のところ、平成16年夏ごろまでに供用が開始される予定となっており、その時期が確定した段階で地元関係者はもとより、広く市民に周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 農業委員会会長。

農業委員会会長(藤田政昭) 前田議員の農業委員会に対する質問にお答えをいたします。

遊休農地と新規就農促進についての何点かのお尋ねがございました。

初めに、新規就農の観点から、農業と農家の定義であります。農業センサスでは、農業とは産業分類の一つであり、生計の手段として土地を耕し、作物を栽培すると定義されております。また、農家につきましては、一つのなりわいでありまして、農業を営む世帯と定義されております。

次に、本市の農業者認定耕作面積などについてであります。新規就農者の耕作面積は、農地法などの下限取得面積が30アールとありますように、それを適用しております。また、この面積緩和につきましては、新規就農者が参入できるよう、道内各他市町村の認定耕作面積を参考にしながら、当委員会としても、今後、振興特別委員会等におきまして検討しながら、随時考えてまいりたいと考えております。

次に、遊休農地ですが、地区別にその面積を集約しておりませんが、塩谷地区を主に約50パーセントの遊休農地が遊休化されております。また、農地マップの作成でございますが、遊休農地の有効活用からその実態を踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、農業委員会が抱える問題点ですが、国においては農業委員会の見直しに向けた報告書ができております。法改正を含めた具体的な検討に入っていると伺っております。当委員会も国の動向を注視してまいりたいと考えております。農業環境が非常に厳しい今日、農業委員会の果たす役割はますます重要なことから、今後とも農業委員一丸となり、小樽市農業の発展に向けて、さらなる努力をする必要があると考えております。終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 前田議員のご質問にお答えします。

小樽市の平成15年5月1日現在の小学校の児童数は6,586人で、学級数は237学級、中学校の生徒数は3,590人で、114学級であります。また、小学校のピーク時の昭和33年との比較では、児童数が2万2,777人の減、

学級数は336学級の減であります。中学校のピーク時の昭和37年との比較では、生徒数が1万2,321人の減、学級数は212学級の減であります。さらに、平成5年度との比較では、小学校の児童数が2,984人の減、学級数は112学級の減、中学校の生徒数が2,331人の減、学級数は63学級の減であります。

次に、学級規模別についてですが、小学校28校中、複式校が4校、第1学年において1学級の学校が16校、2学級以上の学校が8校となっております。平成15年度の新1年生における1学級の学校は、複式校を含め71パーセントを占めていることなどから、小規模校化へ進んでいることが伺われます。

次に、小学校の標準学級数についてですが、学校教育法施行規則第17条に小学校の学級数は12学級以上、18学級以下を標準とするとなっており、学年2学級ないし3学級編制が標準と考えられます。

次に、小規模校における子どもたちへの影響についてですが、1学年1学級の場合、6年間クラス替えができず、人間関係も限定されること、学習面では教師が一人一人の子どもに目が届く半面、学級内の成績なども固定しがちになります。教職員構成も固定的になり、クラスに課題が生じた場合、1学年1クラスのため、学年としての相談や対応を考えることができないことが挙げられます。

次に、小学校の適正配置計画についてですが、平成11年策定の小中学校適正配置計画基本方針及び同実施方針に基づき、本年9月から翌年3月までの間、適正配置の考え方や実施手順などについて、市内教育関係団体などに説明し、ご意見を聞きたいと考えております。その後、具体的な実施計画案の作成検討に入る予定であります。

最後に、児童数の推移についてであります。児童数については全市的に減少傾向にあり、平成20年度の推計で約570人、10学級の減が見込まれております。以上であります。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 13番、前田清貴議員。

13番(前田清貴議員) 詳細につきましては、特別委員会もございまして、そちらの方でしたいと思います。ということで、再質問はいたしません。終わります。

議長(中畑恒雄) 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時28分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 森 井 秀 明

議員 井 川 浩 子

平成15年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第3日目

平成15年6月25日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
企画部長	山田厚	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	池田克之
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	土木部長	兵藤公雄
建築都市部長	仲谷正人	港湾部長	中塚茂
小樽病院事務局長	小軽米文仁	消防長	田中昭雄

学校教育部長 菊 讓
監査委員 厚谷富夫
事務局長
財政部財政課長 小山秀昭

社会教育部長 嶋田和男
総務部総務課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 三浦波人
調査係長 大門義雄
書記 丸田健太郎
書記 島谷和大
書記 橋場敬浩

事務局次長 法邑秀弥
議事係長 中崎岳史
書記 渡辺美和
書記 山田慶司
書記 松原美千子

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に大橋一弘議員、成田晃司議員をご指名いたします。

日程第1「議題第1号ないし第15号」を一括議題とし、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、30番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 30番、秋山京子議員。

（30番 秋山京子議員登壇）（拍手）

30番（秋山京子議員） 2003年第2回定例会に当たり、公明党を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

「市民の声を行政に」との思いのこもる負託を受けまして、私たち公明党は団長を中心に、この4年間しっかりと市民の声を伝えてまいりたいと決意をいたしております。

小樽市の財政再建を最優先に訴えられ、2期目の当選を果たされ、新たなご決意でまちづくりに着手されておられることと思いますが、山田市長は選挙中、小樽市のまちは人口21万人規模で策定され、つくられている。人口が15万人を割った今、その人口にふさわしいまちづくりが必要との趣旨の発言をされておられましたが、現在の人口にふさわしいまちづくりとは、小樽市の役所内の構造改革を指しているのか、小樽市のまち全体を指して言われているのか、どんなイメージを持ってのご発言なのか、具体的にご説明ください。

また、市民の声を聞きながら、市民と協働の市政運営を行うと言われておりましたが、協働の「きょう」は協力の「協」です。「どう」は働くの「働」です。市長の言われる「協働」とは、具体的にどんなことを指しておられるのか、ご説明ください。

次に、財政再建に関してお伺いいたします。

「広報おたる」の14年5月号に、「小樽市の台所は火の車」の記事が掲載されてから、よきにつけ、あしきにつけ、市民の役所に向ける目も一段と厳しいものが感じられます。広報5月号では、13年度決算もこの時点では赤字と見ていたが、9月の決算の結果、歳入で前年度より1.0パーセント増の7億1,218万円の増額となり、歳出総額も前年度より5億7,785万円の0.8パーセントの増となって、歳入と歳出の差額5億2,112万円が黒字となった。しかし、その中身は小樽市の貯金、財政調整基金、減債基金を20億6,364万円取り崩し、歳出に回したため、数字の上では単年度黒字となっているが、実は貯金が減少し、財政的にはさらに苦しくなっている状況なのである。現在、小樽市は15年から17年の3年間で、約150億円の収支不足にある。このままだと財政再建団体に落ちるおそれがあるために、14年2月に財政健全化緊急対策会議を設置し、行政改革をさらに大胆に行う。全部局ごとに、一つ、職員数の削減、二つ、給与・手当の見直し、三つ、事業の見直しと事務の簡素化・効率化を図る、民間委託の推進、四つ、受益者負担の見直しなどを徹底して、財政再建を推進するというをおたる広報で市民に公表し、取り組んできた結果、補正予算を加えた15年度予算は、今定例会に前年度より3.2パーセント減の672億6,275万円の予算額の提示となっております。この1年間、本年度予算策定までに実施した緊急対策会議での見直し事項、1から4までの行政改革の項目と項目別の財政効果をお示し願います。

次に、本定例会の補正予算では、財源不足を減債基金からの繰入れ補てんをしており、その残高は600万円程度を残すのみとのことですが、減債基金残高の状況と平成15年度の第3回定例会以降の財源補てんについ

てご説明願います。

最後に、歳入増が見込めない現在、後はどこまで無駄を削り、経費削減を図れるかどうかにかかわってくると考えますが、いかがでしょうか。緊急対策会議で示した大胆な行政改革について、具体的な方向性をお示し願います。

次に、健康おたる21に関連してお伺いいたします。

本年、2003年5月1日、「健康増進法」が施行となりました。厚生労働省は2000年3月より、健康日本21を推進し、国民の健康増進、発病の予防、1次予防の重視、生活の質の向上、早世と障害の予防という観点から、厚生労働省の基本指針に基づき、健康増進計画の策定を各自治体にも求めておりました。具体的には、一つ、栄養・食生活、二つ、身体活動・運動、三つ、休養・こころの健康づくり、四つ、たばこ、五つ、アルコール、六つ、歯の健康、七つ、糖尿病、八つ、循環器病、心臓病や脳卒中、九つ、がんの9分野、70項目にわたっております。医療保険財政の危機などを背景に、医療制度改革の一環として、さらに予防医学の観点から、国民の生涯にわたる健康増進を図ること、それによる国民医療費の増大を防止することなどを目的に、2002年7月通常国会に提出され、可決、成立し、このたびの健康増進法の施行となっております。

この「健康増進法」には、生活習慣の見直しなどを通して、病気の予防をするという視点から、他人のたばこの煙を吸わせる受動喫煙の防止規定が明記されております。たばこの煙には4,000種類以上の化学物質が含まれ、有害物質のニコチンや一酸化炭素のほか、ベンゾピレンなど、40種類以上の発がん物質、発がん促進物質が多く含まれ、本人の喫煙はもとより、その煙による受動喫煙でも肺がんや心臓病など、さまざまな病気になる確率も高く、その研究成果も数多く報告されているそうです。この防止規定は学校、体育館、病院、劇場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店など、多数の人が利用する施設を管理する者、管理者に対し、第25条で「受動喫煙を防止するために必要な処置を講ずるように努めなくてはならない」と、努力義務が課せられております。このたびの「健康増進法」に定められた受動喫煙防止と管理者の防止に対する努力義務が課せられている点について、市長のご見解と管理者として今後の取組についてのお考えをお伺いいたします。

このたびの受動喫煙防止と管理者への努力義務の法制定に伴って、この際、小樽市の美化に挑戦されてはどうでしょうか。観光地小樽という視点から、市内各所のタクシー乗り場、バスの停留所、道路などに散乱するたばこの吸い殻をなくし、きれいなまちにするために思い切って、たばこの吸い殻を投げ捨てることをやめていただく、ポイ捨て防止条例の制定を考えてはいかがでしょうか。お考えをお伺いいたします。

次に、新聞報道に、小樽市保健所は今年度から始める中高年者の健康増進のためのプログラム、おたる健康総合大学を支援しようと、市民有志による支援組織が設立との記事が掲載されておりましたが、おたる健康総合大学と支援組織のかかわりをどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、自然と動物との触合いを健康づくり運動の普及啓発の一環として、昨年の緑の祭典や今年5月18日の2003年緑の祭典などに取り入れ、実施されております。本年3月作成された21世紀の健康プラン、健康おたる21の第1章、計画策定の背景と目的の中で、小樽市の65歳以上の高齢者の割合が25パーセントを超えた現在、これまで以上に健康の増進と発病を予防する1次予防に重点を置くことの必要性と、小樽市民一人一人の意思と選択で健康づくりの取組を社会全体で支援し、小樽市の実情に合った方法で進めていかなければならないと、健康プランを作成した意義をつづり、その観点から健康づくり運動の中に、自然と動物との触合いを提案しています。第5章、21世紀の健康プラン、健康おたる21の章、領域、目標、私たちの取組の項、

「運動（スポーツ・身体活動）の習慣を身につける」の市民の取組、「生活の中でできる参考例として犬と散歩する」とあります。また、領域3、「こころ・休養」の項、「自分なりのストレス対処方法を身につける」の市民の取組、生活の中でできる参考例にも、「ペットと過ごす」とあります。このように市民の健康づくりに取り入れられるほど、ペットが人々の生活の中に浸透していることがうかがわれます。ペットを飼う人が増えている背景には、さまざまな議論もあるかと思いますが、少子高齢化の進む中であって、孤独な生活に生きがいと潤いを求め、飼育しているという見方もありますし、経済的な豊かさでは満たされない心の支えをペットに求めているという指摘もうなずけるものがあります。

このペット、特に犬に関して、何点かお伺いをいたします。最近は少なくなったように見受けられますが、やはり犬のふん、排せつ物の放置とブラッシング後の抜け毛をそのままにしてあるという行為に批判があります。現在、小樽市にペットとして、犬、猫を含め、どのくらいの種類、数が登録されているのか、また、国、各自治体として、ペットを飼育するのに法律、条例などがあるのか、さらに飼い主に対する指導は市としてできるのかをお伺いいたします。

次に、小樽市ではペット動物の愛護と保護に前向きに取り組んでいますが、その取組と現況についてお伺いいたします。

次に、孤独な生活の生きがいと潤いに、また、心の支えにペットを飼う人たちの多くは、ただペットを愛玩の対象としてではなく、人生のパートナーとして考えるコンパニオン・アニマルとして飼う考え方が多くなっているとの声もあるように、日本でも欧米のように大型犬を室内で飼う人も多くなってきております。それだけに、飼い主はペットに対する愛情はもちろん、その生涯をみとる責任もあわせ、人間社会のルールをしつけることも大事な飼い主の責任と自覚して飼う人も多くなっているようです。愛犬家の間では、愛犬のしつけと社会性を養うのに大切なのが散歩と言われているようで、コンパニオン・アニマルにふさわしい人間社会と上手につき合える犬に育てるために、いろいろな環境に接することのできる散歩の中でしつけをすることが大事とされているようです。しかし、現実にはいろいろと難しい面も多く、しつけのできていない犬も、また、飼い主も多く見受けられ、市民のひんしゆくを買っていることも多く見受けられます。

今、心ある愛犬家の間で、しつけと犬らしさを取り戻す環境と飼い主の知識、情報交換の場として、リードをはずして犬の訓練ができる犬の公園、ドッグランを希望する声が上がっており、その声にこたえ、道内では千歳市、石狩市、函館市、恵庭市などの各地域に、犬の公園、ドッグランの整備がなされつつあります。小樽市も犬の飼い主のレベルアップ、さらにまちの美化という観点も含め、市民の健康をサポートする愛犬の公園、ドッグランの設置を検討されてはいかがでしょうか。市長のご見解をお伺いいたします。

次に、介護保険制度についてお伺いいたします。

2000年4月、介護保険制度が施行となり、3年ごとに見直しとされている65歳以上の保険料も見直しとなって、2003年度がスタートしております。過日、朝日新聞の社説に、「少子高齢化が進む中で、お年寄りをみんなで支えようという介護保険、スタートしてから3年間、全体としてうまく回ったと言えるのではないかと。例えば保険の対象となる65歳以上のお年寄りは10パーセント増えたのに対し、介護サービスが必要と認められた人は56パーセントも伸び、訪問介護など在宅サービス利用者は2倍になった。お年寄りが気軽に利用していることがうかがえる」ということがありました。このことに関しては、今年度版の「おたるの介護保険」でも、初年度の2000年は要介護認定者は3,561人でしたが、2003年1月は5,684人と約1.6倍になっております。要介護認定者の推移からも、介護保険制度そのものについては市民に浸透していると感じますが、保

険者の立場から、小樽市の介護保険制度について、どのように判断されておられるのか、最初にお伺いいたします。

次に、公明党は昨年6月、介護保険制度実施3年目を迎え、次期介護保険事業計画の見直しや介護報酬の改定に向けての改善を図るために、全国でアンケート調査を実施し、その調査結果を2002年9月2日、坂口厚生労働大臣に10項目にわたる「介護保険制度の改善を求める申入れ」を提出しております。小樽市として、3年目の保険料見直しに際し、現況や問題点などについての改善など、現場からの具体的な声、問題点などについて、どのようにされたのかをお聞かせ願います。

次に、いただきました「おたるの介護保険」の保険料の欄に、65歳以上の保険料の決め方が説明されておりますが、その後段に「介護サービスが充実し、多くの方がサービスを利用するようになると、それにかかる費用も増えますので、保険料は上がるしくみとなっています」と書かれています。それはそのとおりと思いますが、問題は保険料が増える原因、介護給付費の支出先です。利用するサービスの内容によって大きな違いが出る、その点が問題と思います。公明党の行った調査の内容や見聞きする中で感ずるのは、介護保険制度の本来の目的であった在宅介護から大きく離れ、施設入所への希望者が殺到して、各施設とも待機者が急増しているという現実があります。今年3月に作成された「小樽市高齢者福祉計画・小樽市介護保険事業計画」による施設のサービス利用者数の推計欄によると、基準年度2001年の施設サービス利用者数は1,584人で、施設ごとの内訳を見ると、介護老人福祉施設357人、介護老人保健施設446人、介護療養型医療施設781人となっています。また、2003年度の推計による施設サービス利用者数は1,761人として、その内訳は介護老人福祉施設374人、介護老人保健施設458人、介護療養型医療施設929人となっています。この本年度推計によると、介護老人福祉施設は17人の増、介護保健施設で12人、介護療養型医療施設では148人の増となっていて、介護療養型医療施設の増員推計数は介護老人福祉施設の8.7倍、介護保健施設の12.4倍と多くなっております。介護保険制度で利用料金が高いのは施設サービスであり、その中でも一番高額なのは療養型医療施設であることは、施設サービス費用から見ても明らかです。2002年度から各年度別に3年間の介護保険給付額、認定数の内訳、在宅サービス、施設別による施設サービスの利用人数をお示し願います。

最後に、なぜ療養型医療サービスが増えるのか、その理由をお伺いいたします。

次に、「おたるの介護保険」で説明されています保険料の減額についてお伺いいたします。小樽市は独自の減額について、減額対象者を4項目の基準で示しております。この2番目の項目に、「世帯の年間の総収入の額が生活保護基準年額の1.2倍以下であること」とありますが、2003年1月号の介護保険の案内版では、生活保護基準年額以下となっておりましたが、変更になった理由をお伺いいたします。

次に、小樽市は2001年10月1日から実施の独自減額を2005年度まで継続し実施するとしております。この減額制度をもう少しわかりやすく表現してはいかがでしょうか。介護保険料は国の決めた5段階の所得別に分けられており、ほとんどの自治体は国の決めたこの5段階方式で保険料を決めております。

東京都足立区は、今年度から所得の低い人たちに配慮し、減額制度をわかりやすくしています。所得別5段階のうち、第1段階を二つに分け、さらに第2段階も三つに分けて、区独自の8段階という形にして保険料を決めております。この第1段階の対象者は、生活保護受給者と老齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯となっています。小樽市も足立区もこの第1段階の基準額の算定内容は同じですが、足立区はこの部分をすっきりと生活保護受給者で一つ、老齢年金受給者で一つと分けて提示しているのがわかりやすいと思います。生活保護受給者の場合、介護保険料分は上乘せされ、生活保護費と一緒に支給されて保険料を納めます。

しかし、老齢福祉年金受給者の場合は、年額40万8,300円とたいへんに厳しい年金支給額の中から介護保険料を納めることになっています。第2段階の対象者は、世帯全員が市民税非課税となっています。小樽市の65歳以上の個人市民税の非課税の範囲は、市税条例の規定により、前年の合計所得金額が125万円未満、給与収入で約204万4,000円未満、年金収入で約266万7,000円未満となっており、これらを月額に概算すると、一月の収入は約17万円から22万円となっております。しかし、この金額は非課税の限度額ですから、これ以下という世帯もかなり多いと思いますし、また、生活の厳しさも感じます。この第2段階の対象者の収入額にはかなりの幅があると感じます。

足立区はこの第2段階をA階層、B階層、C階層と三つの階層に分けて算定し、納得できるようにその年間の収入枠を示しています。A階層は基準額の0.75とし、B階層は世帯の年間収入が単身世帯の場合150万円以下となっています。C階層は単身世帯の場合80万円以下の人となっていて、世帯員が1人増えるごとに50万円を足すとしています。小樽市の第2段階での減免は2段に分け施行していますが、ここにもう1段増やすことは厳しいのでしょうか。第3段階からは国で定めたとおりになっていて、あくまでも低所得者に配慮し、第1段階、第2段階を細分化したものです。高齢化率が25パーセントを超えた小樽市にあっては、着実に介護保険制度の利用者も増えてまいります。また、介護保険料の負担も重くなっていきます。そこで、もし仮に足立区のように低所得者に配慮した制度とした場合、どのような支障が予測されるのかを含め、市長のご見解をお伺いいたします。

子育て支援に関してお伺いいたします。

2000年に実施された小樽市国勢調査結果報告書による人口の概要を見ると、1995年の国勢調査より、さらに25歳以上の男女ともに未婚率は上昇し、女性の労働力も確実に上昇しています。人口を保つのに必要とされている合計特殊出生率も、1999年時点での全国平均は、人口を保つのに必要とされる2.08以上の数値よりかなり遠い状況にあります。小樽市にあっては、少子化の原因は核家族化、女性の社会進出、ライフスタイルの多様化、晩婚・未婚化、さらに結婚しても産む子どもの数の減少など、さまざまな要因が挙げられるかと思いますが、深刻な問題の一つであります。

昨年12月、第4回定例会の一般質問で、不妊治療についての質問をいたしました。10組の夫婦に1組の割合で不妊で悩んでいるという実態と、不妊治療によって誕生した出生児数は、年間総出生児数の1パーセントを超えていて、1999年時点で5万9,520人が体外受精関連技術によって出生しております。現在、国では与党3党で2004年度から不妊治療への公的助成の実施に向け頑張っており、北海道で初めて不妊治療費の助成を実施した美瑛町の少子化対策にエールを送りたい気持ちです。小樽市も少子化に対し、不妊治療も含め、新たな施策も必要と思いますが、小樽市の出生率もあわせお考えをお伺いいたします。

厚生労働省は総合的な子育て支援計画「新エンゼルプラン」に沿って対策を図っており、今年度から実施される子育て支援事業には、週に2ないし3回のパート勤めの親でも保育園に子どもを預けられる保育事業と、母子家庭の母親が就労につながる資格を取得する場合に生活費を給付する制度を盛り込んでおりますが、この二つの支援事業について、小樽市の取組状況をお伺いいたします。

さらに、2004年度から施行を目指し、働く女性だけでなく専業主婦世帯をも含め、すべての子どもを対象にした子育て支援事業の実施を、全国の自治体に義務づけるよう、児童福祉法の改正案を今国会に提出しており、今国会を通過する予定とのことですが、こうした子育て支援事業の義務化についての市長のご見解をお聞かせ願います。

次に、好評を博している地域子育て支援センターの事業も、昨年度から保育士による子育てサークルへの出前指導や子育て支援ボランティア育成講座などを通し、講座を修了したボランティアによる地域での交流や連帯を深める活動を展開されておられると伺っております。今後、子育て支援事業はすべての子どもを対象にし、自治体に義務化を求められています。子育て支援センターの事業として、働く女性だけでなく、専業主婦も対象とした「ファミリーサポーター事業」の展開を再度提案いたします。現在、道内において、女性の就労人口の増加に伴い、「ファミリーサポーター事業」が各地に広まってきており、専業主婦にもその利用が浸透し、地域で子育てを支援し合う機運が高まっていることを感じております。札幌、函館、旭川、千歳、登別、深川、奈井江、芽室、さらに今年10月から釧路でも始まります。「ファミリーサポーター事業」は育児の援助を受けたい人を、援助したい人が子育てを有償でサポートする相互援助活動です。支援の内容は、主に働く母親の残業や休日出勤などによる託児や、保育所や幼稚園への送迎、学童保育後の預かりなどがその多くを占めているようです。このような事業は民間にも広がっているようですが、小樽市内で展開している事業がありましたら、事業内容などを含めお伺いいたします。

次に、この「ファミリーサポーター事業」は、厚生労働省が自治体に義務化を目指している子どもの一時預かりと居宅サービス事業に該当すると思いますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

学校図書館図書整備費の活用についてお伺いいたします。

今から七、八年前の青少年犯罪や学級崩壊などが深刻な問題となっていた当時、公明党浜四津現代表代行の「良書によって、子どもの豊かな心をはぐくもう」との発案により、子ども読書運動として2000年1月より、「読み聞かせ運動」、「朗読会」などの草の根の運動を全国的に展開する中、この地道な運動に連動するように、小中高校の始業時に10分間程度行う「朝の読書運動」も急速に普及しております。朝の読書推進協議会が行った調査によりますと、2002年12月13日現在で、全国1万1,158校で「朝の読書運動」を実施していると報告がされております。さらに、「子ども読書運動」の読書の基礎は家庭の読み聞かせからとの流れは、乳幼児健診の際に保護者にガイドブック、図書案内などをセットで贈る「ブックスタート事業」にも連動し、2002年10月30日現在、278市区町村で実施されております。

また、超党派で衆参国会議員有志でつくる「子どもの未来を考える議員連盟」によって、2001年11月、法案を国会に提出、12月には「子どもの読書活動推進法」が成立・施行されております。この推進法には、本の発行事業所に対しても、子どもの健全育成に役立つ良書の提供に努めるように明記され、保護者に対しても、子どもが読書する機会を多く持つ工夫などの役割を果たすよう求めていて、読書を通し子どもの健全育成を社会全体で取り組んでいく方向性が示されております。

政府はこの推進法に基づき、2002年8月2日、今後5年間の読書環境整備などを定めた「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定しております。具体的な施策としては、一つ、家庭、地域、学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供、二つ、図書資料の整備などの諸条件の整備・充実、三つ、学校、図書館などの関係機関、民間団体などが連携、協力した取組の推進、四つ、社会的機運醸成のための普及啓発などが明記されております。さらに、国は図書購入費を学級数に応じ交付するとして、2002年度から5年間、毎年130億円、総額650億円を公立義務教育諸学校図書館の図書購入費として予算化し、地方交付税の形で市町村に配分することも決めております。

最初に、確認させていただきますが、小樽市に入る地方交付税にも図書整備費は含まれているかの有無と、含まれている金額をお示し願います。

次に、社団法人全国学校図書館協議会が、全国3,228の市町村の教育委員会を対象に、郵便方式で行った学校図書館図書整備費に関する実施状況アンケート調査の結果、回答数は1,030、31.9パーセントで、そのうちの予算化の予定なしが65.4パーセントを占め、計上、上乘せ、予定を含めは29.7パーセントにすぎなかったことを公表しております。この公立の小中学校図書整備については、1993年に決定した図書標準を踏まえ、過去9年間に地方交付税として918億円が投入されているそうですが、全国的にはかなりの市町村で図書整備費以外の目的に使用されているのが実態のようです。

小樽市では学校図書整備費はきちんと予算化されております。小学校には2000年から2002年までは年間430万円から450万円の予算がつき、毎年予算いっぱい執行されています。また、中学校も2000年から2002年まで年間470万円、480万円、450万円と、その年によって上下はありましたが、予算どおりに執行されております。しかし、2003年度予算は、小中学校ともに年間385万円の予算となり、例年よりも小中学校ともに65万円ずつ削減され、合わせて図書整備費は130万円の削減となっております。小中学校それぞれの図書館の蔵書が充実したためによる削減なのか、小樽市の経費節減のために一律カットの削減なのか、その理由とあわせて、国で定めている学校図書館1校当たりの標準冊数と本市の小中学校図書館の平均蔵書数、図書館の利用状況、さらに図書購入費の1校当たりの配分額をお伺いいたします。

市の厳しい財政難は理解できますが、このような時代だからこそ、心を豊かにする情操教育が必要として、国では学校図書館図書整備費を予算化していると思いますが、国の意向に沿わないのではと考えますが、教育長のご見解をお伺いいたします。

次に、今年度予算では、小中学校の情報教育等設備整備費として、小学校の半数にノートパソコン11台の配備と中学校には全校のインターネット回線の高速化に対する予算がそれぞれ組まれております。こうした電子化対応により、ここ数年の間にパソコン、インターネットによる授業への情報活用も可能になり、学校の図書館で辞典などを引く必要もなくなって、学校図書館の存在さえも気がかりになります。パソコン、インターネットによって情報や知識を得ることも大切な授業かと思いますが、「子どもの読書活動推進法」が施行となったその根底に流れる思い、良書によって子どもの豊かな心をはぐくもうとの趣旨に沿った学校図書館づくりも必要と考えますが、重ねて教育長のご見解をお伺いいたします。

再質問はいたしませんので、よりよい答弁を期待し、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 秋山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、政治姿勢について何点かご質問がありました。

まず、人口にふさわしいまちづくりについてであります。本市の人口は、昭和39年の約20万7,000人をピークに、残念ながら減少傾向が続いています。また、市街地においては、多くの公共施設がピーク時の規模になっており、少子高齢化を迎えた現在、市街地の空洞化も顕著になってまいりました。このような状況の中で、私はまち全体のイメージとして、今後さらなる郊外の開発の抑制はもとより、既に社会基盤整備が整っている市街地において人口誘導を図りながら、現在ある官、民の施設を都市機能として有効活用することがコンパクトな都市を形成するための第一歩であると考えており、このことが人口規模にふさわしいまちづ

くりにつながるものではないかと思っております。

次に、市民と行政の「協働」についてであります。心の豊かさを尊重し、社会に貢献することや自己を豊かにすることに意欲を持つ市民の皆さんの力がたいへん重要なものと認識しており、共通する一つの目的に向かって協力して働くこと、いわゆる行政と市民の協働がこれからのまちづくりには欠かせないものと考えております。

小樽は市民の皆さんのまちづくりに対する意欲から、イベント「雪あかりの路」が生まれ、最近では地域の方々が先頭に立って盛り上げている「手宮公園の夜桜ライトアップ」というイベントも好評であります。これらは市民の郷土に対する誇りと情熱の結集、さらには行政のバックアップがもたらした成果であると思っております。また、イベントばかりではなくて、市民生活に密着した分野においても、今後は市民の皆さんと行政が協働してまちづくりを進めることが大切であると考えております。

次に、財政問題で何点かご質問がありました。

まず、平成15年度予算に反映された財政健全化の効果について項目別に申し上げますと、職員数の削減では退職者の不補充など約2億5,000万円の削減となり、給与・手当の見直しでは、人事院勧告の影響のほか、調整手当の2パーセント削減などで約6億5,000万円の削減となり、人件費で約9億円の効果を上げました。事務・事業の見直しでは、徹底した管理経費の削減を行ったほか、運河健診の一部負担導入など、受益者負担の見直しも行き、これらで約7億円の効果を上げるとともに、総合体育館や引き船業務の民間委託も進めました。以上の健全化の取組による効果は合わせて約16億円となり、その他の増減も含めまして、単年度で約22億円、3か年で約66億円の削減効果を見たとところであります。

次に、減債基金残高の状況と今後の財源補てんの見込みでありますけれども、当初予算編成では減債基金の年度末残高見込額約3億6,620万円を留保しておりましたが、本年5月20日付けで専決処分した補正予算の財源に約322万円を、また、今定例会の財源として約3億5,659万円をそれぞれ取り崩しましたので、基金の残高は639万円を残すのみとなりました。したがって、今後の財政需要に対する財源は、平成14年度決算剰余金の残額を含めて約1億2,000万円しかなく、財政運営はたいへん厳しい状況となっております。

次に、行政改革の方向性であります。経済状況や人口の動向を見ても、市税収入の増加は見込めず、地方財政改革の中で、地方交付税にも多くを期待できない状況では、いかに行政の効率化を進め、経費の節減につなげるかが重要であります。財政健全化を進めるためには、これまでの手法では限界があることから、民間委託の推進や人件費の総額抑制、組織機構や事務・事業の見直しなど、行財政の徹底した改革を行うとともに、受益者負担の適正化に向けた検討などにも取り組み、継続している事業についても、従来からの慣例や役所の論理にとらわれることなく、ゼロからの再構築という観点で見直さなければならないと考えております。

次に、「健康おたる21」に関連して何点かお尋ねがありました。最初に、受動喫煙防止対策についてであります。受動喫煙による健康への悪影響については以前から指摘されており、市内でも公共施設や病院、学校、交通機関などにおいて、禁煙や分煙への取組が進められてきたところであります。しかしながら、飲食店や会社、事務所などでは、未だじゅうぶんと言えない状況がありましたので、市といたしましても、今後、啓発活動を行うなど、禁煙化や分煙化への環境づくりに努めてまいりたいと考えております。また、市の施設につきましては、これまでもそれぞれの施設の態様や利用者のニーズに応じた禁煙化、分煙化を進めてまいりましたが、今後も適切な受動喫煙防止対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、ポイ捨て防止条例の制定でありますけれども、まち並みの美観保持については、基本的にはそこに住む人や訪れる人の自覚によりはぐくまれていくものと考えております。本市では、道路や公園などでのたばこの吸い殻のポイ捨て禁止については、既に廃棄物の減量及び処理に関する条例に規定はされております。また、本年3月には、北海道において「空き缶等の散乱の防止に関する条例」が制定され、12月から施行されることとなっており、たばこのポイ捨てに対する罰則規定も来年4月から施行されますので、この道条例を踏まえながら、モラルの向上へ向けた啓発の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、「おたる健康総合大学」と支援組織のかかわりでありますけれども、このプログラムは「健康おたる21」に基づく施策の一つであり、その基本方針の一つに、「住民の主体的な参加によって計画を推進する」ということがあります。このたびの「おたる健康総合大学」の「文化的プログラム実行委員会」の設立は、既存の組織によるプログラムだけではなく、市民みずからが考えたアイデアによるプログラムであります。

次に、ペットに関して何点かご質問がありましたけれども、ペットとしてどのくらいの種類、数が登録されているかとお尋ねでありますけれども、ペットとして把握できるのは犬だけでありまして、平成14年度では5,584頭が登録されております。また、猫など他のペットについては、登録の義務がないので把握しておりません。

次に、ペットを飼育するための法律、条例についてであります。法律では「動物の愛護及び管理に関する法律」があり、道条例では「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」があります。また、環境省が定めた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」等があり、それぞれ飼育の適正な取扱いが定められております。

次に、飼い主に対する市としての指導についてであります。犬につきましては、「小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例」により、飼い主に対し指導することができますし、また、猫についての飼い主への指導は、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」により、後志支庁が所管しておりますが、市民からの苦情等に際しましては、市も協力体制をとっております。

次に、ペット動物の愛護と保護に対する取組と現況についてであります。犬につきましては、狂犬病予防注射の案内の際や広報等を通じ、適正な飼育について啓発をしております。また、年2回の犬、猫を含むペットについての「飼い主探し」事業を行い、譲りたい方と飼養を希望する方との出会いを設けております。さらに、「みどりの祭典」を開催し、市民の方に多数参加してもらい、ペットに対する交流会や犬のしつけ方講演等を実施しております。また、猫については、引き取り手のない猫の増加を予防するために、雌猫の不妊手術の助成を行っております。

次に、愛犬の公園、いわゆるドッグランの設置でありますけれども、犬が引き綱をつけずに自由に走り回ることができる運動場は、愛犬のストレス解消や飼い方のマナーやしつけ等、飼い主同士の交流の場にもなるものと考えられます。ドッグランは全国的に少しずつ増加しておりますが、管理上の問題及び設置場所の問題等から、市街地域では設置は困難な状況と聞いておりますが、今後検討すべき課題と考えております。

次に、介護保険制度に関して何点かお尋ねがありました。最初に、小樽市における介護保険制度についてであります。介護保険が施行され3年が経過し、本市におきましても、制度内容が周知されてきたことや介護サービスの基盤が整備されてきたことに伴い、要支援、要介護認定者が平成12年4月の3,561人に対し、15年4月では5,892人、1.65倍に増加するとともに、サービス利用者やサービス利用回数が増加してきており、着実に介護保険制度が定着してきているものと受け止めております。今後とも核家族化の進展などに伴い、

介護サービスの需要はいっそう高まっていくものと予想されますので、本年3月に策定いたしました「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護サービスの充実、拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、保険料見直しに当たっての取組についてでありますけれども、学識経験者や保健・医療・福祉関係者などのほか、市民公募委員から成る「高齢者保健福祉計画等策定委員会」を設置し、介護サービス利用に関するアンケート調査や介護老人福祉施設入所申込者の意向調査などを踏まえ、制度の現状や課題等について議論をいただいたところであります。その中で、サービス供給体制の整備やマンパワーの確保と質の向上等が課題として上がってきたところであり、介護保険事業計画の見直しの中に介護サービス量の見込み、情報提供や研修会の充実による人材の養成と確保などにつきまして反映させたところであります。

次に、平成12年度から14年度までの各年度の介護保険給付費等についてでありますけれども、介護保険給付費につきましては、平成12年度実績が約71億7,780万円、13年度実績が約86億6,330万円、14年度決算見込みが約96億7,700万円と年々増加してきております。また、要支援、要介護認定者数につきましては、平成12年4月が3,561人、平成13年4月が4,271人、平成14年4月が5,130人となっております。また、在宅サービス利用者につきましては、平成12年4月が1,238人、平成13年4月が1,749人、平成14年4月が2,301人であり、一方、施設サービス利用者につきましては、平成12年4月では介護老人福祉施設が335人、介護老人保健施設が335人、療養型医療施設が755人の合計1,425人、平成13年4月では介護老人福祉施設が343人、介護老人保健施設が446人、療養型医療施設が778人の合計1,567人、平成14年4月では介護老人福祉施設が365人、介護老人保健施設が438人、療養型医療施設が830人の合計1,633人となっております。

また、療養型医療サービス費の増加につきましては、人口10万人以上の道内他都市と比較いたしますと、小樽市は第1号被保険者1,000人当たりの市内の介護療養型医療施設のベッド数が一番多く、また、隣接している札幌市の介護療養型医療施設を利用している方も多いため、サービス利用者に占める施設サービス利用者の割合、特に介護報酬単価の高い療養型医療施設の利用者の割合が高いことによるものと考えております。

次に、保険料の独自減免対象者の認定基準でありますけれども、平成15年度から介護保険料につきましては、これまでの保険料と比較して約45パーセントの上昇となるため、15年度から17年度までの独自減免制度を継続するに当たりまして、保険料第1段階と第2段階に属する低所得階層の中でも、特に生活に困窮している方の負担軽減を図るため、減免認定基準のうち、年間の総収入額を「生活保護基準以下」から「生活保護基準の1.2倍以下」に改め、減免対象者の拡大を図ったものであります。

次に、低所得者に配慮した介護保険料の減免制度でありますけれども、本市におきましては、平成13年10月から低所得者の保険料負担を軽減するため、保険料の所得段階が第1段階又は第2段階の方を対象に、第1段階の方は保険料が2分の1になるように、第2段階の方は第1段階保険料と同額となるように、保険料の軽減を図っております。また、本年4月からは、先ほどお答えいたしましたように、減免対象者の拡大を図ったところであります。

足立区の場合は、黒字による積立金を財源として新たに保険料の減免を実施したところでありますが、本市の場合は赤字のため、これ以上の保険料軽減の拡大については、さらに保険料を上げる要素となりますので、慎重に検討しなければならない課題であると考えております。

次に、子育て支援に関してのご質問であります。まず少子化対策としての不妊治療についてのお尋ねですが、小樽市での平成14年合計特殊出生率は1.06でございまして、全国、全道に比較しても低く、厳

しい状況にあります。国立社会保障・人口問題研究所が5月に発表した「結婚と出産に関する全国調査」のうち、「夫婦調査」の結果では少子化の要因として挙げられるのは、7割が未婚による影響として分析しておりますが、夫婦の13パーセントは不妊の検査・治療の経験をしており、子どものない夫婦では26パーセントが検査・治療を経験しているとの結果があります。国におきましては、支援策の検討を進めていると聞いておりますので、市といたしましてはその推移を見守りたいと考えております。

次に、国の新規事業でありますパート労働保護者に対する保育事業でありますけれども、この事業は平成11年度より小樽市でも実施している「一時保育」の対象児童の年齢を3歳未満と限定し、「特定保育事業」として立ち上げたものであります。小樽市内の保育所では、現状でも3歳未満児の入所は定員を超えており、保育室スペースの関係などから新規事業としての取組は困難と考えておりますが、今後の検討課題とさせていただきます。

次に、母子家庭への生活費給付制度ですが、これは母子家庭の自立や就労支援策として位置づけられたものであります。具体的内容については現状で示されておりませんので、国や道の対応を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、今国会で審議されております児童福祉法の改正案につきましては、居宅における養育支援、養育相談体制の強化、必要な情報提供や助言など、子育て支援事業のいっそうの充実を図るものであります。市といたしましても法改正の推移や今後示されます政令等を受けて、できることから対応してまいりたいと考えております。

次に、ファミリーサポート事業でありますけれども、市内でこうした事業を行っている団体は二つありまして、一つは会員登録を行い、会員の相互扶助として子育て支援や高齢者のお世話等の活動を行っております。もう一つは、いわゆるベビーシッターで託児サービスを行っております。また、児童の一時預かりや居宅サービスと「サポート事業」との関係であります。サポート事業は児童福祉法等に定められている支援事業ではカバーできない突発的な需要などにこたえるものであり、児童福祉法の改正案にある居宅サービス等とは子育ての助言などを与える事業で、両者は異なるものと考えております。「ファミリーサポート事業」の実施につきましては、こうした事業に対する需要や他都市の状況等を調査しながら、さらに研究してまいりたいと思います。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 秋山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地方交付税措置とその金額についてですが、学校図書館図書費は地方交付税の単位費用を積算基礎に計上されており、その単価と学級数を乗じた平成14年度の基準財政需要額が小学校で631万円、中学校で585万6,000円となっております。

次に、学校図書の経費削減についてですが、市財政がたいへん厳しい状況であり、教育関係予算の執行についても、すべての事業の見直しをせざるをえないことから、経費の削減を図ったものであります。

次に、学校図書館の標準冊数についてですが、国の「学校図書館図書標準」に定められており、本市の学級数に当てはめると、小学校では1校当たり約6,645冊、中学校では1校当たり約8,942冊となります。また、市内の1校当たりの平均蔵書数は小学校では4,276冊、中学校では6,768冊となっております。図書館の利用状況についてですが、各教科や総合的な学習の時間など、積極的に利用しております。図書購入費の配

分額についてですが、児童生徒数などを基に、小学校では1校当たり13万7,500円、中学校では1校当たり27万5,000円となっております。

次に、図書整備費の予算についてですが、本を通して自分と向き合う読書体験は、人間形成や情操をはぐくむ上でたいへん重要なことと考えており、財政事情を勘案しながら予算計上を図ってまいりたいと考えております。

最後に、学校図書館づくりについてですが、子どもにとって読書は豊かな感性や情操、思いやりの心をはぐくむ上で、大切な営みであります。子どもがみずから進んで読書をするためには、幼児期の読み聞かせや親子ともども本に親しむ環境づくりが基本になると考えております。パソコンやインターネットによる知識獲得の喜びを知る前に、読書と出会い、読書の習慣が身につくことが大切と考えますので、学校生活の中でも司書教諭や担任の指導の下、よい本との出会いがある学校図書館通いとなるよう、各学校の創意工夫を期待しております。以上であります。

議長（中畑恒雄） 秋山議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時30分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 19番、武井義恵議員。

（19番 武井義恵議員登壇）（拍手）

19番（武井義恵議員） 厳しい選挙戦を戦い抜いてこられた議員各位におかれましては、本当にご苦労さまでした。心からお喜び申し上げます。

また、市長におかれましては、人口10万人以上の道内の市で、再選挙を行った札幌市を除いた4市長の得票数を見ると、函館69.7パーセント、北見64.4パーセント、江別63.95パーセント、苫小牧も53.1パーセントとなっており、山田市長の市民から支持された70.4パーセントは、他市を大きく上回っております。応援をさせていただいた民主党・市民連合としては敬意を表しながら、平成15年第2回定例会に当たり、代表質問をさせていただきます。

代表質問に入る前でございますけれども、代表質問も最後となりますと、1番、2番、3番目の方々とも内容も類似の点があるかと思っておりますが、通告どおりに質問をさせていただきます。

まず、2期目の市長としてご提案されました補正予算などを参照しながら、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

初めに、このたびの道内12市長選挙の投票率を見ると、50から80パーセント台となっており、自治体によってばらつきが大きかったことが特徴となっております。投票率の低落傾向に歯どめがかかりませんでした。市長はこの低投票率の結果をどのように認識されておられるか、ご感想をまずお聞かせください。

次に、財政状況についてであります。今期における減債基金を見ると、639万円しかゆとりのない上に、本年度からの3年間で約83億円の歳入不足が見込まれることから、財政再建団体への転落も危くされております。このような状況の中で、当選された山田市政2期目の最重要課題としては、歳出の圧縮対策に全力で取り組むと決意を述べられておられる市長ですが、財政再建のための具体的な行政改革をお示しください。

また、市長は開かれた市政、安全・安心のまちづくりに取り組むとも立起に当たって述べておられますが、どのようなまちづくりの構想を抱いておられるか、お尋ねいたします。

次に、補正予算に関連して具体的に何点かお伺いいたします。

まず最初に、市の別館庁舎対策費が計上されていない点であります。小樽市の庁舎別館では、老朽化が進み外壁面のコンクリートが傷み、はがれ始め、落下したコンクリート片によって、通行人や駐車中の車などに被害が出るおそれが出てきたと報じられております。さらに、東側の屋上に近い部分の壁には、劣化が激しく、冬期結露の氷結、融解で壁の表面に無数の亀裂が入っているとも伺っております。なお、別館東側の地上部分には駐車場のほか、職員通路や夜間出入り口などがあるため、応急的にネットを張り、はく離片が直接地上に落下しないよう対策をとっているとのことですが、その実態をまずお聞かせください。

私はこの庁舎別館について、平成9年の3定において質問をいたしておりますが、当時の新谷市長は、新市庁舎の建設とそれに対する基金についてはじゅうぶん理解できる、今後なお研究させてほしいと答弁されておるのであります。それから6か年が経過しております。このごろ、石巻市など東北地方をはじめ地震が多発しており、事故が起こった場合は人災と言われても言い逃れができません。財政難のことはじゅうぶん存じておりますが、人身を含めた事故防止のためにも、当面の補修費の補正を検討すべきだと思います。当分の間、このままでしのぐしかないとの声も聞こえてまいりますが、事故防止の上からも予算づけの優先順位を再検討すべきだと思いますので、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、国指定の重要文化財であります小樽交通記念館の機関車庫三号の修復についてであります。私が申し上げるまでもなく、この車庫は現存する機関車庫では国内において最も古い車庫であり、2001年11月に転車台とともに、国の重要文化財に指定されたものであります。その車庫の柱などが腐食して、天井の崩れ落ちるおそれが発生したため、一般公開を取りやめたとのことであります。それに関連して、蒸気機関車大勝号など車庫内に保存されている3両も見学できないとも伺っております。今、新型肺炎SARSなどの影響もあって、国外への修学旅行生が行き先を小樽に変更する学校が増えている全国的情勢であるとお聞きいたしております。私も、先日、運河周辺へ行ってみました。たいへんな修学旅行生でにぎわっております。したがって、修学旅行生らは小樽市の見学に当たって目玉となる施設であるとも思いますので、料金はまさか割り引きしているとは思いませんが、来年春まで建物のたわみなどを記録し、様子を見ることにするなど悠長な考えを払しょくし、一月でも早く修復をされるよう、資金も含め要望いたしますので、教育長とさらには市長にも前向きなご答弁を期待して、次の項にまいります。

議長（中畑恒雄） 途中ですけれども、たいへん蒸し暑くなってきましたので、どうぞ遠慮なく上着を脱いでけっこうです。

19番（武井義恵議員） 次に、市町村合併について市長のご見解をお伺いいたします。

市町村合併をテーマにした住民投票が全国で急増している昨今であります。総務省の調査では、平成14年には11件であったものが、平成15年は実施済みのところを含めると少なくとも39件、3倍以上になる見通しであるとのこと。そして投票も未成年者や永住外国人まで拡大している状況にあります。道内では今なお実施例はありませんが、市長は市町村合併に対するこのような取組をいかに評価されておられるか、まずお尋ねいたします。

さらに、総務省は市町村合併後に、地域自治を認める新法の構想を明らかにいたしました。この新法の柱は、今年4月30日に地方制度調査会が決定して中間報告に盛り込んだ地域自治であり、市町村合併の特例法

が平成17年3月の失効までに2か年を切ってしまったことに備え、この新法でさらに合併誘導を継続するものであると思いますが、市長のご見解をお示しください。

市町村合併の目的は、自治能力の向上、行政の効率化、財政基盤の強化等を図り、地方分権を支えることにあると言われております。しかし、北海道の場合、合併後の面積が拡大するため、行政効果は低下しかならないと思いますし、それに加えて何よりも財政規模が拡大しても財政基盤のぜい弱さは変わらないのではないかと思います。したがって、行政の効率化と財政基盤強化に関する対策を欠いたままでは、道内の市町村は合併効果を信じる気持ちにはなれないと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

また、平成17年3月が期限の合併特例法は、合併する自治体には手厚い財政支援を約束していると言われておりますが、内容を精査してみると、発行できる特例債は30パーセントだけ償還すればよいとか、さらに合併前の地方交付税は10年間保障するなどとなっておりますが、本当に地方財政を豊かにするのでしょうか。

特例債の償還には自主財源を充てなければならない。また、合併後の財政を好転させる展望もない限りつきの先送りとなるのではと思いますが、間違った見解でしょうか。市長のご所見をお伺いいたします。

以上、市町村合併について種々申し上げてまいりましたが、国は財政源の地方自治体の移譲問題を早く結論を出すべきであると思います。取りやすい税を国が独占したままでは説得力を持たないと思います。市町村合併推進に向けた国の意欲はよくわかります。がしかし、道内の市町村には、現状のままでは合併することにまだ不安感が残ると思います。市長は余市など後志5か町村の任意協に、もし参加要請を受けたとき、応ずる考えがありますでしょうか。ご答弁をいただきたいと思います。

次に、地方分権に関連して、政府が提唱している三位一体改革について、市長並びに教育長にお尋ねいたします。地方分権の目的は、その住民に最も近い立場で自治体が自立的にさまざまな要請にこたえ、枠にははめられない多様な自治を探ることを可能にすることとしております。一方、三位一体改革は地方分権を財源の面で支える不可欠の改革であります。そして、その三位一体改革の目指すのは、国から地方に税源を移譲すること、国の補助金の削減並びに地方交付税の見直しの3点を一体として行い、地方自治体が自由に使える自主財源を拡大することにあると思いますが、この地方分権と三位一体との関係を市長はどのようにとらえておられるか、お尋ねいたします。

しかし、去る5月14日に、地方分権改革推進会議が提示した試案は、地方交付税を地方共同税と財政調整交付金に再編することや、地方への税移譲を増税改革まで先送りするなどの内容となっております。これに対し、5月20日、全国市議会議長会はこの試案に対し、地方自治体の基本原則を無視するもので、単なる国の財政上の都合による地方への負担転嫁であると指摘し、とうてい容認できるものではない、税源移譲を基本とした三位一体改革の速やかな実現と、財源保障機能等を有する地方交付税制度の堅持を求める緊急アピールを求め、地方分権改革推進会議に申入れをいたしました。このほか、地方6団体も5月23日に分権会議の試案撤回を求める緊急決議を行い、同会議や首相官邸に要望を行いました。さらに、地方自治確立対策委員会は5月23日、分権会議の試案に対応した三位一体の改革に関する緊急提案をまとめております。また、政府内においても、地方分権推進に当たっての三位一体の改革が関係閣僚間で揺れに揺れている状況であります。したがって、地方自治体としては、本市も含めその成り行きを見詰めているのが実態ではないでしょうか。さらに、改革派の増田岩手県知事ら8知事も緊急アピールを出すなど、全国の知事や首長の間で、分権会議批判と税源移譲の実現を求める声が広まっていると報道されておりますが、山田市長はこのような分権会議の試案に対し、どのような評価をしておられるか、きたんのないお答えをお願いいたします。

また、教育長には、地方分権改革推進会議が、5月7日、首相に提出した削減重点11項目中に、義務教育費国庫負担制度の2兆8,000億円が具体的に提示されておりますが、このまま削減された場合の小樽市への影響などをどのように考えておられるのでしょうか、ご答弁ください。

次に、保健所の業務を北海道に移管する検討を始めたことについてお尋ねいたします。小樽市は本年5月27日までに財政難や将来の人材確保の問題などから、市保健所の業務を道に移管する検討を始めたと同っております。小樽市の保健所は地域保健法に基づき、政令指定された小樽市に設置されたものであります。現在まで小樽市からはNHKをはじめ、測候所、日本銀行、小児総合保健センターなど、次々と札幌へ統合などで移転されておる中で、小樽市がみずから業務を道に移管することは、保健所の存続にもかかわる重要な影響を及ぼすことは必至であると思えます。確かに、人口減の続く中、市の財政負担が増えることも国の交付税削減などから見て、予想にかたくありませんが、そのことよりも業務を移管することにより、食品衛生や環境衛生に関する届出や検査及び食中毒の対応などが道の業務となり、住民の利便性は大きく低下することを憂えるものであります。また、札幌への一極集中に拍車をかけるなど、地方分権の動きにも逆行することなどから、市長の再考を促したいものであります。なお、財政面を見ると、保健所の予算は年間約10億円のうち、道への移管事業は4億円程度であり、市が受ける地方交付税は4億6,000万円ほどと同っております。したがって、住民サービス面から考えても、道への移管は時期尚早と思いますので、政策検討会議での慎重なご論議を重ねてご要請申し上げる次第であります。市長の見解をお示しください。

次に、老健施設はまなすの通所事業指定の取消しについてお尋ねいたします。

社会福祉法人済生会の老人保健施設「はまなす」が介護報酬を不正受給していたことに対して、道が施設の通所リハビリなど、居宅サービス中の事業指定を取り消す処分をされて3週間余が経過いたしました。福祉部によると、「はまなす」の通所リハビリを利用していた人は136人とのことですが、そのうち4月20日現在では、56人が小樽、余市などで代替施設が決まったとのこととあります。しかし、施設が決まったら定員にあきがないため待機を強いられている人69人で、残る11人は依然として受入先がないとのこととあります。これを受けて、5月中旬に蘭島の本間龍太郎さんなど利用者が道に陳情に行かれたと同っております。だが、「はまなす」は指定の取消しだけではなく、不正受給の原因になった必要な職員の確保や、適切な運営管理の命令も出ているので、その改善状況をも見極めなければならないことですが、6月17日までに利用者の収容が一部前進したとの報道もされておりますので、しかし、通告をしてありますから、その後の改善状況も含め、今後の見通しについてお答えください。

次に、小樽市市道工事で石垣が崩落した事件で、遺族が小樽市などを提訴した問題について質問いたします。

この事件は平成12年4月26日午前11時ころに、通称市道塩谷街道の工事現場横の寺の石垣が幅約9メートル、長さ約6メートルにわたって崩れ落ち、作業員2人が下敷きとなり死亡、1人が足を骨折するなど大けがをした事故であります。その死亡したご遺族のお2人が小樽市や建設会社及び寺を相手取り、総額1億4,000万円の損害賠償を求めて札幌地裁に提訴したものであります。ご遺族の主張によると、小樽市は工事発注者として事故を防ぐ措置をとる義務を怠ったとして提訴に踏み切ったとのことですが、小樽市としては当時訴状を見ていないのでコメントはできないと申しておられたとのこと。しかし、その後訴状をお読みになったことと思いますので、今後のご遺族の訴えに対してどう対処しようとされるのでしょうか、お答えください。

次に、パークゴルフ場についてお尋ねいたします。平成15年度の維持補修、建設事業費として商工会館跡地多目的広場造成工事費200万円が補正されておりますが、その広場の規模をお示してください。この跡地は想像しただけでもパークゴルフ場の設置には困難であると思います。私は平成9年第3回定例会で、パークゴルフ場設置問題を取り上げました。その趣旨は、長橋1丁目に市内の篤志家から寄贈のあった土地2,661平方メートルが全く眠った状態になっており、その後背地が国有地であることから、過去には広域公園構想のあった地域でもありました。したがって、寄贈者の志を無にしないためにも、この地にパークゴルフ場を建設して有効に活用すべきだとしてご提案申し上げました。これに対し、石田教育長は、提起された土地については、パークゴルフ場としては地形、道路などの課題もありますので、今後どのように対応できるか、関係部局と協議してまいりたいとご答弁されておりますが、その後の協議された結果についてお答えください。もしこの土地がご指摘のように、地形や道路などが障害になってパークゴルフ場の設置ができないのであれば、長橋1丁目のと場跡地を含め、パークゴルフ場の候補地として検討くださいますよう、重ねてご提起申し上げます。

次に、平成8年3月8日提出の陳情第20号についてお尋ねいたします。

この陳情は塩谷行きのバス路線を塩谷駅・伍助沢方面にまで延長してほしいとの陳情であります。同年12月18日開催の厚生常任委員会で、さらには同12月20日の本会議において、満場一致で採択された陳情であります。しかし、平成10年第1回定例会で質問した私に対し、たいへん難しいと受け止めておりますが、今後とも状況を見ながら中央バスと協議していきたいと、市長がお答えになっております。したがって、その後の経過と処理についてご答弁ください。

また、それまでなかった塩谷駅下の回転場のような広場は、この陳情のために設備されたものでしょうか、お答えください。

次に、老人クラブ対策についてお尋ねいたします。市長は就任1期目より、ふれあいパスなど老人対策に努力されてこられたことはじゅうぶん存じ上げております。このたびの議会でも老人福祉費545万円をはじめ、高齢者と子どものふれあい実施事業費補助金など気配りのほどが理解できるのであります。そこで、さらに突っ込んで、老人のクラブ対策についてお尋ねいたします。まず、本市の老人クラブの組織率は、道内10万人以上の都市10市の中で何番目でしょうか、お答えください。

具体的には、60歳以上の方は小樽で約4万6,000名いらっしゃるわけですが、そのうち組織されている人は約7,000名であります。したがって、加入率は15パーセントという低い状況であります。小樽市としては老人クラブ加入促進施策として、どのような運動を展開しておられるか、お聞かせください。

小樽市は高齢者の方、市民4人に1人という比率になっており、老人クラブへの加入率が高くなってもよいように思いますが、実態はそうになっておりません。その最大の原因は、厚生労働省の通達である老人クラブ活動等社会活動促進事業運営綱領に示されている1クラブの会員数が50名以上となっており、その補助費に枠がはめられていることだと思いますが、市長はどのような感想をお持ちでしょうか、お答えください。

私たちの住む平和で住みよい郷土小樽を築き上げてこられた人生の大先輩が、老後の生活を健康でかつ豊かで明るい長寿社会を創出することを目的とした老人クラブの事業目的の遂行と小樽市の老人福祉行政のためにも、各町会及び老人クラブが結成しやすくするためにも、1クラブの会員数を30名ほどにする小樽市独自の緩和策を施してはどうでしょうか。市長のご見解をお伺いいたします。

なお、道内の各市町村で、老人クラブの会員単位数を独自で緩めている自治体がありましたら教えてください。

さい。

最後に、教育委員会にお尋ねいたします。

初めに、後志管内の私立中学校で、初めて中高一貫教育の進学校を2004年4月に双葉高校の運営する附属中学校で開校することになりましたが、これに関連して市教委に何点かお伺いいたします。

少子高齢化が進む中で、週6日制で中高一貫教育の進学校を目指し、公立中学校と比べて主要5教科の3年間の授業時間を合計で約1,000時間多くなるとのことですが、公立中学校への影響について市教委はどう考えておられるか、まずご所見をお伺いいたします。

次に、市教委が保護者にも説明して実施したゆとり教育としての週5日制や詰め込み教育については市教委の目指す教育にも逆行するようにも思います。したがって、保護者からも多くの反応が市教委に寄せられているかと思いますが、生徒や保護者に対し、どう説明されておられるか、市教委のお考えをお示しく下さい。

また、道教委は、本年5月22日に、一つの学校で6年間、一体的な中高一貫教育を行う中等教育学校を2007年4月、登別市に開校する方針を固めたとのことですが、それは今の小学校の3年生から受け入れることとし、高校受験のない特色を生かし、継続的で計画的な視点での教育を目指すとしております。また、規模については、1学年2学級で定員480人としており、初年度は中1と高1を受け入れ、3年間で6学年をそろえるとしております。また、選抜方法については学力検査を行わず、面接や実技、推薦、抽選を組み合わせることとのことですが、小樽市からも受入れがあるのでしょうか。市教委に連絡や事前通知があったのかどうか、お答えください。

次に、不登校対策についてであります。歯どめのかからない不登校の問題について、文部科学省は本年度、小中学校と不登校の子どもらが通う適応指導教室などとの連携を強化する新事業を始めるとのことですが、どのような新事業でしょうか、まずお聞かせください。

この新事業のモデル施設になった兵庫県「但馬やまびこの郷」の責任者は、不登校担当教員の研修や同施設に来られない子どもと保護者のために、県は7か所で1泊2日の体験活動として地域やまびこ教室を開催しましたが、不登校は簡単には減らないと嘆いた上で、学校や市町村教育長が今以上に熱意を持ってくれば、不登校はもっと減らすことができると残念がっておられるとのことですが、学校や市町村教育長の熱意の欠如とは何を指しているのでしょうか、当事者たる教育長のご所見をお伺いいたします。

また、文部科学省が今年3月27日に不登校生の保護者を対象にした初の大規模調査の結果、小中学生の不登校の継続期間が平均1年半から2年余りに上っていることや、年齢が多くなるほど長期化の傾向のあることが解明されたとのことですが、小樽市の場合、傾向はいかがであったでしょうか、お答えください。

さらに、担任教師の家庭訪問については、もっと来てほしい、訪問の頻度は現状がよいとお答えになった保護者の75パーセントが担任の訪問を望んでおり、また、教師と何らかのつながりを求める人が多いことがわかったと報告されておりますが、本市の担任教師による家庭訪問の実態をお示し願います。

次に、いじめ対策についてお伺いいたします。道央のある中学校の玄関ホール、2001年7月17日午前10時半、吹き抜けのホールに面した3階フロアに、立っていた1年生の女子生徒は3時間目の授業始業ベルを聞くと同時に、体は約8メートル下の床にたたきつけられました。「もう限界です、死にます、みんなさようなら」と走り書きをした遺書を握りしめていたとのこと。女子生徒は幸いにも命には別状はありませんでしたが、退院後には転校をいたしました、ということが報道されております。本事件の起こる前に、女子生徒は

何度か、担任や教育委員会が学校に派遣した心の教室相談員に苦しみを打ち明けておりましたことがその後の調査でわかりました。学校も事件を機に、いじめ防止策に本格的に乗り出し、心の教室相談員の来校を週2回から5回に増やしたとのことですが、現在、小樽市の心の教室相談員の活用状況をお聞かせください。

同校の校長は二度とこのような事件が起こってはならないという一念で、命と心を大切に教育に取り組んでこられたと述べておられます。本市における命と心を大切に教育として、どのような取組がなされておられるのか、その実態をお述べください。

心の教育の必要性が叫ばれて久しくなりますが、子どもらの心を育てるため、今、どんなことが市教委で行われているのかも含め、お答えください。

再質問を留保して、私の質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 武井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、今回の統一地方選挙の投票率についてでありますけれども、小樽市においても平成11年の選挙と比較しますと、約5パーセントほど落ち込んでおります。これは本市に限られたことではなく、道内でも市長選が実施された12市中、無投票当選を除く10市で前回の投票率を下回る状況となっており、全道的に低落傾向にあると考えております。これは若年層を中心とした有権者の政治に対する関心の薄さから来るものではないかと考えておまして、非常に残念な結果であると感じております。

次に、財政再建のための具体的な対策でありますけれども、収支不足の補てんの財源がほとんどない中で、今後の財政運営は今まで以上に厳しいものとなりますので、健全な財政環境をつくり上げるための取組について早急に、しかも着実に進めなければなりません。今後の3年間の財源不足額は、これまでの管理経費を中心とした削減努力だけでは解消できる規模ではありませんので、民間委託の推進や人件費総額の抑制、組織・機構などの見直しなど、行財政の徹底した改革を行うとともに、受益者負担の適正化に向けた検討などにも取り組み、継続している事業についても従来からの慣例や役所の論理にとらわれることなく、ゼロから再構築するという観点で見直さなければならないと考えております。

次に、これからのまちづくりの基本的な考え方でありますけれども、今、小樽市は人口減少、少子高齢化の進行、長引く景気の低迷によります地域経済の落込みなど、市を取り巻く環境は今後ますます厳しさを増すものと思われれます。こうしたときこそ地方がみずからの個性を生かし、創意工夫をしながら、地域間競争に負けない確かなまちづくりを進める必要があります。市民の皆さんとともに知恵を出し合って、一人一人が自分の住んでいるこのまちに愛着の持てる住みよいまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、本庁舎別館の補修でありますけれども、昭和37年にしゅん工以来、ほぼ40年が経過していることから、外壁の部分的なはく落のほか、内部においても床面にはたわみなどが起きている状況にあります。このような状況の中で、別館海側の外壁の一部からコンクリート片が落下してきているため、危険防止の観点から、応急的にネットを張り対応したところでもあります。大規模な改修については、財政事情を考慮すると難しい状況がありますが、今後とも庁舎管理の面からもじゅうぶん注意をし、緊急度の高いものから補修を実施してまいりたいと考えております。

次に、小樽交通記念館の機関車庫三号の修復であります。建物がかなり老朽化していることもあり、事故防止等の観点から公開を一時取りやめております。見学に見えた修学旅行生など、観光客の方々にはたいへんご不便をおかけしておりますが、所管する教育委員会でも関係機関と修復について調査を進めるところでもありますので、その結果、策定される修復計画を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、市町村合併について何点かご質問がありました。まず市町村合併に係る住民投票であります。平成17年3月末の合併特例法の期限も迫り、私も住民投票を実施する市町村が増加していると認識しております。市町村合併というのは、それぞれのまちにはまちの成り立ちや風土、歴史、文化の違いがあり、非常に繊細なものであることや、また、住民一人一人の考えも多種多様なことから、住民参加の観点において住民投票を取り入れているのではないかと考えております。

次に、地方制度調査会の中間報告における地域自治組織制度であります。この制度は合併によってつくられた基礎的自治体の中に旧市町村を地域自治組織として残し、一定の自治権を認める制度であります。また、この中間報告では、現行の合併特例法の失効後は、新法を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促すこととする内容になっております。このようなことから、私は国としても自主的な市町村合併を強く推し進めているとの印象を持っております。

次に、道内市町村合併の状況であります。道内の法定合併協議会の設立は釧路市など6市町村、石狩市などの1市2村のほか、網走管内遠軽町など4町村の3件にとどまっており、北海道は全国的に見ても遅れている地方の一つと言われております。特に、町村においては、広大な面積を有しながら、人口が少ないという本道特有の特徴があることから、合併による行財政効果を懸念する自治体が多いという実態があり、北海道としても連合自治体制度などを盛り込んだ北海道の基礎的自治体の在り方、いわゆる北海道スタンダードを国に提言しているところでございます。

次に、合併に伴う財政支援策であります。合併特例法では、市町村合併をよりいっそう推進するためにさまざまな財政支援措置が盛り込まれておりますが、合併の形態はそれぞれの自治体の規模や財政状況、歴史・地理的要因などにより多様なケースがあり、合併後の自治体の組織体制や社会基盤整備の必要性などを考えますと、その運営は長期的な視点で行われなければなりません。財政状況は新しい自治体の在り方により大きく左右されますので、単に特例法の財政支援措置だけで合併後の自治体財政が豊かになるものではないと認識しております。

次に、合併特例債でありますけれども、この起債は充当率や元利償還金に対する交付税措置が通常の起債より手厚くなっておりますが、特例債の償還は合併後の市町村の負担として残ることとなるため、その導入に当たっては慎重に事業の選択がなされるべきであると考えております。

次に、北後志における市町村合併の取組についてであります。昨年5月に本市をはじめ、余市町、仁木町、古平町、積丹町、赤井川村から成る北後志6市町村広域問題研究会を設置し、北後志全体で市町村合併に関する調査研究など協議を重ねてきたところでありますが、その協議の中では各自治体とも6市町村全体で合併することは難しいとの認識が示され、北海道が示した合併パターンに沿って個別協議を進めることになったものであります。これによりまして、小樽市は赤井川村との協議となり、北後志では余市町を軸として積丹町、古平町、仁木町、赤井川村の5町村での協議となったものであり、現在、この5町村間で任意協議会の設立に向けた準備を進めていると聞いております。したがって、これまでの経緯・経過から考えますと、北後志5町村の任意協議会に本市が参加を要請されることはないものと考えております。

次に、地方分権と三位一体の関係であります。三位一体改革は国・地方を通ずる行財政改革の一環としてだけでなく、地方にできることは地方にゆだねるという地方分権の観点から取り込まれるべきものであると考えております。地方自治体は、長引く景気低迷による税収減や少子高齢化の進展による財政負担の増加という厳しい財政状況に置かれており、地方分権の基本理念を踏まえ、必要な財源が適正に移譲され、地方税財源の充実が図られることが地方分権の推進に必要な不可欠であると考えております。

次に、地方分権改革推進会議の試案であります。国から地方への税源移譲は将来の増税実施時期まで先送りし、地方交付税の財源保障機能を実質的に廃止させ、地方共同税や財政調整交付金に再構築することで地方交付税を大幅に削減するなど、地方の実情を無視した案と言わざるをえず、とうてい容認できるものではないと考えております。地方6団体はじめ、各自治体からも同様の意見が出されたところでありますが、北海道市長会でもこの試案には強く抗議したところであります。

次に、保健所業務の道移管についてであります。本年5月の政策検討会議では、聖域を設けずいろいろな課題について検討し、その中の案件の一つとして検討を開始したところであります。その目的は地域保健法第5条に基づき、政令市として設置されている小樽市保健所を同条に基づく都道府県型の保健所として北海道に移管することにより、現在の保健所組織・機構の再編についての可能性を探ることです。このたびの検討では、財政面では現段階では特に大きな効果はありません。また、保健所設置市としては保健サービスや許認可など、地域に密着して対応できる面もありますので、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、老健施設「はまなす」の改善状況と今後の見通しであります。最初に「はまなす」の通所リハビリテーションを利用していた136人の動向につきましては、6月20日現在で、病气入院中の方が3人、サービス利用の希望なしの方が11人、市内や余市町にある通所介護や通所リハビリテーションなどの介護サービス事業所の利用が決定している方が116人で、残り6人の方につきましてはサービス利用事業所が決まり登録されておりますが、あきの順番を待っている状況にあります。今後とも各居宅介護支援事業所や北海道と緊密な連携をとりながら、一日も早くサービス利用の確保ができるように努めてまいりたいと考えております。

次に、老人保健施設「はまなす」の業務改善の状況であります。6月5日、北海道知事あての業務改善報告書が小樽市保健所立会いの下で北海道俱知安保健所に提出され、既に職員の充足については改善されたところであります。提出された書類の内訳は、職員の欠員を生じさせない確約書、出勤簿の様式、タイムカード、職員研修関係書類、利用者の皆様へのおわびとお知らせ、介護給付費請求書、全職員の勤務割表などであり、7月から1年間、毎月これらの書類を提出し、改善の状況を報告することとされております。

次に、市道塩谷線の工事現場における石垣の崩落事故に関する提訴についてであります。亡くなられた遺族の方より、工事発注者である小樽市、工事施工会社、石垣の所有者などに対し、損害賠償を求めて札幌地裁に提訴されたものであります。裁判につきましては、去る6月13日に第1回の口頭弁論があり、7月23日には第2回が予定されておりますが、いずれにいたしましても、現在、係争中のことでもありますので、今後、裁判の中で小樽市の考えを主張してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、塩谷線のバス路線延長要望であります。これまで北海道中央バスに対し、機会あるごとに要請を行ってきたところであります。バス事業者からは、JRとの競合区間でもあり、現在も運行可能となる利用者の増が見込まれないことから、ご要望にはおこたえできないとのこととあります。このようなことから、

路線延長の実現は難しい状況にありますが、今後も引き続き要請してまいりたいと考えております。

なお、JR塩谷駅下の広場につきましては、当時地元の要望を受け、道道小樽環状線の一般車両の駐車などのための道路管理敷地として整備されたものと聞いております。

次に、老人クラブの関係で何点かご質問がありまして、初めに老人クラブの組織率であります、道内の人口10万人以上の10市中8番目となっております。

次に、老人クラブの加入促進であります、老人クラブ連合会では、これまでも老人クラブの設置の相談などに積極的に応じておりますが、加入率が低下傾向を示していることから、原点に戻って町内会への加入の呼びかけを進めております。市といたしましては、こうした動きを支援し、老人クラブに加入していない高齢者を含めて、市民へ広くPRするため、昨年市の広報誌9月号に老人クラブの活動内容を紹介した記事を掲載したところであります。

また、新たに老人クラブを結成する場合は、必要な備品を貸与する制度により、新規クラブ結成の促進を図っているところであります。

次に、加入率が低い原因であります、新たに老人クラブを結成する際、会員を50人集めることが困難な場合は、ご指摘のようなことも一つの要因として考えられますが、クラブ活動の拠点やクラブのリーダー的人材の確保が難しいことなども要因として考えております。また、既存の各老人クラブにおきましては、会員が増加している老人クラブも一部にありますが、大部分の老人クラブで会員が減少しており、高齢者の意識や考え方が多様化していることも加入率が低い要因の一つと考えております。

次に、老人クラブの会員数の緩和であります、国などの補助の活用という観点から見た場合、緩和は困難と考えております。しかし、何グループかの小グループを一つにまとめて1クラブとして認定し、活動は小グループで行うなど、運用において対応できる部分があるものと考えているところであります。

また、道内の10万人以上の都市の中では、新たに老人クラブを結成する場合に、1クラブの会員数を緩和している市はないと聞いております。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 武井議員のご質問にお答えします。

初めに、機関車庫三号の修復についてですが、この建物は明治18年のしゅん工で、既に110年以上を経ており、老朽化も進んでおります。重要文化財は公開が原則ではありますが、危険防止の観点や建物内に観測機器を設置していることなどから、現在、立入りをお断りし、見学者には不便をおかけしているところです。国指定重要文化財ということもあって、修復については、文化庁や道教委の指導を受けるとともに、文化財修復の専門家による調査も続けておりますので、今後はそれらの結果も踏まえ、できるだけ早く修復計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、義務教育費国庫負担制度の削減についてですが、このことにかかわり、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会及び全国市議会議長会など、地方6団体が税源移譲を含む税源配分の在り方について、地方財政に与える影響も甚大なものであることから、とうてい受け入れることはできないとしております。また、全国都市教育長連絡協議会においても、本年5月、税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、縮減には反対の立場を貫いております。市教委といたしましても、国庫補助負担金・交付税及び財源配分の三位一体の検討が進められている中で、国の責任において教育の機会均等とその水準の維持・向上に努める

べきものと考えております。

次に、長橋1丁目の寄贈された土地にパークゴルフ場建設要望の検討結果についてであります。面積が2,661平方メートルであることから、駐車場の整備も考え合わせますと、パークゴルフ場として狭いことや、当該地に行くまでの道路は急坂なことから、利用者にとって不便となることなどもあり、パークゴルフ場の設置は難しいものと考えております。

長橋1丁目のと場跡地をパークゴルフ場の候補地として検討することについてのお尋ねですが、パークゴルフはたいへん人気があり、市内でもパークゴルフ場増設の声が上がっていることは承知しております。中でも、西部地区に設置をとの要望もありますので、と場跡地につきましても、候補地の一つとして検討してまいりたいと考えております。

次に、双葉中学校開校についてですが、中学校と高等学校を接続し、英語などの教科指導を重視し、独自の方法で中等教育の充実・強化を推進したいと説明しております。新たな中高一貫校の設立については、市内の中学校も多くの関心を寄せており、公立中学校も特色ある学校づくりをさらに進めなければならないと考えております。

次に、生徒や保護者への説明についてですが、同校は私立の学校法人であり、その独自の教育目標に基づき、市内公立中学校と違って、1週6日間授業体制をとることとしたものです。市教委としては、学校週5日制とゆとりある教育について、校長会議、教頭会議、PTAブロック研修会などの会合で、新しい教育課程や週5日制について説明し、さらに児童・生徒を対象に、教育局主催の地域教育フォーラムへの参加の促進や、市教委主催の教育問題懇話会を開催するなどして、学校週5日制について、児童・生徒や保護者の理解が深められるよう努めてまいりました。また、公立学校の学校5日制の取組については、中学校長会とも連携して、市民への必要な情報の提供に当たりたいと考えております。

次に、道が計画している中高一貫教育への対応についてですが、新聞報道によりますと、北海道においては、平成19年度までに中等教育学校のモデル校設置を検討するとしております。まだ設立構想の段階で、正式の説明はありませんが、生徒の受入れについて、全道いずれの地域からも受験可能になるかどうかは今後明らかにされるものと考えております。

次に、不登校対策の新規事業についてですが、文部科学省は平成15年度から不登校児童・生徒に対して、よりいっそう細かな支援を行うため、スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業を立ち上げました。この事業は、教員や適応指導教室等を中心とした不登校対策に関する中核的機能を担うセンターを設置するもので、ネットワークの整備に係る実践的な調査研究を2年間にわたって行うものであります。現在、但馬やまびこの郷で行われている体験活動については、家に閉じこもりがちである児童・生徒に生き生きと活動できる場を提供するものと考えており、文部科学省の新たな事業においても、体験活動サポートが大きな要素になるもので、小樽における不登校児童・生徒に対する指導について、おたる自然の村の利用など実施しておりますが、さらに体験活動を深め広げてまいりたいと考えております。現在、適応指導教室に在籍の児童・生徒や家庭に引きこもりがちなお子どもたちの復帰のため、いっそうの努力をしていきたいと考えております。

次に、不登校の継続期間についてですが、小樽市においても、小学生よりも中学生が不登校になった場合、長期化する傾向があります。したがって、小学校在学時に連続して欠席するなど、不登校傾向が見られた場合には速やかに対応することが重要であると考えております。

次に、学級担任による家庭訪問についてですが、不登校の児童・生徒が学校に復帰するためには、まず担任や保護者から温かく見守られ、学校や社会とのきずなを実感することが大切であると考えております。そのため随時、学級担任が学校だより等を持って家庭訪問を行い、家庭での生活の状況把握に努めております。ともあれ、不登校児童・生徒について、常にコミュニケーションのパイプを強めていくことが大切であると考えております。

次に、心の教室相談員の活用についてですが、文部科学省は平成10年度から中学生の悩みを気軽に話し、ストレスを和らげることができるよう、心の教室相談員の事業を実施しております。しかしながら、本市におきましては、各学校の教職員が主体的に指導したいという気持ちが強く、心の教室相談員は配置されておられません。深い悩みや不安、ストレスを持った子ども、教員や保護者に適切な助言をすることが大切ですので、専門性の高いスクールカウンセラーを3名配置して相談活動を行っております。活用の状況については、昨年度は相談件数が約90件、約120回の相談を行っております。

次に、命と心を大切にす教育の取組についてですが、市教委といたしましては、学校教育を進めるに当たり、自他の生命を尊重し、みずからたくましい心と体を培う健康・安全指導の充実を重点項目に掲げ、子どもの命と心を大切にすることを常に学校に訴えており、今後とも各学校の授業やクラブ活動、健康教育などを通して、生命を尊重する心をはぐくんでまいります。心の教育はまず家庭における親と子の生活が基本にあると考えており、親の愛、しつけを通して、心豊かに育てることが大切であると考えております。各学校におけるすべての教育活動、なかんずく総合的な学習の時間を通して、ボランティア活動など、体験的な活動を積極的に取り入れ、優しさと思いやりの心を培うこと、また、心のノートをすべての児童・生徒に配布し、取組を深めてまいります。以上であります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 19番、武井義恵議員。

19番(武井義恵議員) 再質問を行います。

まず、市長の政治姿勢関係の中での問題ですけれども、別館庁舎の老朽化の問題ですが、昭和37年にしゅん工されたということでございますけれども、私の聞きたいのは、いったいいつごろまでこの網をかけておくのだと。これからもまた、冬を越してその亀裂の中に雨水が飛び込んだりなんかして凍結した場合に、ばらばらとまた、かえって落ちていくのではないかと。したがって、これいったいいつごろまでこの網をぶら下げたままているのかと、こういうことを聞きたいので、そこのところをお示してください。

それから、交通記念館の問題ですけれども、これも、今、目玉にして入っているのがこの問題だろうと思うのですよ。三号館あるいは中に入っておる3台の機関車、こういうものを見たくて来るのですが、それがない、見せられない。しかし、入場料はそのまま取っているわけでしょう。これは一番見たいの見せないで、そして料金だけは普通だという、これもちょっと私納得がいかないのですよね。それはまあ団体で入るから、団体割引だからおまえら我慢せと言うかもしれませんが、やっぱり一番見たいものを、大勝号にしる、弁慶にしる、やっぱりそういう貴重なものを、特に全国的に静と義経のランデブーだとかなんとかと新聞に出ますから、ですからそういうようなことを宣伝はしておいて、来てみたら見られないということでは困ると思うのですよ。ですから、これらの入場料あたりはこのまま取るのか。まあまあ半年だから我慢せということなのか、どうもこのところが不明確でございますので、どのような対策をするのか、お聞かせください。

それから、保健所の業務を道に、今、移管の問題ですけれども、市長は慎重に論議したいということですが、私の言っているのは、こういう業務を返還、移管することによって、道のそういう公共的な建築物といえますか、事業所がよそへみんなどんどん行ってしまうのではないかと。何も仕事しないで道の方へ移管して、やる部分がほとんどなくなれば、これは当然保健所ともどもよそへ行ってしまうのではないかと、私はそれが心配なのだよ。だから、これをすることは、いやいやそれはおまえ心配無用だと、そんなことはないのだと、ちゃんと保健所は残るよと、私は存廃と言って、存続が危ぶまれると言っているのですが、このところ胸ぼんとたたけるかどうか、ひとつ簡単でけっこうですから、お示してください。

それから、パークゴルフ場の問題ですが、これは場所的に難しいということで、これは私も前に質問したときそのことを提起してあります。地形だとか、道路とか、こういう問題で難しいかもしれないということは私も言っているのです。ところが、このところで、広域公園構想をまず出した青写真まで、絵にかいた図面まで出したことがあるのです。ですから、私はあれだけの面積を確保できるのであれば、これはパークゴルフは簡単でないかなと思ったのですが、今、言ったように、取り付け道路が地主さんとの間にトラブルがあるように聞いています。ですから、それがそうだとすれば、今、と場の跡地は道路がびたっとついで、駐車場その他もじゅうぶんありますし、あれだけの広い場所ですから、非常にいいのではないかと私は思うのです。したがって、これは西部地区ということで1丁目も含めて工事するということですが、ぜひともこれは最重点候補としてご検討していただきたいと、これはご要請申し上げておきます。

それから、最後の問題ですが、一貫教育の問題です。これは、私は別に双葉高校の私学の問題をどうせこうせと言っているわけではないのです。そんなことはまあいい、道の方でもやる問題ですから。私の言いたいのは、皆さんは、教育委員会は、ゆとり教育、ゆとり教育と言って、今までのこの週5日制に踏み込んでいったと、そして保護者の方々にもそれを強調しながらやっていった。ところが一方では、その5日になった時間は、では子どもはゆとりに使っているかということ、これはマスコミの報道ですけれども、塾に通っている子どもが非常に多いと。これは今、双葉高校でも発表したように3年間に5教科で1,000時間違うのだと。こういうわけですから、これは塾へ行くなと言ったって、この1,000時間を取り返すためにはこれは皆さんが行くと思う。そうすると、このゆとり教育を目指してやったはずのものが、そういうハンデをつけられるわけです、この1,000時間で。したがって、今、相談はあまりないようですが、私はこれについては進学のことだとか、そういうふうになれば、非常に来ると思うのです。そうすると、皆さんは今までのゆとり教育と言っていたのを、今度はどういうふうに保護者に説明するのか、ここが今まではそういうものがなかったから、ゆとり教育なんてまあまあそうかと思っていたかもしれませんが、今度は、そういう一方は1,000時間も差をつけられると。さあ今度はこれをどうするのか。あなた方は父母には5日制に踏み切るときはゆとり教育だと言って説明してきた。この今の矛盾をどうするのかということは何っているわけでありませう。そのこのところ父母にどう説明するのかをひとつ教えていただきたい。

と同時に、道教委が計画しているこの一貫教育の問題ですが、今のところまだ連絡が具体的に来ていないようですけれども、これが来たときは、手を挙げるのか、「おい、うちも小樽にもそれ入れてくれ」と、教育長は手を挙げますかどうか、これをつけ加えてください。以上です。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝廣） 庁舎の問題は総務部長の方からお答えします。

保健所の問題ですけれども、先ほどもお答えしたとおり、保健所が要らないとかなんかという話ではなくて、今、事務・事業の全般的な見直しをしていますから、その中の一つで、今ある小樽市の保健所はいったいどうなのかと、政令保健所として持っていくのかどうか、いろんな面、メリット・デメリットありますから、そういう検討をしているという段階でして、小樽市の保健所は要らないという立場でやっているのではなくて、仮にもし道へ移管できるのであれば、道立でこの保健所は残してくれという、そういう観点でやっていますね。だから、全部やめて持って行ってくれという話ではありませんので、その点をご心配しないでいただきたいと思います。非常に難しい問題ですから、そう簡単にいくはずの話ではない。ただ、先ほど言いましたように、いろんな問題について、聖域を設けなくて検討しているものの一つだということでご理解願いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 総務部長。

総務部長（山下勝広） 武井議員の再質問にお答えします。

別館の庁舎ですけれども、先ほど市長がお答えしたように、応急的にネット張りで対応しているというところでございます。この部分については、なかなか修復する方法が難しいということもありまして、どう修復するのかということは、今現在、検討中ですので、いつやるかということは、今、お答えできないのですが、いずれにしてもこれは危険ということもありますので、早急にその対応策を講じてまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（石田昌敏） 学校週5日制の関連の問題ですけれども、週5日制はご指摘のとおり、ゆとり教育を標ぼうしております。戦後50年の教育が週6日制でやっていたものが世紀の改革と言われて踏み出したわけで、それは大切に進めていかなければいけないと考えております。しかし、昨今、子どもたちの学力低下の問題が論議されることがありまして、それでそういうことの影響の中で、もう少し授業をやったらどうかとか、詰め込み教育を促すような議論も聞かれますけれども、本道はやはりゆとり教育の中で子どもの学力や心を育てていくということで、そのことを守っていききたいと思います。

また、双葉中学校中高一貫校との関連につきましては、今後新たに小学校6年生に対して、進路のいわゆる説明とか準備のそういうことが秋口から始まると思いますので、その時期に当たって、小学校校長会に対して、市教委のいわゆる学校5日制や小学校の新たに生じた進路指導についても適切な指導を行ってまいりたい、そう考えております。

次に、道の考えている中高一貫校に小樽は手を上げるのかということですが、現在、小樽市内には職業学科が4校ございまして、それは全部4間口の学校になっております。そうして、それは職業学科では標準的な学級規模と、こうなっております。そこで、残る学校は小樽潮陵8間口と小樽桜陽7間口が普通科で授業を行っているわけですが、仮に中高一貫校となりますと、その潮陵か桜陽かのどちらかの1校をその中に組み込まなければいけないといったような事情も発生いたしますので、この問題に対する小樽市が手を上げるかどうかについては、慎重に対応していかなければならないと考えております。

機関車庫の問題については、社会教育部長にお答えさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 社会教育部長。

社会教育部長(嶋田和男) 武井議員の再質問にお答え申し上げます。

機関車庫三号でございますけれども、現在、中には鉄道記念物である大勝号、レールバス、さらには木製の除雪復元車が3両入っております。そういったその貴重な資料について、一日も早く展示をしたいと思っておりますけれども、いかんせん今、建物本体の修復について、関係機関と共同で一昨年から調査・研究をしております。そういった状況をかんがみながら、修繕が長引くようであれば、建物からそういった車両を引き出して展示をすることも考え合わせていきたいなというふうに考えてございますので、もうしばらく時間経過をいたしたいなというふうに考えてございます。

当然そういった鉄道記念物をごらんになることも含めた料金構成でございますけれども、写真の展示等、センター館にございます。そういった中で、今しばらくご辛抱いただきたいなと思っておりますので、ご寛容いただきたいと思っております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 19番、武井義恵議員。

19番(武井義恵議員) 2点ほど再々質問をしますが、総務部長にさっき私いつまでかと言ったのですが、めどぐらいは出せないのですか。それ、予算の問題もあるのでしょうかから、私はここで聞いているのですけれども、視察に来た人には、ふんどしみたいのところ二筋たれておりますけれども、あまり格好のいいものではないわね。だから、いずれにしても事故なんかを防ぐためにも、めどぐらいは出せるのでないですか、いかがですか。これが一つです。

それから、教育長、ちょっと誤解されているのか、私も舌足らずもあつたかどうか知りませんが、私が手を挙げるかと言ったのは、そういうことではないのです。登別でもってやりました中に、登別地域だけを対象にするのか、小樽にも連絡がありましたかと、今、聞いたのだけれども、もしあつて、どこからも来ないかといったときに手を挙げますかという、私そういう趣旨で聞いているわけですから、そのところお答え願います。以上。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 総務部長。

総務部長(山下勝広) 武井議員の再々質問にお答えします。

めどというお話ですけれども、さきほど申しましたように、実際に今の箇所というのですが、そういうところがどういう状況になっているのかと、そこだけ簡単に直せばいいのかということでもないみたいなので、それをするためには、その周辺も調査しなければならないと、こういう状況もありますので、実際にどういう工事になるのかということが、今現在、はっきりしていないということがあります。そういうことで、先ほど言ったように、いつ、例えば来月までやりましょうとか、再来月やりましょうとかというめどが立たないということで、もう少しお待ちいただきたいと。いずれにしても武井議員がおっしゃるように、危険ということもありますので、早急に対応したいということですので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 登別には登別高校と登別南高校がありまして、二つ足しまして6間口程度の学校で

す。そのうち登別高校を直して、その中高一貫校にしたいということで、登別南高校の3間口だけが残って、さらに新しい高校をといいますと、6間口程度の学校が予想されます。そうしますと、登別・室蘭地区だけでは生徒収容に限りがございますので、多分全道全部から応募する傾向にあるだろうと思います。その傾向は、十勝清水あるいは森にある総合学科の新しい学校ができておりますが、それは全部全道から生徒を募集する形になっておりますので、平成19年設立の新しい高校も、そのような道をたどるのではないかと考えております。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時51分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 大 橋 一 弘

議員 成 田 晃 司

平成15年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第4日目

平成15年6月26日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
企画部長	山田厚	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	池田克之
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	土木部長	兵藤公雄
建築都市部長	仲谷正人	港湾部長	中塚茂
小樽病院事務局長	小軽米文仁	消防長	田中昭雄

学校教育部長 菊 讓
監査委員 厚谷富夫
事務局長 小山秀昭
財政部財政課長 小山秀昭

社会教育部長 嶋田和男
総務部総務課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 三浦波人
調査係長 大門義雄
書記 丸田健太郎
書記 島谷和夫
書記 橋場敬浩

事務局次長 法邑秀弥
議事係長 中崎岳史
書記 渡辺美和
書記 山田慶司
書記 松原美千子

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に菊地葉子議員、斎藤博行議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第15号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 4番、上野正之議員。

（4番 上野正之議員登壇）（拍手）

4番（上野正之議員） 初めての議会で一般質問のトップをさせていただくことに、深く感謝を申し上げます。まず初めに、失敗をしました。こんなものですね、新人というのは。頑張ります。5分間の時間しかございませんので、早速本題に入らせていただきます。

このほどの選挙で、立候補者全員が小樽市の財政危機の問題を取り上げました。私も、この問題を公約に掲げさせていただきました。いろいろな財政危機を救う方法の中で、福祉財政についてご質問いたします。

初めに、小樽市重度身体障害者見舞金支給条例の見直しについてです。この制度は昭和48年4月に創設され、30年間、現在もそのまま施行されております。昭和48年といえば小樽市の人口も約19万人、市の財政状況も現在と違い、たいへんよい時代でございました。そして、福祉も今日とは違い、まだ充実していないところがございます。その後、何十年間はよい制度であったと思います。しかし、ここ数年間、財政危機の折、平成11年の支給者が約5,000人で2,500万円。平成15年は5,800人で2,900万円でございます。過去5年間で1億3,600万円のたいへん大きな支給額でございます。私は、31歳から今回の議員になるまで27年間、小樽の民生委員をさせていただきました。毎年、見舞金を担当地区の障害者にお配りするときにたいへん疑問を持っておりました。本来の福祉とは弱者の救済でございます。もちろん身体障害者も弱者でございます。しかし、今日、身体障害者の方々に対し、障害者への物の考え方、心の触合い、思いやり、施設のバリアフリー化など、万全とは申し上げませんが、当時とは著しく変化をしております。そのようなことを考え、支給条例の見直しが必要ではないかと思っております。

また、条例ではありませんが、ふれあい見舞金とふれあいパス事業のことでございます。ふれあい見舞金につきましては、社会福祉協議会と共同募金会との共同実施でございます。この事業も開始以来15年が経過しており、対象世帯の見直しなど考える必要があると思っております。

そして、ふれあいパス事業のことでございます。これは小樽市の単独事業で、平成14年度の福祉予算の中で、交付者2万1,790人、扶助費2億880万円、過去5年間で約9億3,500万円という膨大な扶助額でございます。また、対象者に対する制限として、市内に住所を有する満70歳以上の者というだけで、所得等何の制限もありません。今のお年寄り、全員とは申しませんが、若者よりお金を持っております。もしこの制度を廃止しても、多くの年寄りは今の小樽市の財政危機状態を考えた場合、ご理解してくれると思っております。この制度を廃止することによって、高齢者が市内のタクシーに乗り、その結果、タクシー会社の増益増収につながり、ひいては会社の法人税や運転手の所得税の増税につながっていくことと思っております。バス会社も同然でございます。今日の時代、お金を与えることが真の福祉ではないと思っております。いかに障害者やお年寄りの方が安心して暮らせる世の中にするかということが大切かと思っております。

このような質問は、議員としてたいへんつらい質問でございます。なぜならば、これが実現するときと私の票が減り、議員をやめなければいけないと思います。市長及び関係者の勇気あるお答えをお願いいたします。

5分でございますので、あともう少し時間がございますので、議員になった思いを話しておきます。

私が議員になり、5月1日から議員の職につきました。まず、私自身驚いたこと。2か月間で、報酬と期末手当として約200万円をいただきました。このことは、市民から見れば大変な驚きだと思います。小樽市の職員も含め、新入社員としての小樽のどの会社にもこのようなことはないと思います。小樽市も財政難の折、来年度に向けて職員の給与の削減を実施すると聞いております。我々市民の代表である議員も、みずから報酬等を含めながら考えなければならぬときに来ていると思います。この件につきましてはお答えしづらいと思いますが、市職員の給与の削減、議員の削減も含め、市長の思いをお聞かせください。

再質問を留保し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝鷹市長登壇)

市長(山田勝鷹) 上野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、重度身体障害者見舞金についてであります。ご指摘のとおり、30年もの長きにわたり、重度身体障害者に対する福祉増進の一助として、条例に基づき支給をしてきたところであります。この間、支給対象の拡大や支給額の増額もしながら事業を継続してまいりましたが、平成15年度の支給対象者は約5,800人、支給額は約2,900万円と見込まれ、財政負担は非常に大きなものになっております。したがって、現在の市の財政状況を考えますと、現状の事業内容のままで継続していくことは極めて難しいものと考えております。

次に、ふれあい見舞金であります。ふれあい見舞金は冬期支度金の一部として、母子世帯、75歳以上の独居老人世帯、重度障害者世帯を対象に支給しております。この事業は平成元年度から実施しておりますが、単に何かを支給する福祉からさまざまなサービスを選択できる福祉へと、住民要望や制度が変化してきている現状に加え、小樽市の財政状況を考えますと事業の継続は困難と判断し、生活保護患者等見舞金とあわせて今年度から廃止することとしたいと考えております。なお、社会福祉協議会及び共同募金会としては、事業を継続すると聞いておりますので、市としては支給対象者の選定や見舞金の受渡し等について協力してまいりたいと考えております。

次に、ふれあいバス事業であります。このような財政危機の状況の中で、従来と同様の制度内容での継続は極めて難しいものと考えております。また、バス事業者からも利用実態に見合った増額要請などを受けておりまして、適正な受益者負担の観点から踏まえた制度の見直しを図るとともに、今後、バス事業者とも協議をしてまいりたいと考えております。

それから、市職員の給与等についての市長の考えということでございますが、行政改革の実施計画に基づきまして、既に私を含む三役、教育長の給与削減や管理職手当の削減は実施してきておりますが、平成14年度において、職員の給与について、国の人事院勧告に沿って給料本俸の約2パーセントと期末勤勉手当の0.05か月分を削減し、平成15年度は調整手当3パーセントのうち2パーセントについて、国の経過措置を3年

早めて削減をいたしました。平成16年度については、なおいっそう職員の協力も得ながら、財政の健全化に向けて調整手当の残りの1パーセントを廃止するとともに、給料本俸の3パーセントに相当する約3億円の削減をする予定であります。

このほか、昇級停止年齢の引下げや退職手当の引下げなど、諸手当の見直しを考えております。今後とも財政健全化に向けて新規職員の採用を最小限に抑えるとともに、時間外勤務の縮減を図るなど、人件費の総額抑制に努めてまいりたいと思っております。

なお、議員の報酬や期末手当については、地方自治法の定めにとつて条例化しており、報酬の額の決定につきましては、小樽市特別職報酬等審議会の答申をいただいて行っているところであります。いずれにいたしましても、ここ数年が財政再建の正念場でありますので、職員はもとより市民の皆さんの協力もいただきながら、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。以上です。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 4番、上野正之議員。

4番(上野正之議員) ご答弁ありがとうございました。

小樽は65歳以上の老人が4分の1いるというように、今、これはもう小樽市の市民全部が知っていることでございます。小樽市の若い者はなかなかお金は持っておりません。昔働いた方は、きちっと自分のお金を懐に、本当に暮らしているのが、小樽の老人でないかと思えます。やはり財政危機の折、老人の財布のひもをあけるような政策をしていかなければ、老人が喜んで小樽のことにお金を使うということを我々がやっていかなければ、私は今の小樽の財政危機を救うことはなかなか困難と思えます。どうぞ小樽市の本当にたくさんの老人の方にご理解をいただきながら、福祉行政はもちろん財政危機に向かって、我々は提言していきたいと思えます。これについては私の思いだけで、お答えはいたしません。本当にありがとうございました。

議長(中畑恒雄) 上野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 一般質問をいたします。

小樽市の環境保全についていくつか質問します。

初めに、河川の汚染防止についてお尋ねします。勝納川の整備が進められ、一部整備された段階でも、河川両側の散策路を市民が散策する姿も見受けられます。この川の整備に際しては、河口部分には大型再開発事業などで多くの観光客が訪れることを予想して、自然環境と景観に配慮されています。中流部は地域の方々の日常的な利用を考え、豊かな自然と親水性に配慮されることになっています。そして、河口から奥沢水源地まで、サケ、マスといった大型の魚から、カジカ、ウキゴリ、ウグイなど小型の魚に至るまで自由に行き来できる魚道を設置するなど、勝納川を末永く愛し、その魅力を次世代に引き継ぐことができるよう、自然の復元や環境教育の場の創出を図るという計画です。この先も順次計画が進められて、快適な緑と水に親しむ環境がつけられていくことを望むものです。

ところで、この勝納川に注ぎ込む支流として、小樽市の管理下にあります恩根内川が流れています。近年、この川の汚染が進み、川に生息していた小魚、ザリガニが姿を消したという苦情が寄せられました。この付

近に住む方々の話で、川の水が濁ったり、悪臭が漂ったりするとのことですが、そのことと川にすむ生物がいなくなったことに関係あるのではないかということです。恩根内川の汚染ともかかわることですから、原因の究明と対策が必要なのではないのでしょうか。

小樽市は平成12年、平成14年と、二度にわたって河川水の検査をしています。このとき、恩根内川は環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定にはされていないけれども、仮に環境基準に当てはめると、恩根内川の水質はA類型に該当するとしています。自然環境保全の観点から、河川の汚染が進んでいるとの苦情で水質を調べることにしたわけですから、恩根内川の水質は自然環境保全を目的とする環境基準のAA類型と比較すべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。AA類型と比較した場合、検査結果の中でBOD（生物化学的酸素要求量）の数値が基準を超えて検出されています。このBODとは、この数値が大きければその水中には汚染物質が多く、水質の汚濁が進んでいることを示す指標です。恩根内川は水質の汚濁が進んでいるものと言えるのではないのでしょうか。

勝納川においては、水に親しむさまざまな行事も計画される見通しのように伺っています。それならば支流に対しても、水質を汚さないようにするなどの対策も同時に進められなければなりません。小樽市は「21世紀プラン」小樽市総合計画の中で、河川の整備について治水対策の推進、河川環境づくりの推進をうたっています。事業所からの排水等が川を汚染することの防止について、市はどのような対策をお持ちなのか、お答えください。

また、快適な緑と水に親しむ環境づくりのためには下水道整備も欠かせません。これらの事業所が建設されている土地は調整区域ということで、排水施設が整備されていません。上水道は平成7年に設備されていますが、下水道は布設されていません。調整区域といえども上水道が設備されていて、それを利用している業者、住居がある以上、排水施設にしても適切な整備計画を持つべきだと思いますし、その施策なくして快適な水と緑に親しむ環境づくりの目的を達成することは不可能だと思います。川の水を汚さないために、下水管を布設することについてどのようにお考えか、お答えください。

また、小樽市の公害防止条例では、その規則で排水についての基準はありますが、水質保全の基準はありません。水質の測定、保全について基準を設ける必要があるのではないのでしょうか。

また、道路のわきの土地に土が盛られて、雨水と一緒に土砂が川に注ぎ込まれるとの苦情が寄せられ、現地に足を運ぶ中で、盛土をしている業者の存在が判明しました。宅地造成等規制法に違反しているのではないのかと関係部署に連絡をし、その指導をお願いしたところですが、なぜこのようなことが今まで放置されていたのでしょうか。説明を求めます。このような行為で環境が破壊されることのないように、市はどのような対策を考えていますか。

また、この地域に住む住民から、夏になると悪臭で窓を開けていられないという苦情も寄せられています。原因究明と対策をどのように講じるのか、お示しください。

21世紀プラン、環境保全の項では「大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音など、地域の公害を未然に防止するため、監視測定や立入調査を行うとともに、酸性雨の調査やフロンガスの回収を進める必要があります」とありますが、これまでの取組についてお知らせください。また、今後の計画についてもお示しください。

次に、大型ごみの不法投棄に対する対策についてお聞きします。昨今、小樽市は全国的にも屈指の観光都市として名をはせています。観光客を当て込んだ中心街の再開発計画には予算もつけられ、順当に整備が進んでいますが、中心街以外では快適な住環境とは言えません。その一つは、郊外のあちこちが大型ごみ不法

投棄の格好の場所になっているという傾向が見られることです。この恩根内川の河川敷に隣接する住宅地一帯は、かつてササやぶとイタダリの群生に覆われて、長い間大型ごみの格好の不法投棄の場所にされていました。ここに居を構えた一市民の方が、こつこつとササやぶとイタダリを取り払い、恩根内川水系が臨めるようにしたことで、ここに川があることがわかり、足を止めて水鳥の休む光景に見入る市民が増えたといえます。一市民の努力によってきれいに整備されたところは不法投棄がなくなりましたが、さらに奥地の河川敷にはドラム缶などが捨てられています。このような場所はほかにもあります。

私はかつて市の保育所の職員でしたが、その保育所の職員だったころ、子どもたちとよく郊外を散策しました。小樽市の市街地には、人工的に手を加えられない沢や小川、原野がそこここに残っていて、自然と親しむことができました。今、その場所はオール電化住宅地として宅地造成され、見る影もありません。しかも、宅地造成された住宅地は、雪の捨て場もない、交通の便も悪いということで一向に買手がつかず、ここも格好の大型ごみ不法投棄の場所になっています。観光客の目につく箇所は一定整備され、小ざれいな印象を与えるまちも、少し市街地に離れると大型ごみ不法投棄の場所とされるような都市整備では、せつかくの豊かな自然が生かされません。大型ごみの不法投棄に対する対策について、お聞かせください。

改めて地域に目を向けてみますと、小樽市は自然に恵まれ、緑と水系の豊かな都市であることに気づかされます。運河を代表としたその水系は、まちのあちこちに流れる川にその端を発しており、この豊かな水系を今後整備していくことによって、新たなまちづくりの契機になる要素も兼ね備えています。現在及び将来にわたる市民の健全かつ良好な生活環境を確保するために、小樽市の環境保全の取組についての方策を示してください。

再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 菊地議員のご質問にお答えいたします。

初めに、河川水の汚染防止対策についてであります。お話にありましたように、恩根内川は環境基本法による環境基準は適用されませんが、平成12年度と14年度の検査結果をこの基準に当てはめて考えますと、A類型に相当するきれいな河川であるということを示したものであります。環境基準のA類型と比較して水質の適否を考えるものではございませんので、ご理解を願いたいと思います。

また、恩根内川の水質の汚濁が進んでいるのではないかとということですが、この河川の過去の水質データがありませんので、このことについては判断できないと考えております。

次に、事業所からの排水による河川の汚染防止についてですが、このことにつきましては水質汚濁防止法などで規制されるほか、小樽市におきましては地域環境の負荷を少なくするため、規制対象外の事業所に対しましても排水について配慮していただくなど、河川の汚染防止について啓発を行っているところであります。

次に、下水道管の布設であります。本市の下水道は生活環境の改善や公共水域の水質保全を図ることを目的に、市街化区域を計画区域とする公共下水道により整備を行っております。ご指摘の地域の下水道管は、隣接地まで本管が布設されており、下水道への接続に向けては、事業所や建物所有者が排水設備をされるこ

とは可能でありますので、河川の水質環境の改善に向けて協力をいただけるよう要請してまいりたいと考えております。

次に、水質保全基準の設定であります。保全基準につきましては、一般的には水質の悪化を防ぐために設定されたものであり、市内の主だった河川の水質が下水道の整備などにより近年徐々によくなっている傾向にありますので、現時点において基準を設ける必要はないものと考えております。

次に、宅地造成等規制法に関連してのご質問ですが、当該地は宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域内であることから、同法律の適用を受ける地域となっております。ご指摘の件につきましては、早速、事業主に事情聴取を行い、確認したところ、同法の適用とならない土砂の一時的な仮置場として使用しているとのことでありました。しかし、盛土と見られるような堆積状況であり、また、降雨時の土砂の流出等も心配されることから、改善の指導を行ったところであります。その結果、応急対策として大型土のうを設置し、土砂流出の防止を図ったところであり、仮置き土についても早い時点で搬出を行う旨の回答を得ております。また、このような状況を放置していたことにつきましては、日ごろ機会を設け、宅地造成地などの巡回を行っているところでありますが、地域が広域であり、特に市街化調整区域は地形的にも複雑なことから、発見するに至らなかったものであります。今後ともできる限り日ごろのパトロールに努め、このような状況の迅速な発見と指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、恩根内川の悪臭、苦情の原因究明と対策であります。因果関係の特定はできていませんが、事業所からの排水による可能性も考えられることから、これまで周辺事業所に対して排水方法等の改善について協力を要請し、事業所もこれに応じていることから、現時点では改善されていると思われ。なお、今後において悪臭の苦情が寄せられた場合には、現地調査などを含め、随時対応してまいりたいと考えております。

次に、21世紀プランにある環境保全の取組と今後の計画ですが、大気については市内3か所の一般大気測定局、1か所の自動車排ガス測定局において24時間監視を行っており、さらに二酸化窒素の簡易測定を市内11か所で行っているほか、有害大気汚染物質についても必要に応じて測定しております。水質については20河川について測定しているほか、運河4か所で測定を行っております。また、悪臭については苦情対応による測定を行っており、騒音については市内10か所で環境騒音の測定を実施し、さらに主要幹線道路6か所で自動車交通の騒音測定を行っております。酸性雨については、採取可能な4月から11月まで月1回の測定を行っております。また、施設の立入りについては、昨年度対象となる工場、事業所、約800のうち、371件について実施いたしました。これらについては今後とも継続して調査を行ってまいります。フロンガス回収については、平成7年度から平成12年度までは、家庭から出る冷蔵庫を対象にして、合計約353キログラムのフロンガスを回収いたしました。なお、平成13年度以降は、家電リサイクル法により、製造メーカー等がフロンガスの回収をしております。

次に、大型ごみの不法投棄対策であります。従来から引っ越し時に家財道具などの大型ごみが不法投棄される例が多くあり、さらに平成13年4月には家電リサイクル法が完全施行され、排出者には費用の負担が伴うことから、テレビや冷蔵庫などの不法投棄が懸念されたところであります。このため、平成13年度から監視パトロール員を配置し、不法投棄の早期発見と環境の保全に努めているところであります。また、平成14年5月には建設リサイクル法が本格的に施行され、がれき類や建設木くずなどの大量投棄も予測されたことから、平成13年度では週3日であったパトロールを平成14年度から週5日にし、監視体制の強化を図って

いるところであります。今後におきましても、機会あるごとに市民への啓発を行うとともに、不法投棄の早期発見による環境保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市の環境保全の取組であります。現在の環境問題は地球温暖化や廃棄物問題などに見られるように、市民一人一人の日々の生活による環境負荷が原因となっております。このことから、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活から、環境負荷の少ない生活スタイルへの見直しをするなど、循環型社会への移行が必要と考えております。環境問題に対する意識や関心を高めるため、環境に優しい小樽市民ルールの推進などいろいろな機会を通じて、環境保全についての情報提供や啓発の取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

8番(菊地葉子議員) 一つは、調整区域と市街化区域のことについてお聞きしたいのですが、下水道整備は市街化区域に計画的に配備されているというふうな答弁だったと解釈して、そこに隣接する調整区域については、そこまでは個人の努力でつなぎなさいということだと理解してよろしいのでしょうか。

私がいへん疑問に思うのは、道路などというのは都市計画に基づいて計画的に配備されているとは思いますが、川はもともと自然に流れているもので、調整区域とか市外化区域というふうには区別なく流れてきますよね。そこから川が1本流れている。ここからここまでは調整区域で、そのあとは市街化区域だということになると思うのですが、市街化区域の部分の川の整備は一定に進められるとしても、その調整区域の上流の方でどんどん汚れた水が流れてくるということに対しても、きちんとした整備がされなければ、本来の利水とか治水の目的が達成されないのではないかと考えるのです。調整区域だから個人の努力でその排水処理をなささいということになると、非常に個人の負荷といえますか、その事業所にしても負荷が大きくなると思うのです。一定の協力を要請するとはいっても、具体的にはなかなか大変ではないかなということが一つ考えられるのですが、その調整区域にしても、特に事業所が張りつけないときとか上水道を布設するのは、やっぱり行政の指導でやるわけですよね。その調整区域に事業所が布設するときには、行政の許可とかが必要なのですよね。そういうときに、調整区域だから排水溝は行政側としてはしなくてもいいとはならないのではないかとというふうに思うのですが、その点についてお答え願いたいと思います。

それと、大型ごみの不法投棄の件についてなのですが、パトロールを強化して指導することも大事だと思うのですが、一方では不法に投棄するわけですから、人目につかない時間だとか夜陰に乗じてということで、なかなか減っていかないのではないかなと思うのです。私もきれいに整備された現地を見てきたのですが、やっぱりきれいにしたところは不法投棄も少なくなるという経験からも、都市をきれいに整備することが不法投棄を許さない一つの積極的な手立てだと思います。ごみの不法投棄の廃絶モデル地域として恩根内川水域を整備していくという、そこには市民参加も考えながら整備を進めていく方法を一つはとれないのかということが考えられるのですが、その方策についてはいかがでしょうか。

今回、この川1本の問題で、いろんな部局の方にお話を聞いたのですが、例えば盛土の管理は建築都市部、水質管理になると環境部、河川の管理は土木部、下水管を布設する話になると水道局というふうには、たくさんの部局がかかわっていたのです。縦割り行政というふうには一方では言えると思うのですが、発想を変えれば、1本の川のことですべての部局がかかわることになるわけですから、逆にいろんな知

恵も生まれてくると思うのです。新たな機関を設けるまで必要とは言いませんけれども、関係部局がそのプロジェクトをつくって、私が今、指摘しているような、川をきれいにする、環境整備することについて検討を重ねていくことは考えられないのかということをお聞きしたいと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） それぞれ担当部長から答弁させます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 水道局長。

水道局長（高木成一） 菊地議員の再質問にお答えをいたします。

市長からもご答弁申し上げましたけれども、本市の下水道は市街化区域を計画区域とします3,477ヘクタールの中で整備をしております。ご質問にございましたこの地点につきましては一部調整区域の部分もございますけれども、ご指摘の点につきましては、本管を布設しておりますので、事業所なり建物所有者にご了解いただきながら、本管に接続することについてお願いをしていきたいと思っております。

個人の努力とかということでご指摘いただきましたけれども、いろんなケースがありますので一概に申し上げられませんが、少なくともご質問のあったところについては、何とか河川汚濁のないように下水管に接続すると、そういったことで今、事業所と接触をしております。ただ、いろいろ課題もございますので、今この時点でその方向性についてお示しはできませんけれども、引き続き、そういった方向で検討してまいりたいと考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 環境部長。

環境部長（安達栄次郎） ただいま、大型ごみの不法投棄対策ということでのご質問がございましたけれども、小樽につきましては、市内が非常に広域・広大な地域であります。したがって、この不法投棄の多発地帯といえますのは、市内にも何か所か、我々も想定できる部分はあるわけでございますけれども、そういった地域については、現在、パトロールによって随時調査をし、また、その回収をしているところであります。また、その再発防止につきましては、これはやはり不法投棄をする者というのは、その地域に例えば夜間だとか、人がいないときに行うといったことが非常に一般的でありますので、必ずしもそこをきれいにしたからといって不法投棄がなくなるのかどうか、こういった問題があるのかと思っておりますけれども、今後ともパトロールなどを強化しながら、また、地域の住民の方々等の協力を得ながら、この防止に取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、2点目の水質の管理・保全といった問題につきましても、庁内での対策についてでございますけれども、やはりその水質の問題につきましては、住民要望なりあるいは要請がありまして、それぞれそれぞれが大きな問題であるとか、又は小さい問題と、いろんな性格の問題があるのかというふうに思っております。ですから、そういうケース・バイ・ケースに合わせ、我々としては庁内の中で連絡調整をしながら、この改善を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

現在のところ、まだそこまでは考えてございませんが、庁内の全体的な部局を通しまして、必要の都度連絡調整をしながら、問題の解決を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（中畑恒雄） 菊地議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 2番、横田久俊議員。

（2番 横田久俊議員登壇）（拍手）

2番（横田久俊議員） 改選後初の定例会で一般質問できますことを、関係各位に感謝申し上げます。大きく4点にわたりまして、市長、教育長にご質問いたします。

まず第1点目は、朝里ダム、オタルナイ湖の湖面利用についてお尋ねいたします。朝里ダムは、洪水調整、流水の正常な機能の維持、水道用水の三つの機能を備えたダムとして、平成5年度に完成いたしました。周辺には散策路やダム記念館、ピクニックエリア、テニスコートなどが整備され、周辺住民はもとより、市内・市外に住む人の観光スポットとして脚光を浴びているゾーンであります。国土交通省所管のダムでは、ダム湖周辺の適正な利用を誘導しておりまして、こうしたダム湖周辺を憩いの場として提供する施策を推し進めております。そうした施策により、ダム湖そのもののレクリエーション資源としての価値を高め、水源地域の活性化を目指すことを目標としているそうであります。まさしく朝里ダムも今後こうした活用が望まれていると思います。人と湖が上手につき合い、湖面を地域のレクリエーション空間として利用する。あるいは水資源に関する学習の場として子どもたちに活用させるなど、水、自然とのいっそうの触れ合いが、今、求められているのではないのでしょうか。

市民の側からも、湖面利用についての要望が挙げられております。具体例では、小樽漕艇協会が練習場として湖面を利用できないか、あるいは地元の住民や温泉関係者が、手こぎボートを浮かべて観光スポットとして活用できないかというような声があると伺っております。これまで、動力船はもとより無動力船、いわゆる手こぎボートの類ですが、こうしたボートも湖面を滑走しているのを見たことがありません。現在、こうした船舶といたしまして、舟艇の航行は規制されているのでしょうか。また、されているとしたら、どのような根拠によるものなのでしょうか。仮にボートの類を持ってきて浮かべる人たちがいた場合、どのような対応がなされるのでしょうか、お聞かせください。

ボートなどの湖面利用により、いくつかクリアしなければならない課題の発生が予測されます。水質汚濁などの水質事故は防止できるのか、生態系はきちんと保全されるのか、あるいは湖面へのごみ投棄などはきちんと規制できるのかといったような、環境保全に関する課題があるでしょう。また、当然ながら、水中転落やボート同士の衝突、転覆事故、湖面周辺通路などでの各種事故に対する安全管理対策が必要であることは言うまでもありません。湖面利用ではそうしたことを一つずつクリアしていかなければなりません、具体的にどのような課題が発生するのか、お聞かせください。また、そうした課題はどのようにクリアしていくことができるのか、市長のご見解をお聞かせください。

さらに、朝里ダムと同様に飲料水源として利用されているダムで、動力船を含めた舟艇に湖面を利用させているダムが全道にいくつかあると聞いておりますが、活用状況について把握してありましたら、お知らせください。

先日、ダムを管理する土木現業所で、この湖面利用についてお話を伺いました。市民や漕艇協会の要望については道の方でも関心を持たれまして、今後一つの検討課題としていただける旨のご返事をいただきました。しかし、湖面利用が単にスポーツ団体や一部の市民のためだけでは、利用の可能性は極めて低いものになります。小樽市全体を見渡し、市民のレクリエーションの場となり、観光や経済政策と緊密に結びつい

た湖面利用となるためには、小樽市の前向きな姿勢が必要不可欠であります。事故を危くするのは当然であります。あまりに心配ばかりしていたのでは物事は一步も前に進みません。じゅうぶんな安全対策により、事故発生を抑止しながら湖面を市民に活用させるのも行政の知恵であります。湖で音楽コンサートを行い、バックにボートが浮かんでいる、こんな風景を思い浮かべてください。財政が厳しい中、市民としてはせめてこうした夢のある施策を望んでいるのではないのでしょうか。朝里ダムの管理は道土木現業所ですが、所在地の市長として、こうした湖面利用の方針について、どのような見解をお持ちなのか、さらには湖面利用に対する市長の姿勢をお伺いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目は、雇用の問題についてでございます。北海道経済産業局が毎月発表している「北海道の雇用情勢と雇用創出等の取組について」、これの最新版、5月の報告では、本道の雇用情勢について「依然として厳しい状況が続いている」としており、3月時点の有効求人倍率も全国数値の0.60倍に対し、本道は0.46倍と低調に推移していることを明らかにしております。今朝の報道では5月の倍率が出ておりましたが、これは何と0.39倍と、11か月ぶりに0.4倍を割ったことが報じられておりました。全道の1月から3月期の完全失業率は8.1パーセントと、前年同期より0.9ポイント上昇し、過去最悪となっております。また、中高年の雇用環境はとりわけ厳しく、45歳を超えると有効求人倍率は44歳までの0.63から一気に0.30倍まで下がるなど、激減しております。まず本市の雇用情勢について、ここ数年の推移なども含め詳しくお知らせください。

こうした厳しい情勢の中、厚生労働省は、平成11年から地方公共団体が地域の实情に応じて緊急かつ臨時的に雇用を創出する事業を支援するために、緊急地域雇用創出特別交付金というものを交付しております。事業期間は平成16年度までとされており、小樽市もこれまで多くの事業を展開してきたことと思います。これまでの特別交付金事業の実施状況を、年度ごとに事業費、雇用人員に分けてお知らせください。その中で特徴的な事業、効果が大きかったと思われる事業などについてもあわせてお知らせください。また、15年度、今年度の事業計画についても同様項目でお知らせください。

厚生労働省は、この特別交付金事業の推奨事業として、教育・文化、環境、治安・防災、福祉・保育、地域振興の5分野で28の項目を挙げております。本市のこれまでの事業を見ますと、各種データベースや都市計画関係基礎資料の作成あるいは図書館の電算化事業などに比較的多くの事業費が執行されているようですが、さきの5分野の構成比率を事業費ベースでお答えください。また、本事業は委託方式を原則としていながら、直接実施事業も認めております。推奨事業例の中の教育・文化分野で挙げられている例としまして、教員補助者の学校受入れ事業、学校開放や子どもの奉仕体験活動の充実を図る事業などは直接事業を想定していると思われます。また、実際に、各市町村で教育アシスタント派遣事業、臨時講師雇用事業、学校生活介助員派遣事業、国際理解のための外国語講師派遣事業など、主に教育関係で多くの直接事業が実施されております。本市の直接実施状況についてお知らせください。

また、推奨事業例は文字どおり例ですので、地方公共団体が独自に企画した事業も当然認められていることと思います。身近な例といたしまして、札幌市では市内の電柱に張られている違法ポスターの撤去事業にこの制度を活用いたしまして、中高年者が多く雇用され、成果を上げていると聞いております。この事業が建設土木以外の事業という縛りがある中で、中高年者の雇用に目を向けた事業として評価されているそうであり、小樽市独自の事業としてはどのようなものがあり、その中で中高年者を対象とした事業にはどのようなものがあったのでしょうか。特殊な技能のある方の雇用促進も、小樽の将来を展望した場合、もちろん大事であります。そうした方々を正規雇用に結びつけていくのも、本事業の重要な目的であります。しか

し、今、現実には仕事がなく困っているのは中高年者であると思います。こうした方々に本事業を有効に活用することが、市民の願いでもあると思います。16年度の事業に、こうした分野の比率を多くするお考えはないでしょうか、お考えをお聞かせください。

次に、3点目として、観光及び国際交流についてお尋ねいたします。本市は現在、ロシア・ナホトカ市及びニュージーランド・ダニーデン市の2市と姉妹都市提携をしております。文化やスポーツをはじめ、観光や経済面でもさまざまな交流がなされ、相互に有意義な関係を保持しているところであります。まず、姉妹都市交流の現状と事業内容、年間の交流費用、今後の課題があるとすればその課題などについてお知らせください。

姉妹都市として交流を深めている両市であります。両市とも比較的遠距離にあるため、小樽市民が気軽に姉妹都市を訪れるというわけにはなかなかいかないのが実情であると思われます。アジア圏域にこうした交流都市があれば、もっと相互に行き来が可能になるのではないのでしょうか。後志支庁のまとめでは、外国人観光客の管内宿泊者数は前年比54パーセントと大幅な伸びを示しております。今後もこうした傾向は続きそうであります。その中では、台湾、香港、韓国と、近隣アジア諸国が大勢を占めているわけであり、中でも隣国韓国は、国内旅行とほとんど同額の費用で渡航できることから、多くの日本人が観光やビジネスで訪れております。また、韓国からも年々来日する観光客が増え、特に小樽を訪問地として選択する韓国人が多いということもお聞きしております。これは、本市をロケ地にした映画「ラブレター」が韓国や台湾などで大ヒットしたことなどによるものと伺っております。また、韓国は、経済不況からの素早い立ち直りや、IT普及に国を挙げて取り組むなど、さまざまな面で非常にパワーのある国であると評価されております。現実には、韓国ソウルの特別市の区長、これは首長になるそうですが、この首長から小樽市と国際交流したい旨の希望が民間経由で伝わってきております。人口50万人を超えるこの都市は、地元芸術家の作品展示や公演、スポーツ団体の親善競技などを通じた文化・スポーツ交流、市場開拓、市場購買などの使節団の派遣や、貿易博覧会の開催などの経済通商交流、さらには民間レベルの観光、旅行商品を提供し合う観光交流などを望んでおります。今のは一つの例ですが、聞くところによりますと、いくつかの外国都市から小樽市との国際交流希望があるように伺っております。どのような都市からどういう内容のお話が来ているのでしょうか、お知らせください。

また、小樽市には三つの大学、短期大学がありますが、この3校に中国・韓国の留学生92名が学んでおります。実に100名に及ぼんとする中国・韓国の留学生が本市で学んでいるということは、教育面でも本市とアジア諸国との交流の盛んさを物語っているのではないのでしょうか。このような状況から、今後の国際交流の方向性、また、アジア圏域との姉妹都市提携などについて、市長のお考えをお聞かせください。

最後に、大きな4点目、教育問題についてであります。北教組が道などを相手取って起こしている訴訟について、何点かお尋ねいたします。昨年12月、北教組は、公立小中学校の養護教諭が超過勤務をしているにもかかわらず時間外手当が支給されていないといたしまして、北海道と143の市町村を相手取り、3億円余りの支払を求める訴訟を起こしております。この訴訟の目的については、一昨年3月、道教委が四六協定の一部破棄を通告したことに伴い、この撤回を図るためとの報道がなされております。これを裏づけますように、5月20日に行われました第2回目の口頭審理では、北教組弁護団は協定書破棄の不当性などについて意見陳述をしております。四六協定がいかに法律の趣旨を損ねているかなどについては、全国的な問題となりました。本市議会でも多くの議論が交わされたところでありますので、ここでは改めて触れませんが、北教組

こうした姿勢、つまりは四六協定の破棄された項目の復活をねらうという姿勢は、市民感覚から遠く離れたもののように思われます。そこで、訴訟の概要についてお伺いいたしますが、訴えられている143の市町村の中に小樽は入っているのでしょうか。つまりは、学校設置者である小樽市長が被告となっているのかについてお答えください。

次に、この訴訟は全道で何校、何人の教員が原告となっているのか。小樽が訴えられているとしたら、その中で小樽は何校、何人が当事者となっているのか。また、時間外勤務の時間数は何時間で、請求されている金額はいくらなのかを、まずお教えいただきたいと思います。

あわせて北教組側が主張しております本訴訟の目的であります四六協定破棄項目の撤回ということに対して、教育長はどのような見解をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

公立校の教員には、仕事の内容や勤務形態の特殊性などから、超過勤務手当の支給はなじまないとされ、手当にかえて、道の特別措置条例に基づいて給料の4パーセントの教職調整額が支給されております。これにより超過勤務手当の支払の法的義務は全くないものと思いますし、被告の道及び市町村の弁護士も、なぜ訴えられるのか見当がつかないと一しゅうしております。あまりにも基本的なことです。私がここで述べるのもおがましいのですが、時間外勤務手当とは使用者と労働者が労働基準法第36条による協定、三六協定を締結して、使用者が時間外命令を発し、それに基づいて労働した結果の対価であります。前述しましたように、教職員には教職調整額が支払われております。当然ながら三六協定は締結しておりません。協定なしに時間外手当の支給を求めることは、我々には理解できません。原告側は、教職調整額以上に時間外勤務をしているから手当を支給せよと主張しておりますが、そうであれば時間外勤務を一切しない教員は、教職調整額を返還しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。教育長のご見解をお伺いいたします。

今回の訴訟で原告側は、一昨年11月から12月にかけての1か月間、全道6,000人の教員を対象に勤務時間の実態調査を行ったそうです。確かにテストの採点や児童の成績評価に一生懸命な先生、また、クラブ活動の指導に熱心な先生が遅くまで勤務しておられる実態も間違いなくあることでしょう。反面、時間どおりに勤務し、部活や成績評価にあまり熱心でない先生もおられるように聞き及んでおります。一部の教員にのみ負担がかかり、全く負担のかからない教員もいるという、同じ教員間で勤務実態に格差があるとすれば、学校運営・管理面からもたいへん憂慮すべきことのように思われます。この調査はいかなる方法によって行われたのでしょうか。さきほど申しましたように、管理職は時間外命令を発していないはずであります。北教組側の独自の調査なのでしょうか。それとも管理者が認めた数字なのでしょうか。学校現場、教育委員会は、この調査にどのように関与したのでしょうか、お答えください。

最後に、教育長にお尋ねいたします。教育の現場に裁判ざたはなじまないと思います。時間外に勤務し、その報酬を求めるのは、労働者の当然の権利としてももちろん否定するものではありません。しかし、現行のしくみ、つまり教職調整額の支給という制度がある中で、それが気に食わないから即裁判だという姿勢は、決して多くの市民の理解を得るものではないと思います。さきに述べましたように、確かに遅くまで子どもたちのために一生懸命な先生もおります。クラブ活動でほとんど土日もない先生を何人も知っております。本当にそうした先生たちのすべてが時間外手当をよこせと主張しているのでしょうか。すべての先生に熱血先生になれとは毛頭言いません。教師が真に子どものために何をしてくれるのか、市民は大きな関心を寄せて注目していると思います。この訴訟問題も含めまして、教育長が描かれる教師像についてご意見をお聞かせください。

以上、細かい部分につきましては委員会で質問することとし、再質問はいたしませんので、明快なご答弁をいただけますようお願い申し上げます、私の質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 横田議員の質問にお答えいたします。

朝里ダムの湖面利用について何点かお尋ねがありました。初めに、ダムにおける船舶の航行規制についてですが、ダム管理者であります北海道においては、現在のところ法令や条例等に基づく特別の規制措置をとっていないところでありますが、水道水源の水質保全の観点から、小樽市が水道事業者としての立場で湖面利用の自粛指導方を土木現業所に要請し、一定の理解の下に事実上禁止の状態になっているところであります。

次に、湖面利用に際しての課題であります。利用者の過失による事故はもちろん、悪意を持った行為による水質汚濁の危険性も否定できず、その確率を高めることについての懸念があります。また、ダム水は一たん水質の悪化を招くと、正常な水質に戻すことが極めて難しいと言われており、その結果、水道事業が相当長期間にわたって影響を受け続け、最悪の場合には給水停止に至る可能性も否定できません。いずれにいたしましても課題の解決には、技術的な対応は別として、利用者のモラルが最も重要であると考えております。

次に、道内における水道関連ダムの湖面利用状況であります。南富良野町にあります金山ダムや朝日町にある岩尾内ダムなど、水道用水の利用度が低いダムではボートの利用が認められている事例があります。一方、恵庭市にある漁川ダムなど、朝里ダムと同様に水道用水の利用度が高いダムにおいては規制されている傾向が見られております。

次に、湖面利用についてですが、朝里ダムとその周辺を含む朝里川温泉地区の観光レクリエーション機能の充実については、温泉地区の活性化はもとより、本市の観光振興に大きな効果をもたらす可能性が高いものと考えております。しかしながら、湖面の利用に関しましては、朝里ダムが市内給水量の5割を賄う重要な水源となっておりますことから、極力人為的な汚染を避けることが重要と考えております。いずれにいたしましても、具体的な湖面利用の内容に応じてダム管理者と協議することになりますが、一たび事故や事件が発生すれば市民生活に重大な影響を及ぼしかねないものであるだけに、水道水の安全確保を第一に置きながら、慎重に対応しなければならぬものと考えております。

次に、雇用問題について何点かお尋ねがありました。まず本市の雇用情勢であります。ハローワーク小樽管内における有効求人倍率の推移では、平成13年度0.38、平成14年度0.39、平成15年3月時点では0.41と、若干上向きとなっておりますが、全道の0.44、全国の0.61に比べ、低くなっております。また、平成10年度小樽市労働実態調査によれば、労働力については80パーセント以上の事業者が充足していると回答しているほか、新規卒者採用事業所は26.3パーセントで、前年より8.2ポイント減少し、平成15年春の採用予定も過半数が予定なしと回答しており、中途採用の実績のある事業所も減少し、パート労働者を雇用している事業者が増加している傾向にあります。さらに高年齢者の職業相談件数の推移は、平成12年度1,859件、13年度2,182件、14年度3,275件と大幅に増加しており、本市を取り巻く雇用環境は厳しい状況が続いているもの

と考えております。

次に、緊急地域雇用創出特別交付金事業の実施状況であります。平成11年度の事業実績は3事業、450万8,000円、新規雇用44人。平成12年度は18事業、9,187万1,000円、208人。平成13年度は17事業、8,625万2,000円、213人。平成14年度は10事業、7,900万9,000円、73人となっております。また、特徴的な事業といたしましては、図書館業務の電算化に伴う図書資料マーク化事業、都市計画図の高度利用を図るための都市計画図作成及び数値化事業、点字図書館蔵書テープ整理事業などがあり、新規雇用の面で効果があった事業といたしましては、イベント「雪あかりの路」に係る調査事業、観光客動態調査及び観光事業者意識意向調査事業、ホームヘルパー養成研修事業などであります。

次に、平成15年度の事業計画であります。現在のところ10の事業で、事業費ベースでは1億1,073万3,000円、新規雇用82人を予定しております。また、新規雇用効果も含め、特徴的な事業といたしましては、継続事業の図書資料マーク化事業のほか、デジタルデバインド解消ヘルプデスク設置運営教習事業、さらに今回ご提案しております産業遺産発掘及び産業分布状況データベース構築事業などあります。

次に、分野別の構成比であります。平成11年度から14年度までの実施事業、また、平成15年度の実施予定の事業について、国の推奨事例の5分野に区分した場合、その構成比率は教育・文化が34パーセント、環境4パーセント、治安・防災5パーセント、福祉・保育9パーセント、地域振興48パーセントとなっております。また、これまで本市が実施した48事業につきましては、すべて委託方式であり、要件が限定される直接実施事業の実績は現在のところございませんが、各市の実施状況をじゅうぶん把握して、本市として可能なものについて研究してまいりたいと考えております。

次に、小樽市独自の事業であります。観光地クリーンアップ事業、イベント「小樽雪あかりの路」に係る調査事業、小樽ロケ資源映像データベース化事業など、小樽観光の基盤づくりに向けた事業を実施したところであります。また、中高年齢者を対象とした事業につきましては、制度上、中高年者の雇用に限定された事業実施は難しいものがありますが、平成16年度の事業検討に向けましては、ご提言の趣旨も踏まえ、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

次に、姉妹都市交流の現状と事業内容であります。現在、ナホトカ市及びダニーデン市との間で、市民使節団や少年少女使節団の交流をはじめ、スポーツや芸術文化の交流を行っているほか、ダニーデン市とは小学生によるEメール交流も行われております。また、小樽商科大学がオタゴ大学と学生交換協定提携校、小樽短期大学がオタゴ・ポリテック校と姉妹校となっており、相互の学生が留学などの交流を行っております。交流費用としては、姉妹都市提携委員会の今年度の予算が380万円となっております。さらに幅広い市民交流を実現するためには、民間主導による国際交流事業を進めていくことが必要であると考えておりますので、そのための受皿づくりが今後の課題となっております。

次に、外国からの小樽市に対する国際交流希望についてですが、市に対しての正式な話として来ているものではありませんが、韓国や中華人民共和国などの都市から経済交流や人的交流などを行いたいという話は聞いております。

次に、今後の国際交流の方向性及びアジア圏との姉妹都市提携であります。当面姉妹都市提携をしておりますナホトカ市とダニーデン市との交流継続を基本としてまいりたいと思っておりますが、昨年、中国との間で定期コンテナ航路を開設したことなどから、将来的には中国や韓国との経済交流などを進める中で検討してまいりたいと考えております。

次に、北教組の時間外勤務手当訴訟について、小樽市長も被告かという問題であります。提訴時点で申し上げますと、被告につきましては小樽市長を含め北海道知事と道内他市町村長の合計144名であり、原告につきましては全道での学校数は把握しておりませんが、人数は1,687名で、このうち小樽市の関係者は24校の37名であります。また、請求金額につきましては総額3億2,309万9,159円であり、このうち小樽市関係分については603万4,636円であります。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 横田議員のご質問にお答えいたします。

まず、四六協定は、昭和46年に北海道教育委員会と北海道教職員組合が時間外勤務の条件にかかわって、地方公務員法第55条に基づく交渉を行い、協定に達したものであります。平成13年3月27日、道教育委員会がこの協定の一部削除を決定し、北教組に通告しており、このことが今回の北教組の訴訟につながったものと思われま。市教委としては、今後とも道教育委員会に一貫した態度で臨んでいただきたいと思いますと考えております。

次に、教職調整額の返還についてですが、国の給与特別措置法で、超過勤務手当制度等を適用せず教職調整額の支給によることと定められており、時間外勤務手当を支給せよとの主張についてはその根拠を有しないものと考えております。

次に、原告側の実態調査についてですが、道の給特条例では、原則として教育職員には時間外勤務を命じないものとされており、校長・教頭の関与がない中で原告側が取りまとめたものであります。原告側準備書面にも調査方法については記述がなく、市教委、校長とも把握しておりません。

最後に、教師像についてですが、中国の古典に「教学半ばなり」という言葉がございます。教えることと学ぶことは互いに支え合っているという意味を持っており、教えるためには学ばなければならない。教える教師は学ぶ児童・生徒に支えられている。教師の喜びは子どもたちを教える、その成長に感動し、みずからも成長していくものであるというものであります。私自身、教職の道をたどった者として、教師一人一人が改めて新しい時代の教育者としての生き方を求めてほしいと思うものであります。

議長(中畑恒雄) 横田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 6番、大島護議員。

(6番 大島 護議員登壇)(拍手)

6番(大島 護議員) 一般質問をいたします。

初めに、はしご酒のイベントについて何点かお尋ねします。

去る5月8日、夕刻から開催されたはしご酒大会は、昨年10月に続き2回を数えますが、今回は1回目の2倍を超える多くの参加者があったと聞いております。「飲んで飲んで、2,200人どっと。小樽ではしご酒大会大盛況」。これは翌日の北海道新聞の見出しの記事であります。

まず、主催された北海道観光社交事業協会小樽支部についてであります。この団体はどのような目的、性格を持った団体で、現在の会員数は何名ですか。お尋ねいたします。

今回は2,200人の参加があったということですが、これがもたらす経済的波及効果については、既に試算をしているかどうかもお尋ねいたします。また、小樽市役所の職員もこの催事に共鳴し、多数の方々

参加していたと聞きますが、翌日は平日で勤務がありました。つついはしご酒大会の後にはしごして、飲みすぎて、業務に差し支えた職員がいたのではないかと、老婆心ながら危くをしておりましたが、いかがでしたか。あわせてお答えください。

数日前、札幌市営の運転手が、朝、酒気帯び状態で路線バスを運転し、軽トラックに追突したが、運転手は事故にも気づかずに、そのまま終点まで運行を続けたとの報道がありました。調べに対して、運転手は、前日にウイスキーとビールを飲んだ、事故を起こしたことは気がつかなかったと話をしているそうです。漏れ聞くとところによりますと、市の職員の中にも週に何度か深酒をし、前日のアルコール分が抜け切らないまま職務についている職員がいると聞こえますが、本当にそのような方がいるのですか。市長は日ごろから、職員に対しては綱紀粛正をどのような形で指導なさっているのかについてもお答えください。

次に、北海道地区工業再配置促進連絡協議会について、お尋ねいたします。同じ日の午後3時30分からヒルトン小樽を会場に、平成15年度北海道地区工業再配置促進連絡協議会総会が開催されております。この北海道地区工業再配置促進連絡協議会とはいったいどのような団体で、その事業目的は何なのかについてお答えください。また、総会参加者の地域別出席数と参加人数はどのようになっているのか、お尋ねします。総会で協議された内容についても具体的にお答え願います。また、この総会には小樽市のどこの部局がどのような形でかかわったのか、お尋ねいたします。

次に、社会体育各施設の管理状況について、お尋ねいたします。現在、社会体育課が所管する体育施設についてはどのような施設があるのか、お尋ねします。スポーツの競技内容によって施設内容も異なり、これらの施設の管理・運営についてはさまざまなケースがあると思いますが、現在どのようになっているのか、お尋ねいたします。嘱託職員を任用している施設については、それぞれ嘱託職員の拘束時間、業務内容、報酬などについてもお答えください。また、本来であれば市の正規職員か、又は業者に発注しなければならない作業までを、予算がないという一言で嘱託職員が無償で作業をしているとの苦情も寄せられております。そのような事実はあるのかどうか、お尋ねいたします。私は、作業時間に見合った適正な報酬を支払うべきと思いますが、教育長のご見解をお聞かせください。

最後に、旧ホテル天望閣についてお尋ねいたします。祝津の景勝の地において、多くの市民や観光客から広く親しまれてきた旧ホテル天望閣が昨年の2月に倒産となり、人々から惜しまれつつ廃業を余儀なくされました。管財人をはじめとした多数の関係者の努力によって、本年3月に建物の再利用計画が示されたのであります。当初示された計画では、新館、旧館、元従業員宿舎の3棟のうち、第1期工事では新館と宿舎の解体、2期工事では旧館の整備を行うとの報告を受けておりました。本年4月、工事が始まると、計画変更があったのか、新館のほかに宿舎が全面改修され、旧館が解体となりました。関係者の話では、改造費用は約10億円余りと聞いております。この建物の新しい所有者はだれで、どのような形の施設として再開し、また、オープンの時期はいつごろなのかもお尋ねいたします。

ご承知のとおり、この海岸線は国定公園に指定されており、また、市街化調整区域と二重の網がかかっております。工事についても何かと制限があると思うのでありますが、実際にはどのような制限があるのか、お尋ねします。

旧館が解体された跡地は赤土がむき出しであります。どのような形で整備するつもりなのか、業者から伺っているのですか。また、隣接地は祝津からオタモイ海岸までの小樽海岸自然探勝路の登山口であります。工事中のためか立入禁止のさくがあり、このままでは登山口を利用することはできません。この探勝路

は多くの愛好家や利用者の多いところであり、今後、この登山口の利用については、市にはどのような考え方が示されているのか、あわせてお答え願います。

本館の改造については、1階からスカイラウンジまでの大改造と聞いておりますし、浴槽も大幅に増設するやに聞くところではありますが、問題はその排水の処理であります。今までは海側のがけに流していましたが、改修に当たっては相当量の排水が増えると思いますが、この排水はどのような処理をするのかもお尋ねいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 大畠議員の質問にお答えいたします。

最初に、はしご酒のイベントについてのお尋ねでありますけれども、このイベントの主催をした北海道観光社交事業協会小樽支部の目的、性格、会員数であります。この団体は道内71団体で構成されている北海道社交飲食生活衛生協同組合の地方組織であり、昭和43年2月に「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づいて設立されたものであります。本組合は、営業者の組織の自主活動を進めながら、衛生水準の向上を図り、経営の健全化を目指すことを主な目的としております。また、現在の小樽支部の組合員数は129名と聞いております。

次に、はしご酒のイベントでの経済波及効果でありますけれども、主催者の調べによりますと当日は2,000人を超える参加者があり、昨年の開催に比べ活気にあふれた大会だったと伺っております。経済的波及効果については試算しておりませんが、当日は市外からの参加者も見受けられ、イベント終了後も飲食店街はにぎわいが続いていたと聞いております。

次に、市の職員のこのはしご酒大会への参加でありますけれども、人数は把握しておりませんが、相当数参加したことは聞いております。そのことで翌日の市の業務に支障があったとは聞いておりません。職員の飲酒につきましては、個々人のつき合いやし好などで回数、時間もさまざまであろうと思います。いずれにいたしましても職務に支障が生じないよう対応しているものと思っております。このことで特別な庁達などを出していませんけれども、必要に応じ綱紀肅正について庁達を出して職員に周知を図っているところであります。

次に、北海道地区工業再配置促進連絡協議会について何点かお尋ねがありました。まず、同協議会の構成でありますけれども、北海道経済産業局管内で工業再配置促進法に基づく誘導地域の自治体によって構成されており、現在、73市町村が会員となっております。事業目的は、土地の有効利用を図るとともに、工場誘致に当たって、過度に工業が集積している地域から集積度が低い地域への工場の移転や新增設を推進するなどの工業再配置の政策を行うことにより、地域住民のゆとりと潤いのある生活に資することとしており、主として工業団地造成、企業誘致に関する情報交換などを行っております。

次に、総会参加者の地域別出席状況でありますけれども、各自治体から道央23名、道北2名、道南4名、道東7名、経済産業省、北海道経済産業局から3名の計39名が参加しておりました。

次に、総会の協議内容でありますけれども、報告として、昨年5月に開催しました理事会、総会の内容、

財務省、経済産業省への工業再配置に関する予算要望活動などの事業報告及び決算報告、また、議案として総会、理事会の開催日程、財務省等への予算要望活動の事業計画や予算案について協議したところであります。

また、本総会の小樽市での開催に当たりましては、小樽市経済部が事務局を担当している苫小牧市の要請を受け、会場・宿泊の手配や総会の運営など協力・連携の下、進めたものであります。

次に、旧天望閣についてのお尋ねでありますけれども、まず建物の現在の所有者はオーブ株式会社で、改修後は部屋数58室、166名を収容できるリゾートホテルとして、本年10月1日オープンを予定していると同っております。

次に、工事の規制でありますけれども、この地域は自然公園法による第2種特別地域の指定を受けていることから、工作物の新築、改築又は増築などをするときは、北海道知事の許可を受けなければならないこととなっております。一方、都市計画法の取扱いについてですが、当該工事のように、市街化調整区域において既存建築物を同一用途で既存床面積の1.5倍の範囲内で増築する場合は、許可が不要となっております。

次に、旧館跡地の整備でありますけれども、事業者からは、オープンまでに芝をふきつけ、養生する予定と聞いております。

次に、登山口の利用でありますけれども、登山口手前の土地所有者に確認したところ、過去において従業員宿舎内への不法侵入や不審火の発生などがあったため、小樽警察署からの指導もあり、防犯と安全確保のためにさくを設置したとのことであります。しかし、自然探勝路は祝津からオタモイまでの景勝を楽しむため多くの方が利用していることから、市といたしましては利用者の通行確保について土地所有者に要請しているところであります。

次に、排水処理でありますけれども、既存施設の排水につきましては、水質汚濁防止法に基づき、所管窓口である北海道に届出の上、従来使用されていた排水管を修復し、利用することになると聞いております。また、営業再開に合わせて60平方メートル程度の浴室が増築されますが、この排水につきましては新たにろ過槽を設け、既存の排水管に接続することになっております。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 大畠議員のご質問にお答えします。

まず、社会体育施設の数についてですが、桜ヶ丘球場、からまつ公園運動場、手宮公園競技場、銭函パークゴルフ場など、16施設があります。

次に、嘱託職員についてであります。からまつ公園運動場及び庭球場、朝里川公園庭球場、入船公園庭球場、望洋台及び潮見台シャンツェで、それぞれ嘱託職員各1名を雇用しており、業務内容につきましては、施設の見回り、用器具の点検及び整理整頓、施設の開始・終了時のかぎの開閉、管理日誌の記入、利用についてのマナー指導、社会体育課との連絡調整などがあります。拘束時間は、午前7時から午後7時までの間の始業・終業時2時間となっております。また、報酬につきましては、からまつ公園が月額5万9,400円、朝里川公園庭球場、入船公園庭球場が月額4万9,000円、望洋台及び潮見台シャンツェは時給680円となっております。

次に、嘱託職員の作業に合った報酬についてですが、嘱託職員を雇用する際には、業務内容を詳しく説明し、業務内容以上の作業をお願いしていることはありません。ご指摘の苦情につきましては、今後その実態

について詳しく調査してみたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 6番、大島議員。

6番(大島 護議員) 私もたいへん聞きづらい、イベントについての質問をいたしました。今、ご答弁もいただきました。次の日の業務に差し支えがなかった、聞いていないと、そのような答えもいただいております。また、私たち議会で毎日配られる広報メモによりますと、5月8日15時30分から、先ほどの北海道地区の総会がヒルトンで行われております。そして、同じく6時からははしご酒大会。なぜ私がこのような質問をしなければならなかったのか、そのいきさつについてお話しします。

5月9日、まさしく翌日でございます。改選間もない9日ですから、まだ世話人会も2回しか開かれておりません。議会の体制も整っておりません。お昼すぎ、12時半ごろ役所に来ましたら、事務局で、経済部の方で専決事項について相談がしたい、各会派の開催の説明をしたいと、そのようなことで電話があったと。早々に来ていただきました。まずびっくりしたことは、担当の課長さんと来ましたが、どこかぐあいが悪いのではなからうかという顔。そしてまた、説明を受けようとして話をし出したら、大変なアルコールのにおいがしました。当日、朝来るときに新聞でこの記事を見ましたから、はしご酒に参加したのかと、このような状況だったら休めばよかったですでないかと、私は注意をしました。専決処分ですから、急ぎの用事だったのですね。それで、いや行っていませんと。行っていたのは、北海道地区工業促進、ヒルトンの方なのです。3時半から始まっているのです。私も大変な選挙戦を戦ってきまして、無事当選させていただきまして、初めにあった理事者の説明が二日酔いの酒のにおいをぷんぷんさせた、しかも部長は退職されて空席ですよ。皆さんどう思いますか。私たち市民クラブは2人しかおりません。各会派の代表にいつどのように説明をしたのか私はわかりませんが、2人でも市民クラブという会派を結成しております。あまりにもばかにした態度に私は腹を立てまして、あなたの説明を、今、聞くわけにはいかないと。たいへん謝りましたけれども、今日は、今はもう聞くわけにはいかないと。それでは今日は何時ごろまでおりますかと。私は5時までいました。説明には来ておりません。その説明は月曜日に受けました。急ぎのはずだったのではないのですか。そのようなことがあったものですから、もし仮に、そのようなことは絶対ありえないと思いますけれども、参加された方、受けなくてもいいです。市民と直接対応する窓口の職員だったらどうしますか、上司は。私は、そのようなことで職員に示しがつくのかと、そのようなことも話をしました。

このようなことがございまして、どこかやっぱり。これは私自身にも言い聞かせることであります。私も2次会、3次会に行きます。酒も好きです。飲みます。しかし、明日仕事があれば加減しますよ。それが普通の大人の常識ではないでしょうか。

このようなことがありましたからお聞きしますけれども、担当の経済部の方が北海道のヒルトンの方に出ていたというわけですが、市長に聞くのはもうたいへん私も苦しいのですけれども、接待をやったのですか。これは、今、苫小牧が事務局で、経済部が連携協力をして、この総会をやったと思いますけれども、接待までやらなければならない行事だったのか。接待したかどうかわかりませんよ。やはりさきほどは、次の日のお昼すぎぷんぷんさせるということは、ヒルトンの方に出たというのですから、接待の方までの予定があったのかどうか。まずこれが1点。

それから、天望閣の件についてなのですけれども、1.5倍のものがなければ法的な届出には至らない。排水管は前のものを使う。天望閣は、ご承知のように国定公園に指定される前からありました。今、私は前の排

水管を使うということですから、これちょっとお尋ねしたいのですけれども、天望閣の裏のがけ地はすぐ海につながっています。当初、ここには塩ビの物すごい太い管を設置しておりました。それが海から丸見えなのです。海岸へおると、あるいはまた、沖合からも丸見えでした。しかし、これも長年の歳月で壊れております。そして、そのまま沢伝いに、かつてあそこには日和山海岸というのですけれども、そこにみんな地域の方がおられる道路があったのですけれども、天望閣がああいう形になってからこの道路は使用されておられません。かつてはみんな上りおりしたのです。ご承知のように水族館があそこにできたために、死んだ場所になっております。唯一のおりる場所だったのです。そういうことから、もとの管を使うのだということになれば、今は管はありませんけれども、またあそこにあの状態のまま流すのか、あるいはまた、管をつくって流すのか。いずれにしても、海岸には大変な量の水が流れてきております。これも法的には処理された水だということになれば、それはそれでやむをえないのかなと思いますけれども、管をまた新たにあの沢伝いにつくるのかどうなのか、この点についてお聞きします。

それと、今、もう一点は、旧館を壊した場所。さきほど菊地議員の方からも、土手の問題で盛土の問題が出ていましたけれども、今まさしくその状態であります。風が吹けば、雨が降れば吹き飛ば。しかし、そのすぐ下には追分記念碑という小樽でも有数の展望台があります。9時を過ぎますと、バスツアーで来られた方々を観光案内する小樽市内のタクシーが何十台も来ている景勝の地がございます。そのすぐ隣接でございますから、芝が張るまでそのままにしておくのかどうなのか。周辺も赤土になっております。その点について何かの応急処置、先ほどにもありましたように土のうを積むとか何とか、そのような応急処置はできるのかどうなのか、その点についても聞かせてください。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 天望閣の問題は、建築都市部長からお答えさせます。

北海道地区の工業再配置促進連絡協議会ですけれども、確かに5月8日3時半からございまして、私も行ってあいさつをしました。その中で、今晚6時から懇親会もあるようだ。したがって、懇親会が終わった後、ぜひこういうイベントもやっているの、皆さん方も時間があれば参加してほしいというお話をした記憶があります。その後の経過はわかりませんが、多分事務局同士といいますが、苫小牧の事務局と小樽市の経済部と一緒に、はしご酒大会に参加したのではなくて、2次会でまちへ出かけたのではないかと、そのように思っておりますけれども、いずれにいたしましても、そういう状況であれば、無理して市役所へ来ないで、ゆっくり自宅で休んで、正常な状態の中でご説明に上がればよかったのではないかなと、このように思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 建築都市部長。

建築都市部長（仲谷正人） 大畠議員の再質問にお答えいたします。

私どもの部としまして、増築の部分につきまして確認申請の手続きがございますので、その部分についてかわってございます。直接、今の既存の排水管につきましては、水質汚濁防止法なりのということで、所管は北海道でございますけれども、業者の方から確認した話ということでお話しさせていただきますが、ご答弁申しましたように、また、お話にもありましたように、もともと既存の施設からの排水につきましては、

このがけに沿って塩ビ管の排水管が、たしか150ミリぐらいの太さだったと記憶しておりますけれども、接続されていたと。それが経年の結果、破損をして、垂れ流し状態になっていたということでございますが、これにつきましては所管の北海道の後志支庁の方と事業者の方との協議の中で、排水管をもとに戻し、また、水質等については汚濁防止法等に基づいて適正な対応をするというふうに指示してございます。

また、二つ目の解体した後の土の盛土の部分でございますけれども、所管の経済部のお話では、芝を植えるということではございましたが、私どもでも改めてどの時期にどういう対応をするのか、また、応急的な対応の仕方がないかどうか、早急に環境部と連携しながら、事業者の方と協議してまいりたいと思っております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 6番、大島議員。

6番(大島 議員) 天望閣の件なのですけれども、もとの塩ビ管に戻すということになれば、これは工夫をしていただきたいのです。国定公園小樽海岸の一翼を担っております。先ほどもお話をしましたように、塩ビが丸見えだったのです。もし塩ビを配管するのであれば、がけ地でたいへん難しい面があると思っておりますけれども、塩ビ管そのものが見えないような方法であの景観を守っていただきたいと、このように要望いたします。

また、市長にですけれども、再質問の答弁で、ぐあいが悪ければ休めばよかったのだと。そのとおりなのです。ましてや有休であろうと何であろうとありますよ。急ぐとはいえ、5時まで待っていたけれども来なかった。月曜日でも済んだのです。翌日も済んだのです。そのような状況で、改選後たいへん不快な思いをいたしました。今後このようなことのないように。イベントに参加するなどが、何とかかんとかということとは、私は決して申しておりません。大いに参加をしていただいて、そして職務に一生懸命務めていただきたいと、正常な形で務めていただきたいと、そのように要望して終わります。

議長(中畑恒雄) 大島議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 28番、高橋克幸議員。

(28番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

28番(高橋克幸議員) 一般質問を行います。

まず、情報化の推進について質問いたします。

初めに、ユビキタス情報社会についてであります。平成13年度情報通信白書はブロードバンド元年を宣言し、その後のブロードバンド利用数は飛躍的に拡大をしております。その中でもADSLが中心となり、平成12年末では約1万件の加入数であったものが、平成15年4月には748万件となり、爆発的な進展となっております。インターネットの普及率も伸びており、特に携帯電話の普及に伴って利用者数も急速な進展を見せております。平成15年4月の携帯電話によるインターネットの加入者数は6,327万となり、平成17年、2005年には7,670万になるであろうとの予想数字が発表され、ますます情報化が推進されていくようであります。このような情報化の動向についてどのように認識をされているのか、市長のご見解を伺います。

さて、ユビキタスとは至るところに偏在するという意味で、近年アメリカの研究員が提唱した新しい概念であります。政府は2002年6月に発表した「e-Japan重点計画2002」において、「一つの端末にとらわれず、いつでもどこでも接続できるじゅうぶんな伝送容量を備えたネットワーク環境を目指す」とあり、20

05年までにユビキタス情報社会に向けてインフラ整備を明確にしており、既に各企業で今後のユビキタス機器の研究開発や試作品への展開が進んでいる状況にあります。これらのユビキタス情報社会について、どのように認識をされているのか、市長のご見解を伺います。

次に、エンドユーザーコンピューティングについてであります。近年までの情報システムは、ホストコンピュータを中核としたホストコンピューティングが主流でありました。しかし、最近では、ハードウェア技術の著しい進歩によって、パーソナルコンピュータの性能が飛躍的に向上し、ホストコンピュータからパーソナルコンピュータへとシフトダウンがなされ、さらにオープンシステムを核とした分散処理、協調処理技術が発達してきております。いわゆるネットコンピューティングであります。これらのネットワーク化に伴って新しい考え方として出てきたのが、エンドユーザーコンピューティングであります。このエンドユーザーコンピューティングの考え方については、今後の主流になっていくようではありますが、これらについてどのように認識をされているのか、本市の情報システムの現状はどのような状況なのか、また、今後の方向性としてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、公式ホームページについてであります。インターネットの急速な普及に伴い、平成10年より開設して以来、本市の公式ホームページへのアクセス数が毎年のように増加している状況にあります。内容についても項目が増えてきていますが、市民ニーズの観点から見ますと、情報量がまだ相当少ないという声が多くあります。この点についてはどのように認識をされているのか、見解を伺います。これからの目標として各課のホームページを考えられているようですが、これらの現状と課題について、また、市民との接点はどのように検討されているのか、さらに要望の多い保健、福祉、除雪などについては今後どのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、情報リテラシーについてであります。情報通信技術やインターネットの進展と普及が進み、地域を越えた地球規模の交流が可能となってきました。しかし、たくさんの情報の中から入手し、活用したり、主体的に情報の受発信をするためには、情報リテラシー、いわゆる活用能力の向上が求められます。行政の情報化をよりスムーズに推進するためには、ハード面とソフト面の両面から考えなくてはなりません。本市においても平成15年度に総合行政ネットワーク、いわゆるL G W A Nに接続をし、行政の電子化に向けた取組が着実に進んでいるようではありますが、現在の準備における状況はどのようなものなのか、問題点や課題についてはどのように検討されているのか、お答えください。今後、推進される文書管理、電子入札、電子決済などの情報システム化や、インターネットを利用した市民サービスの充実などを進めていくには、市職員の情報リテラシーの向上が必要不可欠となっています。そこで伺いますが、これらについての現状はどのような状況なのか、また、定期的な研修会や人材育成のシステムなど、さまざまなことを検討されていると思いますが、現在はどのような対策をとられているのか。今後の対策としてどのように考えられているのか、具体的にお答えください。

次に、21世紀を担う子どもたちに関連して、今後問題となります教員のIT指導力についてであります。小樽市内の中学校に続き、ようやく小学校についても、インターネットが使用できる情報教育環境が具体的に見えてまいりました。このようなハード整備について、他都市と比較してみると遅れている状況にありましたが、これでようやくスタートラインについたところではないでしょうか。この点について教育長の率直な感想を伺いたいと思います。

さて、このハード整備に伴って重要になってくるのが、教育現場におけるITの活用をいっそう進めるた

め、教員のIT指導力のさらなる向上をどのように図っていくかという問題があります。21世紀を担う子どもたちに基本的な資質として必要とされる、新しい情報手段による情報活用能力を育成していくことが重要であると思いますが、この点についてどのように認識されているのか、教育長のご見解を伺います。

次に、教員のコンピュータの活用についてですが、コンピュータを操作できる教員、授業などで指導できる教員については、前年度と比較してどのような状況なのか、また、他都市での現状はどのようになっているのか、お示してください。さらに教員のIT研修について、どのような対策を実施されたのか、その結果と今後の考え方についてもあわせてお答えください。

次に、情報セキュリティについてであります。個人情報保護の観点から情報セキュリティ対策の重要性や確実性が求められています。外部からのハッカーなどの悪質なアクセスを阻止するために、ファイアウォールの設置やウイルスの検索、ワクチンソフトなど、しっかりした対策が講じられていることと思います。ここ数年の状況の中で、不正アクセスやウイルス感染などの事故はどのような状況なのかお示してください。また、異常を発見するための確認方法は、どのように行われているのかもあわせてお答えください。

これからの情報セキュリティ対策をよりいっそう有効なものにするためには、扱う職員の専門的知識が必要になってくるわけですが、この点についてはどのように対応されているのか、また、今後の増加するウイルス対策などの情報について、どのように周知を考えているのか、お答えください。

外部対策とともに重要になってくるのが、内部対策として職員の情報管理の問題であります。最近、防衛庁でも問題になりましたが、個人が公正に扱われないような不利益な情報や、業務とは直接関係のない不必要な情報の記録など、情報管理、情報モラルの問題が、この情報社会の中で大きな問題となってきております。これらの問題について、どのように認識をされているのか、市長のご見解を求めます。また、本市の情報モラルの在り方はどのように考えられているのかも含めてお答えください。個人情報保護に対する認識をどのように高めていくのか、情報モラルや責任ある情報管理の具体策としてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、地理情報システム（GIS）についてであります。このシステムは土地利用、資源、環境、交通、都市施設、その他行政に必要な案件の計画や管理にかかわる意思決定を支援する目的で、地理的に関連するデータの入力、格納、検索、計算、分析及び表示を行う情報システムであります。行政として地図を使用する業務の中で、道路管理、河川台帳、上下水道管の管理、固定資産の管理や防災計画など、地図の占める割合は大きく、重要なデータとなっています。これらの長年蓄積されたアナログデータをデジタルデータに変換し、一元的に管理することができれば、重複していたデータの管理や煩わしい台帳の管理などをスムーズに行うことが可能になります。このような業務上の効率化とともに、市民ニーズの迅速な対応にもつながり、ワンストップサービスを考えていく上でも重要なシステムであると考えます。この地理情報システム（GIS）について、どのように認識をされているのか、市長のご見解を伺います。

北海道におけるGISの状況ですが、導入中を含め20市町村で使用されています。また、北海道は省庁のGISの実験場となっており、最近では、美唄市、石狩市などで具体的な実証実験が行われ、システムの開発につながっているようであります。本市の地図にかかわる業務について、それぞれの課において現状と課題はどのようなものなのか。また、全庁的に情報化の推進という観点から見たときに、地理情報システム（GIS）の取組について、どのように考えられているのか、市長のご見解を伺います。

次に、教育問題について質問いたします。まず、小中学校敷地内の禁煙についてであります。この問題に

については、今まで何回か提案をさせていただきました。前にも述べましたように、近年、公共の場での禁煙が全国的に広まりつつあります。さらに、本年5月1日、健康増進法の施行を機に、多方面にわたり禁煙対策の動きが出てきており、議論も活発にされているようであります。この健康増進法の中でも特に注目をされているのが、第25条の受動喫煙の防止についてであります。受動喫煙とは、たばこを吸わない人が自分の意思にかかわらずたばこの煙を吸わされることを意味しています。国や地方自治体、また、多くの人が利用する施設の管理者などは、国民の健康増進のために積極的にバックアップしなければならないという趣旨の法律であります。

さて、学校の禁煙化に関しては、昨年和歌山県が全国に先駆けて県内公立の小中高等学校敷地内の全面禁煙を実施し、全国から注目を浴びてより、それ以降追随する自治体が次々とあられ、その数は急増しております。そこで伺いますが、まずこのような動向について、どのように認識をされているのか、教育長のご見解を伺います。

昨年、市内の小中学校内での教職員の喫煙状況について調査・アンケートが実施され、結果を見ますと、何らかの対策を講じて9割近くの学校で分煙化されていることがわかりました。しかし、禁煙化されている学校は1校もなかったわけでありまして。ただ、教員や学校関係者の中にも、禁煙化を是とする意見も多くあるのではないかと考えています。学校敷地内の禁煙については、以前にも述べましたように、教育上の配慮、健康管理の問題、そして防災上の安全確保の3点からも必要なことと考えます。北海道内では七飯町が、明年2004年1月より全小中学校を禁煙にするようであります。本市においても、学校敷地内の禁煙が早期実施できるように要望いたしますが、今後の対策についてどのように考えられているのか、教育長の見解を求めます。

次に、開かれた学校づくりについてであります。従来、言われてきた開かれた学校とは、学校施設の地域社会への開放と言われるような比較的狭義の意味でとらえられがちでありました。しかし、本来の開かれた学校の在り方は、単なる学校施設の開放という範囲を超えて、学校施設の社会教育事業などへの開放、学校の管理・運営について地域の方や保護者の意見の反映をはじめとする開かれた学校経営への努力、そして学校教育の抱えるさまざまな問題の打開を積極的に取り組んでいく連携の土壌をつくっていく上で、大きな視点であると思います。この開かれた学校について、どのように認識をされているのか、教育長のご見解を伺います。

開かれた学校づくりを推進するためには、明確な目的と対象、そして具体的な方法が必要になるかと思えます。つまり何のために開くのかという目的と、何を開くのかという対象と、そしてどのように開くのかという方法であります。これらについては今後それぞれどのように考えられているのか、お答えください。また、モデル校実践例がありましたらお示しください。

開かれた学校づくりのためには、地域の方や保護者の意見を反映し、その協力を得て学校運営が行われるシステムを設けることが必要であるとされ、学校評議員制度が確立いたしました。この制度について、本市の現状はどのような状況なのか、また、懸念される点としてPTAの延長線ではないのか、学校長の意見を聞き入れやすい人選になるのではないかなど、問題点も指摘されているようではありますが、これらについてどのようにとらえられているのか、さらに、今後の方向性としてどのように考えられているのか、見解を伺います。

以上、再質問は行いませんので、明快なご答弁をお願いいたします。(拍手)

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

情報化の推進について、何点かご質問がありました。

初めに、現在の社会における情報化の動向であります。インターネットや携帯電話などに代表される情報通信技術の急速な普及やその技術革新には目をみはるものがあり、これまでの生活スタイルや社会経済の枠組みまで大きく変わりつつあるものと認識しております。また、こうした情報技術の進歩により、行政が対応すべき問題も広がりを見せ始めていることから、本市といたしましても本年3月、地域情報化計画を策定したところであります。今後はこの計画を基にしながら、ITを活用して、豊かな地域社会を実現するよう一歩一歩取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、ユビキタス情報社会についてであります。ユビキタスとはラテン語で「至るところに存在する」との意味であり、身の回りのあらゆる機器がネットワークされることで、日常生活を支援できる社会がいずれ到来するものと認識いたしております。

次に、エンドユーザーコンピューティングについてであります。今後の行政のIT化が進む中で、担当部門の職員が業務のシステム化を行っていくエンドユーザーコンピューティングの手法は、ますます重要になってくると考えております。本市では情報システム部門を経験した職員が中心となり、業務のシステム化を進めてまいりましたので、現状ではホストコンピュータによる処理が中心となっております。パーソナルコンピュータの知識を持った職員も多くなってきており、今後はそれぞれの担当で、パーソナルコンピュータを活用したエンドユーザーコンピューティングを図っていかなければならないと考えております。

次に、公式ホームページでありますけれども、本市のホームページにおける情報量については、その情報量の少なさを、昨年設置しました地域情報化計画策定懇話会においても指摘されたところであり、本年3月に策定した地域情報化計画においては、公式ホームページの質・量の充実を当面の重点事業として掲げたところであります。現在、市民生活に密着した情報を中心に提供量の充実に努めるほか、検索機能を付加することで利便性を高めること、さらには申請書などダウンロードサービスの充実を図る作業などに着手したところであり、なるべく早く市民ニーズにこたえたいと考えております。また、市民の皆さんとのかかわりにつきましては、電子掲示板や電子会議室など、市民が気軽に質問や意見交換を行う場の開設を検討していきます。今後は1課1ホームページを目指してまいりますが、それまでの間、保健、福祉、除雪など、市民要望の強い情報については、可能なものから公式ホームページに掲載することとし、よりいっそうの情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、情報リテラシーについてであります。関連してL G W A N総合行政ネットワークの準備状況であります。4月には道へL G W A N接続申請を済ませており、11月接続を目標に準備を進めております。現在、L G W A N接続装置の使用が最終決定される段階であり、北海道の仕様に基づき機器の調達を行う予定であります。問題、課題ではありますが、L G W A Nをどう活用するかが課題であり、参加自治体間での電子文書交換などの利用を検討してまいりたいと考えております。

ご指摘のように、L G W A Nなど行政の電子化が進むと、対応する職員の情報リテラシーの向上が必要と

なってまいります。一般社会や職場においてパーソナルコンピュータ操作、インターネットを利用しての情報収集が、基本的な読み書きと同等の能力と考えられる時代になってきているのではないかと感じております。情報リテラシーの向上については、職員対象のパソコンセミナーを平成12年度より行っており、「ウインドウズ入門」など五つのコースがあります。各コースとも1日の集合研修で実施しており、パーソナルコンピュータ利用の初級、中級程度の内容で、実際に受講者がパーソナルコンピュータを操作しながら行うものであります。平成14年度には33日間、延べ405人の職員が受講し、今後はより高度なコースの設定や自習型の研修について研究してまいりたいと考えております。

次に、情報セキュリティについてであります。不正アクセスはファイアウォールが防御しており、庁内LANへの侵入は現在のところありません。ウイルス感染は内外二重の対策を行っておりますが、昨年7月に、当時爆発的にまん延したフレゼムと呼ばれるウイルスに1台のコンピュータが感染しました。その後、庁内LAN上の複数のパソコンに感染が広まり、ウイルス除去に丸1日を要したところであります。異常の確認方法は、不正アクセス、ウイルス感染、それぞれ記録が行われ、必要に応じて情報システム課の担当者へ報告がなされるシステムとなっております。

次に、情報セキュリティに対する知識とウイルス対策でありますけれども、基本的なルールを定めたネットワーク利用ガイドを庁内LANホームページに掲載しております。さらに、随時最新の情報に関して、情報システム課からメールを利用して庁内に周知を図っております。

次に、情報管理、情報モラルについてであります。コンピュータ社会において情報の収集・記録が大規模に行え、情報の利用についてもコンピュータの利便性により容易に行えるものと理解しております。また、情報モラルの在り方は、情報の記録は業務に必要なものとし、不必要な情報は記録しない。記録した情報の取得は、業務に必要な場合に限る。この原則を守ることが最も重要であると考えております。

次に、情報管理の具体策として、使用者識別コードとパスワードによって利用情報の制限を行い、さらに使用可能なパーソナルコンピュータとホストコンピュータ端末の制限を行っております。また、パスワードは一定期間で変更することにしてありますが、定めたルールを厳格に運用していくことが、個人情報保護に関する認識やモラルを高めていくことになるものと考えております。

次に、地理情報システムであります。GISはデジタルデータ化した地図上に、道路と建築物等に関する情報を蓄積し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムであると考えております。また、庁内における業務において、地図をベースとした事務が多くあることから、GISを活用することにより、質の高い行政サービスの提供や簡素で効率的な行政システムが構築できるものと考えております。

次に、本市の地図にかかわる業務の現状と課題であります。業務としては都市計画現況図、道路や河川などの台帳、上下水道に関する管路図、資産税にかかわる土地・家屋に関するデータなどがあります。現状としては、都市計画や消防救急において、地図上に表示するシステムを導入しているところですが、その他の業務においては、使用する図面の縮尺や基準となる数値の表現方法が異なることから、デジタル化が進んでいない状況にあります。このため、データの加除等の修正や検索に時間を要するなどの課題が生じていると認識しており、今後は地域情報化計画におけるGIS部会で示された問題点について検討しながら、可能なものからIT化を進め、業務の効率化と市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（石田昌敏） 高橋議員のご質問にお答えします。

まず、情報教育にかかわる環境整備についてですが、昨年度の中学校に引き続き、今年度は小学校においてインターネットへの接続やコンピュータの更新等を予定しております。小樽の子どもたちが情報を上手に選択し、みずから学び、みずから考える力を育成する新たな手段として、コンピュータを活用する学習が本格的にスタートすることになりました。今後、各学校において積極的に活用した教育活動がますます充実するよう指導してまいります。

次に、情報活用能力の育成についてですが、新しい学習指導要領では、みずから考え、みずから学ぶ力などの育成のため、情報活用能力は重要な要素となっており、教員がみずから学び、授業において児童・生徒がコンピュータ等を積極的に活用させることが必要であると考えております。国の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法では、すべての国民が情報通信を享受できる社会の実現を目指しており、そのような観点からも、学校教育において情報活用能力を育成することが基本であると受け止めております。

次に、教員のコンピュータの活用についてですが、市内の小中学校においては、5月1日現在、コンピュータを操作できる教員は、昨年同期に比べ約12パーセント増加し、約71.4パーセントとなっております。また、指導できる教員も約6パーセント増加し、約31.7パーセントとなっておりますが、全国では約47.4パーセント、全道が約44パーセントとなっております。このような現状を踏まえ、小学校の教職員を対象に研修会を開催しており、中学校ではインターネットを活用した授業に積極的に取り組んでいただいております。今後、操作を主な目的とした研修から、コンピュータやインターネットを活用した授業を中心とした研修となるよう、改善・充実を図ってまいります。

次に、学校敷地内での禁煙についてですが、本年5月1日から施行された健康増進法では、受動喫煙の防止に関する規定が設けられ、特に配慮の必要な場所として、学校を第1番目に掲げております。教育委員会としては、教職員の禁煙を重視するとともに、児童・生徒に与える生徒指導や健康面に配慮することの重要性を認め、敷地内禁煙について努力してまいります。

小中学校敷地内での禁煙の早期実施についてですが、現在、9割以上の学校において分煙などの喫煙対策を行っております。また、これまでも小中学校校長会などを通して、学校における禁煙に向けての意識の啓発に努めており、今年の秋ごろをめどに、全小中学校の校地内の全面禁止を実施したいと考えております。

次に、開かれた学校についてですが、ご指摘のとおり、学校みずからが学校の管理・運営及び授業の内容などについての情報を、保護者や地域の方に公開するとともに、学校自身が自己評価をするなど、具体的な開かれた学校づくりを通して、子どもたちに希望と活力を与えることが重要であると考えております。学校評議員制度の導入の取組については、本市では評議員の導入に向けた課題などを整理するため、昨年11月から学校評議員モデル事業を、小学校2校、中学校2校において実施しております。学校評議員制度は、校長が学校経営をする上で、校長の諮問機関として評議員を委嘱するものであり、地域における適任者への目配りの中で5名程度の評議員を予定しております。今後、学校評議員制度が全校で実施されるよう制度の啓発に努め、モデル事業の進行状況を参考にしながら、平成16年4月を目途に導入してまいりたいと考えております。以上であります。

議長（中畑恒雄） 高橋議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時45分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 18番、佐々木勝利議員。

（18番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

18番（佐々木勝利議員） 本会議最終回、6番バッターです。統一地方選後初の第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

私は、小樽の持っている貴重な財産、人、物、事を最大限に生かして手づくりの小樽をつくりたい、そんな思いを強く持っている者です。予算がなければ知恵を出そう、かりよう、そんな観点で、通告どおり質問したいと思います。よろしくをお願いします。

初めに、今回まとまった2000年国勢調査報告書による小樽市の人口について何点が伺います。調査した2000年、平成12年10月1日時点の人口は15万687人で、前回1995年に比べて4パーセント減少したことになります。道内34市の中では、前回と同じく帯広市、苫小牧市に次ぐ第7位となっています。小樽の人口はご承知のように、1960年、昭和に直しますと35年の19万8,511人をピークに減少に転じ、今回で8回連続のマイナスとなっております。減少率に直すと、前回より0.2ポイント悪化しているという状況であります。いわゆる人口減に歯どめがかかっていないという現状です。市内の地区別、町別の人口を見てみますと、1位は桜地区、2位は新光地区、3番目に長橋地区と、これは変わらない状況ですが、銭函地区が入船や奥沢を抜いて4位が上がってきているという状況であります。また、この5年間で人口が増えたのは星野町、率にしますと約37パーセント増えている。望洋台も約8パーセント増えている。銭函の3パーセントの増と、どれも札幌市寄りの地区になっていると。逆に減ったのは入船の11パーセント、長橋の10パーセント減、そして奥沢の9パーセント減など、市中心部から余市寄りのほぼ全域となっているという状況です。

次に、市内の人口の流出・流入の状況を見てみますと、市外から市内に通勤・通学する流入人口は、17パーセント増えて1万3,117人。逆に市内から市外へ通勤・通学する、いわゆる流出人口は、12パーセント減って1万2,649人。1960年以降、国勢調査して以来、初めて流入が流出を上回ったという現象が起きております。また、人口の割合を示す高齢者の問題も含めて、小樽市内では単身世帯が増えて、1世帯当たりの人数では2人世帯が最も多く、全体の31.9パーセントで、これは前回より1.4ポイント増えたというふうに記されております。次いで単身世帯が29パーセントで、前回より2ポイント増えている。そして、高齢者のひとり暮らしも、前回より1.9ポイント増の20パーセントとなっている。市内全体の単身者のうち、高齢者が39.7パーセントを占めることになったと記されているなどです。

そこでお尋ねします。今回の調査から、小樽市の特徴としてどのような変化が見られるのか、具体的にお聞かせください。そして、今回の調査のまとめを今後の人口対策にどのように生かして取り組んでいくのか、その考え方をお聞かせください。

次に、平成14年度小樽市労働実態調査についてであります。小樽市内の企業における従業員の雇用状態を把握するため、賃金をはじめとする労働条件について調査をして、労働条件の改善、労働力の確保・定着を図るための資料とすることを目的にしたもので、平成14年の9月30日現在の調査結果を14年度の報告書としてまとめたものであると解釈しております。最近の雇用情勢は、先ほども報告がありましたけれども、長引

く景気の低迷、技術革新、雇用の形態の変化などによって、小樽においても依然として厳しい情勢にあることはご承知のとおりであります。特に、今春卒業した小樽公共職業安定所管内の高校生の就職内定率は、平成15年2月末現在70.6パーセントで、道内平均68.5パーセントより若干上回っておりますが、引き続き、新規学卒者の雇用においても厳しい情勢が続いているという分析であります。一方、勤労者を取り巻く環境も、少子高齢化、男女共同参画社会の進展による就業形態の多様化、若年層を中心とした就労意識の変化などにより、さまざまに変化していると分析しております。

そこでお尋ねいたします。初めに、小樽市における雇用形態の変化や就業形態の多様化、そして若年層の就業意識の変化について、それぞれどのように認識しているのかお聞かせください。

次に、今回の調査では、前回と比べてどうなのか。例えば、回答率についても変化が見られると思います。今後、精度といいますか、熟度の高い調査にするために、調査方法や改善など考える点があればお示ください。

この項の最後になりますが、この調査の中で、小樽の労働行政についての意見などが寄せられていると思います。どのように集約されたのかも含めてお聞かせください。

次に、若年失業について考えてみたいと思います。総務省の調査によると、2003年3月時点で、国内の完全失業者は384万人。このうち15歳から34歳の完全失業者は、ほぼ半数の188万人に達していると言われております。特に、15歳から24歳の雇用情勢は深刻な状況で、将来就職する意思はあるものの就職活動をしていない人を失業者に含めたいいわゆる潜在失業率は、2002年には14パーセントまで上昇してきました。従来の雇用対策は、失業給付や給与助成など中高年層向けの支援が中心で、若年層向けの職業訓練はほとんどなかったのではないかと指摘を受けております。このため、特に職業訓練を受けたことがない若年層で、失業者や求職者の能力と求人条件が適合しない、いわゆるミスマッチがここに来て深刻になっているのが現状と分析しております。それに対して、昨今、国の動きとして経済産業省は、将来の産業の担い手になる若年層の技能を高めて有効活用しなければ、長期的な生産性や国際競争力が低下すると判断しております。

そこで、厚生労働省や文部科学省、内閣府と連携して、若年層の就業を促す制度を2004年度に新しくつくる方針と銘打っております。情報技術、いわゆるITや介護などの成長分野で、3年間に100万人の雇用の創出を目指すとしております。そのために、都道府県に非営利組織、いわゆるNPOによる地域若年者サポートセンターを新設する。中身は、若年者らの求職や企業の求人を受けつけて、同センターが一括して民間職業紹介会社に職業訓練紹介を委託する。受託会社は求人企業の要望を基に職業訓練を進め、求人先企業に人材を紹介するというしくみになっているようです。そこで、このような国や道の動きの中で、小樽としても考えていかなければならないと思います。

そこで伺います。まず、小樽における若年層の雇用状況について、どのように把握されておりますか、お聞かせください。そして、この先どのような施策や重点対策が考えられますか、お示ください。

次に、小樽のSARS対策について伺います。速報として6月18日、クアラルンプールにおける新型肺炎SARSをめぐる世界保健機構、WHOによる専門会議が開かれ、その中で、これから冬に向かう南半球や北半球での冬場の流行に備え、その対策に取り組む重要性が報じられていました。特に、急な発熱やせきなどの初期症状がインフルエンザと見分けにくいと、迅速な検査法の開発に取り組む必要があること。SARSウイルスに感染しても、初めは体外に出るウイルス量は少なく、確実に診断する検査法はまだないとされている。香港では毎年冬、インフルエンザが流行して、多数の肺炎患者が出ていることから、インフルエ

ンザが流行する前にSARSによる肺炎を見分ける方法を確立する必要があることが強調されていました。SARSウイルスは低温に強いこと、北半球では、現在、流行はおさまりつつあるようですが、冬場に再流行する可能性があり、引き続き警戒が必要と訴えられておりました。

そこでお尋ねいたします。初めに、観光地小樽としてのSARS対策の課題と、その取組について具体的にお示しください。

次にまた、SARS以外にも死亡率の高いエボラ出血熱や蚊が媒介する西ナイル熱などが海外で発生し、いつ上陸してもおかしくない状況の中で、日本の感染症対策が問われています。保健所の果たす使命と役割がますます重要になっていると思います。そこで、小樽市におけるこれからの感染症対策について、万全を期すためどのような取組を考えておられるのか、お聞かせください。

次に、「小樽観光コース来ぶらり百選」の取組について伺います。平成12年度実施の小樽の観光調査報告でも明らかになったように、道内客が9割、道外客の半数がリピーターである。小樽を訪れる観光客は、運河・堺町周辺と、今では旧マイカル小樽・マリナー周辺に集中し、この2地区間を移動するという観光が顕著であること。それから、宿泊者の割合が全体の10パーセント未満で、依然として通過型観光地であること。平成12年における年間観光総消費額は1,351億円。これによる市内での総売上高は3,046億万円と推計されておりました。観光による経済波及効果が大であることが証明されていると思います。このことから観光産業は、本市における基幹的な産業の一つに成長してまいりました。このような分析から、このたび制作された「小樽観光コース来ぶらり百選」は、発行部数1万、65ページA5版オールカラーによる内容のものであります。特徴的なのは、7エリアに分けて70本、それからエリアを移動するコースが29本、そして最後に自分で見つけたオリジナルコース1本を加えて100本としている点であります。この冊子は既にマスコミ等でも取り上げられて、全国的に発信しているところでありますが、内容の充実といい、何よりも市民参加、とりわけ小学生の子どもたちも参加してつくられたものであり、知恵と工夫がじゅうぶん生かされた手づくりの貴重な成果品、財産として高く評価するものであります。企画から完成までいろいろ苦労があったと思います。そこでお尋ねします。既に多くの観光客を迎え入れている小樽市が、なぜ、今、この冊子をつくろうと思ったのか、その目的をお示しください。

次に、この冊子の熟度は非常に高いと思いますが、制作過程で苦労されたこと、また、工夫されたことがあれば、お聞かせください。

この項の最後に、この冊子の活用方策と今後の方向性について、お聞かせください。

最後に、中学校適正配置に伴う跡利用について伺います。中学校適正配置に伴う跡利用については、現在、住吉中学校は双葉高校に売却されて整理されていますが、残る石山中学校跡利用についてはまだ整理されておられません。経過を振り返ってみますと、平成13年11月29日の学校適正配置等特別委員会において、庁内跡利用検討委員会の検討経過の報告がありました。その内容を見ると、9月からの3校の地域関係者や社会教育団体の代表から意見を聞く懇談の場の中で、東山中学校の跡利用については、地域や学校関係者から青少年の健全育成や高齢者などの生涯学習の場として利用できる教育文化会館的な施設にとの意見や、教育関連施設を集約して、教育委員会庁舎も同居する形が望ましいという意見が大勢を占めていたという報告。また、文化団体からは、美術品の展示スペースや、一部収蔵庫として借りたい。また、別棟の体育館も第2体育館的な形で開放してほしいとの意見が出されたようであります。住吉中学校については、地域関係者からは、校舎を解体し、その跡に学校記念館や高齢者のパークゴルフ用の公園などの憩いの場所も、これまたいいの

ではないかと、そういう意味で出されました。さらに、双葉高校への売却が望ましいとされたさまざまな意見があったと聞いております。なお、隣接する双葉高校からは、今後、介護福祉教育の充実などを図るため、校舎、グラウンドを一括購入したいという強い要望が出されたとの報告がありました。石山中学校では、この時点で地域関係者から、地形的に市民が集まる場所としては利用しづらい、適さないということや、近くにいなきたコミュニティセンターもあることなどから、跡利用はなかなか難しいと多くの意見が出された。万が一長期間決まらない場合は解体もやむをえないとの声もあったが、本意としては何らかの形で残してほしいという意見があった。そのとき検討委員会としては、庁内いくつかの部に寄せられている要望等も含めて、今後さらに議会へ報告を求めていくという、こういうことであります。そういうことで、できる限り早い時期に利用計画を固めていきたいという問題でありました。よって今日までの経過を踏まえて、中学校跡地利用についてご質問しておきます。

初めに、改めて中学校適正配置に伴う跡利用について、市の基本的な考え方をお聞かせください。

次に、東山中学校の跡利用が現在の活用に至った経過と、現時点ではどのような使われ方をしていますか。また、今後についてもお示しください。

次に、石山中学校の跡利用についての現状と、今後どうしようとしているのか、お聞かせください。また、管理はどうなっているのかも、成り行きが注目されていると思います。

再質問を留保して、質問を終わります。時間をオーバーしたことをお許しください。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 佐々木勝利議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小樽市の人口について何点かお尋ねがありました。

まず、平成12年に実施された国勢調査における小樽市の人口の特徴についてであります。先ほどもお話がありましたように、町別の人口では札幌市寄りの人口が増加し、中央部を含めて余市寄りの人口が減少しております。また、流入人口が流出人口を上回っているほか、男女とも25歳から39歳の未婚率が増加していることや、合計特殊出生率が減少しております。また、当市の人口は、昭和35年の国勢調査をピークに年々減少を続け、総人口に占める65歳以上の人口割合は全道平均を大きく上回り、道内主要都市の中でも最も少子高齢化が進んでいる状況にあります。

次に、今後の人口対策であります。人口対策に抜本的、効果的対策はなかなか難しいものはありますが、雇用、住環境、教育環境、子育て支援など、従来に増して複合的に推進していくことによって、人口減少を少しでも食い止めるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、平成14年度小樽市労働実態調査についてのお尋ねでありますけれども、まず雇用形態、就業形態の変化や多様化についてであります。長引く景気の低迷に伴う地域経済への影響は徐々にあらわれ、調査結果では、本市の1事業所当たりの従業員数は減少傾向にあり、また、市内全体としても雇用の減少が進んでおります。こうした状況の中で、今回の調査におきましては、正規従業員の構成比率は前年同数の66パーセントとなっております。パート従業員は減少し、契約社員、アルバイトは増加傾向にあるとの結果が出ており、少子高齢化の進行や、働く女性の増加による雇用形態の多様化が進んでいるものと考えております。

次に、若年者の就労意識の変化についてであります。調査項目には入っておりませんが、全国的に正社員、失業者、フリーターを問わず、若年層全体の9割近くが専門的知識や資格を獲得したいと思っており、また、男性で9割、女性で8割程度の高い比率で、自己の能力開発の必要性を感じているとの結果も出ておりまして、本市においても同様の傾向にあるものと思っております。

次に、調査方法などの改善点でありますけれども、この調査は従業員5人以上の600社を抽出し、実施しておりますが、ここ二、三年、回答率が減少傾向にあり、平成14年度では実質対象事業所数582社、有効回答事業所数251社、回答率43.1パーセントと大幅に減少しております。これらの原因につきましては、現在、分析を進めておりますが、昨今の景気低迷の中で、企業側にも余裕がなくなってきているとも伺っており、今後とも対象企業の方々の回答がしやすいよう創意工夫をするとともに、未回答の企業にも調査結果を配布し、今後の協力を要請してまいりたいと考えております。

次に、この調査の中で寄せられた主なご意見でございますけれども、「高卒者の新規採用を推進している一方で、高齢者の雇用を推進していることに多少の矛盾を感じており、両方の雇用を検討するのは厳しいものと思われるので、業種及び規模等を考慮の上、いずれかを推進するようお願いしたい」との声や、また、「パートタイマーの人材登録バンクがあればいい」、「子どもを持つ女性が働きに出やすいような環境を充実させてほしい」などの意見であります。このほか、市に対する意見ではありませんが、「金融機関は過去の赤字のみにこだわらないで、会社の将来性や社長、社員の意欲に目を向けてほしい。そのことで失業者は減少すると思う」との意見も寄せられております。

次に、若年失業について何点かお尋ねがありましたけれども、まず小樽における若年層の雇用状況であります。ハローワーク小樽管内における新規高卒者の就職状況の推移では、平成12年3月卒で596人、内定率98.7パーセント、平成13年3月卒で557名、98.6パーセント、平成14年3月卒で464人、98.3パーセントと、就職者、内定率ともほぼ横ばいの状況にあります。しかしながら、管内における新規高卒者の離職状況によれば、1年目で31.6パーセント、2年目で50.4パーセント、3年目58.8パーセントと、年々離職率は増加しており、就職してもなかなか定着していない現状となっております。また、平成15年3月における年齢別有効求人倍率では、25歳から29歳で0.50、30歳から34歳で0.56となっておりますが、20歳から24歳では0.41と低くなっており、このことから、本市における若年層の雇用情勢は厳しい状況にあると考えております。

次に、若年層に対する今後の対策であります。これからの地域社会を維持するためには、若者の流出を防止し、地元定着を図ることが重要であり、そのためには就労の場の確保が欠かせないものと認識しております。市といたしましては、厳しい経済状況の中で、雇用の環境も大変な状況であります。若年労働者の就職促進と地元定着を図るため、道や国の施策をじゅうぶん活用するとともに、従来から実施しているジョブガイダンス、企業見学会の開催や、インターンシップ事業などの拡充を図るほか、関係機関と連携して市内企業に採用を要請するなど、雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、SARS対策でありますけれども、保健所は、WHOが公表した3日後の3月15日には、SARSに関する情報を保健所長のホームページで公開し、毎日情報を更新して、最新の情報が手短かに市民の皆さんに入手できるようにしたところであります。また、SARS流行地域とされた台湾、香港、中国から小樽市への旅行者がいることから、4月3日には、観光業者を対象にSARSに関する説明会を開催し、以後定期的にSARSに関する情報を訪問及びファクスなどにより提供し、予防対策についての指導を行ってまいりました。医療機関に対しては、4月8日に医師会対象の説明会、5月15日には市内医療機関の看護職員との情報

交換会を開催し、ファクス等により最新の情報を提供するとともに、公的5病院の病院長、看護部長との連絡会議を開催し、SARSが疑われる患者の受入れについても協議したところであります。今後、海外のSARS患者の減少に伴い、小樽市への海外旅行者は増加すると考えられますので、観光業者、宿泊施設、経営者に対して世界の最新の感染情報を提供すると同時に、海外からの旅行者の健康状態の把握を指導してまいりたいと思っております。

次に、感染症対策についてであります。新しい感染症が世界じゅうで次々に発生しており、インターネットにより国内外の最新情報の入手が可能となっており、保健所においては海外の情報を収集し、市民に対して感染症に関する知識の普及を図っているところであります。海外からの感染症侵入に備えて、本年6月16日、小樽市感染症対策専門委員会を市内の感染症専門医を中心として立ち上げました。本委員会に感染症対策の助言をいただき、小樽市の感染症対策を進めてまいります。また、SARSなど感染症患者の発生時に全庁的な対応を行うための対応指針の策定を検討しております。

次に、「小樽観光コース来ぶらり百選」でありますけれども、まず作成の目的につきましては、平成12年度に実施いたしました小樽市観光客動態調査から、小樽を訪れる観光客は道内・道外ともにリピーターが多いこと、また、観光客の行動範囲が特定のエリアに限られていること、さらには宿泊客が少なく、依然として通過型観光であることなど、小樽の観光の現状と課題が明確になりました。このことから、小樽観光の新たな魅力づくりの一つとして、既存の観光ルートにとらわれることなく、さまざまなルートや市民に愛される施設などの情報を観光客に提起し、より魅力ある小樽観光を味わっていただくことで、滞在時間の延長を図り、宿泊滞在型観光に資することを目的として作成したものであります。

次に、冊子制作過程での苦労や工夫であります。本事業は企画当初より、広く市民などからの公募により、より多くの新たな観光ルートを発掘しようという考えから、市内14か所に応募箱を設置し、広報おたるや小樽市ホームページ、さらにはマスコミを通して、市民の皆さんに周知を図ったところであります。しかしながら、応募件数が思うように集まらなかったことから、総連合町会に改めて協力をお願いするとともに、市内の小学生への呼びかけを行ったところ、たくさんの小学校の児童及び教職員からご応募をいただき、市内13団体の代表者による選考委員会を経て、本年3月に完成したものであります。市民の知恵と工夫、そして協働の心で作り上げられたものと思っております。

次に、活用方策と今後の方向性であります。活用方策としては、広く市民に観光コースを知っていただくという観点から、各町内会、市内各小中学校、市内宿泊施設、観光関連団体などに配布させていただきました。さらに、小樽の新たな魅力を紹介する資料として、全国の旅行代理店などに送付させていただいたところであります。今後の方向性としては、市内の小中学生や市民の皆さんに郷土小樽を再認識していただくことにより、訪れる観光客に対するホスピタリティの向上につなげていただくことが大切であり、また、全国でのキャンペーンなどで配布・紹介することで、旅行業者による小樽観光の新商品開発が実現することや、個人旅行者に対する新たな魅力の紹介などを通して、宿泊滞在型観光の推進に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、中学校適正配置に伴う跡利用について何点かご質問がありました。初めに、跡利用の基本的な考え方についてであります。まず該当する施設を地域の都市機能として有効に活用するにはどうしたらよいか。このような視点で検討することが第一義であると思っております。

次に、東山中学校の跡利用についてであります。この跡利用につきましては、平成13年に、地域の皆さま

んやPTA、教育団体などと懇談会を開催したところ、教育委員会が入居することにより、教育の核となるような教育文化会館的な施設が望ましいと意見が集約されたところであります。これらの意見を受けて、跡利用検討委員会では、旧東山中学校を教育委員会庁舎とすることとあわせて、地域要望の強かった地域コミュニティ活動や芸術文化の創作活動、広く市民の生涯学習の場として提供する方向性を示したものであり、昨年8月から、教育委員会庁舎として供用を開始しております。石山中学校につきましては、現在、引き続き検討中でございます。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 佐々木勝利議員のご質問にお答えします。

旧東山中学校の跡利用についてですが、まず屋内体育館とグラウンドについては、平成16年3月の菁園中学校の体育館が完成するまで、同中学校で使用することとしております。

次に、校舎部分については、教育委員会庁舎として使用しております。庁舎としての使用状況は、1階部分に社会教育課が、2階部分に学校給食課を除く学校教育部全課並びに教育研究所及び適応指導教室など、3階部分に石山、住吉、東山3校の記念室を配置しております。また、教育委員会の事務室以外の部分として、1階に大会議室及び小会議室、図書室、音楽室及びコンピュータ室があり、教育委員会主催の会議はもとより、執務時間内で小中校長会、教頭会、老荘大学、向井流水法会などが利用しております。また、コンピュータ室は、教職員の職務研修や市民シニアサークルが熱心に利用しております。これからも、庁舎利用については市民の立場に立って、でき得る限り開放してまいりたいと考えております。以上です。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

18番(佐々木勝利議員) さきほどの時間の口スを短い再質問で終わります。

2点に絞ります。SARSの小樽の保健所の取組、いち早く取り組んで、私は、聞くところによると、この取組は全国的に評価されているのではないかとというふうに評価しております。であるだけに、この感染症対策については万全を期すという質問をしたのですけれども、専門会議を開いて対応指針をつくると、こういうふうに回答いただいたのですけれども、いつごろまでに具体的にどうなのかという目で見て明らかにできれば、お願いしたいと思います。

それからもう一つ、学校適配に絡む跡利用の問題なのですが、私も委員会の方にも入りながら今まで経過しておりますけれども、言葉の意味と申しますか、この適正配置計画は、即学校の統廃合という言葉で表記というのか、マスコミなどに出ているわけですが、本来、この学校適正配置の目的というのか、ここのところが明確になっていないのかなというふうに思うのです。あわせて、子どもが減ったから教室もあいているだろうということで、空き教室という言葉が使われておりますけれども、これまでの推移の中では、学校における今現在の状況では、余裕教室というふうに理解しておりますけれども、その辺の区別と関連を改めて聞かせていただきたい。その2点です。

跡利用のところ、さっき石山中については鋭意検討中だということで回答がありましたけれども、私が詰めておきたかったのは、いわゆるどうしようとしているのかということなのです。そして、もう一つは、管理責任はどこにあるのかと聞いたのですけれども、話の中では荒れ放題になっている。物によってはこれ

はゆゆしき問題だということで、管理責任があるのではないかということも耳に入ってきているわけですが、そういうことなので、私の質問の方では、管理責任はどこにあるのか。それとあわせて、もう少し今後どうしようとしているのかということの方がわかればお願いします。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝廣) S A R Sの問題は保健所長から、石山中学校の問題は財政部長からご説明します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 保健所長。

保健所長(外岡立人) 確かにS A R Sの問題は非常に難しいです。物すごく難しいです。これは発生した時点から、これは医学的に21世紀はこういったウイルスの危険が持たれると予知されていたものですから、これは出たなど、相当初期からこういうのを調べて情報をまとめてきたつもりですけれども、この先もまだ見えていない。しかし、やれるだけのことはやらなければならないということで、いろいろやってきました。

今後、確かにWHOははっきり報告していませんけれども、気温が上がったせいでS A R Sは消えてきたのですけれども、やっぱり冬が一番恐れられています。特に、今年は新型インフルエンザも出る可能性がある。同時に一斉に発生したときに、この対処方法というのはまだ医師会のどこも押さえていないと思います。今は各必死にやっていますけれども、これは、僕自身やっぱり国の態勢が今一番気にしているところです。ただ、小樽の中でもできる限りの態勢は組まなければならないということで、保健所でもいろいろ考えておりますけれども、ただ全庁的な対応指針というのはたたき台ができておまして、もうじき正式に公表できるかと思えます。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 財政部長。

財政部長(磯谷揚一) 旧石山中学校でございますけれども、昨年4月から普通財産となっておりますので、財政部の契約管財課で所管して管理してございます。施設の周辺を覆いで囲ってございまして、もちろん施設本体も閉鎖しておりますけれども、この間、一時的にちょっと破損された部分もございました。その関係ではその都度補修いたしておりますけれども、施設の中が荒れているだとか何とかという状態ではございません。なお、これについては警備会社のパトロールと消防署の協力もいただいて、適宜警戒に当たっていると、こういう状況で管理させていただいております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 企画部長。

企画部長(山田 厚) 石山中学校の跡地利用の関係については、昨年9月に、小樽昭和学園から譲渡要望を受けていた部分が難しいということで要望書の取下げがございまして、その後、ゼロから検討し直すというような状況になってございますので、市の施設としての利用方法だとか、民間業者への売却だとか、賃貸とか、こういったことも含めまして、現在、検討させていただいてございまして、今後、具体的な方向が示せる状況がございましたら、また、議会なり地元の方にご説明、ご報告を申し上げたいというふうに、現状は考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（石田昌敏） 再質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、私どもは統廃合という言葉を使っておりません。学習環境の充実という観点で適正配置計画と、そういうふうを考えています。また、空き教室ではないのではないかというご指摘はそのとおりでございます。学校適配では、余裕教室としてできるだけ教職員、児童・生徒の活用に努めているという状況でございます。今後、市民あるいは学校関係者に対して、その用語の使い方について、さらに意識が深まるよう努めてまいります。

議長（中畑恒雄） 佐々木勝利議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 10番、成田晃司議員。

（10番 成田晃司議員登壇）（拍手）

10番（成田晃司議員） 平成15年第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

今定例会は、さきの統一地方選挙を戦い抜いてこれ、見事当選なさいました各議員並びに市長に心から敬意を表しますとともに、今後4年間の市政運営と公約実現に向けて、よりいっそうのご健闘を期待するところでもございます。なお、質問も11人目となれば、質問内容に重複するものもございますが、観点の違いもございますので、通告どおり質問させていただきます。

最初に、地方財政改革へ本市はどう対応していくかということであります。地方分権を推進するには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方の税財政を確保し、財政基盤を確立することが必要であることは言うまでもありません。国と地方は、どちらも巨額の財源不足と借入金残高を抱えており、平成15年度予算を見ても、国は30兆円の赤字国債で歳入不足を補い、地方の財源不足は通常ベースで13兆円。借入金の残高は、国、地方の合計で700兆円に達しようとしております。政府の構造改革で、国と地方の税財政の在り方について、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税配分の在り方を三位一体で検討することとしておりますが、立場を異にする財務省、総務省の間で意見の食い違いが見られたのも、国と地方とも厳しい財政状況にあるからであります。

国から地方への税源移譲についても、大都市と地方の小規模自治体では、一様に歓迎というわけにはいかないであります。税源移譲による地方の財政基盤の強化は、経済力のある大都市にとっては、自主財源の増大により自主的な財政運営を可能にし、同時にみずからの負担で施策を選択するため、行政の効率化や歳出削減が図られると歓迎されていますが、潜在的な税源の乏しい小規模自治体においては、税源の移譲により交付税や補助金が削減された場合、これにかわる財源を生み出すことは容易ではなく、財政上の大きな負担になるものであります。つまり、税源移譲のみで地方財政の問題は解決するわけではなく、分権型社会にふさわしい地方の税財政の在り方を、国と地方の役割分担と整合性をもって進めることが必要であり、団体規模に応じた事務や責任の配分と税財政のバランスを図らなければなりません。合併などによる地方の行財政基盤の充実を議論されるべき問題であります。いずれにしても、国と地方の危機的な財政状況の改善を図るためには、国と地方の歩みを一つにして、徹底した事務の効率化を図り、経費の削減をなし遂げるとともに、税源移譲を含めた国と地方の税源配分の見直しなど、総括的かつ根本的な地方財政改革を実施する必要がありますが、市長のご所見と、本市としての対応についてどう考えているか、お伺いします。

次に、行政と市民の在り方についてお伺いします。本市の財政は危機的な状態ではありますが、このことに

つきましては、新聞紙上や広報誌ばかりでなく、今春の選挙戦を通じて、改めて多くの市民の知るところとなりました。昨年の第2回定例会において、議員定数が36から32人に減員となりましたが、それでも多くの市民からは、もっと減らすべきではないか、28人ぐらいでもじゅうぶんではないかと、たいへん厳しい意見が寄せられております。このようなときだからこそ、市民の立場に立ち、市民の代弁者として責任ある立場で努力を重ねなければならないと思っておるところでもあります。

また、一方では少子高齢化が急速に進展する中で、少子化対策の具体的実施に向けて、子育て支援事業の体制整備が急務とされている現状であり、また、高齢化も進む中で、高齢者対策事業には健康づくりや生きがいづくりなど、数多くの整備事業が展開されてきました。本市におきましては、高齢化率が25.35パーセントにも達し、これからもますます高齢化社会が進行していくものと思われまます。

本市のこのように財政の厳しい状況の中で、高齢者に対し、施設によっては使用料が無料のところもあります。バスの利用も無料であります。このことに関しては、利用者の中からも行きすぎのサービスではないかとの声も聞こえております。また、冬期間の雪の問題に関しても、市民が協力し合って除排雪をしたり、融雪機をもって排雪をしたり、市民一人一人の市行政に対する協力度が上がってきていると感じます。市長は、2期目に当たっての公約で「市民と行政の知恵と汗が結集したはつらつ小樽の創造」をキャッチフレーズとし、市民と行政の役割と協働をまちづくりの基本目標とされました。市財政が大変なときだからこそ、市民の意識改革も重要なことではないかと思えます。行政に対しておんぶにだっこではなく、できることは自分たちで極力行うという姿勢が必要であり、そのことにより行政も最小限のサービスの提供で済むのではないかと思うのであります。補完性の原理という視点もありますが、ここで改めて市長の言われる「協働」の意味するところ、市民の役割についてのお考えを、市民にわかりやすくお聞かせください。

次に、市職員の意識改革についてお伺いします。国が分権型社会を推進する中で、地方自治の新たな展開を求められ、地方自治体においては、分権型社会に対応する合併問題をはじめ、新しい行政システムの構築が求められております。これは、これまでの行政の在り方や組織・機構などの抜本的な改革なしではなし遂げられるものではなく、特に行政の担い手である職員の意識改革が最大の課題になると考えられます。職員の資質の向上は言うまでもなく、職員の自主・自立、そして自己責任に基づく業務遂行能力や、市民に目を向け、実態に即した施策立案能力の向上も必要であります。こうした職員の意識改革を行い、職員が積極的に行財政改革に取り組むことで、市民の信頼も得られ、新しい行財政システムの構築が初めてできるものと思えますが、市長のご所見をお示しください。

また、本市においては正職員2,120名、嘱託臨時職員合わせて約3,000人の職員がおります。当然市民全体の奉仕者であることを認識し、それを自覚されているものと思えますが、現在、民間においては、リストラや転職がいつ行われるかわからないような厳しい不安定な状況の中で就労しております。一方、公務員は、多くの市民の目から見れば、法律違反や倫理規定などに逸脱しなければ、雇用は確保され、安定しており、保護されているものと思われております。また、一般的に公務員の携わる業務は社会的に貢献が高く、仕事のスケールも大きく、給与や勤務地なども安定していると言われ、現在、公務員を志望するものがたいへん多くなっていると思われまます。しかし、地方分権社会を迎え、現に公務員にある者にとっても、また、これからの公務員を希望する若者にとっても、地方自治体間競争が激化し、これまでの安定した環境が維持されることは難しく、市民全体の奉仕者として市民のために汗をかき、努力しなければ、市民から見放される時代が来ると思えます。

そこでお伺いしますが、従前より職員研修などを行ってきていると聞きますが、その効果を市長はどうとらえているのか。また、民間企業での職員研修、現業部門の研修などが考えられますが、より有効な方法が考えられないのかお聞かせください。

次に、市職員の市外在住の問題についてであります。人口減少に直面している本市にとって、まず市職員が率先して市内に在住すべきと思いますが、聞くところによりますと、札幌市に在住している職員が相当いると伺っております。これは必ずしも本人の意思ではなく、家族や財産上の問題もあるものと思いますが、市長は市職員である以上、職員の市内の移住について協力を働きかけることが必要ではないかと思いますが、ご見解をお聞かせください。

次に、現業部門の民間委託についてお伺いいたします。地方自治における行政の役割を見直す際に基本となるのは、行財政の簡素効率化であり、行政のスリム化であると思います。地方自治を取り巻く社会経済情勢は、大きくかつ急速なスピードで変化しており、経済の再生、少子高齢化の進展、環境問題の深刻化などの課題が山積しております。一方、バブル崩壊後の長引く平成不況は、地方財政にも深刻な影響を及ぼしており、このままでは財政再建団体に転落しかねないほどひっ迫の度合いを増しております。再建団体への転落を避けるためには、見直しが困難と思われるものにまで踏み込んで、徹底した行財政改革を進め、大胆かつ改革効果の高い見直しを行い、財政の健全化を図る必要があると考えます。

この点から市長にお伺いしますが、本市において現業部門、例えばごみ収集業務、公園維持業務、学校給食共同調理場、土木事業所などの部門について、民間でできるものは民間でという考えを徹底し、思い切った民間委託を進める必要があると思いますが、市長のお考えをお示しくください。

また、北海道においては、完全失業者が23万人、完全失業率が8.1パーセントと、前年同期と比べ0.9ポイント上昇し、厳しさが増している状況であります。今後、急速に民間企業の雇用状況が好転することは期待できないと思われますので、本市の現業部門の受皿を広げ、新たに民間事業やNPO法人を立ち上げ、促進することが、雇用対策の意味からも有効ではないかと思いますが、市長のご見解をお聞かせ願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

再質問はいたしませんので、よりよい答弁をお願い申し上げます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 成田議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、地方財政改革に対する所見と本市の対応であります。地方財政改革の実施に当たっては、単に国の歳出削減のために、国の補助負担金や交付税の削減が先行することなく、財源保障と財源調整の機能が安定的に確保された上で、国と地方の役割分担や地方間格差に配慮し、バランスのとれた税源配分がなされることが必要であると考えております。

また、本市の対応についてであります。地方財政改革の中で、自治体の行財政改革への要請は今後ますます増してくるものと思われますので、事務の効率化による経費の削減はもちろんのこと、組織・機構の在り方、行政サービスの在り方、受益と負担の適正化などについて検討し、財政状況の変化に対応できるよう、財政健全化の取組を強力に進めていかなければならないものと考えております。

次に、市民と行政の協働についてであります。これまで右肩上がりの経済に支えられ、幅広く公共サービスを提供してきた自治体は、厳しい財政状況に直面し、また、画一的な行政システムでは、多様化する市民ニーズや地域の課題に的確に対応することは難しくなってきました。このような中で、私は心の豊かさを尊重し、社会に貢献することや自己を豊かにすることに意欲を持つ市民の皆さんの力がたいへん重要なものと認識しており、共通する一つの目的に向かって協力して働くこと、いわゆる行政と市民の協働が、これからのまちづくりには欠かせないものと考えております。本市は、運河論争を契機とした市民相互あるいは市民と行政との対話の歴史があり、その精神が今も市民の皆さんの中に脈々と受け継がれております。市民の皆さんのまちづくりに対する意欲から、イベントであります「雪あかりの路」が生まれ、最近では、地域の方々が先頭に立って盛り上げている手宮公園の夜桜ライトアップというイベントも好評を博しており、これらは市民の郷土に対する誇りと情熱の結集、さらには行政のバックアップがもたらした成果であると思っております。

次に、職員の意識改革でありますけれども、国家公務員の制度改革に合わせて分権社会に対応した地方公務員の在り方が問われており、地域間競争に負けない政策立案能力を持った職員の育成が大事な問題となっております。国から示された「地方公務員制度改革の取組状況について」の中では、年功序列的、横並び的な人事管理から能力・業績を重視した人事制度への改革、それに加えて地方自治を担う多様な人材の確保、そして育成のため所要の措置をとることとしています。今後、たいへん厳しい財政状況が予想されており、職員一人一人が、その責任において積極的に行政改革に取り組みなければならないと考えておりますので、新しい公務員制度の趣旨を踏まえ、職員の意識改革につきましては機会あるごとに啓発してまいりたいと思っております。

次に、職員の研修でありますけれども、これからの地方公務員は身分保障に安住することなく、その持てる能力を最大限発揮し、地域の独自課題に市民と協働して取り組む姿勢が必要であると考えております。職員の研修についてであります。これまで新規採用職員の研修をはじめ、職員の経験年数に対応して行う共通の研修や、管理者・監督者を対象とする研修を実施するとともに、公務員としての専門的知識を高めるため、市外の研修機関で開催される各種研修に参加させてきており、職員の資質向上では一定の成果が上がったものと認識しております。しかしながら、地方分権の進展や経済環境の大きな変化、また、IT化が著しく進む中で、従来の公務員像では対応できない時代を迎えておりますので、これまでの事務・技術という枠を越えた新しい公務員像をつくることを目的にして、今年度につきましては、特に職員の意識改革をテーマに取り組みたいと考えております。また、民間企業への派遣や現業職場を体験することも大切なことと思っておりますので、受入先のことも含め、今後検討してまいりたいと思っております。

次に、職員の市外在住でありますけれども、市外在住の職員が一人でも多く小樽市内に住んでほしいとも思っており、職員個々にそれぞれの事情があるかと思いますが、改めて市内の居住について働きかけてまいりたいと考えております。

次に、現業部門の民間委託であります。財政健全化の観点からは、現業部門に限らずすべての部門について、民間委託や嘱託化などの方法も含め、費用対効果をじゅうぶんに考慮して、見直しについて検討しております。本年度におきましては、懸案でありました引き船業務の民間委託及び総合体育館管理業務の全面委託を実施いたしました。今後におきましても、サービスを低下させることなく、経費を削減できるものについては積極的に委託を進めたいと考えております。また、雇用対策の観点からも、委託先としての受皿を

広げることが新たな雇用創出につながることになると思いますので、計画的に民間委託等を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（中畑恒雄） 成田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 3番、大橋一弘議員。

（3番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

3番（大橋一弘議員） 4年ぶりということで気がはっていたようで、成田議員にはたいへんご迷惑をおかけいたしました。れいめいの会の立場で、初めての発言をさせていただきます。れいめいとは、明け方、夜明け、物事の始まり、輝かしい次の時代への始まりなどを意味しております。私にはれいめいの漢字は書けませんので、平仮名で表記いたしまして、括弧書きで漢字として会派名としております。

常設の住民投票条例の制定についてお尋ねします。過去30年の間に、市民を二分する論争と政策決定がなされました。運河問題と築港ヤード・マイカル問題であります。市長は、自分の職務に直接かわりがあったかどうかは別にして、市職員としてどのような思いを持ってその二つの問題を見詰めてこられたか、お考えをお伺いしたいと思います。運河のときには国会にまで取り上げられ、市民の署名運動が行われました。署名運動の中心リーダーが議席番号17番山口議員であったことを思いますと、感慨深いものがございます。また、マイカルのときには商店街の反対運動があり、電話やファクスで抗議をするべき議員の氏名が都通りに張り出され、私の名前もありました。その時々には、自分たちの意見、意思が議会に届かない、行政に反映しないと感じた人々も多数いたと思います。昨日の武井議員の発言の中に、市町村合併を問う住民投票が行われているということがありました。個別の事案が発生してから問う住民投票条例とは異なり、常設の住民投票条例が、愛知県高浜市において平成13年4月1日より、全国で初めて制定されました。

第16次地方制度調査会では、一つ、地方自治体の配置分合、二つ、特定の重大な施策を実施するために必要となる経費にかかわる住民の特別負担、三つ、議会とまちとの意見が対立している重大な事件について、住民投票条例を導入することの検討を示唆しております。また、高知県の橋本大二郎知事は、多くの人々が政治への関心を失ってきた原因の一つは、住民から見れば、自分が政治に対して何ができるのか手ごたえがつかみづらくなっている。その点、住民投票には失われた手ごたえを取り戻す魅力がある。住民が主人公で、政治家や行政は奉仕する立場を再認識する意識改革の手段として、日本の民主主義を変えていく可能性を持っていると言っています。私は市民、議会、市長、いずれからの要求、発議をもっても実行できる常設の住民投票条例の制定について、これからの4年間努力していきたいと思っておりますが、市長は住民投票についてどのような認識を持っておられるか。常設の住民投票条例制度について検討する考えをお持ちか、お尋ねをいたします。

次に、家庭ごみ有料化についてお尋ねします。横浜市では、ごみ排出量を2010年までに30パーセント削減する「G30プラン」を発表し、家庭ごみ有料化も検討しております。前定例会で見楚谷議員からも発言がありました。家庭ごみ有料化については、環境問題に関心を持つ市民の中からも、今はごみを減らす努力を一部の人が熱心に行っている状態で、有料化することにより市民全体がごみの減量に真剣に取り組むことになり、そこからごみ減量へ向けて新たな政策を打ち出していけるとの意見が出ています。また、減量化、リサイクル、資源化、無害化、いずれも膨大な資金がかかります。有料化実現への見通しと、ごみ政策への取組をお聞きいたします。

再質問につきましては、長く取り組んでいくテーマとっておりますので、再質問はいたしません。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 大橋議員のご質問にお答えいたします。

住民投票条例について何点かご質問がありました。まず、運河問題や築港地区再開発についてですが、運河問題につきましては、道道臨港線の建設に当たり、小樽運河の一部を埋立てか保存か、全国的な論争となり、これを契機に小樽市のまち並み景観の価値が改めて見直されることになりました。また、築港地区の再開発につきましては、ウォーターフロントとしての地理的優位性を生かしながら、雇用の確保や定住人口の増、さらには購買力流出の歯止めなどを目的として、複合的な施策の展開を図ったものであります。私は、この二つの問題は、本市のまちづくりや本市の個性や特徴を語る上でも非常に大きな事業であったと考えており、これらの問題を通して市民相互あるいは市民と行政との対話の歴史が築かれ、そして今も市民の皆さんの中に脈々とその精神が受け継がれているものと思っております。

次に、住民投票についてですが、住民投票は、住民にかかわりが多く、かつ重要な事項について、より広く住民の意見を把握するため行われており、議会や首長は住民投票の結果を尊重し、的確な政策決定を行うよう努めることから、間接民主制を補完する制度であると認識しております。

また、住民投票条例につきましては、現行の地方自治制度としては、住民意思を反映すべく首長と議会の直接選挙制がとられていることや、一つの大きな感情に流されるのではないかという懐疑的な見方もあることから、今後全国的な動向も見ながら研究していくべき課題であると認識しております。

次に、家庭ごみの有料化についてですが、ごみを減量するためにはリサイクルなどを進めることも重要であります。さらに排出抑制を推進する上で、家庭ごみの有料化も効果的な施策の一つと考えております。このため、今年度、環境部に担当主幹を新たに配置し、現在、他都市の先進事例や実態調査をするとともに、有料化についての課題や問題点の整理を進めているところであります。また、今後の減量施策としては、家庭における減量方法や分別の周知徹底を図るとともに、資源物収集回数増加など、市民要望を取り入れた施策の取組が必要と考えております。以上です。

議長(中畑恒雄) 大橋議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 7番、若見智代議員。

(7番 若見智代議員登壇)(拍手)

7番(若見智代議員) 通告どおりに一般質問を始めます。

初めに、小樽市の保健医療にかかわって、いくつか質問をいたします。

保健所の統廃合についてお尋ねをします。地域に密着をして公衆衛生を進めてきている保健所を統廃合する動きが全国的に見られます。保健センターには法的な権限はありません。保健所の所長は医師が務めます。そして、さまざまな職種の方の配置も法律で決められております。一方、保健センターは民間委託も可能になります。財政的にも国の責任を薄くしていくものです。現在の保健所を守っていくということは、市長と

して当然のことです。国の方針を危機感を持って受け止めて、地域住民の健康や暮らしを守る立場でのご努力を願うと同時に、この問題について市長のお考えを初めにお聞かせください。

続いて、平成15年5月28日付けの新聞の朝刊に、小樽市が保健所の北海道への移管を検討しているという記事がありました。移管の検討に入った経過をご説明ください。それを受けて道の対応はどうか。このことに対し、市長は今後どうしようとされておりますか。

保健所に関連していくつかご質問をいたします。保健所のお仕事は、命と暮らしに向き合うお仕事です。さまざまな職種の方が知恵を出し合ってお仕事をされております。妊婦健診や乳児健診、母親学級、初産婦、初妊婦の訪問指導、そして成人病の予防、老人・精神障害者の相談業務、エイズなどの感染症対策、言い尽くせぬ広いお仕事をされております。保健所では、保健師が市民にとって一番身近な存在であろうかと思えます。市民と保健師の比率を、全道比較も含めお答え願います。地域保健を限られた職員の方で取り組むということは、地域との連携がたいへん重要ですが、地域の掘り起こしを能動的な働きかけとしてどのように行っておりますか。

次に、成人病検診有料化後の様子をお尋ねいたします。さわやか運河健診は4月から有料化されました。有料化後の受診率、検診結果の変化はありますか。また、医療改善も4月から行われております。精密検査を要する、あるいは治療を要すると判定の出た方の後追い調査の結果はどのようになっておりますか。乳児の7か月健診については4月から廃止されました。この変更は広報で知らされただけでした。これまで個別通知のしくみの健診だったので、案内を待つ保護者の方もありました。しかし、この件は、保健所の方で7か月健診の廃止を該当者にお知らせをすることに改善されたそうです。7か月健診を廃止した経過を保健所にお尋ねしましたが、保健所から地域に出て育児支援していく取組を展開していき、7か月健診の廃止は子育て支援センターの事業に置きかわるということではないけれども、健診の要素も一部あるというものでした。この経過についてご確認をいたします。

複数の職種の方が受け持つ総合健康相談は、支援センターの場所も借りて行っているお話を聞きました。平成14年9月以降に誕生した乳児についてお尋ねをします。小樽市には、今年4月から6月までに7か月健診に該当する乳児は240人いると聞いております。子育て支援センターや保健所内などで行われている総合健康相談の利用状況のお答えをお願いいたします。

関連して、小樽市におけるエンゼルプランですが、エンゼルプランは平成11年から平成20年までの10年間の計画です。小樽市の出生率ですが、全国、全道の平均を下回っております。女性の年齢別就業率は増加傾向にあります。子育て支援の充実・拡大は欠くことができません。子育て支援センターの現在の利用状況を、より詳しくお答えください。また、子育て支援センター、産休明け保育、放課後児童クラブなどの今後の取組計画をお答えください。今年はエンゼルプランの中間ですが、中間点検されていれば、計画の進行状況を教えてください。

沈静化してきたという印象もあるSARSについてお尋ねをいたします。6月13日付けの読売新聞に、小樽市保健所所長のSARSについての記事を拝見いたしました。国からの通達が毎日のように入り、そうはいっても情報はじゅうぶんではないようです。保健所の独自の取組について、お答えをお願いいたします。感染の疑いあるいは感染者が出た場合の対応について、小樽市の取組の計画を教えてください。SARSについてはガイドラインが保健所から発表されました。疑わしい旅行者や感染者の収容先は1か所に限定されますか。市立小樽病院の果たす役割はどのように位置づけされておりますか。

質問の最後になりますが、夜間急病センターにかかわり、いくつかお尋ねをいたします。急病センターは午後6時から翌日午前7時まで対応しております。市内の多くの医療機関は午前9時から午後5時までです。市民にとっての空白の時間がございます。具体的に示すと、午前7時から午前9時までと午後5時から午後6時までの時間が空白となります。この時間について市立小樽病院や保健所としても検討するというお答えが、以前病院特別委員会でもありました。市立小樽病院としては、空白の時間の対応については態勢がじゅうぶんととれていないから、市民に知らせることはできないけれども、電話で相談があれば、状況を見て受入れの対応をしているということでした。

そこでお尋ねをしますが、市立小樽病院に市民が電話をしたら、電話交換手から看護師につないでもらえるのでしょうか。市立小樽病院に初めて受診される方も受け入れていただけるのでしょうか。この問題は市民の命にかかわる重大な問題です。だからこそ、じゅうぶんな検討が必要です。しかし、ゆっくりもしてられません。これまで検討してこられたと思いますが、現時点の対応についてのお答えをお願いいたします。空白の時間に病気になり、相談をしたい、受診をしたいというときに、どこに問い合わせをしたらいいかわからないという市民もおります。救急車を呼んだらどこかに収容してもらえると考える人もおります。小樽市の救急医療の対応がわかりにくいと考えます。現在、市民が空白の時間に相談をして、医療機関を紹介していただける場はありますか。いつでも市民が利用できる公の医療相談窓口を検討することはできないですか。

市立小樽病院も一医療機関です。市立小樽病院だけに空白の時間を対応せよとか、夜間急病センターにだけ診療時間を延長せよという話ではないと考えます。この問題を小樽市としてはどうとらえていますか。小樽市としての指導性の発揮を期待しますが、いかがですか。幾度となく議論の積み重ねをし、前進はしてきていると考えます。しかし、市民の健康、命を守るには、一刻も早い一歩の前進が急がれます。小樽市の救急医療をとらえるに当たって、急病センターの時間外の患者数、市立小樽病院における時間外の受入れ数、空白時間における救急出動数のお答えをお願いいたします。

再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 若見議員のご質問にお答えいたします。

初めに、保健所の統廃合についてでありますけれども、本市が地域保健法の政令市としての市立の保健所を有し、市民の健康を守る上で地域と密着した公衆衛生施策を進めていることは、ご承知のとおりであります。政令市か道立か、それは別にして、保健所は市にとって必要なものと思っております。

次に、保健所の移管についてでありますけれども、国の設置基準では、現在の小樽市は人口など政令市の要件を満たしていない状況にあること、また、専門的な人材を育成する体制をとるのは難しいことなどから、政策検討会議の案件として取り上げたものであります。一方で、保健所設置市として、保健サービスや許認可など、地域に密着して対応できる面もありますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。なお、この問題につきまして、北海道との協議についてはまだ着手しておりません。

次に、保健師の数と人口との比率であります。本年3月末で、本市保健所に勤務する嘱託及び臨時職員

を除く保健師は17人で、市民8,659人に対し1人の割合であります。また、全道の状況では、政令市である旭川市が6,564人に1人、函館市が6,590人に対し1人、札幌市を除く10万人以上の都市の平均では、7,681人に対し1人の割合となっております。

次に、地域連携についてであります。地域保健への取組には、地域保健を担う保健所職員だけでなく、町会から推薦された健康推進員の健診の受診勧奨や、地域における機能訓練対象者の掘り起こし、民生児童委員には児童虐待、独居老人等問題を抱える方の早期発見や、訪問対象者における日常生活の観察、安否確認などをお願いしております。また、本年4月より、所内での統合健康相談のほか、所外でのまちかど健康相談、おたる健康総合大学を開催し、地域の問題の掘り起こしを進めております。

次に、さわやか運河健診の有料化後の受診率であります。本年4月と5月の受診者計1,313人に対し、前年同期では1,949人と、約32.6パーセントの減となっております。また、検診結果の変化については、昨年判定基準が改正になったこともあり、一概に比較はできません。また、要受診と判定された方の医療機関での受診率については、本年4月と5月で35パーセントに対し、前年同期では49.0パーセントとなっております。有料化後2か月余りしか経過していない現段階では、有料化の影響については判断に至らないものと考えております。

次に、本年4月にスタートした総合健康相談についてであります。保健所内では専門の医師や保健師、栄養士などが乳幼児健診を行うとともに、妊娠から子育て等の総合的な相談窓口を開設しており、所外では街角子ども総合健康相談を市内2か所で開設し、専門スタッフによる総合的な健康相談を行っているところであります。利用状況につきましては、4月と5月の2か月で、保健所内では計84人、「街角子ども総合健康相談」では計56人が参加したところであります。

次に、エンゼルプランに関するご質問でありますけれども、最初に子育て支援センター14年度の利用状況ですが、「げんき」では親子通園や子育て講座など11の事業を行い、利用者は子どもが延べ4,200名、保護者は延べ3,500名となっております。また、風の子は、昨年4月赤岩・高島両保育所を統合してのスタートであることから、徐々にメニューを増やしていったこともあり、全体で延べ750名ほどの利用となっております。

次に、産休明け保育についてですが、プラン策定時は21保育所中11保育所での受入れでしたが、今年度は20保育所中15保育所で実施しております。また、放課後児童クラブは、計画期間中2校で新規開設、4校で定員枠の拡大等を行っております。今議会に予算を提出しております余市養護学校の児童を対象とした児童クラブにつきましても、7月をめどに開設したいと考えております。そのほか、エンゼルプランに基づき、延長保育や障害児保育の拡大、保育所地域活動事業の充実等も進めておりますが、今後も計画の推進に努力してまいります。

次に、中間点検であります。今年は21世紀プラン第3次実施計画の策定年にも当たっており、それとあわせて中間的な総括を進めたいと考えております。

次に、SARSについての保健所独自の取組であります。毎朝、海外情報の収集・整理をし、感染症対策会議を開催しております。そこでの情報を基本に、電話相談への対応、各種会議や説明会の開催、関係部署や観光業者等に対する情報提供を行っております。

次に、感染の疑い、あるいはまた、感染者が出た場合の対応でございますが、連絡を受け次第、保健所の医師と保健師が訪問し、状態の確認を行い、医療機関での受診、あるいは入院が必要な場合は消防本部に連絡し、救急車両で医療機関へ搬送いたします。SARSが疑われる患者の初期診療は、第2種感染症の指定

医療機関である市立小樽第二病院に依頼しておりますが、市立小樽病院も協力体制にあります。現在、公的医療機関と今後の体制づくりについて協議を行っております。

次に、夜間急病センターに関連してのお尋ねでありますけれども、まず市内の医療機関と夜間急病センターとのいわゆる空白の時間における市立小樽病院の対応であります。救急隊又は消防本部からの依頼により救急車で搬送される患者さんにつきましては、原則として受け入れることにしています。また、電話での診察依頼につきましては、看護師が症状をよくお聞きし、当直医の判断により来院していただいて診察する場合と、夜間急病センターの開く時間などをお教えして、そちらへ行くようお話しする場合もあります。なお、初めて小樽病院にかかる患者さんにつきましても、同様に対応しているところであります。

次に、夜間急病センターの診療受付時間外に病気になったときの対応窓口ですが、午前7時から9時までの時間帯についてもセンターで電話対応しており、当番の医師に常に連絡がとれる状態になっております。

次に、時間外の患者数ですが、平成14年度の急病センターの時間外患者数は220人、市立小樽病院の時間外診療件数は3,971件、夜間急病センターのサポート時間である午前7時から9時までの救急出動数は474件であります。以上です。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 7番、若見智代議員。

7番(若見智代議員) 再質問をいたします。

保健所の道への移管の問題についてはすぐにはできるものではないということで、道の方もまだ着手されていないということですが、保健所が果たしている機能と道へ移管された場合の機能の違いはどのようなものが想定されるのか。そして、身近な保健所というものが、現在の保健所がなくなるとしたら、市民に対してどのような影響があるかということをお尋ねします。

そして、保健所に関連してですが、支援センターの取組、利用状況についてお答えをいただきました。このことについてですが、利用につながっている方が、今、対象者となっている市民に対してどれだけ啓蒙された結果、この数なのかということになりますが、この利用者の状況、この答えは、結局どれだけの徹底の下に行われたのかということになりますが、今の小樽市の取組の中での利用をどのようにして促しているのかということで再質問をいたします。

そして次に、夜間急病センターに関してですが、急病センターでの診療時間が終わっても、電話での相談を受けて連絡をとれる体制をしかれているということですが、医師会との合意はいつされて、診療時間が終わっても相談を受けつけるところでは、空白の時間に対して市民が医療相談をできる場所というのは夜間急病センターという受止めよろしいですか。

そして、救急車の出動回数について、空白の時間の救急車の出動についてのお答えがありましたが、この数は本当にすごい数だと思うのです。空白の時間に救急出動の数がそれだけ集中するということと、救急車は救急のときに呼ぶものであって、軽傷、重傷というものは、逆に言えば診察した結果わかるもので、市民にとってその時点が救急であるというその数が、そのあらわれだと思うのです。この数をどのように受け止めて今後の取組に生かそうとしているのかということについて、再質問をいたします。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長（山田勝麿） 保健所の問題は私からお答えしますけれども、その他の問題は担当の方からご答弁いたします。

保健所の問題ですけれども、今、いろいろと検討していきまして、今すぐ道に移管するとかやめるとかという話ではなくて、いろんなメリット、デメリット、人口も減っているし、財政も厳しいのでこれはどうなのだろうということで、一つの取っかかりとしてやっているだけで、これはもう道に移管するとか、それをやめるとかではなくて、どういうメリット・デメリットがあるのかなのか、そういうことを、今、検討している段階でございます。ただ、聞いた話によりますと、保健所でやっている法律に基づく業務というのは約4割だそうです。その他6割は市の独自事業でもあるように聞いていますから、そのあたりが今後どういふふうに整理できるのか。整理がつくのかつかないのかわかりませんが、ただ検討しているというだけで、すぐに道庁に行って、おまえ受けないかという話ではないので、うちの方も慎重にやっていますから、もう少し時間をかしていただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 保健所長。

保健所長（外岡立人） 7か月健診廃止後の保健所の取組についてでありますけれども、7か月健診とは元来身体的な部分を見る乳児健診で、相当昔から行われていたものですけれども、今、乳児健診の意味として身体的な部分というのは、もうこれだけ小児科医が増えていまして、数だとかそういった部分でかなりホームドクターとしてやっていただいている。それよりもむしろ、今、かなり精神的な部分の母子関係だとか、そういったものが非常に重要視されてきていますので、7か月健診を廃止して、今のまちかど健康相談に当てはめたいという意味ではなくて、むしろ母性との、母子の触合い、また、その関係がどうなのかという、非常に重要な部分が7か月健診というふうに受け止めていますので、それで、今、そういった形になっています。ただ、正確な数値としては、実際、まちかどの健康相談に7か月に相当する子がどれだけ来ているのかとか、あとそれと従来の7か月健診での受診率との比較という面では、それは今ちょっと難しい計算だと思います。いずれにしても、今年の4月から始めていますから、1年を経過した時点で評価しようと思っていますけれども、今の時点で7か月健診の受診率とまちかど健康相談というのを比較するのは難しいと思うのです。

それと、あと急病センターの件ですけれども、なかなか医師の配置とか、そういったものは非常に難しい問題があるのですけれども、現在では急病センターといろいろ話し合いを続けていますけれども、夜間の受付窓口、次の日の朝9時までは急病センターの方で一応対応するというふうに、私は聞いております。ただ、まだ完全でない部分もありますのでまだ検討中でありまして、いずれにしても一本化して、そこで全部対応というのが理想的だと思います。

あともう一つ、救急車の出動回数が非常に多い。それだけ一般市民が時間外に病院を受診する、そういうニーズが非常に多いのではないかとのお話だったと思うのですけれども、それは全国的にもやっぱりそうだと思うのです。ですから、その数値が非常に多いのかどうかは、他市と比較した上でなければわかりませんが、年々それは多くなってきていますし、それだけ市民が病気にかかる率が高くなったというのも、市民のニーズとして多くなってきたのだらうと考えております。そういった意味で、24時間体制の診療体制というのは、もちろん今後検討していかなければならない課題だとは思っています。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 7番、若見智代議員。

7番（若見智代議員） 再々質問いたします。

私の聞き方も少々雑だったのかと思うのですが、保健所の道への移管については、市民にどのような影響が想定されるのかということをお尋ねしました。そのことについて改めてお聞きします。

そして、7か月健診のところですけども、7か月健診は、平成14年度の資料によりますと、95パーセント前後のたいへん受診率の高い健診だったのです。個別通知してきたという効果もあったかというふうに考えるのですが、せっかく発展的に子育ての支援ということに取り組みられてきて、本当に次の整備がしっかりとされないまま健診が廃止されてしまったということで、本来であれば7か月健診に該当する、現時点で240名の対象者のほとんどの方々が健診を受けて、保健師や栄養士と相談する機会が与えられたのではないかということをお聞きしたいと思っております。

そして、健診を個別通知する機会というのは幾度となくあるのです。子どもが6か月のときに、神経芽細胞種のセットをご家庭に配るときもあります。この子育て支援の取組を利用に結びつけるためにも、さきほどあった利用状況を高めるためにも、具体的な取組はどうされているのかということをお聞きしたいと思います。

そして、夜間急病センターの問題にしても、先ほどお話をあったさわやか運河健診の問題にしても、期間が過ぎないから検討ができない、現時点で判断はできないということですが、市民の健康と命にかかわる本当に重大な問題であって、早急な解決といち早い改善というものが求められているのではないかということで、私は最初から質問をしているわけであって、救急医療の問題というのは病人だけの問題でなくて、医療全体の問題であり、市民の健康と命にかかわる重大な問題ということです。このことについて、小樽市がどういうふうにして指導性を発揮し、この問題をどういうふうにとらえるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（中畑恒雄） よろしいですか。再々質問の方が長いようです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 保健所の問題は、仮に政令市の保健所だけでも、これを道立に移管した場合にどうなるのかということをお聞きしたい。今、検討している最中ですから。いいですか。それを、今、検討しているのです。どういう影響があるのかないのかということをお聞きしたい。今、検討している最中ですから。いいですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 保健所長。

保健所長（外岡立人） 今のご質問の趣旨というものはある程度理解はできたのですが、まず7か月健診の部分は95パーセントと受診率が高いのは事実なのですが、お母さん方というのは、もともと常設的に何か月健診があるよというふうな定められたら、皆さん来ますから、そういった意味で95パーセントという受診率が高かったと思うのです。

7か月健診の意味というのは、普通は4か月健診で、大体赤ちゃんが生まれてきて問題があるかないかのスクリーンなのです。気になるときは7か月健診もあるケースがありますが、あと7か月健診で診る部分ももちろんあります。ただ、全国的に7か月健診は既に廃止しているところが多くて、小児科において

も大体1歳まで、4か月とか10か月健診というのが主流になっているそうです。その間はどうかという問題がありますけれども、昔と違いましてかなり子どもたちというのは、風邪だ何々引いて普通の小児科に受診しているケースがありますから、実際にデータから見て、そういった健診をされることによって何らかの異常が出ているかということ、僕は全くないと思います。ただ、だからといって、それは必要がないというのではなくて、それにかわる方法として、今年からまちかど健康相談、これは多分非常に新しい試みだったと思いますけれども、それが今、ではどういうふうの評価されるのかというのは、我々は絶えずそれを見ながら検討している最中なのですけれども、その数値的なものは今はちょっとまだ難しいと思います。

それと、4月、5月と2か月間、さわやか運河健診の有料化されたデータがあるのですけれども、4月、5月の分はまだ保健所の分しかないので。外でやった部分のデータはまだ戻ってきていません。実際、かなり100例くらいの数ですから、そういった意味では、今の段階で数値は比較できないということを行っています。これを始める前に、全国的、全道的にも有料化することによる、又は価格を上げることによってどういう変動があるかというのをチェックしています。唯一、釧路だけが一過性下がっていますけれども、ほかの都市ではあまり減らなかったです。ですから、僕自身は、もうちょっと長期化によって、また、1年後には多分そんなに変わらないのではないかという見方をしていますけれども、ただ、今の段階ではこういう状態です。

もう一つ、夜間急病センターの問題ですけれども、これはもう全くおっしゃるとおりだと思います。しかしながら、実際、病院にしても医師にしても、これは非常に組織が動く部分があります。そういった中で、とにかく24時間切れ目なく急患が出たときに診れる体制というのを今つくっていくと、今はできていると思いますけれども、それが本当に窓口一本でそういうふうな体制になっているかということ、まだちょっと未熟な部分があります。ですから、今後の課題としては、窓口一本、保健所に窓口をつくってもいいのですけれども、そこから間違いなく病院を紹介するというような、そういったものが必要だと思います。ただ医師の問題があります。これは簡単ではないですが、極力努力して進めようとは思っています。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第14号について先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第5号及び第8号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員をご指名いたします。山田雅敏議員、横田久俊議員、大橋一弘議員、大畠護議員、菊地葉子議員、成田晃司議員、前田清貴議員、武井義恵議員、古沢勝則議員、小林栄治議員、高橋克幸議員、秋山京子議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第9号、第10号及び第15号は総務常任委員会に、議案第11号及び第12号は経済常任委員会に、議案第6号及び第7号は厚生常任委員会に、議案第13号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月27日から7月9日まで、13日間休会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時35分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 菊 地 葉 子

議 員 齋 藤 博 行

平成15年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第5日目

平成15年7月10日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
企画部長	山田厚	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	池田克之
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	土木部長	兵藤公雄
建築都市部長	仲谷正人	港湾部長	中塚茂
小樽病院事務局長	小軽米文仁	消防長	田中昭雄

学校教育部長 菊 讓
監査委員 厚谷富夫
事務局長
財政部財政課長 小山秀昭

社会教育部長 嶋田和男
総務部総務課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 三浦波人
調査係長 大門義雄
書記 丸田健太郎
書記 島谷和大
書記 橋場敬浩

事務局次長 法邑秀弥
議事係長 中崎岳史
書記 渡辺美和
書記 山田慶司
書記 松原美千子

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、若見智代議員、秋山京子議員をご指名いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

22番（北野義紀議員） 上野正之議員の発言趣旨の明確化と謝罪を求める動議を提出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題といたします。

本件は、上野議員の一人に関するものでありますので、地方自治法第117条の規定により除斥されます。

上野議員はご退席お願いいたします。

（4番 上野正之議員退席）

議長（中畑恒雄） 提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）（拍手）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

22番（北野義紀議員） ただいま成立しました上野正之議員の発言の趣旨の明確化と謝罪を求める動議について、提案の趣旨を説明申し上げます。

言うまでもなく、憲法第21条で「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とうたわれています。議会における発言は、憲法の規定に基づき、本人の信念に基づいて、自由、活発に行われるべきものです。同時に、議員の発言は、言論の品位を定めた地方自治法第132条に沿うことはもちろん、事実に基づいて行うことは最小限の責務です。

ところが、上野正之議員の以下指摘する発言は、その趣旨に基本的矛盾があり、同じ議会で発言のその趣旨が二通りに解釈されるものであり、いったい上野正之議員の発言の趣旨はどちらなのか、他の会派の議員にとっては理解しがたいものです。また、事実無根の発言もあり、看過できませんので、以下問題点を指摘し、上野議員の見解を求めるものであります。

第1は、6月26日の本会議における一般質問の福祉問題です。ここで上野議員は、小樽市重度身体障害者見舞金支給条例の見直しとか、ふれあい見舞金につきましては、「対象世帯の見直しなど考える必要がある」、また、ふれあいパス事業については、「この制度を廃止することによって」などと発言しておられます。これらの発言は、福祉制度の見直し、削減、廃止の意味であることは論をまちません。

ところが、7月2日の予算特別委員会で、上野議員は「私は決して一般質問で廃止だとか弱者を切り捨てなんて一つも言っていない」と弁明しています。これは明らかに一般質問で主張したみずからの発言を否定するもので、聞いていたほかの議員は、上野議員の主張はいったいどちらなのかと疑問を持ったのは当然のことです。一般質問と予算特別委員会の質問は、明らかに福祉の具体的事業で、これを否定するのか肯定するのか、どちらにもとれるわけで、議会でこんな無責任な発言は許されません。上野議員の真意はどこにあるのか、明らかにする責任があります。

第2は、小樽市にとって市立病院の必要があるのかないのか、上野議員の主張が矛盾している問題です。7月7日の市立病院調査特別委員会での上野質問は、小樽市には市立病院が不要と明確にとられる発言をい

くつか行っています。「札幌市立病院と小樽は、約20分間でもうつながっています」とか、「小樽市もメンツが」、「市立病院一つ持てない市であるという外聞もじゅうぶん私も持っています」とか、「30年後のことを考えた場合に、今、この計画」、これは病院調査特別委員会に報告された基本構想のことですが、「これをもう一度見直していくか。今だったらまだできる、設計屋には頼んでいない」など、その他いくつかあります。これら一連の発言は、上野議員は小樽に市立病院は要らない立場からの質問と、聞いていた方はだれもが判断しました。だから、市長も答弁で、「上野さん、どちらかというと、病院は要らないという立場だと聞いています」と言っていることでも明らかであります。

ところが、直後の二度目の質問では、「本当に性根を入れて、この病院問題やっていかなければならないのではないかと考えております」と、病院建替えの決意を表明し、あわせてすぐ「何か私のさきほど一番先に言ったことと、最後はちょっと裏腹でございますけど」と、みずから矛盾した態度であることを認める発言までしています。だから、他の委員から「どっちがどっちなのだ」とやじられ、上野議員は「どっちがどっちと今日は結論出す場じゃございませんので」と逃げてしまったではありませんか。小樽市にとって市立病院の建替えは重要課題で、各議員の皆さんも、財政難の折、どうしたら市民の負託にこたえられるか、七転八倒して取り組んでいるのです。こういうときに、上野議員が市立病院が必要とも必要でないとも基本的立場を二つ持つなど、不謹慎極まりありません。いったいどちらの態度なのか明らかにすることは当然のことです。

以上、二つの問題で、みずからの態度を鮮明にすることと、みずからの態度に反するくぐりや間違いであることを明確に表明していただくことを求めるものです。

第3は、7月2日の予算特別委員会、厚生所管事項の審議のときの質問で、我が党の古沢議員から、先ほど引用した上野議員の福祉切捨てなどの問題で批判が行われたことに関連して、上野議員は「私の一般質問のことがこのように論議されたということ、私は決して共産党から出たからこれはだめなんて思ってません。やはり議会は論議する場所でございますので、なかなかこういうことが論議を、今まで私は市民と見てしていなかったのではないかと断定的に発言し、古沢議員が上野質問を問題にしたことへの不満を述べた上、「この問題はやはり理事者と議員が議論していかなければいけない」とまで言い切っています。このくぐりは、小樽市議会で、これまで福祉問題で理事者と議員が議論してこなかったと断定しており、事実誤認も甚だしいもので、席を同じくする議員として絶対に看過できません。一市民ならまだしも、有権者の審判を受けて議員となった以上、発言は事実に基づいて行うことは最小限の義務です。

小樽市議会では、これまで党派の違いを超え、賛成・反対の立場の違いはあっても、福祉全般にかかわることはもとより、個別事業でもそれぞれの立場から市長をはじめ関係理事者への質問が行われ、また議場において各党で活発な議論が交わされてきたことは厳然たる事実であります。このことは、この議場におられる議員の皆さんはご承知のとおりです。しかも、上野議員が所属するれいめいの会は、選挙後の議会構成の各党世話人会で、2人会派を交渉団体として認めるか否かで意見が分かれていたとき、みずから交渉団体なくともいいと意見を述べ、代表質問権などを放棄したではありませんか。議員として本会議で市長提案に質疑しないでもいい、議員の最も重要な権利を投げ捨てておいて、他の議員が福祉問題で議論していないなどと言える立場でしょうか。しかも、事実反して、これまで福祉問題で小樽市議会で議論がなかったことのように断定し、議論しなければいけないと、れいめいの会以外の他の会派の議員が上野議員に説教される筋合いは全くありません。事実無根の発言は撤回する以外にありません。

あわせて、これまで福祉問題で発言されてきた議員に対する、まことに無礼な発言であり、謝罪することは当然のことですから、このことを要求し、皆さんの賛成をお願いし、提案理由の説明を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 本動議については討論を省略し、直ちに採決いたします。

本動議に、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、本動議は可決されました。

上野議員の入場を認めます。

(4番 上野正之議員着席)

議長(中畑恒雄) この際、上野議員から発言を求めます。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 4番、上野正之議員。

4番(上野正之議員) れいめいの会の質疑の中で、賛否のわかりづらい箇所があったとのご指摘がありましたので、お答えいたします。

一般質問において、重度身体障害者見舞金支給条例の見直しは必要と思います。ふれあい見舞金は事業開始後15年が経過しており、対象世帯の見直しなどを考える必要があると思います。

ふれあいパス事業は、もしこの制度を廃止しても、多くのお年寄りはこの小樽の財政危機状態を考えた場合、ご理解してくれると思いますと発言いたしました。

新市立小樽病院構想につきましては、この規模の病院建設には、現在、納得しておりません。

以上、私の発言の真意であります。

福祉の問題に関して、私がこれまでこうした議論がなかなかされていなかったというのではないかと発言いたしました。議会における経緯を正確に認識しておりませんでした。

以上、私の質問の組立てや言葉足らずのため、ご迷惑をおかけいたしましたこととおわび申し上げます。以上です。

議長(中畑恒雄) この際、議長より申し上げます。

議会における議員の発言につきましては、重みのあるものであり、取消しといったことのないよう慎重な対応が求められますので、今後ともじゅうぶんご留意願います。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 6月24日、本会議での北野議員の再質問に対する答弁の一部を訂正させていただきます。

日本政策投資銀行がマンションの建物・土地に設定した質権を実行し売却代金を取得したことについて、3月3日の債権譲渡以降、市が銀行側に対して何らかの申入れを行っておりませんので、申しわけありませんが、答弁中、「これらの点については」を「質権を実行したことについては」に訂正させていただきます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

22番(北野義紀議員) ただいまの市長答弁の訂正は、私の再質問をよく聞いていなかったとしか思われません。私が聞いたのは、3月3日の政策投資銀行とボスフルの債権譲渡契約で、マイカル小樽から手を引いてしまい、同時にマンションの建物や土地などの売却代金、本来ならOBCの再建に使うべきお金を持ち去ってしまったことを指摘し、こういうやり方は銀行として道義的に許されない行為ではないか、こういうやり方に市長として一言あってしかるべきではないかと質問したのです。

これに対して市長は、「申入れをした」と答弁しました。ところが、今の答弁訂正のように、「申入れは行っていなかった」と、180度違う答弁です。再質問に対する答弁でしたから、私は政策投資銀行の道義にもとる行為に、市長も意見を述べたと判断し、この問題では再々質問をしませんでした。ところが、事実は全く逆でした。私の追及の矛先をかわしたとしか思われません。全くひどい話です。これに市長はおわびの一言もありません。議会に対して、白を黒と答弁したのと同じであり、謝罪するのは当然のことではないでしょうか。

しかも、この答弁で、市長は重大なことを議会に報告していなかったことも明らかにしています。それはマンションの売却代、土地の売却代に、政策投資銀行は質権を設定し、持ち逃げの準備をしていたという問題です。質権設定は昨年のものでありますから、今年2月18日の市街地活性化特別委員会に報告すべき重要な問題であったわけです。政策投資銀行は、マイカル小樽のメインバンクとして小樽ベイシティ開発の再生計画の相談に乗り、再生計画案をみずから了承し、裁判所の許可を受けていたものです。それにもかかわらず、みずからの責任を放棄し、マイカル小樽の再建を投げ捨て、あまつさえ本来マイカル小樽の再建に役立つべきマンションや土地の売却代を持ち逃げしてしまいました。OBCは、この7月3日に再生権者の弁済に充てる4億3,000万円の財源として当てにしていたものです。これをとりあえずOBCは財源手当をしましたが、自転車操業みたいなもので、近い将来、また同じお金の工面をしなければなりません。

市長は、マイカル小樽再建に全力を尽くすと公約し、金融支援はできないが行政としてできることは支援していきたいと、再三決意を表明していました。そうであるならば、質権設定の段階で議会にも報告し、政策投資銀行の道義にもとる危ぐをただしていくことが必要ではなかったのか。私は市長とマイカル問題ではスタンスは違いますが、市長の立場、マイカル推進の立場からいっても、市長としてやるべきことをやっていない、真面目に再建に努力していないということを指摘し、発言といたします。

議長(中畑恒雄) 日程第1「議案第1号ないし第13号及び第15号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)(拍手)

議長(中畑恒雄) 26番、小林栄治議員。

(26番 小林栄治議員登壇)

26番(小林栄治議員) 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

一般会計補正予算において、財源として固定資産税と都市計画税の滞納繰越分を合わせて5億3,000万円計

上しているが、現在の経済不況の下では、税の伸びや収納率の向上は期待できないと考える。また、固定資産税の過去5年間の滞納繰越分収納実績は1億5,000万円程度にとどまっており、平成14年度の決算見込みが約2億8,000万円と高いのは、マイカル小樽の固定資産税が含まれているものと思われる。

5億3,000万円を徴収するためには、これまで以上の努力が求められることになり、達成は困難と考えるがどうか。税の滞納額の計上にあたっては、達成困難と思われる数値を用いるのではなく、地方財政法第3条の原則に基づいて算定したものをを用いるべきではないか。

除雪費については、9億円の補正予算が提案されている。平成11年度までは降雪量と比例していたが、それ以降は降雪量に関係なく、9億円前後で推移している。厳しい市財政の状況を踏まえてのことと思われるが、市民生活に重大な影響を及ぼし、事故にもつながりかねない除雪費を抑制するのではなく、市民にできるだけ影響を及ぼさないような形で創意工夫し、財政健全化を図るべきと思うがどうか。

本年8月からの住基ネットの本格稼働に伴い、取扱手数料の予算が提案されているが、1件当たり500円とした根拠は何か。同額の手数を徴し、昨年から実施している市民証と一体化できないのか。

また、市の個人情報保護条例は平成2年に制定されたもので、自治体の情報の電算化に対応したものである。住基ネットの本格稼働に対応する新たな条例を制定し、市民の情報を保護する必要があるのではないか。

学校図書については、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、その目的達成のため、14年度から5か年間にわたり、総額650億円もの地方交付税が予算づけされている。そうした状況にありながら、本市の予算に目を転じれば、学校図書館図書整備費は減少傾向にあり、低額にとどまっている。市財政が窮地に追い込まれている現状とはいえ、未来を担う子どもたちの教育にとって欠くことのできないものであり、増額に向けた検討を行ってしかるべきと思うがどうか。

職員の人件費削減について、市は全職員平均での影響額を算定するにとどまり、年代別の影響に対するの考慮をしていない。しかしながら、子育てや住宅ローンなど、世代に応じた生活設計があるはずであり、当然、年収減の影響も異なると思うが、なぜそのことを念頭に置いた試算をしないのか。また、昨今、安易な借入に起因する事件が報道をにぎわしている現状にかんがみ、職員が当事者となる事件が1件たりとも発生することのないよう、じゅうぶんな指導を行ってほしいと思うがどうか。

市財政の健全化に向け、市職員の給与月額引下げなど、人件費の削減が検討されているが、市民の間からは、満60歳の誕生日を迎えた年度の3月末日まで在職できる退職制度に対しても、定年に達した時点で即退職となる民間企業に比べ優遇されているとの指摘もある。市長は、従来の考えにとらわれず、大胆な構造改革を進めるといふのであれば、民間の企業が置かれている厳しい状況にも配慮し、60歳に達した月の翌月から年度末までは嘱託職員の報酬程度の額を支給をすることを今後検討する考えはないか。

常設の住民投票条例については、愛知県高浜市が全国に先駆け制定し、投票資格者に20歳未満の若者や永住外国人を含めるなど、先進的な内容となっている。本市には、運河問題や築港ヤード問題などを通じて培われてきた市民と行政との対話の歴史があるというが、そうであるならば、市政への市民参加を具現化するためにも、同条例の制定を模索すべきと思うがどうか。

市町村合併については、合併特例法による国の財政支援を受けられる期限まで2年を切り、市民合意を得るなどの諸準備を行うためには、もうぎりぎりの時期に来ていると思うが、市長は合併についてどう考えているのか。

石狩開発株式会社の民事再生計画が認可された結果、従来、同社が負担していた簡易水道の開発者負担金

が廃止されることになるということである。今後、この分をどこが負担するかについて北海道と協議することであるが、平成15年度予算に既に水道建設費2,500万円を計上しており、なし崩し的に市が負担させられるおそれはないか。また、新体制移行後も、市長は同社の取締役役に就任することであるが、新たに出資を要請された場合、どう対応するのか。厳しい経済環境の下、今後土地がどんどん売却できるという見込みもない状況では、2次破たんも考えられることから、慎重に対応すべきではないか。

石狩湾新港中央地区3工区について、元金の償還期間は平成18年度から3か年で、小樽市の単年度負担額が約3億6,000万円になる。母体協議の中で、負担を増加させないよう償還期間延長を働きかけていきたいというが、北海道や石狩市も同様の考えなのか。また、西地区の荷役機械については、利用者との最終協議が整うまでの間は、事業に着手しないよう新港管理組合に申し入れているとのことであるが、みずから提案して議決を得た調査費の執行も凍結するということが。

石狩開発株式会社の民事再生計画が認可されたが、土地が売れなければ2次破たんのおそれがある。同社や新港管理組合が入居している石狩サポートセンタープラザの土地、建物の担保権者は日本政策投資銀行であり、OBCの二の舞にならぬよう、じゅうぶん注意する必要があると思うがどうか。

「消防署所及び職員の適正配置計画」に基づいて、花園出張所の職員を10人も削減した結果、従来の2台出勤体制を維持するために、ポンプ車については、日中は本部職員で対応し、夜間・休日は同出張所管内に居住する本部職員を除く非番の職員で対応するという庁達を出している。この結果、通常火災消火活動のために特定の職員が待機形で拘束されることになり、労働強化にもつながる問題である。庁達を速やかに撤回し、職員の削減については考え直すべきではないか。

北海道消防操法大会は、消防団員の技術向上と士気高揚を図るため昭和47年から実施されているが、今年は各分団からの選抜で参加予定であり、現在、鋭意訓練中と聞く。しかしながら、会社勤めの方々などは参加しにくいと、消防団として勤務先に協力要請を行ってほしいがどうか。

また、本市消防団は、地域に根差し120年の歴史と伝統を誇るが、最近では団員の減少や高齢化とともに自営業者の減少、若い世代の意識の希薄化などの諸課題を抱えている。消防団が地域防災活動のリーダー的役割を担っていくためには、市消防本部とさらなる連携が必要と思うがどうか。

教員の勤務時間については道の条例等で定められているが、本来、拘束時間であるはずの休息時間を勤務時間の初めと終わりに15分ずつとり、出退勤の時間に充てるのが恒常化している実態にあるのではないかと。そうであるならば、実質7時間半の勤務で、8時間分の賃金を得ていると言わざるをえない。また、45分間の休憩時間に外出し、引き続き休憩時間にも職場に戻らず、結果として1時間早く退勤する教員がいるやに聞くが、休憩時間内に戻るのが原則ではないのか。市教委は、そのようなことがないように校長会を通じ指導しているというが、実態を把握した上で、市民から疑義を抱かれないよう徹底すべきと思うがどうか。

小学校の教育課程については、学習指導要領に基づき、各学校長が編成したものを市教委が精査し、指導・助言を行っているというが、校長と市教委の間で書類上のやりとりが行われているにすぎず、学校全体での意思統一がなされていないとの懸念がある。例えば、文部科学省から昨年各学校に配布された「こころのノート」は、父母から、全く活用されておらず、子どもたちにじゅうぶんな道德教育がなされていないとの指摘がある。明日の小樽を担う子どもたちを育てるためにも、基礎学習として道德教育を充実してもらいたいと思うがどうか。

学校評議員制度については、現在、開かれた学校運営を目指すため、市内の小中学校各2校において、学

校・家庭・地域社会の連携の下、試行を行っていると思うが、市教委は全校での実施時期をいつからと考えているのか。また、評議員は、地元町内会、PTA、民生児童委員、地域のスポーツ関係者などで構成されているというが、具体的にはどのようなことを検討しているのか。さらには、その提案などは、どのように学校運営に反映され、活用されているのか。

市内小中学校の校舎の維持・管理については、ひっ迫する市財政から最小限の応急処置にとどまっているのが現状である。その方向性をどのように考えているのか。将来の全面改修時期を見据えた長期的な視点に立った上で対応をしていかなければ、結果として、せっかくの補修が無駄になってしまうことも予想されるのではないのか。思うに、さまざまな生活環境の中で、学校現場の整備は後回しとなり、遅れをとっている感を禁じえない。子どもたちにとって、学校は重要な生活の場所の一つであると認識し、可能な限りの手だてを講じることこそが、行政としての責務であると思うがどうか。

交通記念館にある旧手宮鉄道施設の機関車庫3号は、建物の老朽化により倒壊のおそれがあるため、今春のオープン以来、公開を取りやめている。しかしながら、国の重要文化財に指定されている同車庫は、訪れる多くの修学旅行生にとって、いわば展示の目玉的存在である。事故防止の観点から内部を公開していないことは理解するが、入館者に配慮して入館料を減額することや、車庫内の大勝号、レールバス、1号除雪機を屋外から見えるようにすることなどを検討するべきと考えるがどうか。

健康増進法には受動喫煙の防止に関する規定があるが、市が管理する施設において適切な措置を講じていると言えるのか。一部では分煙が行われていても、煙が喫煙所の外へ流出することへの苦情の声があったり、施設本来の目的からして、喫煙所の設置自体がそぐわないと思われるところもある。市民の健康を守る観点から、市としては、禁煙の普及や分煙場所での完全な排煙の徹底など、受動喫煙防止に向け、鋭意取り組むべきと思うがどうか。

本市の第2次産業は、そのほとんどが製造業であるが、就業者数は減少の一途をたどり、先細りの感は否めない。一つの業種が落ち込むと、それまで培われていた技能の飛散につながると考えるが、市は国の検定制による技能士等の資格者数を把握しているのか。また、本年9月からものづくりに関するさまざまな催しが予定されていると聞くが、作品の系統的展示や市内に点在する工房、作業所への見学者誘導を含めて企画し、伝承の業を切り口に本市産業全体の発展を目指してもらいたいと思うがどうか。

昨年、都通りのアーケードがリニューアルされたが、都通り商店街は小樽駅の近くにありながら午後7時には各店舗がシャッターを閉めてしまうため、観光客からも買い物や食事ができないとの苦情が寄せられている。商店街の活性化や観光振興の観点から、閉店時間の延長など、夜のにぎわいづくりが必要と思うがどうか。

中心市街地にある商店街や市場の空き店舗の状況は調査し、実態を把握しているが、郊外部の状況は調査が行き届いていない。市場についても空きコマだらけで、生鮮3品もそろえられず市場の体をなしていないところもある。大型スーパーの進出で商店街そのものがなくなってしまうたり、空き店舗を生じて苦戦しているところも多いが、なぜ調査しないのか。

観光は、その波及効果を含めると2兆円とも言われる一大産業である。そうした中、北海道経済産業局では、経済の活性化を図るため観光ベンチャーの創出を打ち出したが、市内で参入を希望する事業者をどのように把握するのか。また、市内に観光ベンチャーとして、既に事業展開をしている具体的な例はあるのか。産業の振興と観光の発展のためには、観光ベンチャーを今後さらに育成する必要があると思うが、国への働

きかけを含め、市としてどう取り組むのか。

潮まつりや雪あかりの路などについては、市民が主体となり実行委員会などを組織し、市も関与する中で行われ、観光客の集客に効果を上げている単発的なイベントがある。その一方で、市内には、天狗山や毛無峠からの眺望、風光明びな海岸線などといった恒常的に存在するものも多数ある。こうした観光資源を有効に活用し、よりいっそうのPRを行うなどといった手法で、本市が目指す宿泊滞在型観光との連動策を模索していくべきと思うがどうか。

市内有数の景勝地で国定公園にも指定されている祝津の海岸線に位置する旧ホテル天望閣は、現在、新しい所有者が営業開始に向け建物の改修を行っている。この工事で拡大される浴場の排水処理については、既存の設備を再利用して行うというが、その管が急傾斜地に設置され老朽化している現状にかんがみれば、完全な修復には困難が予想される上、外部からの目の届きづらい敷地内で行われることだけに、適切な処理への懸念は払しょくしがたい。市としては、不適切な排水が行われることが絶対にならないよう監視するとともに、関係者に対し積極的な指導に当たる責務があると思うがどうか。

俳句ポストについて、当初はかなりの数が設置されていたが、現在はわずか6か所となっている。年間、多数の投稿があるのに、減少しているのはなぜか。また、南小樽駅の高架下に壁画を挟んで入選作品を掲出しているが、壁画の汚れがひどくなっており、改善する必要があるのではないか。ボランティアが名乗りを挙げた場合、材料費や足場代程度は市が負担できないか。

必要な知事の認可を得ず、市が適合通知書を交付したことで問題となった赤岩2丁目の森林伐採について、その後、事業者に対し今後の留意点を文書で伝達したというが、郵送したのは再三の呼出しに応じなかったからではないのか。最近、事業者が昨年伐採した木を整理しているとのことであるが、これは次の段階へ移行するための準備ではないか。当初、家庭菜園ということで届出がされているが、他の目的に転用されるおそれもあり、今後、監視を強化し、適切な指導が必要と思うがどうか。

港湾の管理体制については、平成13年の高級RV車密輸事件を契機に、ゲートやフェンスを設置するなど強化が図られているが、その後、特に目立った犯罪は発生していないのか。また、銃器密輸等の事件はほとんどが表面化するものではなく、仮に本市観光の目玉である運河において、一般市民や観光客が巻き添えになるようなこととなれば、観光に与えるダメージははかり知れない。市は、関係機関との連携を密にし、早急に対策を講じるべきと思うがどうか。

小樽港第3ふ頭は、運河などの観光スポットに隣接し、小樽駅からの距離も約800メートルと中心街から近く、中央通の拡幅によりますます利便性が高まっており、客船の誘致に絶好のふ頭ではないか。しかしながら、昨年、客船「飛鳥」が寄港した際、飼料関係の荷役作業が行われていたため、乗降船客に迷惑をかけたと聞く。第3ふ頭の立地条件を生かし、関係機関や港湾業界と連携し、港湾施設の集約や整備を行う必要があると思うがどうか。

厳しい市の財政状況から聖域なき見直しを行う中、重度身体障害者見舞金については、来年度以降、現状の事業内容のまま継続することは極めて困難であるとし、ふれあい見舞金については今年度から廃止となっている。また、ふれあいパス事業についても、従来と同様の制度内容での継続は困難としているが、これらの制度の対象者には経済的に余裕のある人がいる一方で、支給を心待ちにしている人も多い。一律的に結論づけるのではなく、個々の置かれている状況にも配慮をした検討が必要と思うがどうか。

今定例会の一般質問に対する答弁で、問われてもいない生活保護患者等見舞金について廃止する旨の発言

があった。これは条例化されていないとはいえ、長年存続してきた、いわば事実上の制度である。廃止の可否については議会の審議を仰ぐべき性質のものであり、事前説明すらなく、市長の裁量権の範ちゅうでの単なる変更事項と安易に考えることなどは、言語道断である。市としては、このような一方的な弱者切捨ての考えを即刻撤回の上、現状に戻し、議会の議論に付した上で結論づけるのが当然であると思うがどうか。

ヒグマ等の有害駆除の担い手が減少している中、北海道において、現在、後継者対策を検討中であり、近くそれが示されると聞かすが、市としてどのように対応していくのか。本年4月から6月までのカラスの駆除数が、昨年同期に比べて減ってきているのは、鳥獣保護法の改正に伴い、それまで切断処理した足をもって確認していたが、本体をもって確認することになり、駆除者が個々に廃棄物処理場に持ち込むこととなったのが要因と考えるがどうか。カラスの駆除実績を上げるためにも、新たな持込み方法を検討してはどうか。

保育所の運営費における公・私格差は大きく、50人規模の保育所を比較すると、人件費や管理経費は約1,000万円、30歳の保育士の年間給与においても約120万円公立が民間を上回っている。また、入所児童数は、公立が定員割れとなっている一方で、民間は定員を超えている現状を見ると、今後、順次、民間に移行していく時期に来ていると思うがどうか。

小樽市の保育料は、国の基準を40パーセント程度下回っているが、過去3年間における毎年度の滞納額は1,000万円程度となっている。小樽市の財政がひっ迫している中、滞納額を減らすため、保護者が保育料を納めやすい方法の検討や滞納分の徴収方法の検証を行うべきと考えるがどうか。

介護保険料については、減免認定者が減少している一方で、滞納が増加傾向にある。これは、もともと納入困難な低所得者を救済しきれていない減免制度に原因があるのではないかと。高齢者の多い本市にあっては、今後のさらなる滞納増加が懸念されることから、市民の側に立った制度の確立が求められていると思うがどうか。

ごみの収集業務については、市直営の1トン当たり単価が民間委託と比べて約3倍であり、この格差は10数年前からほとんど縮まっていない。これは民間に比べ、従事する職員数が多いことや給与が高いことに起因するのではないかと。今後、費用対効果を厳しく見直し、単価を引き下げするため、民間委託を積極的に進め、経費の節減を図るべきと思うがどうか。

事業系一般廃棄物の収集については、各事業所で業者と契約するか、少量の場合は市指定ごみ袋を利用することとしているが、いずれかの方法をとっているのは、対象となる事業所のうち3分の1程度にとどまっている。特に小規模事業所が生活系一般廃棄物として排出することのないよう、制度についてのさらなる周知徹底が必要と思うがどうか。また、山間部などに冷蔵庫などの不法投棄が後を絶たない状況であるが、観光のまちのイメージを汚さないためにも、市民啓発とパトロールを強化し、発見した場合は速やかに処理する必要があると思うがどうか。

小樽駅周辺の市営駐車場については、特に駅横駐車場の利用が低調に推移している。これは案内表示板が小さく、利用者にわかりづらいことが原因ではないのか。さらに、月決め料金についても、周辺の民間駐車場の平均金額は1万2,000円であるが、駅横駐車場は1万8,000円と高額である。多くの市民に市営駐車場を利用してもらうためには、料金設定見直しに向けた検討をすべきと思うがどうか。また、現在、市民センターの駐車場として利用されている土地開発公社保有地については、同センター利用者以外が終日駐車しており、本来の役割を果たしていない。市民センター利用者に整理券を発行するなど、適正な利用が図られるよう対策を講ずるべきではないのか。

小樽駅前広場、グランドホテル前、長崎屋裏のタクシー乗り場について、小樽ハイヤー協同組合から道路占用料を徴収しているが、このような例は、道内では苫小牧駅北口のタクシープール以外になく、車道の占用例もないことから法的根拠に欠けるのではないかと。徴収額についても、市が定めるほかの占用物件や苫小牧市の例と比較しても数倍にもなっている。過去の複雑な経緯があるとはいえ、早急に考え方を整理し、適正な料金設定を検討しなければならないと思うがどうか。

道路公団は札幌自動車道の高架橋耐震補強工事を進めているが、改修が必要な15の橋のうち、民家や病院に近く未着工のものが七つあるという。市民の安全確保の見地から、市としては早期に着手するよう公団に要望する責務があると思うがどうか。

また、若竹高架下の小樽市若竹駐車場は、公団から用地を借り上げて運営している。そもそも付近の急坂な地形での路上駐車を危険視した地元の要望にこたえ、市が設置したものであるが、利用台数の減少により、市の負担が増大してきていると聞く。高架橋補強工事期間中は、駐車場を閉鎖するというが、再開する際には、市の財政負担軽減のため、賃貸料の引下げ方について相手方と鋭意交渉するべきと思うがどうか。

土砂の流出などによる恩根内川の水質汚濁について、市は今後どのように管理を行っていく考えなのか。これは水が流れ込む勝納川に影響を及ぼしかねないことだけに、軽視できない問題である。国にあっても、川を可能な限り本来の姿に戻し、親水性を高めるべく改修を進めており、真に市民に潤いを与えられるものとなるよう、市としては支流の維持・管理について積極的に取り組むべきと思うがどうか。

公園整備において、市はこれまで市民の意見をあまり取り入れてこなかったと思うが、市長公約の「協働」という理念からすれば、今後、当然に市民参加の場を設けていくべきではないか。自分たちがつくった公園との意識が生まれれば、市民はその公園に愛着と責任を感じるようになる。例えば、先日、火災が発生した潮見台公園についても、まるで放置されたかのような状態となっている。しかしながら、この場所は高台にある景勝地であり、歴史的建造物が隣接するなど、観光名所ともなりうる土地である。ぜひともパークゴルフ場の設置を含め、地域住民が望む形で整備してもらいたいがどうか。

篤志家から市に寄贈された長橋1丁目の土地については、雑草が生い茂り、オートバイなどの不法投棄が行われている現状にある。これは寄贈者の志をおもんばかれば見るにたえないのではないかと。さきに提案したパークゴルフ場としての利用は、駐車場の確保や周辺道路状況などから難しいというが、そうであれば市としては、地域住民の方々に喜んで利用していただける他の活用方法を一日も早く検討しなければならないと思うがどうか。

市営住宅については、市内に41団地、3,600戸余りがあり、今後も再生マスタープランに基づき整備が進められるというが、最近の新聞報道では、都道府県が主体となる公営住宅の家賃滞納額が200億円を超えており、この5年間で49億円も増加しているとのことである。本市の滞納状況は、どうなっているのか。

若年者向け共同住宅建設等補助制度について、昨年度は利用実績がなく、今年度も現在まで1件にとどまっている。この制度の活用を促進するためには、小樽駅周辺に限定されているエリアを拡大するとか、本州に見られる若年者向けのデザイナーズマンションも地価が安い小樽で建設される可能性が高いことから、対象とするなど、より付加価値を高めてはどうか。また、若年者定住家賃補助制度については、いまだにじゅうぶん知られていないようだが、市外からの転入を促進するため、不動産関係者を通じて周知してはどうか。

水道局は、5月から現在の市のホームページの掲載内容を図解入りにししたり、トラブル発生時の対応を一問一答方式にするなど大幅に更新したが、市民の反応はどうか。最近、水道局の名を語り高額な代金を請求

する悪質な訪問販売も多発しており、ホームページで注意を喚起する必要があるのではないか。また、市のホームページには、市民が一番知りたがっている除排雪に関する情報も掲載すべきではないか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号、第4号、第5号及び第8号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、いずれも可決と全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号、第4号、第5号及び第8号は否決の討論を行います。

議案第1号一般会計補正予算には、我が党が要求してきた障害児の放課後児童クラブ開設予算や、70歳以上の高額医療費支給申請の簡素化の予算、また昨年の女性議会で提案のあった「子どもの国にバリアフリー対応」のトイレ新設の予算など、市民要望にこたえている点は賛成できます。

しかし、予算編成において、収入見込みのない固定資産税・都市計画税の滞納繰越分を組み入れたことは問題です。既に固定資産税と都市計画税の滞納繰越分は、3月議会で合計2億1,740万円予算化され、納入が見込まれています。滞納繰越分は担当職員の努力にもかかわらず全額回収は厳しく、13年度決算でも1億6,813万円程度しか回収されておりません。

このようなことから、補正予算は歳入欠陥になるおそれがあり、結果として、市民に対してこれまでよりいっそう厳しい取立てが懸念されることなど問題が多々あります。

しかも、長年、制度として確立してきた「ふれあい見舞金」、生保受給者の入院見舞金の予算も、議会にも諮らず打ち切ろうとしました。我が党の古沢議員の質問により生保見舞金夏分については支給されることになりましたが、今後も財政健全化を理由に福祉切捨ては認められません。

こうした一方、石狩湾新港には、18年度以降、3億6,000万円の新たな負担にこたえようとしていますが、小樽港の衰退と財政悪化の原因ともなっている石狩湾新港負担金はやめるべきです。

議案第4号及び第8号は、中央通地区土地区画整理事業にかかわるものです。この事業も本年度で終了ということですが、平成11年につくられた「街なか活性化計画」に示されている中心市街地活性化の意義で、人口の減少、地域産業の低迷、購買力の市外流出など懸念されています。中央通の区画整理事業では、建設業3件、卸売業4件、サービス業12件、小売業10件など、56件の地区外転出が起きており、人口の空洞化、また、地域に根づいてきた企業や商店の後退などを来していると言えるのではないのでしょうか。

また、当初予定していた車道を利用してのイベント、公共施設建設も計画倒れになっています。広い車道と中央分離帯で、まちが二分された感否めなく、小樽らしさがなくなってしまったという観光客の意見もあるということも指摘しておきます。

議案第5号は、住民基本台帳カード交付にかかわる手数料を定めたものでありますが、我が党は住基ネッ

トには市民のプライバシー保護のため反対してきました。住基ネットに対する国民の不信は払しょくされず、住基ネット稼働後も、新たに東京都中野区や国立市でネットを離脱しております。

小樽市においても、稼働直後、住基ネット反対は39人から45人に増え、内容の問い合わせも211人から224人と、減るどころか増えている状況にあります。国の中央情報センターに、収入や財産、思想や病歴まで個人情報が集められ、政府によって国民監視の道具にされかねない住基ネットに反対の立場から、カード発行は認められません。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いして、討論といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号、第4号、第5号及び第8号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 15番、大竹秀文議員。

(15番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

15番(大竹秀文議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

社会体育課職員の不祥事について、3月に発覚しているながら、現時点においても依然としてその全容は明らかにされていない。あまりにも時間がかかりすぎているが、隠ぺいしようとしていたのではないか。3月に発覚してから、内部で事実関係を把握するため調査をしてきたというが、それがなぜ突然マスコミの報道という形で表面化したのか。また、体育指導員の積立金の支出は、年に二、三回程度しか必要がないとのことであるが、30回以上にわたり口座から引き落としが行われている。こうしたことをチェックできない体制にも問題があるのではないか。

以前、同様の不祥事が発生したことが市職員の倫理規程を定める契機の一つになったと思うが、再びこうした不祥事が発生しており、生かされていると言えるのか。不祥事を起こした職員のモラルの問題であることは言うまでもないが、再発を防止するためには、今回の教訓を生かし、管理職がきちんとチェックし水際で食い止める体制をつくる必要があるのではないか。

財政健全化計画について、平成13年度にスタートし、平成17年度までの計画となっているが、本年度はその折り返し点に当たる。遊休資産等の活用の促進がうたわれているが、ここ数年の実績はどうなっているのか。また、現在、約18億円ある資金基金の有効活用も今後検討すべきではないか。

7月6日現在の火災発生件数は48件と、昨年同期に比べ8件も増加している。中でも住宅火災は27件を占

め、昨年に比べ12件も増えている。、こうした現状を踏まえ、火災予防対策をよりいっそう強化する必要があると思うが、具体的な取組は行っているのか。

教職員のマイカー通勤が増えており、その駐車によって来客用の駐車スペースが確保されていない学校もあるが、問題ではないか。しかも、交通規制がされている通学路を登校する児童・生徒の合間を縫って教職員の車が通っている光景も見られるが、危険性も高く、児童・生徒を教育する立場にある者として配慮が必要ではないか。

財政の健全化の一環として業務の外部委託が検討されているが、学校給食調理場業務もその方向で検討しているのか。また、札幌市をはじめ、道内でも食べることの教育を意味する「食育」の取組が活発化しているが、学校給食の現状を理解してもらうため、保護者を対象とした試食会を開催するなど、本来の学校給食の在り方、食育の在り方について、今後どのような考え方で進めていくのか。

銭函小学校において、1、2年生20名が参加して学校図書の開故事業が行われたが、一般教員の参加はわずかに1名であったとのことである。土曜日ということで参加する教員が極めて少なかったというが、児童の成長を促す有意義な事業であり、教育委員会としても積極的に参加を呼びかけるべきではないか。

放課後児童クラブについて、今春も小学3年生が89名入会を希望したが、定員をオーバーした学校には待機児が相当数いるとのことである。夏休み明けでも入会が難しいとのことであるが、待機児が毎年出ている小学校については、30名の定員を見直すべきと思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第15号及び陳情第2号につきましては、採決の結果、賛成少数により議案は否決と、陳情は不採択と、それぞれ決定いたしました。

次に、議案第10号につきましては、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第9号及び所管事項の調査につきましては、議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、それぞれ全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、議案第9号は可決、議案第10号は否決、議案第15号は可決、陳情第2号は採択とする討論を行います。

議案第10号は、小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案ですが、景気低迷で市民の多くが生活苦の折、現行水準を引き下げる内容の条例案には賛成しかねるものです。

議案第15号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。世界の平和を希求する声の広がり、さきのアメリカ、イギリスのイラクへの武力攻撃に20世紀最大の反戦抗議行動が世界規模で起こったことでも証明されています。戦闘終結後3か月経過した段階で、このイラクへの武力攻撃の不当性が徐々に明らかになっています。アメリカ大統領は、一般教書演説で、フセイン政権がアフリカからウランを入手しようとしたと主張しましたが、その根拠となる文書がにせものであったことを米政府みずから事実上認めざるをえなくなっ

ています。

そのような中で、小泉内閣が虚構の証拠で始められた戦争を支持したばかりか、自衛隊を派兵して軍事占領に加担しようとしていることに、国民の8割が反対あるいは何とも言えないと危ぐを抱えています。

一方、核をめぐる、この間の情勢では、ブッシュ政権が2001年12月に中国を含む7か国を名指しで核兵器使用の対象とし、核兵器の先制使用政策を打ち出したことで大きな局面を迎えました。

今度のイラク戦争では、現実には核兵器の使用も選択肢とされました。核兵器使用の威嚇によって戦争を阻止するという、核抑止論が戦争を抑止するものではなく、戦争と抑圧のための議論であることが示されたものです。このような核抑止論に対しては、核廃絶を願う諸国政府からも鋭い批判が起きています。

日本原水協が8日、東京でイラク戦争後の国際政治と核兵器の廃絶の課題をテーマにしたパネル討論会を開催しました。核兵器廃絶を掲げる新アジェンダ連合の参加国であるエジプト、スウェーデン、両大使館の公使が参加しました。討論で、両大使はイラク戦争について、国連憲章に基づく世界の平和のルールを破って行われた違法なものであったことを指摘、国際紛争は軍事力では解決しないこと、核兵器廃絶のこの2点に国際平和の基礎があることを強調しています。

小樽市非核港湾条例の制定は、時宜にかなった要求であることを訴えます。この条例制定に異議を唱える会派の皆さんは、非核3原則を例にとり、外交、防衛は国の専権事項であることを理由にしています。

しかし、港湾施設の使用を認めるかどうかは、港湾の管理者である市長の権限です。キティホーク入港の際、随伴艦ビンセンスの港湾施設の利用を断り、そのためにビンセンスが入港できなかった前例が既にあります。住民生活の安全と福祉のために、港湾管理の適正な管理運営を図る責任において、核搭載可能な米艦に対し非核証明書の提出を求めるのは当然の義務であります。非核3原則は国会における国是であり、核を持ち込ませないという大3原則を外国に対して守らせるためにも、各自治体において条例による規制が必要です。

次に、陳情第2号ですが、国民が求める政・官・財の癒着の構造を断ち切ることや、特権官僚に手厚い待遇をやめさせる方向で制度を確立することが、今、求められていることを訴え、全会派の皆さんの賛成をお願いして、討論いたします。(拍手)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 1番、山田雅敏議員。

(1番 山田雅敏議員登壇)(拍手)

1番(山田雅敏議員) 自由民主党を代表いたしまして、委員長報告どおり、共産党提案の議案第15号小樽市非核港湾条例案は否決、陳情第2号は不採択とすることに、賛成の討論をいたします。

我が国は、「核をつくらず、持たず、持ち込ませず」の非核3原則を国是として、厳守して現在に至っています。

小樽市もまた国の方針にのっとり、米艦船などの核搭載可能艦船の小樽入港に際しては、外務省や当該国の大使館、領事館を通じて核搭載の有無を確認し、日米安全保障条約の下で核持込みに関する事前協議制度で話し合うことになっております。この事前協議がない以上、核の持込みはないと考えるのは、お互いの信頼関係の下、当然のことです。

また、日米安保条約第6条は、米軍による我が国の施設、区域の使用を認めておりますが、核を持ち込ませない方針は安保条約の事前協議制で義務づけられており、我が国の意思に反して核が持ち込まれないこと

が担保されているのは、皆さんご承知のことと思います。

これに対して、これまで何度も提出しておりますが、共産党の本条例案では、第3条第2項で核兵器不積載の証明書の提出を義務づけ、また、第3項では、証明書の提出がない場合には港湾施設を使用させないとしております。

そもそも外国艦船の日本への入港を求めるか否かは外交問題であり、外交権は国の権限に属するものであります。政府が核を搭載していないと外国艦船が我が国領海里内に入ることを認めているにもかかわらず、地方自治体が港湾施設の使用を認めないというのは、国の専権事項である外交の権限を侵害する行為となるものと考えます。

よって、小樽港湾区域に入港する外国艦船に、核不搭載の証明書の提出を求めるなどとの本条例案は全く必要がないものというのが我が党の立場であります。

また、陳情第2号について。

政府は、一昨年、公務員制度改革大綱を決定し、これに基づく公務員制度改革をスタートさせました。

我が党は、この改革を尊重し、それらを着実に推進することで本陳情の目的を達成することがじゅうぶん可能であると考え、本陳情は公務員制度改革大綱の撤回を求めているもので、とうてい賛成することはできません。よって、不採択を主張いたします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

16番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表して、議案第15号に関して委員長報告に反対し、提案されております議案に賛成する立場から討論を行います。

今から5年前、1998年の冬、小樽市内の教会に、市内の牧師や神父、大学の教授、そして福祉や環境、まちづくりなどにかかわる人々が集まり、小樽の平和について考える会が発足しました。そのきっかけとなったのは、1997年9月のアメリカ空母インディペンデンス号の小樽入港に対する強い危機感と、ふるさと小樽に対する強い愛着がありました。その後、会は2000年8月に「小樽非核平和条例を求める会」として正式に発足し、活動を開始しました。

日米安保条約を大きく変質させたとされる新ガイドラインの先取りと言われる民間商業港へのアメリカ海軍空母の最初の入港がされたまちである小樽、1960年以降を見ても、全国的に見てもアメリカ艦船の入港回数が多い港である小樽、こうした小樽の置かれている状況を見たとき、小樽港のなし崩しの軍港化に歯どめをかけるため、アメリカ艦船の小樽港入港を止めなければならない、そのように会の人たちは考えました。かつてインディペンデンス号の入港にかかわる議論の中、新谷前市長は小樽港が空母のたび重なる入港には賛成できない、小樽を拠点的に考えることにも賛成できないとの考えを示しております。この考えは、小樽にとって今なお踏襲される基本的な考え方だと思っております。

その後、小樽市が編み出したと言われております米空母入港に関して、またアメリカ艦船の入港に際しての3条件、つまり核兵器搭載の有無の確認、小樽港の一般民間利用への影響の有無、そして入港接岸の技術的な問題の有無、こうした小樽方式だけでは必ずしも小樽市民の不安の解消にはなっておりません。特に核兵器の搭載の問題は、不透明さを残したままであります。非核は、我が国の国是である「非核3原則」、そして小樽市が全道に先駆けて策定しております「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨からしても当然の立場です。

そうして、この「非核3原則」や「核兵器廃絶平和都市宣言」を、市長として、港湾管理者として守る立場に立ち、入港を希望するアメリカ艦船に非核の証明を提出、それを求めることができる根拠を新しい小樽市独自の条例によって市長に持たせることが必要だと考えます。証明を提出すれば非核が確認されますし、証明書を提出しないのであれば、条例により接岸を認めないことにより、市民の不安や核に関する不透明性はなくなります。

こうした趣旨の条例を市民の力を結集して実現しようと、小樽非核平和条例を求める運動が進められております。運動の盛り上がり背景に、小樽の平和を守る戦いが一歩でも前進する道を、今もなお多くの市民の皆さんが模索しております。小樽非核平和条例を求める会は、251人の賛同人と1万7,061人の署名を添え、2002年2月25日に条例の制定を陳情いたしました。不採択となっております。

小樽港は、2000年には再びアメリカ海軍の空母キティホークの入港が行われました。さらにアメリカ海軍のブルーリッジ、ジョン・S・マッケインなどの入港が続いております。

また、国内を見ると、97年の新ガイドライン制定後、99年の周辺事態法制定、2001年の反テロ特措法の制定、そして今年3月には有事関連3法案が制定されるなどの動きが続いております。

こうした時代に、自治体として市民の身体・生命・財産を守るために、そのためには確固とした平和行政の推進が必要です。姉妹都市提携など、自治体の平和外交の推進、独自の小樽市内における平和行政の推進、それとともに小樽港の軍事利用を許さない取組が、今、求められております。

議案第15号の小樽市非核港湾条例案は、平和な商業港として、そしてまた観光都市としての小樽の発展のため必要なことと考えます。

議員各位の賛成を心からお願い申し上げまして、議論を終わります。ありがとうございました。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第15号及び陳情第2号について、一括採決いたします。

委員長報告は、議案は否決、陳情は不採択でありますので、原案について採決いたします。

議案は可決と、陳情は採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、議案は否決、陳情は不採択と、それぞれ決しました。

次に、議案第10号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

（32番 佐藤利幸議員登壇）（拍手）

32番（佐藤利幸議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本市の夏のイベントを代表する潮まつりについて、市として新たに考えていることはないのか。例えば、潮音頭の新しいスタイルの創出や、小樽駅から第3ふ頭へと続く中央通におけるイベント企画の検討などはできないものか。市としては、歴史あるこの祭りのさらなる発展に向けた方策について、今後も鋭意模索する必要があると思うがどうか。

今年度の観光振興に関連する予算は、機械的に一律減額された感を受ける。予算配分については、ひっ迫する市財政全体の中でのバランスを考えた上で判断したとはいえ、それぞれの事業内容をじゅうぶん精査した上での取捨選択があつてしかるべきではないのか。現在、観光基本計画策定作業を進めるなど、観光施策に取り組む本市としては、市民の目にもわかるような姿勢で事に当たることこそが求められていると思うがどうか。

本市における職業訓練指導員及び技能士登録者は、各種調査で計上された数字を見る限り、決して少なくはない。このことは、さまざまな技術が集積されていることを裏づけるものと言えるのではないかと。彼らの有するすぐれた技術や技能をより活用し、さらには次世代につなげ発展させていくため、市としては、これまでも増して細部に配慮した支援や施策を展開させていく必要があると思うがどうか。

昨年9月に開設した中国定期コンテナ航路は、当初見込んだ取扱貨物量に達しておらず、道内の港湾貨物の多くは、依然として苫小牧港を含む太平洋側に集中したままである。市としては、現在置かれている状況を真しに受け止め、今後のポートセールスに当たらなければならないのではないかと。

また、過日、石狩開発の新社長が、ロシア、中国との貨物航路の石狩湾新港への誘致を暗に示唆するような発言が新聞報道されていた。これが本意であれば、小樽港と新港との機能分担という根本的な考え方を踏みじめるものであり、市としては断じて容認できるものではないと思うがどうか。

低迷する本市経済の根本的な立て直しには、中長期的な視点に立ち、市と民間がともに将来を担う若い世代の育成を行っていく必要があるのではないかと。

加えて、市の各種事業計画策定や、その遂行に伴う関係業界などとの意見交換や聴取の際、特に経済部や港湾部においては、専門的な知識や経験が欠かせない場面が多々見受けられる。官民の円滑な連携や信頼関係を維持・向上させるためには、市職員のスペシャリスト育成や人事異動の在り方について検討する必要があると思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第11号、第12号及び所管事項の調査につきましては、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

総合福祉センター内に開設している「肢体不自由児訓練室」の名称を「子ども発達支援センター」に変更する議案が提出されているが、人員配置を含む業務内容にも変更があるのかどうか。また、保護者からは子どもたちが抵抗なく利用できるよう親しみやすいネーミングをすることや、提出書類の簡便化を図ることなどが求められているのではないかと。市としては、何より身障者の立場に配慮した施設の受入れ態勢確立に努めるべきであると思うがどうか。

重度身体障害者見舞金制度は、現行のままの継続は難しいと聞く。また、ふれあい見舞金は、母子家庭、75歳以上の独居老人、重度身体障害者を対象とした福祉灯油の廃止にかわって創設された制度であるが、今年度は財政上の理由から予算計上すらされていない。市は、支給対象者の深刻な生活実態を把握しているのか。

さらに、生活保護患者等見舞金制度については、入院中の生活保護者のお盆と年末の支度金として、年2回支給してきたものであるが、予算特別委員会の審議において、今年8月支給分については急きょ予備費で対応することとなったものの、今後については第3回定例会までに検討することとなっている。経緯ある制度であり、ぜひ存続してもらいたいと思うがどうか。

これら見舞金の廃止によって劇的な財政効果が見込めない中で、弱者切捨ての施策に打って出ることは決して許されるものではないと思うがどうか。

塩谷児童センターでは、このたび放課後児童クラブとして初めて障害を持った児童の受入れを開始すると聞く。これまでは普通学級以外の児童の入会が認められていなかったため画期的な措置と評価するが、今後、入会希望者の増加が予想されることから、教育委員会など関係部局と連携し、児童が安心して放課後保育を受けられる体制づくりに努めるべきと思うがどうか。

生活保護費の市内における最高支給額は、10人世帯の例とはいえ月額48万円であると聞く。少ない年金収入のみで生計を立てる世帯では、必要最低限の暖房や電気までも切り詰める方々もいる中、果たして実情に合ったものと言えるのかどうか。受給者の生活実態をじゅうぶん把握し、精査した上で額の決定を行わなければ、制度本来の目的を果たしえないと思うがどうか。

いわゆる建設リサイクル法は、特定の建設廃材について、その分別解体と再資源化を図るものであり、市では施行の2年前から業界などに対し、さまざまな方法で周知を行ってきたというが、一部業者が制度を守っていないのではないかとこの声がある。今後、さらなる周知徹底を図り、パトロールと業者への指導を強化すべきと思うがどうか。

また、祭りやイベントなどのごみ処理については、他都市において使い捨て食器を使わない例もあるやに聞くが、本市においても環境やリサイクルに配慮した対策を検討していくべきと思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第7号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第6号及び第7号につきましては、全会一致により可決と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 7番、若見智代議員。

(7番 若見智代議員登壇)(拍手)

7番(若見智代議員) 日本共産党を代表しまして、委員長報告に反対をし、陳情第7号銭函地区コミュニティセンターの建設方について採択を主張し、討論をいたします。

銭函地域のさまざまな行事に、現在、銭函市民センターを利用しております。施設は銭函地区の東部に位置しております。所在地は銭函地区の東部に偏ることで、銭函地区西部の市民は、小樽市の行う説明会や葬儀などに向かうとき、マイカーを所有しない高齢者はタクシーに頼らなければなりません。市民にとって利用しにくいのが実態です。

現在、銭函西部には、昭和48年に建設した会館があります。辛うじて危険箇所の修理をしながら使用しておりますが、安全確保の面では限界があります。建替えの議論も進めているようですが、小樽市の建設助成金を受けたとしても、町内会単独での建替えは困難であり、公的施設の設置を切望されております。地域住民の交流の場の設置を求める願意は、極めて切実なものと我が党は考えます。

ぜひ議員の皆様の賛同をお願いして、討論といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第7号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 13番、前田清貴議員。

(13番 前田清貴議員登壇)(拍手)

13番(前田清貴議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

大正9年に市道認定された角利沢線は、昭和63年にマリンヒルホテルの駐車場と社員寮の敷地になっており、実質道路としての形態をなしていなかった。一方、今回、議案第13号で市道に変更認定される部分は、

昭和63年度までに改良工事が行われ、これ以降は道路として利用されている。これまで何度か市道路線変更の議案提出の機会があったのに放置していたのは、市の怠慢ではないか。

また、角利沢線の一部は、サッカー・ラグビー場の用地になっているが、もともと国有財産の無償譲渡を要請していた箇所なのに、取得に当たっては高額で購入させられているのではないか。

陳情第1号で道路整備を要望している銭函3丁目のひばり団地の住民は、ほしみ駅を利用する際には、国道5号線経由でう回ししなければならず、遠回りを強いられている現状にある。団地内から市道星置線に通じる線路沿いの道路が築造されれば、現在より利便性が向上するため、地域住民の要望も大きい。

市は、道路整備に先立つ用地買収費の問題を挙げるが、道路ができて利便性が増すことは地権者にとっても好ましいはずであり、例えば無償譲渡など何らかの用地取得の方法はないのか。短期間での整備が難しいのであれば、年次計画で整備することはできないか。

ここ数年、市道浅草線や市道大通線など、中心市街地の歩道整備が進められているが、歩道は狭い上に段差や障害物が多く、歩きづらという視覚障害者からの声があり、バリアフリーの観点からの整備がなされていない印象を受ける。実際に社会福祉協議会で行っている視覚障害者体験で中心部を歩いてみた結果、10数メートルごとに段差があり、さらには電柱などの障害物もあって、安全に通行することは困難であった。歩道の段差を解消した具体例として、山口県の萩市では、歩車道の高低差をなくし、境界にブロックを設置するといった方法で視覚障害者や車いすの利用者に優しい道路改良を行っているという。小樽市でも、歩道の段差解消と障害物除去に向けて、何らかの対策を検討してはどうか。

陳情第3号で歩道整備要望のあった市道オタモイ通線は、昭和47年に幅員16メートルで都市計画決定されたが、実際の道路幅員は6メートルから8メートルほどであるため、現状では歩道の設置は困難であるという。今後、オタモイの市営住宅が建設されると、交通量も増加し、また近隣小中学生の通学路でもあり、特に冬期間は道幅もさらに狭くなるため危険度も増加するので、早急に歩道を設置すべきと思うがどうか。

陳情第8号でロードヒーティング敷設の要望があった市道清風ヶ丘本通線は、最大勾配が19パーセントもあるが、地域住民がどうしても通行しなければならない生活道路である。市は、財政難の折、ロードヒーティング新設が困難というが、そうであれば、今後、よりきめ細かい砂まきや砂箱の設置などの対策を講じる必要があるのではないか。

市民の建設事業に関する要望は多々あるが、一方では市の財政状況はひっ迫しており、財政との整合性を考えていくことは今後の非常に重要な課題である。例えば市道整備事業においては、これまでも路線を絞って事業を実施してきたと思うが、今後は整備を要する市道の優先順位の方向性を見据えながら、バランスのよい適正な発注を心がけていく必要がある。一方で、オタモイ地区では、道路整備が遅れているということで、今回、陳情も出されており、市内全域の均衡ある施工も検討しなければならない。公共事業が年々減少していることも踏まえて、市の行う各種事業については、費用対効果をじゅうぶんに考慮しながら進めるべきではないか。

現在、ロードヒーティング敷設の請願や陳情は、ほとんどが継続審査となっているが、敷設に関して以前は1期、2期といった計画を立てて取付けしていた時期もあった。市の財政状況が厳しいため、今後、新規の設置はなかなか困難というが、設置基準を満たしても実施の見通しが立たないのであれば、経費削減の観点から、受益者に負担を求めて設置することも考えられるのではないか。こういった形で受益者負担を求めるかなど、他都市の例なども調査の上、検討することも必要ではないか。

小樽公園内の駐車場は127台分確保しているとのことだが、土曜日、日曜日を中心に、市民会館から体育館、桜ヶ丘球場にかけての公園内道路は、両側が駐車車両で埋め尽くされている状態にある。特に体育館において各種大会などの催しがある際には、大型バスの通行にも支障が生じている。例えば体育館の駐車場を早朝から開放する、また、小樽公園グラウンド周囲のサイクリングロードに設置してある車止めを撤去し、第二駐車場方面への車両通行を可能にするなど、今後、何らかの対策を講じる必要があると思うがどうか。

市が管理している銭函川は、国道5号から下流は護岸整備されているが、上流は未整備状態であり、当面は改良の予定はないと聞く。この流域にある桂岡町12番付近の住宅は、まるで断がいのような場所に位置するが、以前はこの地域の東側を流れていた本流が流木や土砂でせき止められ、西側に流れが移動したため、断がいがどんどん侵食され、極めて危険な状態になってきている。ブルドーザーなどの重機を使って土砂を寄せると、もとの流れに戻すため、何らかの方法を早急に検討すべきではないか。

現在、河川再生の観点から整備が進められている勝納川は、親水的要素を持った散策路も設置されたが、整備後の護岸には樹木がなく、河川公園というにはほど遠い状態である。市民ボランティアから、みずから費用を負担して公園に桜を植え、清掃などの維持・管理も行いたいとの申出もあるが、それが実現すれば快適な空間が創出され、小樽の名所にもなると思われるがどうか。

先日、水道メーター製造元4社の談合問題についての新聞報道があったが、小樽市では、報道前の5月26日に、この4社のうち2社と契約済みで取引も完了しているという。これらのメーカーの談合は今回で2回目であり、手口も前回より巧妙化していて、極めて悪質とのことである。今後、このようなことが起きないように、関係部局とも協議し、この4社や関連企業20社に対して、指名停止も含め、市民の納得が得られるような、き然とした対応が必要ではないか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第13号、陳情第1号、第3号ないし第6号、第8号、第10号、第11号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情は継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告には反対、議案第13号は否決、陳情第1号及び第3号、第4号ないし第6号、第8号ないし第11号には採択を求める討論をします。

議案第13号は、市道角利沢線の変更についてです。

角利沢線の道路は国の土地であります、大正9年に市道認定されて以来、市が管理してきました。社会情勢の変化から、近年は道路としての形態をなしていなかったということですが、これまでの経緯から何度も角利沢線の廃止や路線変更手続の機会がありました。1度目は昭和61年、市道用地の一部が大蔵省から厚生省に所管替えになったときです。2度目は昭和62年、市道の一部供用廃止されたときです。3度目は昭和63年、マリンヒルホテル建設工事が行われたとき、このときは市道の上に社員住宅と駐車場がつくられまし

た。また、62年から63年にかけて、新角利沢線の道路改良工事が行われています。4度目は平成7年、三菱地所から小樽市へ新角利沢線用地の寄付行為があったときです。これらの機会に、当然、路線の廃止又は変更を規定している道路法第10条に基づき、議会の議決を経なければならなかったのに、それを怠り議会軽視をしたことは無視できません。

また、平成13年2定で、サッカー・ラグビー場建設に当たり、三菱地所から用地を4億5,000万円で購入する議案が提出され、我が党を除く多数で議決されましたが、現在、競技場は角利沢線の上に建設が進められています。現地を視察したときも、道路の形態は全くなく、市道廃止の認定をしようにもしようがないというのが実態です。さらに、サッカー・ラグビー場は総合運動公園構想で計画されていた野球場、陸上競技場、サッカー・ラグビー場などの用地としては不適切として平成11年に断念された土地であることと、三菱地所の土地転がし疑惑が持たれている土地であることなど、疑問が解消されないままに至っていますが、角利沢線は既にこのサッカー・ラグビー場の一部になってしまっているという経緯からしても、この議案には賛成できるものではありません。

次に、陳情についてです。今議会には9件の陳情が提出され、建設常任委員会で現地を確認してきましたが、いずれも住民の皆さんの切実な願いがよく理解できるものでした。

陳情第1号は、銭函3丁目、ひばり団地からほしみ駅へ通ずる道路の築造新設整備方です。

現在、ほしみ駅に至るまで遠回りになるため、たいへん不便な思いをしています。新道路の築造により利便性が高まり、生活権の保障になり、陳情の願意は妥当です。

陳情第3号は、市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方についてです。

オタモイ通線は、昭和47年に都市計画決定され、現在に至っています。道路幅も狭く、視察中も交通量は多く、しかも歩道がないため、歩行者は危険ということがよくわかりました。とりわけ、バッティングセンター前からテニスコートの横を通る際は、道幅が狭く危険です。冬は積雪のため道幅はいっそう狭くなり、歩行者の通行は困難になることはじゅうぶん察しがつきます。この道路は、長橋中学校への通学路になっていることや、地域住民の高齢化、また、16年から始まるオタモイ団地の建替え工事で、大型車を含め車両の通行がさらに増えることなどから、歩道を設置して歩行者の安全を確保することが早急に望まれます。陳情者の願意は、極めて妥当です。

陳情第4号、第6号、第8号は、市道潮栄線、潮見台川沿線、清風ヶ丘本通線、それぞれの急坂にロードヒーティングを敷設する陳情です。

中でも清風ヶ丘本通線は、道路勾配が13パーセント以上、最大19パーセントもあります。開発行為における道路勾配は0.5パーセント以上9パーセント以下、小区間に限った場合でも12パーセント以下となっており、小樽市の従前のロードヒーティング敷設も勾配8パーセントから9パーセントを目安にしています。潮栄線は12パーセントから16パーセント、潮見台川沿線も12パーセントから14パーセント、いずれも勾配がきつく、住民にしてみればロードヒーティングは切実な要望です。そのほか幸2丁目6、7番付近道路と長橋2丁目19、21番付近道路の市道認定、市道桜18号線の幅員確保及び整備方、市道桜17号線の除排雪方、いずれも願意は妥当です。

小樽市の21世紀プランには、「幹線市道や生活関連道路は、市民の暮らしを支える一方、災害時の避難路としての役割を果たしていることから、拡幅や線形改良などの整備を進める」とあります。古い歴史のある小樽市は、坂のまちとしても全国的にも有名になっていますが、そこで事故のないよう安心して暮らしたい、

そんな市民の負託にこたえたいと、議員の皆さんは、どなたも思うことは同じだと思います。ぜひ、これらの陳情を採択していただきますようお願いをして、討論を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第9号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号、第6号及び第8号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第16号ないし第18号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) ただいま追加上程されました議案について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第16号吏員懲戒審査委員会委員の選任につきましては、鈴木忠昭氏、高木成一氏から平成15年5月30日に辞任の申出がありましたので、新たに山下勝広氏、山岸康治氏を選任するものであります。

議案第17号固定資産評価委員の選任につきましては、鈴木忠昭氏の後任に、新たに磯谷揚一氏を選任するものであります。

議案第18号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、松田一郎氏、市川圭子氏、岩松初雄氏の任期が平成15年9月30日をもって満了となりますが、引き続き委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおりご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(中畑恒雄) これより、討論に入ります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 6番、大島護議員。

(6番 大島護議員登壇)(拍手)

6番(大島護議員) 市民クラブを代表して、ただいま追加提案されました議案第16号吏員懲戒審査委員の選任について一部不同意、議案第17号固定資産評価委員の選任、議案第18号人権擁護委員の推薦について同意の討論をいたします。

吏員懲戒審査委員に名を挙げている山下勝広氏について、昨年8月、住居に対する苦情が一市民から寄せられました。平成14年第3回定例会、市民クラブの代表質問でも明らかになったように、市立小樽病院の公宅に規則を無視し、19年の長期間にわたる入居、また現地を確認した際に、隣接の公宅を物置として使用するなど、市の公有財産の使用について、あまりにもずさんな管理の在り方が判明しました。公人、私人を問わず適正な手続を行い、使用に見合うような料金を課すべきことは言うまでもありません。公宅の入居者は、市職員の中でも重責を担う幹部職員であり、入居者も含めた関係者に対し厳正な処分を行う必要があるのではないかなどと指摘をしまいいりました。

また、広く職員に配布されている総務部発行の小樽市倫理規程ハンドブックに記載されている、目的、職員の基本的な心構え、管理・監督の責務などの内容と照らし合わせてみても、山下勝広氏の姿勢に対する疑問はまだまだ払しょくされておりません。

よって、吏員懲戒審査委員には不同意といたします。

なお、山岸康治氏の選任については同意し、議案第17号、第18号についても同意いたします。

以上、討論といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第16号について採決いたします。

本件につきましては、吏員懲戒審査委員会委員2名の同意案件であります。山下勝広氏と山岸康治氏を分離して採決いたします。

まず、山下勝広氏について採決いたします。

同意と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、山岸康治氏について採決いたします。

同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、議案第17号及び第18号について、一括採決いたします。

原案どおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第24号」を一括議題といたします。

意見書案第17号ないし第24号につきましては提案説明等を省略し、意見書案第1号ないし第16号について、提出者からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第9号、第12号ないし第14号について

の提案説明を行います。

意見書案第1号は、清潔で公正・公平な住民奉仕を貫く公務員制度の確立を求めるものです。

2001年12月に閣議決定された公務員制度改革大綱に基づく公務員制度の改正の柱は、一つには「公務員の労働基本権を制約しつつ人事院の権限を縮小し、内閣・閣僚の権限を強化する」、二つ目に「能力・成果主義の人事・給与制度の徹底を図る」、三つ目に「天下りの規制を緩和し、官民交流の促進を図る」というものです。

こうした政府の改革に対してマスコミからも批判の声が上がっています。国民の政治行政に対する信頼を回復し、国際的な労働基準に適応した公務員制度の確立こそが、今、求められています。

意見書案第2号は、平成15年度の北海道最低賃金の引上げ・改善を求めるものです。

現行の637円では、憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」や、労働基準法の「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たす労働条件」からもかけ離れています。

道内の完全失業率は最悪であり、緊急の雇用対策が求められている中で、要望事項の実現は緊急を要するものです。

意見書案第3号は、教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求めるものです。

このたびの教育基本法の見直しが憲法改悪と歩調を合わせて行われようとしていることが問題であり、現行教育基本法の前文の心髄は、「憲法の理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである。我らは個人の尊厳を重んじ、理想と平和を希求する人間の育成を期する」ということであり、21世紀にも引き継がれるべき教育の基本的な目標であり、ますます徹底させる必要があります。

意見書案第4号は、今日の教育危機を打開するため、国の責任での30人以下学級実現、教職員定数改善を求めるとともに、私学助成の削減に反対し、教育予算の拡充を求めるものです。

今、子どもたちには、不登校、引きこもりなど新たな問題が増えています。国の教育行政の遅れに業を煮やした地方自治体が、負担をしてでも少人数学級に足を踏み出している実態もあります。私立学校は、高校で生徒数の3割を占めるなど、我が国の公教育を支える大切な役割を果たしています。一人一人に行き届いた教育を進めるためにも、国の責任で30人学級の実現、教職員の定数改善を行うとともに、国による私学への助成は急がれるべきであり、削減はやめるべきです。

意見書案第5号は、基礎的自治体の確立に関するものです。

政府が市町村合併を内閣を挙げて推進している背景には、安上がりで都合のよい自治体の再編をねらっていることにあります。第27次の地方制度調査会の中間報告では、合併特例法の期限後も新法を制定して合併をさらに推進すべきだと強調しています。段階補正等の優遇措置の見直しが避けられないとしているなど、自治体関係委員からも批判が出ています。地方自治の在り方は、地方の自立、住民による自立の確立を尊重すべきであります。

意見書案第6号は、生命保険の利率引下げ撤回に関するものです。

経営難の生命保険会社が破たんするのを避けるための措置とはいえ、将来受け取る保険金が4割減らされるケースも出てくるなど、暮らしの将来設計が完全に破たんするおそれのあるものです。今、必要なことは、金融と経済の立て直しに政府として力を注ぐことです。

意見書案第7号は、輸入牛肉も含めた牛肉トレーサビリティ実施に関する要望です。

牛肉の生産・流通ルートをたどれるよう履歴表示を義務づける牛の個体識別のための情報の管理及び伝達

に関する特別措置法が6月に成立しました。しかし、ミンチなどを除く国内産牛肉が対象で、6割を占める輸入牛肉は除外されています。政府は、アメリカなどがBSE未発生国だと弁解しましたが、履歴表示はBSE対策だけの問題ではありません。未発生国だったカナダが今年5月にBSEが確認され、輸入禁止措置がとられました。カナダ、アメリカの間では毎年100万トン以上の輸出入があり、真に食の安全を確保するためには、輸入牛肉も含めた履歴表示が必要です。

意見書案第8号は、国民に増税の重荷となる政府税制調査会中期答申に反対するものです。

このたびの政府税調中期答申は、消費税率を10パーセント以上の2けたにする内容など、家計を圧迫し消費を冷やすことは必至です。答申は、年金など社会保障費の増大を口実に、消費税のほか所得・住民・相続各税でも増税が必要と強調、まるで庶民増税の百貨店です。これ以上の国民増税の答申を許すわけにはいきません。

意見書案第9号は、イラク特措法の制定に反対するものです。

さきのアメリカ、イギリスのイラクへの武力攻撃の大義名分が国民の中でも大きく揺らぎ、いまだ戦場状態にあるイラクへの自衛隊の派兵には、元防衛庁幹部でさえ「自衛隊が招かざる客として派遣され、命を落とすことになったら」と、特措法案の廃案を求める要望書をすべての国会議員と閣僚に送付しています。平和の基礎は武力によらずという立場で、日本は国連主導のイラク復興に力を尽くすべきです。

意見書案第12号は、冬期雇用援護制度の改善・延長を求めるものです。

25年間にわたる季節労働者の命綱としての冬期雇用援護制度の存続は、失業率が今年の3月で8.1パーセントと最悪の状況にある本道にとって、地域経済の支えとしても、ことさらに重要です。

意見書案第13号は、保育所運営費を一般財源化せず、子どもの成長と発達を保障しうる保育制度の維持・発展を求めるものです。

このたびの地方分権改革推進会議の提起は、政府が地方分権改革を三位一体で進めようとしたことに対し、各省庁からの反発が強く、補助金削減から手をつけようとした流れの中から出てきたものです。子どもが健やかに育つ権利の保障の視点が抜けた財政削減のみに執着した改革は許されません。

意見書案第14号は、日本の食料自給率引上げとWTO農業交渉に関する要望です。

我が国を除く先進資本主義諸国は、この間、農業は国の大元という立場から自給率を向上させる努力を続けてきています。対照的に我が国は、アメリカや大企業の要求する輸入自由化を受け入れるなど、農業を切り捨てる政策を続けてきました。世界的な食料不足が予測されるという今日、日本も自給率向上に真剣に取り組む必要があります。そのためには、野放しの自由化や減反政策の押しつけをやめ、農業予算を農産物の価格保障、農家の所得保障に最優先に充てるべきです。

以上、提案といたします。(拍手)

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 19番、武井義恵議員。

(19番 武井義恵議員登壇)(拍手)

19番(武井義恵議員) 意見書案第10号、第11号について、提出者を代表して提案理由を申し上げます。

まず、意見書案第10号地方自治の充実・強化を求める意見書案についてですが、去る4月30日、第27次地方制度調査会は、今後の地方自治制度の在り方について、中間報告を取りまとめたことと発表いたしました。この中間報告によりますと、その手法は、国と地方の間を上下、主従の係りに置いた機関委任事務時代の発想

であり、また、地方の団体自治、住民自治を著しく制限するものであることから、とうてい容認できるものではありません。

よって、国の関係機関等に対して、地方自治の充実・強化を目指す立場から、意見書案第10号に付託してある第1項から第5項の内容を強く求めるものであります。

次に、意見書案第11号についてご提案申し上げます。

地方分権と地方自治の確立に向けて、税財源配分の在り方にかかわる「三位一体の改革」の取りまとめが大詰めの段階を迎えている昨今であります。そもそも地方分権の目的は、その住民に最も近い立場の自治体が自律的かつ枠にはめられない多様な自治を探ることを可能にすることとしております。

一方、三位一体改革は、地方分権を財源の面で支える不可欠な改革であらねばなりません。にもかかわらず、去る5月14日に地方分権改革推進会議が提示した試案は、地方交付税を地方共同税と財政調整交付金に再編することや、地方への税移譲を増税改革まで先送りするなどの内容となっており、断じて認めることはできません。したがって、「地方分権の推進の意義をじゅうぶん踏まえる自治体の財政自主権の確立」と「国民生活の安定と向上を目指す分権改革」としなければなりません。

したがいまして、政府に対して、皆さんのお手元に配布してあります意見書案にも列記してありますが、時間の関係上、読むことを省略しますが、第1項から第5項の内容を強く求めるものであります。

以上、全議員の賛成をお願いし、意見書案第10号並びに11号の提案理由といたします。(拍手)

(「議長、30番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 30番、秋山京子議員。

(30番 秋山京子議員登壇)(拍手)

30番(秋山京子議員) 提出者を代表し、意見書案第15号教育基本法見直しで国民的議論を求める意見書案についての趣旨説明を行います。

中央教育審議会は、去る3月20日、教育基本法の改正と同法を根拠とした教育振興基本計画の策定を提言している答申を遠山文部科学大臣に提出しています。

この答申は、現行の教育基本法を貫く個人の尊厳、人格の完成、平和的な国家及び社会の形成者などの理念は普遍的なものとして大切にしていけることとしていながらも、「社会の形成に主体的に参画する公共の精神・道徳心・自立心のかん養」、「日本人としての伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識のかん養」など8項目の理念を新たに盛り込み、基本法の改正を求めています。特に「愛国心」などの理念は、個人の内心の自由にもかかわる事柄だけに、慎重な議論が必要であるとともに、教育基本法は準憲法的な性格を持つ法律であり、その改正は憲法と同じく時間をかけ、広く国民的議論を経て慎重に結論を出すべきであります。

教育の再生のためには、教育の現状を一つ一つ点検し、実態に合わせて改善策を考えていくことが大切と考えます。教育行政の見直し、教育の地方分権化、さらに規制緩和を進めるとともに、教員の質の改善や教育予算の拡充などを推し進めていくことが必要であり、拙速な見直しではなく、こうした教育改革を進める中で国民的議論の展開を含め、教育基本法の議論も深めていくということが最も大切なことと考えます。

以上、各会派の皆様の賛成をお願いいたしまして、趣旨説明といたします。(拍手)

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 12番、小前真智子議員。

(12番 小前真智子議員登壇)(拍手)

12番(小前真智子議員) 自由民主党を代表し、ただいま上程されました意見書案第16号税源移譲を基本とする「三位一体改革」の早期実現を求める意見書案について、提案説明いたします。

地方分権改革は、国と地方の役割分担を明確化するとともに、国と地方の税財源の在り方をどのようにするかを決めていくさらなる段階を迎えております。

今、地方財政は、バブル経済崩壊後の大幅な減収に加え、国が経済対策の一環として実施してきた国税・地方税をあわせた政策減税、景気対策による公共事業の追加など経済・財政の運営により財源不足が拡大し、危機的な状況にあります。

各都市においては、徹底した行財政改革に積極的に取り組んでいますけれども、個性豊かな地域社会の形成、少子高齢化への対応、地域経済の活性化など、新たな行政改革に直面しており、真の分権型社会を実現するためには、自己決定・自己責任に基づく地方税財政基盤の確立が緊急の課題となっています。

政府においては、平成15年6月27日に閣議決定されました「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」、いわゆる骨太方針第3弾に基づき、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲などを含む財源配分の在り方を三位一体で改革することといたしました。この「三位一体の改革」に当たっては、地方分権の基本理念を踏まえ、地方分権改革の残された最大の課題である国と地方の役割分担を踏まえた税源移譲などによる地方税財源の充実効果が必要不可欠であります。

よって、基幹税の再分配を基本とする税源移譲などの地方税財源の充実・強化。地方交付税を通じた財源保障機能と財源調整機能は不可欠であり、これの堅持。国庫補助負担金の縮減は、単なる地方への財源負担の転嫁とせず、税源移譲など一体的実施とすること。

これら税源移譲を基本とする「三位一体改革」の早期実現による地方財政基盤の強化が、今後、真の分権型社会の構築を進めていくためには、ぜひとも必要であることを主張し、趣旨説明いたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、意見書案第1号ないし第16号について、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

21番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第9号、第12号ないし第14号に賛成、同じく第15号、第16号については反対の討論を行います。

いずれもが重要な案件であります。私がこれから討論の対象とするものだけでも14本であります。記録的な本数でありますから、できるだけ簡潔に行います。

まず、第1号公務員制度の確立を求める意見書案であります。

国際労働機関(ILO)は、日本の公務員労働者のルールについて、国際的な労働基準に即して法律改正をすることを政府に求めています。直ちに手をつけなければいけません。これを後回しにする政府の姿勢が問題であります。全体の奉仕者として、公平・公正・民主的な職務の確立を目指すこと、そのための行政組織、公務員制度の改革が求められているのではないのでしょうか。

第2号は、最低賃金の引上げ・改善についてであります。

何よりも現行の北海道の地域包括最賃は、働いても生活ができない賃金、これが問題であります。1か月20日間フルタイムで働いて10万1,920円、これだけにしかありません。最低賃金法第1条が定めている労働者

の生活安定、質的向上に寄与するとした目的にかなうものなのかどうか、これが今、問われています。この10年来、パート・派遣・アルバイトなど不安定雇用の労働者が増え、その賃金水準が正規労働者の3分の1から4分の1という状況で、現行の生活保護基準さえ下回っている状況こそ急いで改善されなければなりません。

第3号は、教育基本法の理念の実現を求めたものであります。

先日のニュースでも、だれもが心を痛めている、いじめ問題、それに学級崩壊、不登校や多発する少年犯罪など、これらの課題の克服は、教育基本法の改正で解決が図られるものではありません。基本法が目指している人格の完成、教育の機会均等など、その理念の実現に向けた努力こそ必要であります。

第4号30人学級・教職員定数改善・私学助成の削減反対を求めているものであります。

本件意見書案と同趣旨のものが第22号、全会派の提出者によって出されていることをまずご承知ください。加えて、要請団体、意見書の内容を同じくするものが、平成11年2定及び平成12年2定において、全会派一致で可決されていること、議員各位においてはよくよくご承知おきいただきたいと思っております。

第5号は、基礎的自治体の確立であります。

平成の大合併が進行中であります。2005年3月までに市町村を1,000にするという政府の目標、地方自治を減ぼしてしまう危険性をはらんでいます。こうした一方、新しい自治をはぐくむ挑戦が、今、全国で始まっています。小さくても元気な自治体づくり、その展望と可能性が広がりつつあります。そのまちや村の在り方を左右する合併の是非は、基本的には主権者である住民の意思によって決定される、当然のことです。小規模町村の権限を大幅に縮小する政府の強制合併・再編成案は、憲法上の地方自治、地方公共団体を否定するものでしかありません。

第6号生保の利率引下げであります。

国民の圧倒的多数が反対し、心配している問題であります。暮らしの将来設計が根底から狂ってしまう生保利率の引下げは断じて認められません。

第7号です。牛肉トレーサビリティの実施を求める意見書案であります。

BSE問題や食の安全の問題について、例えば輸入牛肉の個体識別番号の表示や、輸入飼料の安全確保など、当議会においてもこれまで大いに議論が重ねられてきた問題であります。平成13年の4定、平成14年の1定、これらの問題は、いずれも全会派一致で今回と同趣旨の意見書が可決であります。これもよくご承知おきください。

第8号政府税調中期答申に反対の意見書案であります。

本来、税は直接税中心、応能負担が原則であります。担税力のある方から、その力に応じて納めてもらう。しかし、この原則がこれまでの歴代政府によってゆがめられてきました。その頂点といえば、消費税の導入でありました。その結果、日本経済の6割を占めている、このように言われている個人消費に著しい冷え込みを引き起こし、今日の深刻な不況状況をつくり出す、その引き金になったことは大方が承知していることです。日本経済を立て直していく上からも、こうした税制のゆがみを正し、本来あるべき税制度を確立していくことが、今、急務であります。

第9号イラク特措法の問題であります。

先月25日、国会において小泉首相は、与党公明党の赤松議員の質問に対して、次のように答えました。「自衛隊が海外でどのような平和活動がふさわしいかについて、恒久法がいいという議論がある。将来の課題と

して検討すべきだ、答弁であります。小泉政権は、今度のイラク特措法案の成立を何としてもねらうとともに、これを突破口として、いつでも、どこでも、アメリカの要求にこたえて自衛隊を海外へ派兵することができる恒久法の制定を考えていること、これをあからさまに示したものであります。戦争反対、平和憲法を守れという立場は、当議会においては既に何度も意思決定をされています。平成14年3定であります。イラクへの軍事介入に反対する意見書、全会派一致で決定であります。そして、今年の1定、さきの議会においては、イラク問題の平和解決を求める意見書、これも全会派一致で決定であります。議員各位の平和を願う見識の発揮でありましたが、さて今回は、であります。

第12号冬期雇用援護制度の改善・延長を求める意見書であります。

平成12年1定に続いて、平成14年4定においても全会派一致で決定しているものであります。建設、なかならず季節労働者が、今、夏場においてさえ仕事がない事態が広がっています。冬期援護制度を存続してほしい、冬場の生活を支える命綱を守ってほしい、この意見書案に込められた願いであります。日ごろから、理事者に対して説明責任を求めている各位が一言の説明もないまま、万が一にもこれまでの態度を変えることなどありえないと信じているものであります。

第13号は、保育制度の維持・発展を求めるものです。

この件についても同様であります。保育の公的責任、待機児童の解消、必要な財源の増額など保育制度の維持・発展を求めて、当議会は平成11年2定で全会派一致の意見書を決定しています。

第14号食料自給率の引上げと農業交渉に関する意見書案であります。

世界貿易機関(WTO)の新多角的貿易交渉は、今年に入ってから相次いで決裂状態であります。この新ラウンドが進まない背景には、ご承知のように世界的な農業危機の進行があります。農産物関連の多国籍企業だけを利する自由化に反対して、今、自国民に向けた農産物の生産を守り育てる道こそ、食料危機、農業危機を解決する道、つまり食料主権の尊重こそが最も大事だとする考えが世界じゅうで広がっているのではないのでしょうか。

こうした世論を背景に、例えば日本だけを例外として、アジアの国々も米の支持価格を引き上げています。アメリカでさえ2002年農業法で、農産物価格の保障制度を復活させています。それだけに、自国の農業保護を後退させ、さらに市場原理に任せることになる農業構造改革、これに突き進むことには大いに疑問であります。食料自給率の引上げやWTO交渉に関する意見書は、既に平成11年4定、平成13年3定、そして平成14年4定と、相次いで全会一致で決定し、政府にも強く申し入れている案件であります。

さて、第15号及び第16号であります。

第15号については、一見、慎重審議を求めているかのように見えますが、文案は本質的には教育基本法見直しの推進であります。賛成できません。

第16号は、「三位一体の改革」を求めるものでありますが、例えば消費税増税につながることや、自治体間の税収格差の拡大、基礎的自治体の自立を困難にすることなど、これらに無批判に基幹税の再配分を主張することには重大な問題があります。加えて、国庫補助負担金の廃止・縮減であります。その七、八割が福祉や教育関係費が占めていますが、これでは生存権や教育権などナショナルミニマムの保障という基本的人権の縮小を招きかねません。明確に歯どめをかける必要があります。このままでは賛成できません。

さて、新しい議会が構成されました。だからといって、過去には拘束されない、自由だと、はき違えることは許されません。我々の前には切り開くべき道があると同時に、しかし我々の後ろには先人、先輩、市民

が踏み固めてきた道もあります。議会は、その都度議論を重ね、その結果として多くの意思決定をしてきました。それらは、もはや市民の財産であります。その財産を継承することなく、新たな道を切り開いていくことはできない、当然であります。一つ一つの意見書案に込められた市民の願い、これまでの議会の意思決定について、いま一度考え、振り返っていただきたい。会派として、公党として、この場に席を同じくする議員として、新しい議会の第一歩に当たり、よって立つべき位置に誤りがなきようお願いをして、討論を終わります。(拍手)

(「議長、29番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 29番、斉藤陽一良議員。

(29番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

29番(斉藤陽一良議員) 公明党を代表し、意見書案第15号教育基本法見直しで国民的議論を求める意見書案及び意見書案第16号税源移譲を基本とする「三位一体改革」の早期実現を求める意見書案について、賛成の討論を行います。

まず、意見書案第15号は、去る3月、中央教育審議会が「社会の形成に主体的に参画する公共の精神・道徳心・自立心のかん養」、「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識のかん養」など8項目の理念を新たに盛り込む、教育基本法改正を求める答申を遠山文部科学大臣に提出し、文部科学省が今国会に同法改正案の提出を目指していることに対して、拙速な見直しではなく、教育改革を進める中で、国民的議論の展開を含めた教育基本法の議論を深めていくべきことを求めるものです。

教育基本法は、現行憲法制定とほぼ同時に、戦前、戦中の国家主義的な教育を改める意図をもって制定されたもので、その前文と基本理念の普偏的内容などから、準憲法的性格を持つものであります。「国を愛する心」などの理念は大切なものと考えますが、個人の内心の自由にかかわる事柄であり、それを法に盛り込むに当たっては、より国民的議論を尽くすべき課題であり、改正の手續の在り方も含めて、議論は慎重を期する必要があると考えます。むしろ、この答申を広範な国民的議論を喚起するための教材として、より多くの国民の意見を聞くべきであります。

また、教育基本法改正は、直ちに今日の教育の諸問題の解決に直結するわけではなく、今は21世紀の教育のあるべき姿を目指し、地道な作業を積み重ねていくときであると考えます。

我が党は、教育に、今、何が求められているかについては、現場が一番熟知しているという視座から、文部科学省主導の教育の在り方を見直し、教育の地方分権化、規制緩和を提唱するとともに、教員の改革、教育予算の拡充を求めています。教育基本法改正という、いわば上からの権力的な手段で問題が解決できるという考え方自体が、社会の教育力低下を招くおそれがあり、政治の役割は、社会全体の教育力を粘り強くはぐくむ環境づくりであると考えます。こうした改革を進めていく中で、国民的議論の展開を含めた教育基本法の議論も深めていくべきものと考えます。

次に、意見書案第16号は、国と地方の役割分担という地方分権の基本理念を踏まえ、税源移譲を基本とする「三位一体改革」の早期実現を強く求めるものであります。

政府は、去る6月27日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」を閣議決定し、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲等を含む税源配分の在り方を三位一体で改革することとしました。

しかし、「三位一体改革」のうち、国庫補助負担金は数兆円規模の削減、地方交付税は算定基準の簡素化や縮小の方向で、それぞれ検討が進められているのに対して、地方への税源移譲については、片山総務大臣が

国と地方の税源配分を均等にする試案を発表するなど、積極的な改革案が示される一方で、首相の諮問機関である地方分権改革推進会議では、税源移譲を先送りする試案さえ示されています。

地方への税源移譲が後回しにされ、補助金や交付税の縮減が先行実施されれば、地方自治体の財政基盤に深刻な打撃を与えかねません。あくまでも改革は三位一体の改革でなければならず、「三位一体の改革」に当たっては税源移譲等による地方税財源充実・強化が不可欠であり、基幹税の再配分を基本とする税源移譲、地方交付税を通じた財源保障機能と財源調整機能の堅持、国庫補助負担金の廃止・縮減は地方への財政負担の転嫁とせず、税源移譲等との一体的実施を図ることは当然であります。

以上により、意見書案第15号及び意見書案第16号に対する賛成の態度を表明し、討論といたします。(拍手)

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 17番、山口保健員。

(17番 山口保健員登壇)(拍手)

17番(山口 保健員) 今定例会、私が最後の討論になります。手短に1分でやらさせていただきます。

民主党・市民連合を代表して、意見書案第10号並びに11号に対して賛成の討論を行います。

まず、意見書案第10号についてであります。

今年4月30日、第27次地方制度調査会は、今後の地方自治制度の在り方についての中間報告を取りまとめしております。この中間報告では、昨年11月に発表された、いわゆる「西尾私案」で示されたような強制自動合併方式は避けられたものの、基礎的自治体の人口要件を法律で明示する可能性を残していることや、また合併特例法執行後も合併をさらに促進するための新法の制定が明記され、都道府県による合併構想の策定及び勧告などの役割の強化を求めるものとなっております。

このような手法は、国と地方、都道府県と市町村の対等な関係の構築を目指す地方分権の理念とは相入れないものであり、容認できません。

次に、意見案第11号について述べさせていただきます。

今回の地方分権改革推進会議の意見の取りまとめは、国と地方の役割分担に応じた税源移譲等による地方税財源の充実・強化が基本的に先送りされ、これまでの分権改革の経緯を尊重しておらず、分権改革を後退させるものとなっていることは明白であります。

「三位一体の改革」は、税源移譲、そして地方交付税の見直し及び国庫補助金の廃止・縮減の改革を同時・一体のものとして実施するものであるはずであります。国の財政再建のみに資するのではなく、地方自治体の財政自主権の拡大と地域公共サービスの充実を目指すこと、これを基本に地域のことは地域で決められる、この原則が貫かれてこそ真の改革と言えるのではないのでしょうか。国庫補助金の廃止・縮減のみが先行実施されることがあってはなりませんし、また、その一般財源化に当たっては、所得税、消費税など、いわゆる基幹税による税源移譲を通じた地方税の抜本拡充と地方交付税による必要十分な地方税財源が確保されねばならないと考えます。

このような観点から、意見書案第10号及び11号に議員各位の賛同を心からお願いをして、最後の討論とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号ないし第11号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第12号ないし第14号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第15号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第16号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時02分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 若 見 智 代

議 員 秋 山 京 子

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成15年小樽市議会第2回定例会議決結果表

請願・陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

(1) 木野下智哉監査委員から、平成15年3月分の各会計例月出納検査について報告があった。

木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成15年4月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

清潔で公平・公正な住民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若見智代
	同	菊地葉子
	同	新谷とし
	同	古沢勝則
	同	北野義紀

政治と行政と企業の不透明な関係が国民から厳しい批判を浴び、いわゆる「政・官・業」の癒着を廃し、国民・住民から信頼される清潔で公平・公正な政治や行政を確立することが強く求められています。

こうした国民の声を受けて、政府は一昨年「公務員制度改革大綱」を決定し、これに基づく「公務員制度改革」をスタートさせました。しかし、この「改革」案は官僚の「天下り」の規制緩和や政治的任用を行うなど、国民・住民の願いが反映された公平・公正なものとは到底いえず、「これでは改悪になる」といった厳しい批判があります。

一方、政府の「公務員制度改革」に対して、昨年 I L O（国際労働機関）からは「再考」を求める勧告が行われました。「I L O 勧告」は、日本の公務員の働くルールを国際的な労働基準（I L O 条約）に則して法律を改正するよう求めています。

公務員は、憲法第 15 条に定められた「全体の奉仕者」として、公平・公正・民主的な行政を遂行する職務を担っています。また、憲法第 28 条に規定する勤労者としての働くルールが保障されなければなりません。さらに、地方公務員制度は、憲法と「地方自治の本旨」に基づき、国と地方との対等な関係のもとに、住民本位の行政を発展させる制度でなければならないと考えます。

公務員制度は、国民・住民の暮らしに直結する重要な問題であり、国民はもとより、地方自治体の首長・議会をはじめ、すべての関係者の意見や要望が反映され、すべての関係者と協議がつくされ、国民・住民の期待に応えられる制度が確立されなければなりません。

現在、政府がすすめている国家公務員、地方公務員の制度改革にあたっては、次の事項が実現されるよう要望するものです。

- 1 「公務員制度改革大綱」を撤回し、憲法と I L O 勧告に基づく公務員制度改革をすすめること。
- 2 「天下り」の禁止など、政治と行政と企業の癒着を廃し、公平・公正・清潔な行政を確保する公務員制度改革をすすめること。
- 3 公務員制度改革に当たっては、すべての関係者との全面的で率直かつ意味のある協議の下に行うこと。
- 4 地方公務員制度改革については、憲法と「地方自治の本旨」に基づき、自治体首長、地方議会、職員団体など関係者の意見をじゅうぶんに反映し、自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 7 月 10 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 7 月 10 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

平成 1 5 年度の北海道最低賃金の引上げ・改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若 見 智 代
	同	菊 地 葉 子
	同	山 口 保 恵
	同	武 井 義 恵
	同	古 沢 勝 則

「北海道最低賃金審議会」は、北海道労働局長の諮問を受けて5月、平成15年度の北海道最低賃金決定の作業に入っています。

中央最低賃金審議会は昨年7月26日、「賃金を据え置いたり引き下げたりした事業所が全体の6割に上る」ことを理由に「（最低賃金額は）現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は、示さない」との答申を行い、これをうけて北海道の地域包括最低賃金も据え置かれ、「時間給」一本に統合し、前年のまま「637円」とされました。

しかし、この北海道の最低賃金は、1か月20日、フルタイムで働いても101,920円にしかならず、最低賃金法第1条に定める「労働者の生活安定」「労働力の質的向上」「公正競争の確保と国民経済の健全な発展」に寄与するとの目的にかなうものになっているかが問われていること。平成13年度の道内男子常用雇用労働者の「所定内給与平均29万7000円（月平均労働時間142.8時間）」から割り出される「時間額 2079円」の3分の1にもならないこと

637円が、現行の生活保護基準（札幌市 18歳単身世帯主で月額12万円以上）を下回っており、「労働者の生計費」の水準が無視されていること。ヨーロッパでは全国一律最低賃金制やILOパート条約にそった「均等待遇」が、大きな流れで、フランス1059円、オランダ月額18万2270円（いずれも購買力平価換算）などの最低賃金が確立し、これが経済再建の柱になっていることを見ても低すぎるものです。

この10年、パート・臨時・アルバイト・派遣など「不安定雇用」労働者が増え、道内でも50万人以上であり、その賃金水準が正規労働者の平均賃金の3分の1から4分の1という状況です。この実態や特に若い労働者の雇用・労働条件の改善のためにも最低賃金の引き上げ・改善が必要です。

今年の1月 - 3月の道内完全失業率は、最悪の8.1%であり、緊急の雇用対策が求められている中で、最低賃金の役割も大きいのです。今年は「最低賃金額の引き下げ答申」の可能性さえいわれている中で「働けば生活していける賃金」を確保することが必要です。

よって、次の事項について要望します。

【要望事項】

- 1 平成15年度の北海道地域最低賃金を大幅に引き上げるとともに、日額表示を復活させ月額表示も行い「月額15万円以上・日額7400円以上・時間額1000円以上」とすること。
- 2 少なくとも生活保護法に基づいて決定されている18歳単身者の生活保護費（札幌市）を最低賃金額が、下回らないようにすること。
- 3 全国一律最低賃金制度を確立すること。
- 4 北海道最低賃金審議会の審議は、労働者の意見反映を重視し、意見陳述を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月10日
小樽市議会

教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	斎 藤 博 行
	同	佐々木 勝 利
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則

中央教育審議会は、「新しい日本にふさわしい教育基本法の在り方」についての諮問に対し、3月20日に「教育基本法の改正と教育振興基本計画を進める」と最終答申を公表しました。

教育基本法は前文において「さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意」を示しています。「この理想の実現は、根本において教育のちからにまつべき」とし、教育の重要性を訴え、憲法と一体のものとして制定されました。その中心は「人格の完成をめざし」、「平和的な国家及び社会の形成者」を育てることであり、そのために教育の基本原則として民主主義と平和主義及び個人の尊厳の尊重を掲げています。

第1条で教育の目的を「人格の完成」とし、第3条において「教育の機会均等」を定め、第10条ではそのための条件整備を教育行政に求めています。その結果、義務教育の保障、へき地教育や定時制・通信制教育の充実、障害児学校の改善に見られるように国民・教育行政は、その理念を実現すべく努力を積み重ねてきました。

当面している学級崩壊やいじめ、不登校、少年犯罪など、課題の克服は、教育基本法を改正することで解決するものではありません。教育基本法のめざす理念を再確認し、地域住民と教育行政が共同で取組をすすめることで同法のいう理念の実現に向かってこそ解決の兆しがみえるものです。

よって、国においては、憲法と一体をなす教育基本法を堅持し、教育の目的を達成する施策を充実されるよう強く要求いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月10日
小樽市議会

議決年月日	平成15年7月10日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

今日の教育危機を打開するため、国の責任での 30 人以下学級実現、教職員定数改善を求めるとともに、私学助成の削減に反対し、教育予算の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若見智代
	同	菊地葉子
	同	斎藤博行
	同	佐々木勝利
	同	新谷とし

今日の教育をめぐる困難の克服を切望する国民の願いにこたえるためには、国の責任で 30 人学級実現、教職員定数改善こそ必要な具体的施策です。

また、後期中等教育に果たす私立高校の役割は大きいにもかかわらず、授業料は公立と比べて高く、教育条件も劣悪である。中卒者急減期を機会に 40 人以下学級への移行が進んでいる今、教育条件の公私間格差の是正が求められています。

よって、政府においては、教育困難克服、教育水準維持と教育の機会均等にかんがみ、国の責任による 30 人学級実現、教職員定数改善を行うとともに、私学助成のいっそうの充実を図り、教育予算を充実されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 7 月 10 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 7 月 10 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

基礎的自治体の確立に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若見智代
	同	菊地葉子
	同	斎藤博行
	同	佐々木勝利
	同	新谷とし

バブル崩壊後、我が国は長びく景気低迷の中で、国・地方を圧迫する借入金が増加の一途をたどり厳しい財政状況にあります。この中において、市町村側は、市町村合併おしつけに自立的見地をつらぬくとともに自らも自立した町づくりと、効率的行財政改革に懸命に取り組んでいます。

しかるに、市町村の実情をじゅうぶんに考慮せず、小規模町村の存在が地方分権の妨げになる、あるいは行財政改革に反するかのような議論がなされていることは遺憾です。

過日の地方制度調査会の中間報告は、解消する小規模町村の人口規模は、両論併記とし、知事に合併の勧告をあっせんできるようにする強制合併の方向を鮮明にしました。また、都道府県に事務をとりあげる「事務配分特定方式」を「ひきつづき検討する」、小規模町村の財政特例の「見直しを図る」ことを打ち出しました。

こうした地方自治を根底からゆり動かす改悪計画を中止し、自治確立を図ることを強く要望します。

記

- 1 合併はあくまで関係市町村の自立的判断にまかせ絶対に強制しないこと。
- 2 「事務配分特定方式」は分権の理念にも反するので、導入しないこと。
- 3 小規模町村の自立を困難にする制度改革は行わないこと。
- 4 交付税の財源保障機能を堅持すること。
- 5 三位一体の改革にあたって、課税客体の乏しい市町村の実態にじゅうぶん配慮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 7 月 10 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 7 月 10 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

生命保険の利率引下げ撤回に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊地葉子
	同	斎藤博行
	同	山口保
	同	新谷とし
	同	古沢勝則

政府は先に、生命保険会社が契約者に保証した運用利回りである「予定利率」を、破たん前に引き下げようとする保険業法改定などを決定しました。

契約の途中で予定利率を引き下げた場合、保険金を据え置くなれば、約束された保険金が削減されることとなります。貯蓄性が強く長期の保険ほど、また予定利率が高かった時期の契約ほど大きな影響が出ます。

金融庁は予定利率引下げに 3 % の下限を設けるといいますが、それでも保険金の受取額は 3 ~ 4 割も削減されることになり、これでは、くらしの将来設計が完全に破たんしてしまいます。国民の「自助努力」も台なしにしかねません。

政府においては、一方的に生保利率の引下げを行わず、保険の命である「約束」を一方的に改定しないように、金融と経済そのものの立て直しをはかることを要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 7 月 10 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 7 月 10 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

輸入牛肉も含めた牛肉トレーサビリティー実施に関する要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若見智代
	同	菊地葉子
	同	山口保恵
	同	武井義恵
	同	古沢勝則

BSE発生と安全な食品確保のために、牛肉トレーサビリティ（生産・流通履歴を追跡する仕組み）法案が審議されていますが、法案では国内産牛肉のみが対象になっており、流通の6割をしめる輸入牛肉は対象外とされています。

しかし、カナダでもBSEが発生し、アメリカを経由して輸入されているなど、国内流通の大半を占める輸入牛肉を対象にしないことは食品の安全確保の上からも重大です。国会の議論の中でも、輸入牛肉をトレーサビリティーの対象にしても、WTO協定に反するものではないことも明らかになっています。

野党4党が輸入牛肉にも個体識別番号などの表示を義務づけるよう修正を求めた際、アメリカから相当の圧力があつたとの報道もありましたが、国内産牛肉にだけ、さらなるコストを押しつけることは、生産者にとっても、流通・販売店にとっても重大問題です。

しかも、トレーサビリティーの対象は、ミンチや総菜などの加工品を除く国産牛肉で、実際の流通している牛肉の4分の1程度になる見通しです。

よって、政府においては、真に食の安全を確保するために、次の事項について強く要望するものです。

記

- 1 牛肉のトレーサビリティーについては、輸入牛肉にもすべて実施すること。
- 2 輸入肉、輸入飼料の安全を確保すること。
- 3 国の責任で正確な表示と食品の安全性を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月10日
小樽市議会

議決年月日	平成15年7月10日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

国民に大増税の重荷となる政府税制調査会中期答申に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若見智代
	同	菊地葉子
	同	斎藤博行
	同	佐々木勝利
	同	新谷とし

政府税制調査会の「中期答申」によると、所得税では、年金生活者に配慮した公的年金等控除などを縮小し、サラリーマンの諸経費等を補う給与所得控除も圧縮する方針です。非課税になっている遺族年金や失業給付に課税し、母子家庭や失業者にまで負担増を押し付けようという内容です。

これらの増税が低所得者を直撃することは明白です。所得税の諸控除の縮減は、課税最低限を大きく引き下げて暮らしを破壊します。

これまでも政府が一連の制度見直しを進めてきたのは、じゅうぶんな負担能力を持つ大企業や高所得者の負担を減らし、圧倒的多数を占める中・低所得層や中小企業に転嫁することでした。

歴代自民党政治が広げてきた税制のゆがみを是正し、負担する能力のあるものが能力に応じて税金を負担するという本来の税制を確立することを強く要求するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 7 月 10 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 7 月 10 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

イラク特措法の制定に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	斎 藤 博 行
	同	佐々木 勝 利
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則

小泉内閣は、国会の会期延長を強行してまで、イラクに自衛隊を派遣する新たな臨時的法律、いわゆる「イラク特措法」を制定しようとしています。

これは「人道・復興支援活動」の名のもとに、米英軍によるイラクへの武力行使と占領支配を追認し、その統治活動を支援することを目的とする法律にほかなりません。

米英によるイラク先制攻撃は、今日なお「大量破壊兵器」が発見されないなど、正当な理由は見当たらず、20世紀において先人の努力により築かれてきた国際平和のルールを覆す戦争であったことは明白です。自衛隊派兵は、軍事占領を行っている米英軍による占領支配に参加するものであり、同法の制定は憲法の平和原則と相容れないものです。

既に国連の各機関や日本を含む80か国を超えるNGO（非政府組織）が救援活動を展開しており、イラクへの人道支援は国連の枠組みでの支援の協力こそいま最も急がれています。

小樽市議会は、「イラク特措法」の制定に反対するとともに、政府に対し、憲法を守り、アジアと世界の平和に貢献する国づくりを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月10日
小樽市議会

議決年月日	平成15年7月10日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

地方自治の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	斎藤博行
	同	佐々木勝利
	同	武井義恵
	同	古沢勝則
	同	北野義紀

第 27 次地方制度調査会は、4 月 30 日、今後の地方自治制度の在り方についての「中間報告」をとりまとめ、発表しました。

「中間報告」では、西尾私案で示された完全自動合併方式は退けられたものの、市町村合併特例法期限後（2005 年 4 月以降）において自主的合併をさらに促進させるためとして、基礎的自治体の人口要件を法律上に明示すること（中間報告では両論併記）や、都道府県による合併構想の策定、合併や地域自治組織への移行に関する知事の勧告・あっせん、段階補正のさらなる見直しの示唆など、「昭和の大合併」における法制度の枠組みを模倣した合併推進の方策が盛り込まれています。

このような手法は、国と地方の間を上下・主従の関係においた機関委任事務時代の発想であり、地方の団体自治、住民自治を著しく制限するものであることから、到底、容認できません。

よって、国の関係機関等に対して、地方自治の充実・強化をめざす立場から、次のことを強く求めます。

- 1 今後の地方自治制度や自治体合併に関する法制度の検討、整備にあたっては、地方分権の理念である、国と地方、都道府県と市町村の対等関係、地域・自治体の自己決定を原則として対応すること。
- 2 法律上に、基礎的自治体における人口要件の目標数値は示さないこと。
- 3 法律上に、市町村の合併や地域自治組織への移行に関して、都道府県による構想・計画の策定、知事の勧告、あっせん等は示さないこと。
- 4 市町村における段階補正のさらなる縮減は、関係する市町村財政への影響が大きく、かつ地方交付税制度の趣旨に反することから、行わないこと。
- 5 本格的な税源移譲による地方税の抜本拡充を図ること。税源移譲後も自治体間の財政力格差は存在するため、地方交付税制度の根幹は堅持すること。国庫補助負担金の廃止・縮減の先行実施は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 7 月 10 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 7 月 10 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

真の地方分権確立に向けた三位一体の改革の実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	斎藤博行
	同	佐々木勝利
	同	武井義恵
	同	古沢勝則
	同	北野義紀

地方分権と地方自治の確立に向けて、国庫補助負担金、地方交付税及び税源移譲を含む税財源配分の在り方に係る「三位一体の改革」に関する取りまとめは、大詰めの段階を迎えています。

地方分権改革推進会議は、本格的な税源移譲を先送りする一方で、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税制度の将来における抜本見直しの検討などを内容とする改革案を提示しました。このような改革の方向は、分権改革に名を借りて、国の財政再建の責任を地方財政に転嫁しようとするものであり、地域公共サービス水準の低下は必至であることから、断じて認めることは出来ません。

地方分権の推進の意義を踏まえ、自治体の財政自主権の確立と、国民生活の安定・向上をめざす分権改革としなければなりません。

よって、政府に対して、次のことを強く求めます。

- 1 三位一体の改革は、税源移譲、地方交付税の見直し及び国庫補助負担金の廃止・縮減の改革を同時に一体のものとして実施すること。
- 2 税源移譲等による地方財源の充実強化は、真の地方分権を確立するために不可欠であり、これを先送りすることなく、国から地方への税源移譲を機軸に三位一体改革とすること。
- 3 国庫補助負担金の廃止・縮減にともなう一般財源化に当たっては、税源移譲を通じた地方税の拡充と地方交付税により、必要、じゅうぶんな地方税財源の確保の方策を講じること。
- 4 財源保障と財政調整の機能をもつ地方交付税制度の根幹は堅持し、地方交付税の見直しは、国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲の規模等に対応したものとすること。投資的経費の分野などにおける地方交付税の算定方法の適正見直しは必要であるが、段階補正については、その補正目的にかんがみ、さらなる見直しは行わないこと。
- 5 今後の検討に当たっては、地方自治体の意見をじゅうぶんに踏まえ、対処すること。

以上 地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月10日
小樽市議会

議決年月日	平成15年7月10日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

冬期雇用援護制度の改善・延長を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	森	井	秀	明
	同	菊	地	葉	子
	同	山	口		保
	同	武	井	義	恵
	同	古	沢	勝	則

冬期雇用援護制度は 1 年間で約 7 万 8 千人が活用し、建設・季節労働者の生活を支える「命綱」として、また通年雇用の促進と建設業者などの経営安定、地域経済の支え手として重要な役割を果たしています。

ところが政府はこの制度のうち、冬期雇用安定奨励金と技能講習助成給付金の期限が今年度で終わるのを前にして、雇用保険財政の困難を理由に、この制度と短期雇用特定求職者給付（50 日一時金）を改悪する方向を明らかにしています。

これまで 3 年間の期限をむかえるたびに寒冷地の国民運動によって、延長を実現させ 25 年間実施させてきました。季節労働者が夏場でさえ仕事がない事態がひろがり、冬期の仕事もじゅうぶんでない中で、制度の廃止は、地域と関係者に極めて深刻な悪影響を与えます。

よって政府においては、今日の高失業状態と地域の実情にかんがみ、冬期援護制度の存続をはかられるよう、強く要求するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 7 月 10 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 7 月 10 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

保育所運営費を一般財源化せず、子供の成長と発達を保障しうる保育制度の維持・発展を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠	護
	同	若 見	智 代
	同	菊 地	葉 子
	同	斎 藤	博 行
	同	山 口	保

昨年の秋以降、保育制度の根幹にかかわる政府「方針」が、相次いで示されました。

幼稚園と保育所の一元化と保育所運営費の一般財源化、保育所調理室設置義務の廃止（地方分権推進会議の最終報告、10月30日）、運営費の余剰金にかかわる会計処理の柔軟化（総合規制改革推進会議の第2次答申、12月12日）、保育所など社会福祉施設の整備費補助金の見直しなどです。さらに政府は、2003年度予算で、障害児保育事業費34億円を全額カットしました。

本市の雇用情勢と少子化は、全国に比べても深刻です。延長・休日保育や乳児・障害児保育などの住民ニーズも高まっています。食の安全やアレルギーへの対応などが、いっそう求められています。

また、定員の弾力化がすすめられ、他方で定員改定による運営費の大幅減が押しつけられつつあります。

保育にかかわる運営費国庫補助金は、児童福祉法や子どもの権利条約に明記されているところの「子どもの生存と発達に国家が責任を負う」ことを、財政面から保障したものです。地方交付税制度そのものの「見直し」が検討される中で、国と地方が保育に対する公的責任を果たすためには、運営費制度の存続が欠かせません。

国においては、保育所運営費・施設整備費の一般財源化などをしないこと、また、定員改定を押しつけないよう求めます。保育を必要としているすべての子と親に公的保育を保障するためにも、現行制度の維持と拡充を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月10日
小樽市議会

議決年月日	平成15年7月10日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

日本の食料自給率引上げとW T O 農業交渉に関する要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	森 井 秀 明
	同	菊 地 葉 子
	同	山 口 保 恵
	同	武 井 義 恵
	同	古 沢 勝 則

我が国の食料自給率はカロリーベースで 4 0 パーセント、穀物では 2 8 パーセントという、先進国の中でも例を見ない低水準にとどまっています。残留農薬や食品表示をめぐって、食の安全への信頼が厳しく問われており、安全で安心できる食料生産を願う国民の世論にこたえ、国民の食料を輸入に依存するのではなく、国内生産の拡大によって安定的に確保することこそが求められています。

しかし、政府は、米の生産から流通まで市場原理に委ね、国民の主食・米の需給や価格安定に対する国の責任を放棄する「米政策改革大綱」を打ち出し、そのために「食糧法」の改定を行おうとしています。W T O 農業交渉は、東京で行われた非公式閣僚会議前に、交渉特別議長ハービンソン氏によるモダリティー案が出され、3 月にはその改訂版が表示されたものの、現行関税 9 0 パーセントを超える品目についての大幅な関税引下げであることから、いずれも合意を得られず、決裂状況にあります。しかし、9 月の閣僚会議に向けて強行される懸念も広がっています。

提示されたモダリティー案では、米はもちろんのこと、小麦、バター・脱脂粉乳、馬鈴薯でんぷん、小豆など北海道の特産物が重大な打撃を受ける内容となっています。アメリカでは、日本や E U に対し関税引下げを求める一方で、自国の農業を守るために農業補助金を増やす「新農業法」を実施しています。

よって、政府においては、我が国の食の安全と農業の再生産を確保し、農業の多面的機能を守るため、次の点について強く要望いたします。

記

- 1 国は、主食の米を市場原理に委ねる「米政策改革」をやめること。
- 2 ミニマム・アクセス米は削減・廃止すること。
- 3 米、小麦、乳製品、小豆、ジャガイモなどに大きな打撃を与える W T O 農業交渉において関税引下げ案は受け入れないこと。
- 4 国は、国内の食料自給率を引き上げるため、再生産を確保する価格・所得政策を実施すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 7 月 10 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 7 月 10 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

教育基本法見直しで国民的議論を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山田雅敏
	同	大橋一弘
	同	大畠護
	同	秋山京子

教育基本法の見直しを求める中央教育審議会の答申が先の3月20日、遠山文部科学大臣に提出されました。

答申は「社会の形成に主体的に参画する『公共』の精神、道徳心、自律心の涵養」「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」など8項目の理念を新たに盛り込む法改正を求め、文部科学省は今国会への改正法案提出を目指しています。

しかし、教育基本法はその制定経緯、前文と基本理念の普適的内容などから準憲法的な性格を持つ法律であり、その改正は憲法と同じく時間をかけ、国民的議論を経て慎重に結論を出すべきです。特に「愛国心」などの理念は個人の内心の自由にもかかわる事柄だけに、よりいっそう慎重な論議が必要です。

答申の内容をそのまま法律の改正案とするのではなく、広範な国民的議論を喚起するための教材とし、より多くの国民の意見を聴くべきです。

また、教育基本法の改正がただちに今日の教育の諸問題の解決に直結する訳ではありません。教育の再生のためには、まず教育の諸課題を一つひとつ点検し、実態に合わせて改善策を考えていくという地道な作業が必要です。文部科学省主導の教育行政を見直し、教育の地方分権化、規制緩和を進めるとともに、教員の質の改善や、教育予算の拡充が必要です。

拙速な見直しではなく、こうした教育改革を進める中で、国民的議論の展開を含めた教育基本法の議論も深めていくべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月10日
小樽市議会

議決年月日	平成15年7月10日	議決結果	可決	賛成多数
-------	------------	------	----	------

税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山 田 雅 敏
	同	横 田 久 俊
	同	小 前 真智子
	同	斉 藤 陽一良
	同	秋 山 京 子

現下の地方財政は、バブル経済崩壊後の税の大幅な減収に加え、国が経済対策の一環として実施してきた国税・地方税を併せた政策減税、景気対策による公共事業の追加等の経済財政運営により、財源不足が拡大し、危機的な状況にあります。

各都市においては、徹底した行財政改革を積極的に取り組んでいますが、個性豊かな地域社会の形成、少子・高齢化への対応、地域経済の活性化等の新たな行政課題に直面しており、真の分権型社会を実現するためには、自己決定・自己責任に基づく地方税財政基盤の確立が喫緊の課題となっています。

政府においては、平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（骨太方針第3弾）に基づき、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲等を含む税源配分の在り方を三位一体で改革することとされました。

この三位一体の改革に当たっては、地方分権の基本理念を踏まえ、地方分権改革の残された最大の課題である、国と地方の役割分担を踏まえた税源移譲等による地方税財源の充実強化が必要不可欠です。

よって、

基幹税の再配分を基本とする税源移譲等の地方税財源の充実強化

地方交付税を通じた財源保障機能と財源調整機能は不可欠であり、これの堅持

国庫補助負担金の廃止・縮減は、単なる地方への財政負担の転嫁とせず、税源移譲等との一体的実施

これら税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月10日
小樽市議会

議決年月日	平成15年7月10日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

ヤミ金融対策の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	森井	秀明
	同	井川	浩子
	同	山口	保
	同	古沢	勝則
	同	斉藤	陽一良

近年、長引く不況を奇貨とするヤミ金融の横行が看過できない社会問題となっています。人の弱みに乗じて、中には年利数千%から数万%にのぼる高金利による貸し付けがなされたり、勤務先や家族への脅迫的な取り立てはもとより、子どもが通う学校にまで催促の電話がかけられ、職場からの解雇や離婚、自己破産、行方不明、さらには自殺をも余儀なくされるなど、その深刻な被害の多発化には目に余るものがあります。

現行制度の下では、登録さえすれば容易に貸金業を営むことが可能であり、法外な金利や強引な取り立てを行う悪徳業者への行政対応も実効を期し難いものとなっており、国による抜本的対策は急務となっています。

よって、国は、出資法上限金利を超える貸付契約の無効を明定するほか、登録要件・審査の見直し、金融取引主任制度の導入、夜間・早朝・職場等への取り立て行為規制の明確化、監督権強化のための業務改善命令規定の新設や罰則強化、苦情相談窓口や監督省庁・関係団体等の体制整備の実施など、新たな立法措置を含めた悪徳ヤミ金融を排除するための措置を速やかに講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 7 月 10 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 7 月 10 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山 田 雅 敏
	同	上 野 正 之
	同	大 畠 護
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	秋 山 京 子

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)による拉致被害者5人が24年ぶりの帰国を果たしてから半年以上が経過しました。この間、北朝鮮は、「拉致事件があったこと」を公式に認めていながら、子どもたちなど被害者家族の早期帰国や被害者家族が求める死亡したとされる家族についての情報提供の要請などの声に耳を傾けることなく、膠着状態が続いていることは誠に遺憾です。そのため、いまだに拉致被害者の方々は家族離散という、つらい現実に耐えながら祖国・日本での生活を送っています。

日本人拉致問題は、北朝鮮によるわが国の主権を侵害した国家犯罪であるとともに、人道に反する犯罪です。このことは、国連人権委員会においても4月16日、北朝鮮の人権状況を非難する決議（EUと日本、米国などが共同提案）が初めて採択され、北朝鮮の無法と非道を公式に認めるところです。同決議においては、日本人や韓国人の拉致事件についても具体的に言及し、迅速に「まだ解決されていない全ての問題を明確、かつ透明な形で解決する」ことを求めています。北朝鮮は、速やかに我が国と国連人権委員会の要求に応じるべきと考えます。

政府としても、拉致被害者およびご家族の方々の思いを受け止め、北朝鮮に対し強い態度で迫り、平壤宣言に基づき、被害者家族の帰国実現をはじめとする拉致問題の早期解決に全力を挙げるべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月10日
小樽市議会

議決年月日	平成15年7月10日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

外国人学校への大学入学資格付与の早期実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山	田	雅	敏
	同	上	野	正	之
	同	大	畠		護
	同	菊	地	葉	子
	同	佐	々	木	勝
	同	秋	山	京	子

近年、我が国に中・長期的に滞在する外国人が増加しており、これら外国人の子弟の多くが日本国内にあるインターナショナルスクールや外国人学校に通学しています。彼らが我が国の国立大学などを受験しようとする場合、現在は大学入学資格検定（大検）に合格しなければ入試を受けることが出来ません。

しかし規制改革推進3か年計画（平成14年3月29日閣議決定）は、「インターナショナルスクールにおいて、一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学や高等学校に入学する機会を拡大する」と受験資格の弾力化を提案しました。

これを受けて今年3月、文部科学省は教育に関する規制緩和の一環として、WASC（西部地区基準協会）など3つの英米学校評価機関によって認定された欧米系のインターナショナルスクール16校に大学入学資格を認めることとしました。一方、中華学校、韓国学校、朝鮮学校などアジア系を中心としたその他の外国人学校17校は除外される形となったため、アジア系学校などの関係者が強く反発したところであり、文部科学省が国民に募集して寄せられた意見のうち96%が「アジア系など他の外国人学校にも認めるべき」としたこともあり、当初の方針を撤回してアジア系学校などにも認める方向で再検討することとなったところであり、

能力に依りてすべての人に差別なく教育の場を保障しようとする国際人権規約や子どもの権利条約などの趣旨からいっても、欧米系学校とアジア系学校を差別することは問題であり、

90年代後半から私立大学などは教授会などの決定でアジア系学校の卒業生に受験資格を認めていることにかんがみても、国立大学の対応が遅れていたことは否めません。日本国内のインターナショナルスクールや外国人学校に通う子どもたちが2004年度の大学入学試験に間に合うよう、早急に具体的な方針を示すことを要求するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月10日
小樽市議会

議決年月日	平成15年7月10日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

郵便投票制度等の改正を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山	田	雅	敏
	同	上	野	正	之
	同	大	畠		護
	同	菊	地	葉	子
	同	佐	々	木	勝
	同	秋	山	京	子

平成14年11月28日、在宅療養中のALS(筋萎縮性側索硬化症)患者が「郵便投票において代筆が認められない現行の選挙制度は法の下での平等に反する」として国家賠償等を求めていた訴訟の判決が東京地裁で下されました。判決は原告の訴えを退けたものの、その傍論の中で「原告等が選挙権を行使できる投票制度が無かったことは憲法違反と言わざるをえない」と指摘しました。

また、平成15年2月10日、対人恐怖症で投票所に行けない知的障害者の男性が「郵便投票制度を重度身体障害者に限った選挙制度は憲法違反である」として、国家賠償等を求めた訴訟においても、大阪地裁により判決が下され、原告の訴えは退けられたが、判決の傍論において「現行制度は憲法の趣旨に照らして完全ではなく、在宅投票の対象拡大などの方向で改善が図られてしかるべきものである」と行政府の制度改善の努力が求められたところです。

これらの判決に関し福田官房長官も「投票困難な方々の投票機会を確保することは重要な課題と認識している」と発言しています。

我が国の郵便投票制度は、障害のある方や難病の方々、また寝たきりの高齢者やALS患者などで投票所へ行くことさえ困難な方々にとって、権利行使への手続きが煩雑であるうえ、制度上の不備から投票権の行使が困難な状況にあります。したがって、早急に制度上の不備を改善し、こうした方々の政治参加機会の確保を図るべきです。それは民主主義の観点からも重要であります。

ついては、下記のとおり法の整備を含め所要の措置を早急に講じ、もって投票権の行使の障壁を一刻も早く取り除くべきです。

記

- 1 障害者や難病者、要介護の高齢者等、郵便投票の対象者の拡大を図ること。
- 2 ALS(筋萎縮性側索硬化)患者等、自筆が困難な人のために代理投票制度の導入等、投票機会の確保を図ること。
- 3 現在の郵便投票制度における資格証明や申請手続き等の簡素化を図るなど、障害者の方々が容易に投票できるよう改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月10日
小樽市議会

議決年月日	平成15年7月10日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

「公立高等学校配置の基本指針と見通し」を見直し、道独自で小中高 30 人学級の実現など教育条件整備につとめるとともに、拙速な高校通学区域の拡大を行わないことを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山 田 雅 敏
	同	上 野 正 之
	同	大 畠 護
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	秋 山 京 子

今日の教育をめぐる困難な状況を克服するために、文部科学省による第 7 次（高校第 6 次）教職員定数改善計画の策定とともに「標準法」一部改正が行われ、全国各地で少人数学級編成を実施し始めました。本道でも、昨年から小学校 1 学年で「35 人モデル事業」を一部で開始しました。

その一方で北海道教育委員会は、「公立高等学校配置の基本指針と見通し」に基づき、生徒が減少しているという理由で北海道独自で高校リストラを推し進めている上で、生徒の「学校選択幅の拡大」を理由に平成 17 年度入試から高校通学区域を拡大しようとしています。

安易な通学区域の拡大は、受験競争の過熱化や遠距離通学の増加、保護者の経済負担の増加を招き、保護者の経済力による教育格差拡大につながることを懸念されます。また、経済効果優先の「基本指針と見通し」による高校リストラの動きと併せると、郡部の高校の存続が難しくなることは明らかです。

へき地が多く、小規模学校・学級が多い本道における学級削減・高校統廃合は、地域から子どもを都市部に集中させることに他ならず、過疎化に拍車をかけることにつながり、地域で子どもを育てたいという保護者・住民の願いに反し、高校を存続させようとの地域の努力に冷水を浴びせるものです。

よって、北海道教育委員会においては「公立高等学校配置の基本指針と見通し」を見直し、北海道独自に小中高すべての学校で 30 人以下学級を実現し、教職員の定数増など教育条件整備につとめるとともに、道民合意のない拙速な高校通学区域の拡大を行わないことを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 7 月 10 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 7 月 10 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

30 人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を改定することに反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山	田	雅	敏
	同	上	野	正	之
	同	大	畠		護
	同	菊	地	葉	子
	同	佐	々	木	勝
	同	秋	山	京	子

政府は、構造改革の一環として国庫補助金負担金の整理合理化を進めるとしており、既に今通常国会で「義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案」が可決成立し、国庫負担金の一部が地方に転嫁されることとなりました。

しかし、同国会での附帯決議にあるように、憲法の要請するところである義務教育の水準の維持向上と教育の機会均等が国の責任において確保されるべきであることはいうまでもありません。

現在政府が検討中の、学校事務職員・栄養職員をはじめとする教職員の給与費国庫負担適用除外や負担割合の引き下げは、我が国の義務教育を支える国と地方の基本的な役割分担を損ね、地方自治体の財政を一層ひっ迫させることとなります。

また、深刻な雇用情勢を反映して就学援助受給者や奨学金希望者が増大しており、教育費の公費負担がいつそう求められているにもかかわらず、地方財政の圧迫が保護者負担の増大につながることは避けられません。

さらに、深刻化するいじめ・不登校などに対応するため、ゆとりある教職員定数配置が必須となっており、保護者負担を軽減し、地域・家庭の教育環境向上のため、義務教育諸学校の教科書無償制度や私学助成の増額などが引き続き重要です。

よって、政府においては、教育予算を充実するとともに、義務教育費国庫負担法から、学校事務職員・栄養職員をはじめとする教職員の給与費適用除外を行わないよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 7 月 10 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 7 月 10 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

廃棄物焼却施設の解体・撤去費に対する財政支援に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 橋 一 弘
	同	大 島 護
	同	若 見 智 代
	同	吹 田 友三郎
	同	斎 藤 博 行
	同	高 橋 克 幸

廃棄物処理施設整備費の国庫補助制度では、その解体・撤去費は対象外とされています。

しかし、平成 1 3 年 4 月の労働安全衛生規則の改正に伴い、焼却施設内作業における労働者のダイオキシン類曝露防止措置が定められました。このため、その解体・撤去を伴う場合には、ダイオキシン類の測定・分離・除去などにおいてじゅうぶんな安全対策が必要とされます。そのことによって工事費用は、これまでより大幅に増大し、数億円にのぼる例も少なくないとみられます。

解体工事費が財政を圧迫し、解体計画をたてられない施設が大部分になっています。よって、焼却施設が、老朽化や災害等により周辺環境に害悪を及ぼすことが懸念され、早急な施設解体を促進するため、新たな補助制度を創設することを要求するものです。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 7 月 10 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 7 月 10 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

第 1 1 次さけ定置漁業の操業期間等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 橋 一 弘
	同	大 畠 護
	同	井 川 浩 子
	同	山 口 保
	同	古 沢 勝 則
	同	佐 藤 利 幸

小樽市の水産業は、沿岸漁業（浅海・各種刺網・ほたて養殖・定置漁業）及び沖合漁業（沖合底曳・えびかご・かにかご漁業）に大別され、ことに就業人口の多い沿岸漁業のうち、さけ漁業は戦後にしん漁業とともに重要な水産資源として本市の振興発展に大きく貢献してきました。しかし、昭和30年以降のにしん漁業の不振から漁業形態の変化を余儀なくされ、浅海資源をはじめ各種資源の増養殖事業に取り組み、獲る漁業から育てて獲る漁業に展開を図り、漁業者の経営安定策を推進しています。現在の小樽市の沿岸漁業は、うに、ほたて、さけ等の漁獲量及び漁獲額が大きなウエイトを占めています。

国内の経済状況が不安定で、景気の回復もままならない今日、水産業においても漁獲量の減少や、魚価の低迷など非常に厳しい状況が続いている中、さけ漁業は本市の振興発展にはなくてはならない産業であり、その役割は大なるものがあります。

このたび、北海道は、さけ定置漁業権第11次切替にあたり、最終方針として提示されたところではありますが、日本海地域でさけ定置を営む漁業者及び漁業協同組合にとっては、さらに厳しい内容であり、次の事項について、適切な是正が講ぜられるよう強く要望します。

記

- 1 第11次切替方針(平成15年5月30日付け)を白紙撤回すること。
- 1 沖網・陸網共に第10次定置漁業操業期間に戻すこと。
- 1 操業開始前の身網設置について廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月10日
小樽市議会

議決年月日	平成15年7月10日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

平成15年小樽市議会第2回定例会議決結果表

会期 平成15年6月20日～平成15年7月10日(21日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成15年度小樽市一般会計補正予算	H15.6.20	市長	H15.6.26	予算	H15.7.4	可決	H15.7.10	可決
2	平成15年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H15.6.20	市長	H15.6.26	予算	H15.7.4	可決	H15.7.10	可決
3	平成15年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算	H15.6.20	市長	H15.6.26	予算	H15.7.4	可決	H15.7.10	可決
4	平成15年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計補正予算	H15.6.20	市長	H15.6.26	予算	H15.7.4	可決	H15.7.10	可決
5	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H15.6.20	市長	H15.6.26	予算	H15.7.4	可決	H15.7.10	可決
6	小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案	H15.6.20	市長	H15.6.26	厚生	H15.7.8	可決	H15.7.10	可決
7	小樽市給食施設の栄養管理に関する条例案	H15.6.20	市長	H15.6.26	厚生	H15.7.8	可決	H15.7.10	可決
8	小樽都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案	H15.6.20	市長	H15.6.26	予算	H15.7.4	可決	H15.7.10	可決
9	小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案	H15.6.20	市長	H15.6.26	総務	H15.7.8	可決	H15.7.10	可決
10	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	H15.6.20	市長	H15.6.26	総務	H15.7.8	可決	H15.7.10	可決
11	新たに生じた土地の確認について	H15.6.20	市長	H15.6.26	経済	H15.7.8	可決	H15.7.10	可決
12	町の区域の変更について	H15.6.20	市長	H15.6.26	経済	H15.7.8	可決	H15.7.10	可決
13	市道路線の変更について	H15.6.20	市長	H15.6.26	建設	H15.7.8	可決	H15.7.10	可決
14	訴えの提起について	H15.6.20	市長					H15.6.26	可決
15	小樽市非核港湾条例案	H15.6.20	議員	H15.6.26	総務	H15.7.8	否決	H15.7.10	否決
16	小樽市吏員懲戒審査委員会委員の選任について	H15.7.10	市長					H15.7.10	同意
17	小樽市固定資産評価員の選任について	H15.7.10	市長					H15.7.10	同意
18	人権擁護委員候補者の推薦について	H15.7.10	市長					H15.7.10	同意
意見書 第1号	清潔で公平・公正な住民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	否決
意見書 第2号	平成15年度の北海道最低賃金の引上げ・改善を求める意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	否決
意見書 第3号	教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	否決
意見書 第4号	今日の教育危機を打開するため、国の責任での30人以下学級実現、教職員定数改善を求めるとともに、私学助成の削減に反対し、教育予算の拡充を求める意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	否決
意見書 第5号	基礎的自治体の確立に関する意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	否決
意見書 第6号	生命保険の利率引下げ撤回に関する意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	否決
意見書 第7号	輸入牛肉も含めた牛肉トレーサビリティ実施に関する要望意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	否決
意見書 第8号	国民に大增税の重荷となる政府税制調査会中期答申に反対する意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	否決
意見書 第9号	イラク特措法の制定に反対する意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	否決
意見書 第10号	地方自治の充実・強化を求める意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	否決

議案 番号	件 名	提 出 日 月 年	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 月 年	付 託 委 員 会	議 決 日 月 年	議 決 結 果	議 決 日 月 年	議 決 結 果
意見書案 第11号	真の地方分権確立に向けた三位一体 の改革の実現を求める意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	否決
意見書案 第12号	冬期雇用援護制度の改善・延長を求 める意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	否決
意見書案 第13号	保育所運営費を一般財源化せず、子 供の成長と発達を保障しうる保育制 度の維持・発展を求める意見書 (案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	否決
意見書案 第14号	日本の食料自給率引上げとWTO農 業交渉に関する要望意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	否決
意見書案 第15号	教育基本法見直しで国民的議論を求 める意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	可決
意見書案 第16号	税源移譲を基本とする三位一体改革 の早期実現を求める意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	可決
意見書案 第17号	ヤミ金融対策の強化を求める意見書 (案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	可決
意見書案 第18号	北朝鮮による拉致問題の早期解決を 求める意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	可決
意見書案 第19号	外国人学校への大学入学資格付与の 早期実現を求める意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	可決
意見書案 第20号	郵便投票制度等の改正を求める意見 書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	可決
意見書案 第21号	「公立高等学校配置の基本指針と見 通し」を見直し、道独自で小中高3 0人学級の実現など教育条件整備に つとめるとともに、拙速な高校通学 区域の拡大を行わないことを求める 意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	可決
意見書案 第22号	30人以下学級実現等教育予算の充 実を求め、義務教育費国庫負担法を 改定することに反対する意見書 (案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	可決
意見書案 第23号	廃棄物焼却施設の解体・撤去費に対 する財政支援に関する意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	可決
意見書案 第24号	第11次さけ定置漁業の操業期間等 に関する意見書(案)	H15.7.10	議員					H15.7.10	可決
その他会 議に付し た事件	財政の健全化について(総務常任委 員会所管事項)				総務	H15.7.8	継続 審査	H15.7.10	継続 審査
	経済の活性化について(経済常任委 員会所管事項)				経済	H15.7.8	継続 審査	H15.7.10	継続 審査

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2	清潔で公平・公正な住民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める意見書提出方について	H15.5.29	H15.7.8	不採択	H15.7.10	不採択

厚生常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
7	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について	H15.6.19	H15.7.8	継続審査	H15.7.10	継続審査

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H15.7.8	継続審査	H15.7.10	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について	H15.6.3	H15.7.8	継続審査	H15.7.10	継続審査
4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.6.10	H15.7.8	継続審査	H15.7.10	継続審査
5	幸2丁目6番、7番付近道路の市道認定方について	H15.6.12	H15.7.8	継続審査	H15.7.10	継続審査
6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H15.6.13	H15.7.8	継続審査	H15.7.10	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H15.6.20	H15.7.8	継続審査	H15.7.10	継続審査
9	長橋2丁目19、21番付近道路の市道認定方について	H15.6.20	H15.7.8	継続審査	H15.7.10	継続審査
10	市道桜18号線の幅員確保及び整備方について	H15.6.24	H15.7.8	継続審査	H15.7.10	継続審査
11	市道桜17号線の除排雪方について	H15.6.25	H15.7.8	継続審査	H15.7.10	継続審査